

第 1 回幕別町議会定例会

議事日程

平成29年第 1 回幕別町議会定例会
(平成29年 3 月 2 日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第 8 条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第 1 会議録署名議員の指名
15 谷口和弥 16 千葉幹雄 17 寺林俊幸
- 日程第 2 会期の決定
（諸般の報告）
行政執行方針（町長、教育長）
- 日程第 3 承認第 1 号 専決処分した事件の承認について
（平成28年度幕別町一般会計補正予算（第 9 号））
- 日程第 4 議案第 1 号 平成29年度幕別町一般会計予算
- 日程第 5 議案第 2 号 平成29年度幕別町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 6 議案第 3 号 平成29年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 7 議案第 4 号 平成29年度幕別町介護保険特別会計予算
- 日程第 8 議案第 5 号 平成29年度幕別町簡易水道特別会計予算
- 日程第 9 議案第 6 号 平成29年度幕別町公共下水道特別会計予算
- 日程第10 議案第 7 号 平成29年度幕別町個別排水処理特別会計予算
- 日程第11 議案第 8 号 平成29年度幕別町農業集落排水特別会計予算
- 日程第12 議案第 9 号 平成29年度幕別町水道事業会計予算
- 日程第13 議案第10号 平成28年度幕別町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第14 議案第11号 平成28年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第15 議案第12号 平成28年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第16 議案第13号 平成28年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第17 議案第14号 平成28年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第18 議案第15号 平成28年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第19 議案第16号 平成28年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第20 陳情第17号 平成28年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第21 議案第18号 平成28年度幕別町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第22 陳情第 1 号 「テロ等組織犯罪準備罪を新設する組織犯罪処罰法改正案の成立に反対する意見書」採択に関する陳情
- 日程第23 陳情第 2 号 「後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の維持・継続を求める意見書」の提出を求める陳情書

会議録

平成29年第1回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成29年3月2日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 3月2日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)

議長 芳滝 仁
副議長 藤原 孟

- | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 板垣良輔 | 2 荒 貴賀 | 3 高橋健雄 | 4 小田新紀 | 5 内山美穂子 |
| 6 小島智恵 | 7 若山和幸 | 8 小川純文 | 9 岡本眞利子 | 10 東口隆弘 |
| 11 野原恵子 | 12 中橋友子 | 13 藤谷謹至 | 14 田口廣之 | 15 谷口和弥 |
| 16 千葉幹雄 | 17 寺林俊幸 | 18 乾 邦廣 | | |

- 6 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 飯田晴義
教 育 長 田村修一
企 画 総 務 部 長 菅野勇次
会 計 管 理 者 原田雅則
住 民 福 祉 部 長 境谷美智子
建 設 部 長 須田明彦
政 策 推 進 課 長 山端広和
地 域 振 興 課 長 小野晴正
都 市 計 画 課 長 吉本哲哉
土 木 課 長 寺田 治
学 校 教 育 課 長 高橋修二
商 工 観 光 課 長 岡田直之
保 健 課 長 合田利信
住 民 生 活 課 長 山本 充

副 町 長 川瀬俊彦
代 表 監 査 委 員 八重柏新治
教 育 部 長 山岸伸雄
経 済 部 長 田井啓一
忠 類 総 合 支 所 長 伊藤博明
糠 内 出 張 所 長 阿部麗子
総 務 課 長 武田健吾
防 災 環 境 課 長 天羽 徹
経 済 建 設 課 長 川瀬康彦
生 涯 学 習 課 長 湯佐茂雄
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長 妹尾 真
水 道 課 長 笹原敏文
福 祉 課 長 新居友敬
こ ど も 課 長 杉崎峰之

- 7 職務のため出席した議会事務局職員

局長 細澤正典 課長 澤部紀博 係長 佐々木慎司

- 8 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

- 9 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

- 15 谷口和弥 16 千葉幹雄 17 寺林俊幸

議事の経過

(平成29年3月2日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（芳滝 仁） ただいまから、平成29年第1回幕別町議会定例会を開会いたします。
これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（芳滝 仁） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（芳滝 仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、15番谷口議員、16番千葉議員、17番寺林議員を指名いたします。

[会期の決定]

○議長（芳滝 仁） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から3月17日までの16日間といたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から3月17日までの16日間と決定いたしました。

[諸般の報告]

○議長（芳滝 仁） 次に、諸般の報告をいたします。
監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による「例月出納検査結果報告書」及び同法第199条第9項の規定による「定期監査結果報告書」が議長宛てに提出されていますので、お手元に配付してあります。
次に、去る2月24日、十勝町村議会議長会定例会が開催され、平成29年度事業計画が決定したので、お手元に配付いたしました。後ほどごらんいただきたいと思います。

[行政執行方針]

○議長（芳滝 仁） ここで、町長から行政執行方針の申し出がありますので、これを許します。
飯田町長。
○町長（飯田晴義） 平成29年第1回町議会定例会が開会されるに当たりまして、町政執行についての所信を申し上げ、議員の皆さん並びに町民の皆さんにご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。
平成27年4月に町民の皆さんの負託を受け、本町の舵取り役を担わせていただきましてから約2年、間もなく任期の折り返しを迎えようとしております。
昨年は、合併10周年、開町120年、町制施行70周年という本町にとって記念すべき年であり、この時期に町長としての任に当たることができたことに感慨を深くしているところであります。
また、一方では、かつてない災害に見舞われた年でもあり、被災された方々への支援や災害復旧に全力で取り組んでまいりました。
いただいた任期の折り返し地点を迎える今、町民の皆さんの期待に応えられるよう、決意を新たに

するところであります。

はじめに、まちづくりに臨む私の基本姿勢について申し上げます。

現在、多くの市町村は人口減少問題に直面しており、本町においても例外ではありません。人口減少対策に特効薬はなく、簡単に解決できる問題ではありませんが、定住対策をはじめ、子育て支援や教育支援、雇用対策、防災対策などあらゆる分野の施策を総動員して、はじめて効果が現れるものと考えております。

私は、こういった人口減少対策を常に念頭に置きながら、「誰もが住みたいまち・住み続けたいまち 幕別町」の実現に向け、さらなる情熱と誠意をもって町政運営に取り組んでまいります。本年度は、現行の第5期幕別町総合計画の締めくくりの年であり、既に新たな総合計画の策定に向けて作業に着手しておりますが、次期計画における施策展開へ着実にバトンをつなぐため、しっかりと準備を進めてまいります。

私は、常に町民との対話を心掛け、対話を重ねることで町民との協働による施策を構築し、共に実行することが大切であり、町民と達成感や充実感を共有することや喜びを分かち合うことにより、真のまちづくりが実現できるものと考えております。

これからも「町民との対話によるまちづくり」を基軸に、町民の皆さんとの確かな信頼関係を積み重ね、着実にまちづくりを進めてまいり所存であります。

次に、地方財政対策について申し上げます。

国は、平成29年度予算編成の基本方針において、引き続き「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、一億総活躍社会の実現のための成長戦略など、重要政策課題に必要な予算措置を講ずる一方、歳出改革等を着実に推進するため、公的支出を抑制するなど歳出全般にわたり聖域なき徹底した見直しに取り組むこととしております。

このような中、地方財政計画におきましては、地方税を含む一般財源総額を対前年比0.7%増の62兆7,000億円とし、そのうち地方交付税の総額については、前年度比2.2%減の16兆3,000億円とされたところであり、地域経済・雇用対策費として措置されている歳出特別枠の大幅な減額などの影響が懸念されるところであります。

また、歳出におきましては、引き続き防災・減災対策に取り組むことができるよう、緊急防災・減災事業が平成32年度まで延長されたほか、公共施設等の老朽化対策等を推進するため、公共施設等最適化事業について、長寿命化対策等を追加するなどの内容を拡充し、新たに公共施設等適正管理推進事業費として3,500億円が計上されたところであります。

こうした中で編成した本町の新年度予算の概要について申し上げます。

一般会計予算の総額は、147億9,334万6,000円で、前年度と比較して、6億3,176万5,000円、4.1%の減に、また、国民健康保険特別会計など7特別会計と水道事業会計を合わせた8会計では、総額90億2,529万9,000円で、前年度と比較して、4億4,240万2,000円、4.7%の減となっております。

次に、一般会計の歳出について申し上げます。

投資的経費は、総額約20億円で、前年度と比較いたしますと、幕別消防署糠内分遣所建設工事の完了やナウマン公園遊具整備費の減少などにより、20.0%の減となっております。

また、非投資的経費は、総額約127億9,000万円、1.0%の減と、ほぼ前年度と同額となっております。

次に、歳入についてありますが、町税は、昨年の台風被害等による農業関連所得の落ち込みから、個人町民税、法人町民税は減収を見込んでおりますが、固定資産税と軽自動車税は増収が見込まれることから、町税全体では前年度とほぼ同額を、普通交付税については、国の地方財政対策や合併算定替の影響などを勘案し、前年度交付決定額に対して4.9%の減で計上したところであります。

基金繰入金につきましては、財政調整基金から3億円、ふるさと寄付金の活用分と財源調整分として、まちづくり基金から約3億1,500万円など、総額約7億7,000万円を計上したところであります。

また、町債につきましては、普通建設事業債に 9 億 4,990 万円、臨時財政対策債に 4 億 7,300 万円、過疎債のソフト事業分に 3,120 万円と、総額では前年度に比べ 4 億 1,870 万円、22.4%の減となりました。

以上、新年度予算の概要について申し上げましたが、厳しさを増す地方財政の中にあって、「選択と集中」の考えの下、必要な事業に重点的な配分を行うよう編成いたしましたところであります。

次に、本年度の主要施策の展開につきまして、第 5 期幕別町総合計画に掲げる 5 つの基本目標に沿ってご説明申し上げます。

基本目標の第 1、「ともに考えともに創る活力あるまちづくり」についてであります。

はじめに、支えあうコミュニティの推進について申し上げます。

町民一人ひとりがお互いを助け合う意識の醸成と地域コミュニティの充実を目指し、住み慣れた地域で支え合う安心して暮らせる地域づくりに努めてまいります。

本年度につきましては、地域の方々の活動拠点である近隣センター等の整備として、泉町近隣センターの全面改修工事や忠類コミュニティセンターの暖房機器設置などの改修工事を実施してまいります。

次に、住民参加のまちづくりについて申し上げます。

協働のまちづくり支援事業につきましては、公区案内板整備や盆踊りや運動会などの地域コミュニティ活動、地域内除雪機械導入の交付対象の拡大や交付率の見直しを行い、公区の自主的な活動を一層支援してまいります。

次に、わかりやすい行政の推進について申し上げます。

町政への理解と信頼関係を深めるためにも、情報共有化は不可欠であり、町民の皆さんが行政に関心を持っていただけるよう広報紙やホームページなど情報発信の充実を図るほか、町民目線に立った情報の提供に努めてまいります。

また、複雑・多様化する町民要望を的確に把握し、町政に対する相互理解を深めるため出前講座を実施するほか、引き続き、多くの機会を通じて町民の皆さんとの対話に努めてまいります。

次に、行政組織・機構の改革について申し上げます。

行政組織・機構の見直しにつきましては、昨年 4 月に機構改革を実施したところでありますが、札内支所の機能拡充につきましては、札内コミュニティプラザの完成に伴う移転を見据え、平成 26 年度から庁内に検討部会を設置するとともに、議員の皆さん、町民の皆さんからのご意見をいただきながら、検討してまいりました。

このような経過を踏まえ、従来業務と防災拠点としての施設管理を担当する住民課を設置するほか、納税、国民健康保険・後期高齢者医療、保健、介護等に関する相談業務の充実を図るため、住民相談室を設置することとしたところであります。

次に、行財政の運営について申し上げます。

行政運営を取り巻く環境は、国の構造改革や地方分権の本格的な到来などに加え、人口減少や少子高齢化などを背景とした行政課題が確実に増加しております。

このような状況の中、町民の多様なニーズに対応するためには、効率的な行政運営と財政の健全性の確保を図る必要があることから、第 4 次行政改革大綱・推進計画の着実な実施を進め、全ての事務事業において抜本的かつ徹底的な行財政改革を推進しつつ、町民に対する行政サービスの維持・向上に努めてまいります。

また、公共施設等については、昭和 50 年代に整備したものが多く、老朽化の進行から近い将来、大規模な改修や更新が必要となってきます。

このため、新たに策定いたします公共施設等総合管理計画に基づき、今後の公共施設等の配置や規模の適正化を図るとともに長寿命化による更新費用等の圧縮に努めてまいります。

次に、広域行政の推進について申し上げます。

現在、「オール十勝」で取り組んでいる定住自立圏や昨年 4 月からスタートした消防の広域化など、

今後におきましても住民サービスの向上や事務事業の効率化などの観点から、広域連携の重要性がますます高まってくるものと考えております。

本年度は、管内 19 市町村で構成する一部事務組合組織の効率化を図るため、十勝圏複合事務組合と十勝環境複合事務組合の平成 30 年 4 月統合に向けた手続きを進めながら、広域行政の運営に取り組んでまいります。

また、管内の 19 市町村の広域連携事業として取り組んでおります「十勝アウトドアブランディング事業」や、本町と音更町、池田町で組織いたしております「十勝川中流域かわまちづくり協議会」の取組などを通じて、観光客の誘致を進めてまいります。

次に、定住対策について申し上げます。

平成 27 年 4 月から実施しております「マイホーム応援事業」につきましては、本年 1 月末現在で、通算 152 件に補助金を交付しておりますが、このうち町外からの転入は 78 件、203 人に上っております。

引き続き、マイホーム応援事業を実施するとともに、一層の移住・定住の促進を図るため、「空き地・空き家バンク」を開設し、空き家情報等の提供に努めてまいります。

また、大樹町が進めているロケット発射場の整備や、駒島地区に大規模酪農施設の建設が計画されており、今後、忠類地域における住宅の需要が高まることが想定されることから、幕別町忠類地域民間賃貸住宅建設促進事業の活用を含め、定住促進に努めてまいります。

次に、基本目標の第 2、「農業を核に競争力のある産業のまちづくり」についてであります。

産業の振興、経済の活性化のため、基幹産業である農業の体質強化を図るとともに、6 次産業化や農商工連携による高付加価値型産業の創出など「農業を核に新たな可能性を開く産業のまちづくり」に取り組んでまいります。

はじめに、農業の振興について申し上げます。

農業を取り巻く情勢は、アメリカ・トランプ新政権が T P P からの離脱を決定し、2 国間の貿易協定を目指す姿勢を示すなど、先行きが不透明な状況にあります。

また、国内農業においては、離農や新規就農者の減少などの課題を抱えておりますが、我が国のロボット技術や I C T といった最先端の技術が農業分野においても活用されはじめ、生産性や効率性の向上、労働の軽減等に期待が集まっているところであります。

十勝においては、昨年、日照不足や長雨、連続した台風により、農業は大きな影響を受けましたが、気象の変化やいかなる農業情勢になろうとも、持続可能な農業の発展を実現していくため、関係機関と連携を図りながら、足腰が強く、底力のある地域農業の確立に向けた対策を継続的に実施していく必要があります。

このため、土地生産性の向上による安定的な農業を目指し、「ふるさと土づくり支援事業」を引き続き実施してまいります。

また、有害鳥獣対策につきましては、わなによる捕獲を一層進めるとともに、猟友会の協力をいただきながら銃による駆除を引き続き実施し、農作物被害の防止に努めてまいります。

次に、担い手の育成と農地の集積についてであります。

継続的で力強い幕別農業の実現のために、基本となる担い手や農地に関する「幕別町人・農地プラン」の適宜見直しを行うとともに、農地利用集積円滑化事業と農地中間管理事業を効率的に活用しながら農地の集積を推進してまいります。

また、幕別町農業振興公社で実施しております、まくべつ農村アカデミーや農業後継者の配偶者対策等の各種事業につきましても、農協など関係機関と一体となって取り組んでまいります。

次に、酪農・畜産振興についてであります。

昨年の台風等の影響により、堤外の牧草地が、河川の増水により表土が流出する被害を受けましたことから、緊急対策として被災草地の更新に係る経費の一部を補助し、従前の自給飼料基盤の復旧を図ってまいります。

また、引き続き、「後継牛確保対策事業」を実施し、優秀な後継牛の自家繁殖による確保と出産後の仔牛の事故防止に対する支援を実施してまいります。

なお、昨年実施いたしました「家畜ふん尿バイオマス調査」において、一部地域における事業化の可能性が示されたところであり、今後は、農業者の新エネルギーの導入に向けた理解を深めるための啓発活動を実施してまいります。

次に、土地改良事業であります、はじめに国営事業について申し上げます。

国営施設応急対策事業が昨年度から事業着手され、札内川地区畑地かんがい用水系統の根元にあたる札内川導水路の4.6kmの更新が実施される予定であります。

次に、道営事業につきましては、農地整備事業を6地区で継続実施するほか、平成30年度、31年度に新規事業着手を目指して軍豊第2地区、糠内第3地区の計画樹立調査を実施いたします。

また、公社営事業につきましては、忠類地区での草地畜産基盤整備事業を継続して実施してまいります。

このほか、平成30年度までの時限で農用地排水改善対策事業の対象工種に縦孔暗渠を加え、農家負担を従来の2分の1に軽減する緊急的な農地の排水向上対策を実施してまいります。

次に、林業の振興についてであります。

森林は、環境への負荷の少ない優れた素材である木材の供給や水源の涵養、安全な国土の形成、生活環境や生物多様性の保全、地球温暖化防止といった様々な機能を有しております。

それら森林の有する多面的機能を持続的に発揮させる必要性から、国や北海道、森林組合と連携を図りながら、「公費造林推進事業」や「除間伐推進事業」などを引き続き実施し、民有林の振興に努めるとともに、昨年の台風被害を受けた町有林の復旧整備事業を実施してまいります。

次に、商工業の振興について申し上げます。

全国的な経済情勢は、ゆるやかな回復基調が続いているものの、本町の商工業を取り巻く環境は、個人消費の低迷が続く中、慢性的な人手不足や人件費の上昇等により依然として厳しい状況が続くことが懸念されます。

このため、商工会と連携を図りながら経営改善普及事業をはじめ、各種の活性化事業に対し必要な支援を行うとともに、中小企業退職金共済制度加入促進事業や空き店舗対策事業、さらには、昨年度から制度を拡充いたしました住宅新築リフォーム奨励事業を引き続き実施し、商店街の活性化や商工業の振興に努めてまいります。

また、中小企業融資につきましては、金融機関や商工会との連携の下、商工業者の金融の円滑化による経営強化を一層促進するため、創業資金融資も含めた利息補給と保証料補給を引き続き行ってまいります。

特産品研究開発事業補助金につきましては、昨年度から、新製品の開発経費について、調査研究から販路拡大に至るまで総合的に支援する制度に拡充したところであり、商工会や観光物産協会と連携を図りながら、一層の活用を促進してまいります。

次に、企業誘致対策についてであります。

昨年は、リバーサイド幕別工業団地において、4区画の土地の販売と2事業所の企業立地がなされたところであり、引き続き企業立地や既存企業の事業拡大の動きなどをつぶさに捉え、新規企業誘致に向けた情報発信、さらには、北海道や金融機関の協力を得ながら優遇制度の周知に努めてまいります。

次に、雇用対策について申し上げます。

雇用情勢を的確に捉え、既存企業の増設や業務拡大による雇用の創出に努めるとともに、ハローワークと連携した求人情報の提供に取り組んでまいります。

雇用対策事業といたしましては、未就職の新卒者対策のほか、季節労働者の冬季雇用対策として、町道や町有地の環境整備、公共施設の清掃や解体などを実施するとともに、十勝北西部通年雇用促進協議会と連携を図りながら、季節労働者の通年雇用化の実現に向けた事業を実施してまいります。

次に、観光振興について申し上げます。

豊かな自然に育まれた多様な観光資源を活用した地域性あふれる観光地づくりを、観光物産協会など関係機関と連携して取り組んでまいります。

本年2月には、明野ヶ丘スキー場において、マレーシアからの雪遊びツアー客の誘致が実現したところであり、これを契機に、継続して本町に訪れていただけるよう観光物産協会や商工会と連携を図りながら取組を進めてまいります。

また、「夏フェスタ」や「産業まつり」、「どんとこいむら祭り」、「ナウマン全道そり大会」など季節感あふれる地域に根ざしたイベントを開催するとともに、「プラス8（エイト）プロジェクト in 幕別」の取組を進め、パークゴルフや農村景観をはじめとする様々な地域資源を生かした体験型・滞在型観光を推進し、海外を含む観光客の誘致を進めてまいります。

さらには、農村生活や農作業体験を取り入れた、道外の高等学校の農家民泊による修学旅行の受入れを行う、「まくべつ稔りの里」の取組を引き続き支援してまいります。

また、高規格幹線道路帯広・広尾自動車道利用者の忠類地域への誘客対策として、忠類地域魅力発信事業実行委員会が実施するガーデニング事業やイベント事業、地域特産品のPR事業等を支援するとともに、ナウマン公園の親水遊具の新設やスキー場と飲食店が連携した誘客促進事業など、引き続き忠類地域の観光資源の整備と磨き上げによる観光振興に取り組んでまいります。

加えて、幕別・忠類両地域間の人の流れを生み出すために、体験型を中心とした観光資源と周遊ルートでのPRに努めるとともに、南十勝の町村と連携して誘客促進を図ってまいります。

次に、基本目標の第3、「笑顔ゆきかう健康とやすらぎのあるまちづくり」についてであります。

はじめに、子育て支援について申し上げます。

すべての町民が支えあい、子どもの豊かな心と生きる力を育むまちを基本理念とした「幕別町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、質の高い保育を総合的に提供し、地域の子育て支援を充実させ、子育てがしやすいまちづくりに努めてまいります。

札内青葉保育所については、指定管理制度から民設民営に移行することとし、なお一層、保育事業の自由度を高め、民間ならではのノウハウを生かし、多様な保育ニーズに対応してまいります。

また、忠類保育所については、昭和52年の開設時から運営を委託してまいりましたが、本年度からは運営委託を直営に改め、あわせて、ご要望が多く寄せられていた土曜日保育を実施するなど、地域における子育て環境の充実に取り組んでまいります。

さらに、子育てしやすいまちづくりの一環として、新たに父親、母親となる方を対象に、妊娠・出産から子育てまでの情報を掲載した「子育て応援サポートブック」を作成し、子育て支援に努めてまいります。

次に、児童虐待防止の対策についてであります。

年々、相談件数が増加し、内容についても複雑・困難なケースが増えていることから、相談体制を強化し関係機関の連携を深めるなど、増加する児童虐待にきめ細やかに対応してまいります。

次に、母子保健対策についてであります。

本町におきましては、妊娠前、妊娠期、出産、子育てまで各段階において、切れ目のない支援を実施しているところであります。

特定不妊治療につきましては、国の制度に合わせた治療費の一部助成を行っており、所得制限を設けておりましたが、町の単独施策として、本年度から所得制限を廃止するとともに、新たに、妊娠後流産や死産を繰り返す「不育症」に悩む夫婦に対しても、不育症治療費用等の一部助成を実施いたします。

また、これまでの妊婦健康診査の助成に加えて、新たに、産婦健康診査に係る費用の助成を実施するとともに、産後の心身の負担が大きい時期において、家族等から十分な援助が受けられず不調や不安を訴える方を対象に、助産師の戸別訪問による「産後ケア事業」を実施いたします。

さらには、切れ目のない母子保健対策を推進し、安心して子育てができるよう「子育て世代包括支

援センター」を設置し、支援体制の充実を図ってまいります。

次に、高齢者福祉の推進について申し上げます。

「幕別町高齢者保健福祉ビジョン 2015」に基づき、高齢者の方々が住み慣れた地域で自立した生活ができるように、地域包括ケアシステムの構築を進めておりますが、4月からは介護予防・日常生活支援総合事業を実施するとともに、生活支援コーディネーター、協議体を設置し、幕別町社会福祉協議会をはじめとする関係機関との連携の下、相談や見守り体制等の生活支援サービスの整備を進めてまいります。

なお、本ビジョンは、本年度をもって計画期間が終了いたしますことから、多様化する住民ニーズに的確に対応し、提供する介護サービス内容や事業量などを見込み、平成30年度を始期とする第7期計画の策定に取り組んでまいります。

また、高齢者の皆さんがその能力や経験を生かし積極的に社会参加ができる場づくりとして、高齢者学級や老人クラブへの支援の拡充に努めてまいります。

次に、障がい者福祉の推進について申し上げます。

障がいのある人とその家族が、地域の中で自立して生活できるよう、障がいに対する理解の促進と相談支援体制、情報提供の充実を図り、個々人に応じた的確なサービスの提供に努めてまいります。

就業支援といたしましては、昨年度に引き続き「障害者職場体験事業」の実施や役場庁舎内で営業している「障害者の働く店（びよすく）」への支援を行ってまいります。

さらに、札内コミュニティプラザ内に新設されるカフェにおいて、運営主体の幕別町社会福祉協議会と連携し、「障害者チャレンジ雇用事業」で採用した方の配置を検討するほか、中札内養護学校幕別分校の職場体験授業の場として活用を図るなど、一般就労に向けた支援強化と町民に対する障がい理解の促進に努めてまいります。

また、「幕別町障がい者福祉計画」は、本年度をもって計画期間が満了いたしますことから、障がいのある方々のニーズを把握し、地域において自立した日常生活を営むことができるよう、確保すべきサービス量やそのための方策などを盛り込み、平成30年度を始期とする第5期3か年計画の策定に取り組んでまいります。

次に、ことばや発達発育に配慮が必要な子供たちへの支援といたしましては、子供や保護者を含む家族のニーズに応じた療育と相談体制の充実を図るとともに、昨年から取組を開始した個別支援計画の活用を図り、ライフステージに応じた切れ目のない支援に取り組んでまいります。

次に、地域福祉の推進について申し上げます。

少子高齢化や一人暮らしの高齢者の増加などにより、地域における住民相互のつながりが希薄化していく中で、町民一人ひとりがいつまでも住み慣れた地域で安心・安全に生活できる環境づくりや互いに協力し、支え合う地域社会を築いていくことが重要であります。

このため、「幕別町地域福祉計画」に基づき、地域住民と関係する機関、団体、そして行政が一体となって、ともに助け合い、心かよいあう地域福祉の実現に向けて取り組むとともに、特に、幕別町社会福祉協議会やボランティアが実施する「地域サロン」の推進や民生委員・児童委員の日常活動に対し、側面的に支援を行ってまいります。

次に、保健医療体制の確立についてであります。

へき地における医療対策として、幕別地域に5か所設置しているへき地診療所のうち、休診していた日新と古舞の両診療所につきましては、帯広開西病院の協力により、本年4月から診療を再開する運びとなったところであり、さらなる地域住民の健康の保持、増進に努めてまいります。

また、町民の健康寿命の延伸と健康意識の高揚を図るため、4月から町独自の健康ポイント事業「まぐべつ健康ポイントラリー」を開始し、健康診断、がん検診等の受診率向上と生活習慣の改善を図るとともに、町民の主体的な健康づくりを促進し、健康寿命の延伸に向けた取組を推進してまいります。

次に、消防体制について申し上げます。

各種災害時における消防団の対応力強化と消防団員の安全確保を目的に、本年度から2か年計画で

全団員の防火衣を更新し、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、住民の安全の確保に取り組んでまいります。

また、幕別消防署糠内分遣所庁舎の整備につきましては、昨年度、建設工事を終えましたが、本年度は旧分遣所庁舎の解体と外構工事を実施し、地域消防の活動拠点としての機能強化を図ってまいります。

次に、防災対策について申し上げます。

昨年 8 月の台風災害に対する対応の課題と対策につきましては、昨年 12 月に中間報告を報告させていただいたところでありますが、その後、避難情報を発令した公区等を対象とした意見交換会や樋門管理人との意見交換会を開催するなど、地域住民の皆さんのご意見もお伺いし、それらを反映させた最終報告を現在取りまとめているところであり、今月中にはご報告させていただく予定としております。

この検証を踏まえ、十分な防災・減災対策を講じるために各種マニュアルの見直しや新たなマニュアルの整備、本部設置訓練をはじめとする各種防災訓練を実施するなど、計画的に防災体制を強化するとともに、防災備蓄品や資機材の拡充に取り組んでまいります。

また、平成 27 年度から 5 か年計画で実施しております「地域自主防災訓練」につきましては、本年度は、幕別地区 4 か所、札内地区 1 か所で実施いたします。

さらに、防災機能の向上を図るため、札内地区では 3 基目となる耐震性貯水槽を札内コミュニティプラザ西側駐車場に整備いたします。

次に、消費者対策について申し上げます

複雑・巧妙化する悪質商法や振り込め詐欺など、消費者被害の未然防止と被害相談等の迅速な対応を図るため、「幕別町消費者被害防止ネットワーク」の構成機関等と連携し、ネットワークニュースの発行やのぼり旗の設置、金融機関や商店の店頭での啓発活動のほか、特殊詐欺など重大な事案が発生した場合には、情報を共有し被害拡大の防止を図るなど、消費者保護に努めてまいります。

次に、基本目標の第 4、「文化の香る心豊かな学びのまちづくり」についてであります。

学校・家庭・地域が連携し、社会全体で子供を育むとともに、誰もが学び、豊かな感性を育てることができる教育の充実を目指し、総合教育会議を中心に教育委員会との連携を図りながら重点的な施策等につきまして、協議・調整を進めてまいります。

本年度は、日本パークゴルフ協会が昭和 62 年に設立されて以来、30 周年の節目を迎えます。

このため、記念事業の一環として、全国各地から愛好者が集まり、町内主要コースにおける記念大会も予定されていることから、大会開催への支援を通じて、「パークゴルフの発祥のまち」を改めて内外に発信し、パークゴルフの楽しさを伝えてまいります。

このほか、教育関係の具体的な施策の推進につきましては、教育長から申し上げます。

次に、基本目標の第 5、「自然とともに生きる環境にやさしいまちづくり」についてであります。

はじめに、防犯灯・街路灯の LED 化の推進について申し上げます。

町内に設置している防犯灯・街路灯、総数 5,248 灯のうち既に LED 化している 933 灯を除いた 4,315 灯を対象に、省エネルギー化と維持管理費の低減を目的とし、リース方式により 3 か年で全灯の LED 化を進めてまいります。

本年度は、札内地区の防犯灯・街路灯、約 1,500 灯を LED に交換いたします。

次に、道路・交通環境の整備について申し上げます。

はじめに、道道整備についてであります。

主要道道豊頃糠内芽室線につきましては、栄橋の架け替え工事を進めており、昨年度までに下部工が完成し、本年度は上部工の桁を架設する予定となっております。

主要道道幕別大樹線につきましては、幕別跨線橋から忠類方面に向かう軍岡地区の歩道整備を 320 m 実施する予定となっております。

札内新道の延伸整備であります主要道道幕別帯広芽室線につきましては、昨年度に引き続き用地補

償を実施し本工事着手に向け準備を進めているところであります。

次に、町道の整備についてであります。

本年度は、幕別地域で千代田通など6路線、忠類地域で3路線の整備を予定しておりますが、引き続き、緊急性、投資効果、地域バランスなどを考慮しながら良好な道路、交通環境の確保に努めてまいります。

次に、住環境の整備、公営住宅の整備について申し上げます。

町営住宅につきましては、幕別町住生活基本計画と幕別町公営住宅長寿命化計画の見直しを行い、良好な住環境づくりのため計画的な整備に取り組んでまいります。

昨年度から、建て替え事業に着手した春日東団地は、本年度も引き続き既存の3棟12戸を解体し、新たに2棟8戸の整備を行い、平成31年度までの4か年で8棟32戸の整備を実施いたします。

次に、地域公共交通の確保について申し上げます。

コミュニティバスにつきましては、運行開始以来、「さつバス」では利用者が増加しているものの、「まくバス」では利用者が伸び悩んでいる傾向にありましたことから、昨年、「まくバス」の利用拡大を目的に沿線住民に対して訪問調査を実施し、本年4月から運行時刻の見直しとバス停を2か所増設することといたしました。

予約型乗合タクシー駒畠線、古舞線の運行も含め、出前講座などを通じて利用方法のPRを図り、より一層の利用促進を図ってまいります。

次に、公園整備について申し上げます。

これまでも、公園施設長寿命化計画に基づき、公園遊具等の計画的な改築更新を進めておりますが、本年度は、新田の森公園ほか3公園の施設更新を行うほか、ナウマン公園に親水滑り台を新設いたします。

また、昨年8月の大雨により被災した、札内川河川緑地の運動施設やパークゴルフコース「はらっぱ36」は、引き続き災害復旧工事を進め、早期復旧に努めてまいります。

依田公園の焼肉ガーデンは、公園利用者の休憩施設として、これまで多くの方々に利用されてまいりましたが、昭和55年の供用開始以来36年が経過し、施設の老朽化も進んだことから、これまでの焼肉施設としてだけでなく、パークゴルフや町の観光情報を発信する機能なども加えた施設として、より多くの方に利用していただけるよう改修工事を行います。

次に、水道事業について申し上げます。

水道は、住民生活になくてはならないものであり、常に安定的な給水が求められることから、水道施設の強靱化を図り、安全安心な水を安定的に供給するとともに、事業運営の効率化と経営の健全化を図ってまいります。

上水道整備につきましては、配水管の更新を千代田通ほか3路線で行う予定としております。

簡易水道事業につきましては、糠内浄水場の情報伝送装置の更新工事を行うほか、道営駒畠地区の農地整備事業に関連した送水管の布設替を行うなど、各地区の水道供給の安定化に努めてまいります。

次に、下水道事業について申し上げます。

下水道事業の改築更新につきましては、下水道長寿命化計画に基づき、中継ポンプ場の監視制御装置の更新を進めてまいります。

また、今後も安定した下水道事業を継続し良好な住環境を確保するため、将来的に幕別市街と札内市街の下水処理を統合し、一括して十勝川流域下水道での処理を行う「処理区の統合」につきましては、課題の解決のため関係機関との協議を進め、効率的な下水処理の実現に向けた取組を進めてまいります。

個別排水処理事業では、20戸の合併浄化槽の整備を計画いたしております。

最後に、札内コミュニティプラザの建設について申し上げます。

昨年6月に着手した建設工事は、ほぼ全ての工事が完了し、今月末までに北海道の完了検査を受け使用が許可される予定となっております。

本年度は、札内福祉センターの解体と札内コミュニティプラザの南側と西側の外周路、耐震性貯水槽の整備を行い、東西の駐車場整備は、平成 30 年度の実施を予定しております。

札内コミュニティプラザの供用開始は、集会室や会議室、旧札内東コミュニティセンターなどの公共施設部分は 4 月 1 日からを予定しておりますが、札内支所業務は、年度当初の繁忙期を考慮し 4 月 17 日から開始する予定で準備を進めております。

以上、第 1 回町議会定例会の開会に当たりまして、町政執行に臨む私の所信の一端を述べさせていただきます。

私は町長という職責を担わせていただいてから、常に未来への責任ということを意識しながら、幕別町を未来に向けて持続的に活性化させるよう、町政運営に取り組んでまいりました。

幕別町は美しい自然に囲まれた、すばらしいまちであり、まだまだ多くの魅力が埋もれているものと思っております。

この幕別町を、次代を担う子どもたちにしっかりと引き継いでいくことが私の最大の責務であり、「子どもたちの未来のために・子どもたちを育ててみたいと思えるまちづくり」の実現に向け、職員と一丸になって、全力を傾注して様々な施策に取り組んでまいります。

議員の皆さん並びに町民の皆さんの、より一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、町政執行方針といたします。

○議長（芳滝 仁） この際、11 時 00 分まで休憩いたします。

10 : 50 休憩

11 : 00 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、教育長から教育行政執行方針の申し出がありますので、これを許します。

田村教育長。

○教育長（田村修一） 平成 29 年第 1 回幕別町議会定例会の開会にあたり、本年度の教育行政執行方針について申し上げます。

急激な社会、産業構造の変化が予想される 21 世紀の社会において、将来が展望しにくい状況下、新しい社会や経済に適應する力の育成だけではなく、変化の本質や背景を見抜き、夢や目標を持って積極的に行動し、主体的に社会に参画していくための力を育成し、自信を持って可能性に挑戦することが出来る人材を育成することが重要であります。

そのためには、学校で学ぶことと社会との接続を意識した、一貫した教育が必要であり、社会に主体的に関わるための基礎・基本を学校と、地域が連携・協働して保障していくことが必要とされております。

また、子供たち一人ひとりは、多様な可能性をもった存在であり、互いの異なる背景を尊重し、様々な得意分野の能力を伸ばし、社会で生きていくために必要となる力をバランス良く身につけていくことが重要であります。

21 世紀の社会は、情報化やグローバル化といった社会的変化が予想を超える速さで進展し、子供たちの生き方に影響を及ぼすことが考えられますが、このような時代だからこそ、子供たちには、変化を前向きに受け止め主体的に向き合う力を各教育段階において確実に育んでいくことが必要となります。

こうした力は、学校教育が長年その育成を目指してきた「生きる力」を改めて捉えなおすとともに、地域社会との関わりを通じて、これからの時代に必要な力を育むことが重要であると考えます。

さらに、人口減少や長寿化が進展している社会において、年齢や性別に関わらず、全ての町民が継続して学び続けるためには、心身の健康の保持増進が重要であり、スポーツ・文化を問わずこれからの社会において、益々生涯学習の環境整備が重要となってくると考えております。

本町の教育目標の「郷土を愛し 自ら学び 心豊かに生きる人」の育成を目指し、全ての町民が、その能力・可能性を伸ばし、それぞれの夢に挑戦できるよう本町の教育資源を最大限に活用するとともに、家庭・学校・地域の連携を深め、本町の教育を進めてまいる所存であります。

以下、「第5期幕別町総合計画」の基本計画の第4章「文化の香る心豊かな学びのまちづくり」の各節及び第1章「ともに考えともに創る活力あるまちづくり」第3節について、本年度の主な施策について申し上げます。

はじめに、生涯にわたる学習社会の形成についてであります。

生涯学習とは、一般には人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育のほか、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動など様々な場や機会において行われる広義の学習であり、人々が生涯いつでも、自由に学習する機会を選択し学ぶことができ、その成果が適切に評価される「生涯学習社会」の充実が求められております。

このことから、学校教育、社会教育はもとより、福祉や保健などあらゆる分野との連携が必要であり、平成26年3月に策定した「第5次幕別町生涯学習中期計画」に基づき、「いつでも、どこでも、だれでも」が学ぶことができる生涯学習施策を展開し、学習成果が生かされる「生涯学習社会」を形成するため、今後とも生涯学習の振興に取り組んでまいります。

このため、本町の生涯学習の拠点施設である百年記念ホールや町民会館、忠類コミュニティセンターなどを有効に活用し、住民の多様なニーズに応えられる各種事業や生涯学習講座の充実に引き続き取り組んでまいります。

次に、図書館につきましては、平成26年度図書館システムの更新にあわせ、既成の概念に捉われない幕別町図書館独自の本の配列を行う「本棚の力」を始め、これまでホームページからの情報を発信する「ネットの力」、地域住民との関わり合いを深める「人材の力」という三つの力を有機的につなげ、図書館を核にした地域づくりに取り組んできました。

また、図書館をサポートする人材育成や地元書店からの書籍購入、さらには福祉事業所との連携を行うなど、地域との連携を深めた活動を実施しているところであります。

本年度につきましては、昨年度に引き続き、本を通して心の安らぎなど、現代社会におけるストレスの軽減を図るため、図書館でのストレス測定を行うとともに、「活字」と「笑い」の機会の提供を通じ、予防医療に繋がるような新しい社会モデルづくりについて、町関係部局と連携した事業の充実に取り組んでまいります。

さらに、幼児期に本に親しみ豊かな心を育成する観点から、「ふれあい子育て読書推進事業」を引き続き実施するとともに、より多くの幼児等が本と触れあうことができるよう、事業を展開してまいります。

また、東部4町図書館での連携事業として、4町の図書館を巡り読書の幅を広げていただくなど、読書活動の推進を図ってまいります。

2つ目は、健やかな子供を育てる学校教育の推進であります。

子供は、町の宝、社会の宝であり、未来へ希望を託す人材として、その限らない成長を育むための学校教育をいかに推進していくかが重要でありますことから、その施策の充実に図ってまいります。

はじめに、「幼児教育の充実」についてであります。

幼児期は、人の一生において、生活や遊びの体験を通して、人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期であり、その教育は、子どもの基本的な生活習慣や態度を育て、道徳性の芽生えを培うとともに、学習意欲や態度の基礎となる好奇心や探究心を養い、創造性を豊かにするなど重要な役割を担っております。

このため、本年度も異年齢保育、満3歳児入園、預かり保育、幼児教育相談や特別な支援を要する園児への対応を行うなど、多様化するニーズに対応した幼児教育を実践し、幼児期にふさわしい発達を促す教育を進めてまいります。

また、昨年、本町のわかば幼稚園等を会場に、十勝で開催されました北海道国公立幼稚園・こども

園教育研究大会をはじめとした各種研修会への参加を通し、職員の指導力向上並びに資質の向上にも、引き続き努めてまいります。

次に、「小中学校教育の充実」についてであります。

義務教育期間においては、学習指導要領に基づき、子供たちが社会の一員として自立し、時代に対応した力を育むため、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」のバランスが取れた「生きる力」を育む教育活動の推進に努めてまいります。

以下、学校教育の主な施策について申し上げます。

はじめに、「保護者の経済的負担の軽減」であります。

町の未来を担う人材を、心身ともに健やかな成長を育むことが重要であり、平成 29 年度から、義務教育期間に係る保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的に、町内の中学校に就学している生徒が参加する修学旅行に要する費用の一部を支援してまいります。

次に、「確かな学力の向上を図る学習指導の充実」であります。

児童生徒が将来、社会において自立して生きていくためには、基礎的・基本的な知識・技能や、それらを活用できる力を育むことが必要であります。

平成 28 年度の本町の全国学力・学習状況調査の結果につきましては、小学校では国語 A 及び算数 A、算数 B が全道平均を上回ったものの、すべての科目で全国平均を下回り、中学校では国語 A 及び数学 A が全国及び全道平均を上回ったものの、国語 B 及び数学 B は、全国及び全道平均を下回る結果となりました。

今後とも、児童生徒の学力向上のため、学校におけるチャレンジテストの活用や学力向上の様々な取組を粘り強く進め、成果や課題について分析するとともに、学習規律の徹底を図るなど、児童生徒一人ひとりが確かな学力を身に付けられるよう、個に応じたきめ細かな学習指導の充実に努めてまいります。

また、新学習指導要領が、小学校においては平成 32 年度、中学校においては平成 33 年度に本格的に実施されることから、平成 30 年度の移行期間へ向けて、教育委員会としても各学校と新たな授業づくり等の検討を行ってまいります。

さらに、現在、義務教育期間である 9 年間を見据えた教育活動を行うための仕組みづくりについて、教職員、PTA、教育委員会職員で組織する「小中一貫教育等推進会議」において検討しているところであり、目指す子供像、学校像を含め、平成 29 年度は、小中一貫教育等推進構想及び推進計画を策定することとしております。

このため、今年度は、推進会議委員による視察研修を行うとともに、PTA 等住民を対象とした説明会を予定するなど、小中一貫教育等についての理解を深めていただき、平成 30 年度には、「実践研究モデル校」を設置し、より具体的な教育実践による成果と課題を把握し、「ふるさとに誇りを持つ子供を育む幕別の一貫教育」を目指して取組んでまいりたいと考えております。

次に、「子供の体力向上と健康に関する指導の充実」であります。

平成 28 年度の本町の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果につきましては、小学校では男女ともに、全国及び全道平均を上回った種目もありましたが、柔軟性、敏捷性、走力などの点に課題が見られ、全体の合計点では全国平均を下回る結果になりました。

また、中学校では男女ともに、柔軟性の点に課題が見られたものの、全体の合計点では全国及び全道平均を上回る結果となったところであります。

体力は、体を動かす源であると同時に、健康を維持する上でも必要であり、学習などへの意欲や気力といった精神面の充実にも大きく関わっており、「生きる力」の重要な要素であると言えます。

今後とも、児童生徒の体力向上のため、学力と同様に学校における継続的な取組みを進め、成果や課題について分析するとともに、子供たちに体を動かす喜びを実感させ、積極的に運動に取り組む意欲や態度を育てるため、学校の休み時間等を利用し、遊びを通してスポーツに親しむ機会を増やすなど、児童生徒一人ひとりの体力や運動能力の向上に努めてまいります。

近年、携帯電話やスマートフォン等の普及により、便利になった半面、子供たちが巻き込まれる様々なトラブルが全国的に報告されております。

本町におきましても、子供たちが巻き込まれるトラブルは例外ではなく、家庭、学校、地域が協力し、子どもたちを守る取組として、情報モラル教育に引き続き取り組むほか、携帯電話やスマートフォン使用のルールについて、PTA連合会、校長会、教育委員会が一体となった取組を推進してまいります。

次に、「特別支援教育」についてであります。

特別支援教育は、障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善するため、学校において、配慮を要する児童・生徒の支援を行っているところであります。

本町では、特別支援教育を必要とする児童・生徒の人数は、年々増加の傾向をたどっておりますが、これら幼児・児童・生徒に対して、就学前から義務教育終了までの連続した支援を充実するため、発達支援センター等との連携を強化し、障がいの状況や保護者の意向を十分に把握しながら、個に応じた適切な教育及び就学指導に努めております。

また、小中学校における特別な支援を必要とする子供一人ひとりに応じた指導の充実を図ることを目的に、引き続き特別支援教育支援員を配置するとともに、特別支援教育支援員の資質向上を図るため、研修会の開催などに取り組んでまいります。

さらに、今年度から新たに、配置先の学校で教職員と支援員との連携をより円滑に行うため、指導打合せ時間の確保を図り、より充実した特別支援教育を推進してまいります。

次に、「いじめや不登校問題」についてであります。

いじめや不登校は依然として大きな教育課題であり、人を思いやる心やかけがえのない命を大切にすることを育むとともに、問題行動の未然防止、早期対応に努めることが重要であると考えております。

特にいじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることから、決して許されるものではないと考えております。

本町では、法令等を踏まえ、「幕別町いじめ防止基本方針」に基づき、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、共通認識のもと、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処等いじめの根絶に向けた取組を引き続き推進してまいります。

また、町の独自事業で配置しております「子どもサポーター」の積極的な活用を図るとともに、北海道の事業で配置しております「スクールソーシャルワーカー」、「スクールカウンセラー」による教育相談等の充実に努めてまいります。

さらに不登校問題につきましても、子どもサポーターをはじめ、学校、保護者の連携のもと、「まっく・ぎ・まっく」を活用し、学校への復帰の取組を図ってまいります。

次に「学校給食」についてであります。

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するため、身体の発達期における児童生徒に、安全で適切な栄養管理のもと提供することにより、健康の維持増進を図るとともに、教育と一体となって食育を推進していくものであります。

このことから、学校給食にとって最も重要である、安心・安全な給食を提供することを第一と考え、本年度から新たな消毒方法を導入するほか、調理作業中における事故の未然防止を図るため、調理手順を徹底確認するとともに、職員の研修の充実を図るなど、これまで以上に安全に対する体制を整備してまいります。

また、食物アレルギーに対する対応を確実にを行うため、現在、学校・教育委員会・医療機関・消防機関等の連携体制等を整備すべく、各学校統一した「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」を作成しており、アレルギー事故の未然防止と事故発生時の対応等について徹底を図り、より児童生徒が安心して給食を食することができるよう体制を構築します。

さらに、本町の基幹産業である農業の恵みを児童生徒に理解してもらうため、給食を生きた教材として活用しながら、町内で生産されている米やじゃがいも等を学校給食に取り入れるなど、町内産の食材を積極的に活用し食育を推進してまいります。

一方、現代の子供たちは、朝食欠食などの食生活の乱れや、偏った栄養摂取など健康を取り巻く問題が深刻化している中、食に対する正しい知識とともに望ましい食習慣が身につくよう、3人体制となった栄養教諭を活用し、食に対する指導の充実に努めてまいります。

次に、「教育環境の整備」についてであります。

子供たちの安全・安心を確保し、快適に学校生活を送られるよう、引き続き、学校施設の計画的な整備に努めてまいります。

平成28年度に公共施設の煙突におけるアスベスト含有状況や劣化状況等の調査を実施したところ、学校の3施設において、アスベストを含む煙突用断熱材が使用され、かつ建材が剥離するなどの劣化が確認されたところであります。

このことから、3校につきましては、定期的に気中濃度測定を実施するなど、飛散を監視しているところでありますが、学校は子供たちが長時間を過ごす施設であることから、平成29年度に、学校施設石綿対策工事を実施し、児童生徒の安全確保を図ってまいります。

また、平成27年度から大規模地震等による落下物防止のため、屋内運動場のバスケットゴールや照明器具等に係る対策工事を行ってまいりましたが、平成29年度の改修工事をもって、すべての小中学校の対策工事が完了する予定であります。

さらに、平成31年度に札内南小学校の児童数がピークに達するのに伴い、普通教室が不足することから、現在、普通教室を特別支援教室として活用している教室を普通教室に戻し、新たに特別支援教室棟に特別支援教室を3教室分増築することとし、実施設計を行ってまいります。

学校ICTの環境整備であります。平成27年度に策定した「幕別町学校ICT環境整備計画」に基づき、平成28年度から進めている、全小中学校の普通教室への実物投影機、タブレット及び大型テレビの導入や、無線LANの環境整備を引き続き計画的に行ってまいります。

次に、「高等学校教育の充実」についてであります。

平成29年2月末の公立高校入試最終出願状況によりますと、幕別高等学校につきましては、募集定員40人のところ推薦入試内定者を含め35人の出願があり、昨年度に比べて11人減の状況となっております。

また、中札内高等養護学校幕別分校につきましては、募集定員16人に対し12人の入学予定となっている状況であるとお聞きしております。

近年は、少子化の影響から帯広市外の高校への入学者確保が極めて厳しい状況にありますが、町内の三つの高等学校の教育振興や魅力ある学校づくりのための支援を行うとともに、校外学習や実習体験等にスクールバスの運行支援を引き続き行ってまいります。

また、新たに中札内高等養護学校幕別分校を支援する「地域協力会」を、町内の福祉関係団体や経済団体等のご理解とご協力をいただき設立し、平成29年度から、これまで以上に生徒の教育活動や地域における就労促進に繋がるよう、設立される地域協力会と連携し取り組んでまいりたいと考えております。

町といたしましても、これらの支援を実施することにより、それぞれの高等学校の更なる魅力向上に繋がり、町内高等学校がこれまで以上に進路先として選択されるよう側面から支援を実施し、本町における後期中等教育の充実に努めてまいります。

次に、「信頼される学校づくりの推進」についてであります。

本町では、毎月19日を「まくべつ教育の日」として、学校を開放し保護者や地域の方に学校を訪問していただき、学校への関心を高めていただくとともに、引き続き「ノーテレビ・ノーゲームデー」として位置づけて実施してまいります。

さらに、今年度から携帯電話やスマートフォン使用に対するルールを定めるなど、子供たちにとつ

て望ましい環境づくりや学習習慣等の確立に向けて、家庭・学校・地域が一つとなって子供たちを見守り、育んでいく取組を進めてまいります。

また、子供たちの教育に直接携わる教職員には、高い倫理観と使命感が求められており、児童生徒、保護者、地域の方々との信頼関係が保たれるよう、教職員の不祥事の根絶に向け、服務規律の確保、法令の遵守などについて、教職員一丸となった取組を推進してまいります。

三つ目は、「青少年の健全育成の推進」についてであります。

次代を担う青少年が豊かな人間性を育み、自他共にかけがえのない存在であることを認識するとともに、社会の一員として自覚し、自ら進んで社会参加ができる健全な社会人として成長するよう、家庭・学校・地域などが連携して青少年の健全育成を推進していかなければならないと考えているところであります。

このため、自然体験学習等を通じて、豊かな人間性の育成を図るため「ふるさと館ジュニアスクール」や「ジュニアサタデースクール」などを引き続き実施するとともに、「幕別町PTA連合会」や「幕別町児童生徒健全育成推進委員会」のほか、子ども会などの活動に対して、引き続き支援を行い、心身共に健康で、豊かな未来に希望をもった青少年の育成を推進してまいります。

四つ目は、「優れた芸術・文化活動の推進」についてであります。

音楽、美術、演劇、映画などの芸術文化は、人々に感動や生きる喜びをもたらし、人生を豊かにするものであると同時に、社会全体を活性化する上で大きな力となるものであり、その果たす役割は極めて重要であります。

このため、まぐべつ町民芸術劇場や幕別町文化協会に対し支援を行い、国内外の優れた芸術文化に接し、体感できる鑑賞機会を提供するとともに、「図書館ふらっとあ〜と展」や「学校芸術鑑賞」など自主的な活動による芸術文化の振興と豊かな情操の育成を図ってまいります。

また、本町の芸術・文化の拠点施設である「百年記念ホール」の老朽化対策として、平成25年度から計画的に改修を行っているところでありますが、本年度は大ホールの舞台照明と吊物の改修工事を実施いたします。

五つ目は、「歴史的文化の伝承」についてであります。

本町の歴史的・文化的資源である郷土文化資料と、その情報を町民共有の財産として次世代に引き継ぐため、収集・保存事業とともに、郷土文化資料を通じて、身近に先人の苦労や豊かな知識に触れ、特に次代を担う子どもたちがふるさとへの新たな思いを養い、幕別町への愛着と誇りを育む事業の展開が重要であります。

このため、本町の歴史的資料やアイヌ文化資料を収集、保存、展示している、ふるさと館、蝦夷文化考古館、世界的にも貴重な資料を展示しているナウマン象記念館のそれぞれの特徴を生かし、郷土の歴史や文化等を学ぶ場として魅力ある事業の展開を図ってまいります。

なお、施設の老朽化が進んでいる「ふるさと館」と「蝦夷文化考古館」については、「（仮称）幕別町郷土文化資料館」の整備等基本構想の策定に向けて、本年度は、郷土文化特別相談員制度を新たに設けて検討を進めるとともに、博物館学芸員資格のある地域おこし協力隊の募集についても、検討を行ってまいりたいと考えております。

六つ目は、「健康づくりとスポーツ・レクリエーションの推進」についてであります。

本町のスポーツ施設は、農業者トレーニングセンターや札内スポーツセンターなどの屋内施設と陸上競技場や野球場、パークゴルフ場などの屋外施設を有しており、多くの町民の方が体力づくりや健康維持のため利用されているところであります。

今後につきましても、体育連盟やスポーツ少年団など、スポーツ関係団体の活動に対して、引き続き支援を実施するとともに、施設の維持管理等につきましても、より利用者に対するサービス向上が図られるよう、民間活力の導入も含め更なる検討を行ってまいりたいと考えております。

なお、老朽化が進んでいる札内東町民プールの改築につきましては、札内地区の他の2カ所の町民プールのあり方について、統合も含め、地域住民、学校、関係団体等の意見を幅広くお聞きし、実施

時期について検討してまいりたいと考えております。

さらに、本町で考案されたパークゴルフの更なる普及を図るため、今後とも日本パークゴルフ協会との連携を図るとともに、コミュニティスポーツとしての原点でもある世代間交流大会としての「家族大会」を本年度も開催してまいります。

また、昨年度から実施しております「未来のオリンピック選手を育てる事業」として、本年度は、「アスリートを育てる食のイベント」「ブラインドサッカー体験イベント」や昨年も実施しました「オリンピックアスリートと子どもたちとの交流」や「北海道日本ハムファイターズのOBによるベースボールアカデミー」「マウンテンバイク体験教室」などを予定しているほか、本町では4回目となる住民参加型のスポーツイベント「チャレンジデー」を実施するなど、町民がスポーツを通して健康で豊かな生活が送られるよう各種事業を推進してまいります。

最後に、「国内交流や国際交流の推進」についてであります。

国内交流につきましては、小学生を埼玉県上尾市、高知県中土佐町及び神奈川県開成町と派遣・受入の相互交流を実施しているところであります。

本年度は派遣年度となりますことから、派遣先の生活体験や歴史、文化等に対する理解を深めるとともに、交流を通して、21世紀の幕別町を拓く人材を養成することを目的として、本町の小学校5・6年生合わせて35人の派遣を予定しております。

また、国際交流では、オーストラリアのキャンベラ市との相互交流を実施しているところでありますが、本年も海外の生活を体験し外国の生活・文化・教育・自然などに対する理解を深めるとともに、語学・国際マナー等を学び、国際的視野を広め、将来国際社会に貢献できる人材を育てることを目的として、中学校2年生、高校1年生合わせて18人の派遣を予定しております。

なお、本年はオーストラリアキャンベラ市からの受入を予定しており、「おもてなし」の精神で受入体制に万全を期したいと考えているところであります。

以上、平成29年度教育行政執行にあたっての基本方針を述べさせていただきました。

教育は、それを受けた者に必要な力を育み、健康や幸福度にも影響を与えるだけでなく、社会で活躍し、社会に対して貢献することで、社会全体に恩恵を与えるものであるとされており、このことが「教育は未来への先行投資である」という理由の一つとなっているところであります。

教育委員会といたしましては、総合教育会議を通じて町長部局と連携し、教育環境の充実を図って行くとともに、家庭・学校・地域と連携し、本町の教育振興を推進してまいり所存であります。

議員の皆様並びに町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、教育行政執行方針といたします。

○議長（芳滝 仁） これで、教育行政執行方針は終わりました。

[付託省略]

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

日程第3、承認第1号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、承認第1号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（芳滝 仁） 日程第3、承認第1号、専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 承認第1号、専決処分した事件の承認につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただきましたので報告をし、承認を求めようとするものであります。

専決処分の内容につきましては、平成28年度幕別町一般会計補正予算であり、平成29年1月23日付けで行ったものであります。

2ページをお開きいただきたいと思います。

平成28年度幕別町一般会計補正予算 第9号であります。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,595万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ170億8,731万2,000円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、3ページ、4ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

それでは、はじめに歳出からご説明を申し上げます。

6ページをご覧くださいと思います。

2款総務費、1項総務管理費、15目諸費1億713万5,000円の追加であります。

昨年12月の1カ月間において、1億8,500万円余りのふるさと寄付が寄せられ、記念品などの現計予算額に不足が生じますことから、所要の費用を追加したものであります。

なお、今年度の寄付総額につきましては2億5,800万円、寄付件数では21,450件ほどになるものと見込んでいます。

次に、16目基金管理費1億7,800万円の追加であります。

ふるさと寄付を「まちづくり基金」に積み立てるものであります。

8款土木費、1項土木管理費、1目道路管理費4,082万3,000円の追加であります。

昨年12月22日の降雪に伴う一斉出動以降、本年に入りまして、1月22日の降雪による一斉除雪や風雪にかかる吹き込み除雪、道路の拡幅除雪等を実施したことに伴い、現計予算に不足が生じますことから、所要の費用を追加したものであります。

本補正予算により、2月以降における除雪2回分のほか、幹線道路を中心とする排雪作業など、当面の降雪に対応しようとするものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入であります。5ページにお戻りいただきたいと思います。

1款町税、1項町民税、1目個人1,631万7,000円の追加であります。

併せまして、2項、1目固定資産税3,164万1,000円の追加であります。

いずれも、現年課税分の追加であります。

11款、1項、1目地方交付税1億円の追加であります。

特別交付税の追加であります。

18款、1項 寄付金、2目 総務費寄付金 1億7,800万円の追加であります。

ふるさと寄付の追加であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり承認されました。

[一括議題]

○議長（芳滝 仁） 日程第 4、議案第 1 号、平成 29 年度幕別町一般会計予算から日程第 12、議案第 9 号、平成 29 年度幕別町水道事業会計予算までの 9 議件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

議案第 1 号から議案第 9 号までの 9 議件については、提案理由の説明を省略し、お手元に配付のとおり委員会条例第 5 条及び第 7 条第 2 項の規定により議長を除く全議員をもって構成する平成 29 年度幕別町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 号から議案第 9 号までの 9 議件については、提案理由の説明を省略し、議長を除く全議員をもって構成する平成 29 年度幕別町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

[付託省略]

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

日程第 13、議案第 10 号から日程第 21、議案第 18 号までの 9 議件については、会議規則第 39 条第 3 項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 13、議案第 10 号から日程第 21、議案第 18 号までの 9 議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（芳滝 仁） 日程第 13、議案第 10 号、平成 28 年度幕別町一般会計補正予算（第 10 号）を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 10 号、平成 28 年度幕別町一般会計補正予算（第 10 号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 億 3,117 万円を減額し、予算の総額をそれぞれ 168 億 5,614 万 2,000 円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、2 ページから 5 ページに記載をしております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

次に、6 ページをお開きいただきたいと思います。

「第 2 表 繰越明許費」であります。

2 款 総務費、1 項 総務管理費 個人番号カード交付事業 209 万 5,000 円を繰り越すものであります。

国庫補助金の一部が翌年度に繰り越しとなりますことから、町の事業費も合わせて翌年度へ繰り越しするものであります。

次に、3 款 民生費、1 項 社会福祉費、臨時福祉給付金（経済対策分）6,255 万 1,000 円を繰り越しするものであります。

経済対策の一環として支給する「臨時福祉給付金」に要する関連費用であります。年度内に事業

が完了できませんことから、翌年度へ繰り越しするものであります。

次に、6 款農林業費、1 項農業費、忠類地区公社営畜産担い手育成総合整備事業 6,711 万 4,000 円を繰り越しするものであります。

忠類地区における酪農・畜産経営の確立を目的に、草地基盤の整備・造成等を実施するものでありますが、国の補正予算をもって繰越事業にて実施することとなりましたことから、事業の一部を翌年度へ繰り越しするものであります。

次に、「中里」から「相川第 2」までの 5 地区における道営農地整備事業負担金、合せて、1 億 2,610 万円を繰り越しするものであります。

北海道において、国の補正予算をもって繰越事業にて事業を実施することとなりましたことから、これらの事業に係る町の負担金について翌年度へ繰り越しするものであります。

次に、8 款土木費、2 項道路橋梁費、明野 6 線道路整備工事 7,019 万円の繰り越し、併せて、9 款、1 項 消防費 糠内分遣所解体工事 2,250 万円を繰り越しするものであります。

いずれも、年度内に事業が完了できませんことから、翌年度へ繰り越しするものであります。

次に、14 款災害復旧費、1 項農業災害復旧費、南勢牧場災害復旧工事 455 万円、明渠災害復旧工事 1,250 万円、経営体育成支援事業（被災農業者向け）144 万 3,000 円を繰り越しするものであります。

南勢牧場復旧工事につきましては、北海道の補助事業を活用して復旧工事を実施することとなりましたことから、工事費の全額を翌年度へ繰り越しするものであります。

明渠災害復旧工事につきましては、昨年の災害復旧関連の補正予算ですでに議決をいただいている 12 箇所分と、駒畠地区など新たに復旧工事が必要となりました 6 箇所分を合せて合計で 18 箇所分の明渠復旧工事ではありますが、年度内に事業が完了できませんことから、翌年度へ繰り越しするものであります。

経営体育成支援事業（被災農業者向け）につきましては、昨年の第 4 回議会定例会における補正予算の議決後、58 件の申請があり、うち 1 件の支援事業が年度内に完了できませんことから、翌年度へ繰り越しするものであります。

次に、2 項 土木災害復旧費、途別新川線外 3 路線災害復旧工事 2,504 万 5,000 円、札内川河川緑地災害復旧工事 9,500 万円を繰り越しするものであります。

いずれも、年度内に事業が完了できないことから、翌年度へ繰り越しするものであります。

なお、翌年度へ繰り越しとなります路線の内訳といたしましては、途別新川線のほか、途別豊岡線、稲志別高台線、美川駒畠線であります。

次に、3 項、その他施設災害復旧費、相川南近隣センター災害復旧工事 451 万 5,000 円を繰り越しするものであります。

外壁や屋根の塗装などの工事が年度内に完了できないことから、翌年度へ繰り越しするものであります。

7 ページになります。

「第 3 表 債務負担行為補正」であります。

12 件の債務負担行為を追加するものであります。

はじめに、「例規集管理システム保守委託料」につきましては、平成 29 年度から平成 33 年度までの期間において、限度額 931 万円の債務負担行為を行うものであります。

現システムにつきましては、本年度で 5 年間の保守委託契約が終了いたしますことから、新たな債務負担行為を行うものであります。

次に、「防犯灯等リース料」につきましては、札内地区の防犯灯、1,538 灯をリース契約により LED 化にすることに伴い、平成 29 年度から平成 39 年度までの期間において、限度額 1 億 6,005 万 6,000 円の債務負担行為を行うものであります。

次に、「北海道農業公社からの肉牛貸付及び譲渡契約書に基づき借り受けた肉用牛（20 頭）に係る譲渡代金」につきましては、肉用牛 20 頭を 1 件の農家に貸付けすることから、平成 29 年度から平成

33 年度までの期間において、限度額 2,009 万 8,000 円の債務負担行為を行うものであります。

次に、「町道管理委託料」につきましては、平成 24 年度に議決をいただきました債務負担行為であります。昨年の台風被害に伴う道路維持の委託料の増、また、昨年 12 月からの降雪による除雪の委託料の増に加えて、さらに本年 3 月から公共工事設計労務単価の引き上げが行われますことから、長期継続契約に係る平成 29 年度以降の委託料を再積算し、限度額の増加する部分に係る新たな債務負担行為を行うものであります。

次に、「コミュニティセンター管理業務委託料」から 8 ページの「公園水廻り点検等委託料」までの 8 件の債務負担行為につきましては、平成 24 年度に議決をいただきました長期継続契約に係るものであります。本年 3 月から公共工事設計労務単価の引き上げが行われますことから、長期継続契約の最終年度となります平成 29 年度の委託料を再積算し、当初設定した限度額に不足が見込まれる業務において、限度額の増加する部分に係る新たな債務負担行為を行うものであります。

8 ページになります。

「第 4 表 地方債補正」であります。

廃止であります。個別排水処理特別会計 繰出金 単独災害 復旧事業」につきましては、個別排水処理特別会計に予算の組み替えを行うものであります。

「西幕別第 2 道営農地整備事業」につきましては、北海道の事業調整により、起債対象外工種へ振り替えられたことによる廃止であります。

「札内 2 線道路整備事業（公園関連）」につきましては、国からの交付金の減額に伴い、廃止するものであります。

9 ページになります。

次に、変更であります。忠類地域分譲地整備事業ほか 49 事業につきましては、事業費確定及び補助金等の増減に伴う起債の借入額について所要の変更を行うものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

22 ページをお開きいただきたいと思います。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 26 万 5,000 円の減額であります。

12 節につきましては、発送数の増に伴う追加であり、11 節及び 13 節につきましては執行残であります。

次に、5 目一般財産管理費 794 万 2,000 円の減額であります。

いずれも、事業費の確定などに伴う執行残であります。

9 目 町有林造成費 925 万 1,000 円の減額であります。執行残であります。

23 ページになります。

10 目企画費 700 万円の追加であります。

札内地域における申請件数の増に伴い所要の費用を追加するものであります。

14 目交通防災費 438 万 4,000 円の減額であります。執行残であります。

次に、15 目諸費 178 万 9,000 円の追加であります。

1 節及び 9 節につきましては、消費税率の 10%への引上げが 2 年半延期されたことに伴い、審議会を開催しなかったことによる減額であります。

8 節につきましては、執行残、19 節につきましては、地方バス路線維持費補助金の追加であります。利用者の減などにより、国費が減額となりますことから、町補助金を追加するものであります。

次に、16 目基金管理費 159 万 6,000 円の追加であります。

利子収入の増に伴う追加であります。

24 ページになります。

20 目 新庁舎建設事業費 592 万 5,000 円の減額であります。執行残であります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費 5,039 万 5,000 円の追加であります。

1 節につきましては、3 名の欠員に伴う減額であります。

19 節につきましては、執行残であります。

25 ページになりますが、23 節につきましては、平成 27 年度の臨時福祉給付金に係る事務費確定に伴う精算還付金であります。

28 節につきましては、国民健康保険特別会計への繰出金であります。財源の不足分などに対し、繰出金を追加しようとするものであります。

次に、3 目障害者福祉費 1,634 万 1,000 千円の追加であります。

4 節から 26 ページの 12 節までと 19 節につきましては執行残、

13 節及び 20 節につきましては、サービス利用者の増加などに伴う追加であります。

27 ページになります。

5 目福祉医療費 350 万円の減額であります。執行残であります。

次に、6 目老人福祉費 2,213 万 1,000 円の減額であります。

20 節につきましては、措置者数の減、

23 節につきましては、平成 24 年度の介護基盤 緊急整備等 特別対策 事業費交付金を活用し、介護施設の改修工事を行った町内の 2 事業者に係る消費税等仕入控除税額分の還付金であります。

28 節につきましては、介護保険特別会計への繰出金であります。

次に、7 目後期高齢者医療費 245 万 7,000 円の減額であります。

後期高齢者医療特別会計への繰出金であります。

28 ページになります。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費 3,221 万円の減額であります。

支給対象児童数の減に伴う児童手当の減額であります。

2 目児童医療費 620 万円の追加であります。

12 節及び 20 節につきましては、中学生分の医療扶助の増に伴う追加であります。

3 目施設型・地域型保育施設費 692 万 9,000 円の減額であります。

19 節につきましては、入園児童の減に伴う執行残であります。

23 節につきましては、保育士の産休代替職員の臨時的任用に係る補助金の還付金であります。

29 ページになります。

4 目へき地保育所費 190 万 2,000 千円の減額であります。

13 節及び 15 節、いずれも執行残であります。

次に、5 目発達支援センター費 238 万 6,000 円の減額であります。執行残であります。

次に、6 目児童館費 1,364 万 1,000 円の減額であります。

4 節及び 7 節につきましては、いずれも執行残であります。

18 節につきましては、国の補助金を活用して、町内 5 箇所の学童保育所に導入する、パソコン、プリンター、デジタルカメラに要する費用を追加するものであります。

7 目 子育て支援センター費 115 万 4,000 円の減額であります。執行残であります。

30 ページになります。

3 項、1 目災害救助費 1,736 万 6,000 円の減額であります。執行残であります。

31 ページになります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費 818 万円の減額であります。

4 節及び 7 節及び 19 節、いずれも執行残であります。

次に、2 目予防費 300 万円の減額であります。執行残であります。

次に、5 目環境衛生費 602 万 9,000 円の減額であります。

13 節及び 15 節につきましては、執行残、28 節につきましては、個別排水処理特別会計への繰出金であります。

次に、6 目水道費 880 万円の減額であります。

簡易水道特別会計への繰出金であります。

32 ページになります。

2 項清掃費、1 目清掃総務費 615 万円の減額であります。

事業費及び負担金の確定に伴い減額するものであります。

6 款農林業費、1 項農業費、2 目農業振興費 981 万 6,000 円の減額であります。

19 節の細節 15 から細節 25 までにつきましては、執行残。

細節 31 につきましては、忠類地区農事組合法人設立に係る北海道からの間接補助金であります。

23 節につきましては、平成 27 年度の 6 次産業化ネットワークづくり支援事業補助金の返還であります。補助金申請時に消費税の非課税事業者であった事業者が課税事業者として消費税の還付を受けたことに伴う補助金の返還であります。

33 ページになります。

5 目畜産業費 3,338 万 9,000 円の追加であります。

13 節の細節 5 につきましては、執行残、細節 6 につきましては、国の補正予算に伴う所要の費用を補正するものであります。

19 節につきましては、事業費等の増減に伴う所要の補正であります。

34 ページになります。

6 目町営牧場費 148 万円の減額であります。執行残であります。

次に、7 目農地費 276 万 4,000 円の減額であります。

15 節につきましては、執行残。

28 節につきましては、農業集落排水特別会計への繰出金であります。

8 目土地改良事業費 7,654 万 5,000 円の減額であります。

19 節につきましては、北海道における事業調整及び国の補正予算に伴う所要額について、それぞれ補正するものであります。

36 ページの下段になります。

2 項林業費、1 目林業総務費 430 万 6,000 円の減額であります。執行残であります。

37 ページになります。

2 目育苗センター管理費 90 万 2,000 円の減額であります。執行残であります。

7 款、1 項商工費、1 目商工振興費 326 万 6,000 円の減額であります。執行残であります。

3 目観光費 37 万 8,000 円の追加であります。

道の駅・忠類のトイレ等の修繕に伴う追加であります。

38 ページになります。

4 目スキー場管理費 68 万 5 千円の減額であります。

11 節につきましては、圧雪車の修繕に伴う追加であり、15 節につきましては、執行残であります。

次に、5 目企業誘致対策費 4,236 万 9,000 円の追加であります。

今年度、リバーサイド幕別工業団地の 4 区画の土地の売買契約が成立したことに伴い、販売価格と帳簿価格の差額分を公社に対し補助するものであります。

8 款土木費、1 項土木管理費、1 目道路管理費 3,948 万 2,000 円の追加であります。

13 節につきましては、昨年の台風被害に伴う道路維持の増に加え、昨年 12 月からの降雪による除雪回数等の増に伴い所要の費用を追加するものであります。

18 節につきましては、執行残であります。

39 ページになります。

2 目地籍調査費 605 万 7,000 円の減額であります。

北海道の事業調整などに伴い減額するものであります。

2 項道路橋梁費、2 目道路新設改良費 4,743 万 6,000 円の減額であります。執行残であります。

41 ページになります。

4 目橋梁維持費 852 万 1,000 円の減額であります。執行残であります。

3項都市計画費、1目都市計画総務費 517 万 1,000 円の減額であります。

1節及び13節、いずれも執行残、28節につきましては、公共下水道特別会計への繰出金であります。

次に、2目都市環境管理費 850 万 4,000 円の減額であります。

昨年の台風被害に伴う委託業務の減による執行残であります。

次に、3目都市施設整備費 5,511 万 4,000 円の減額であります。

13節及び42ページの15節につきましては、いずれも、執行残であります。

4目都市防災施設整備費 3,406 万円の減額であります。

いずれも、執行残であります。

4項住宅費、3目公営住宅建設事業費 1,784 万 4,000 円の減額であります。

15節の細節1及び細節2につきましては、執行残、44ページになりますが、細節5及び細節6につきましては、国の交付金の減に伴う減額となります。

9款、1項消防費、1目常備消防費 541 万 1,000 円の減額であります。

負担金の確定に伴う減額であります。

2目非常備消防費 1,499 万 2,000 円の減額であります。

9節及び15節、いずれも執行残であります。

45ページになります。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費 154 万 1,000 円の減額であります。執行残であります。

次に、3目教育財産費 143 万 5,000 円の減額であります。いずれも執行残であります。

次に、4目スクールバス管理費 159 万 1,000 円の減額であります。執行残であります。

6目給食センター管理費 222 万 8,000 円の追加であります。

4節及び7節につきましては、執行残であります。

11節の細節4につきましては、洗剤・消毒剤の使用量の増、調理器具の更新に伴う追加であります。

細節40につきましては、オープンや空調フィルターなどの修繕に伴う追加となります。

細節60につきましては、野菜や冷凍食品の高騰に伴い、所要の費用を追加するものであります。

46ページになります。

2項小学校費、1目学校管理費 137 万円の減額であります。

7節につきましては、執行残、11節につきましては、重油などの使用量の増、机や椅子などの修繕に伴い、所要の費用を追加するものであります。

3項中学校費、1目学校管理費 367 万円の追加であります。

11節につきましては、小学校費と同様に、重油などの使用量の増と学校備品の修繕に伴う追加であります。

次に、2目教育振興費 100 万円の減額であります。

全国大会への参加者の減に伴う執行残であります。

5項社会教育費、3目保健体育費 90 万 6,000 円の減額であります。執行残であります。

47ページになりますが、8節及び9節につきましては、節間における予算の組み替えなどによる増減となります。

16節につきましては、執行残であります。

次に、4目町民会館費 54 万円の追加であります。

重油の使用量の増に伴う追加であります。

7目スポーツセンター管理費 8 万 2,000 円の追加であります。

7節につきましては、執行残、11節につきましては、札幌スポーツセンターのボイラー修繕に伴う追加であります。

13節及び14節につきましては、執行残であります。

次に、10目百年記念ホール管理費 569 万 2,000 円の減額であります。執行残であります。

48 ページになります。

11 款、1 項公債費、1 目元金 1 億 447 万 4,000 円の追加であります。

銀行縁故債の繰上償還を実施するための起債償還元金の追加が主なものであります。

なお、繰上償還を実施する町債につきましては、利率 2.125%の 1 本であり、実施いたしますと約 550 万円の利子軽減となるものであります。

次に、2 目利子 3,086 万 2,000 円の減額であります。

当初予算時におきまして、平成 27 年度借入れ利息を 1.0%程度と予定していたところでありますが、実効金利が低利でありましたことから、軽減分の 3,174 万 7,000 円の執行残と、この度の繰上償還に伴う経過利息としての 88 万 5 千円の増額分の差額を補正するものであります。

3 目公債諸費 5,000 円の追加であります。

繰上償還に伴う手数料であります。

14 款災害復旧費、1 項農林業災害復旧費、1 目単独災害復旧費 1,334 万 1,000 円の減額であります。

14 節及び 15 節、細節 2 につきましては、執行残であり、細節 4 につきましては、繰越明許費でもご説明をいたしました、駒畠地区など新たに復旧工事が必要となりました 6 箇所分の費用を補正するものであります。

19 節につきましては、執行残であります。

49 ページになります。

2 項土木災害復旧費、1 目単独災害復旧費 1,725 万 6,000 円の減額、併せまして、2 目補助災害復旧費 134 万 7,000 円の減額であります。いずれも、執行残であります。

50 ページになります。

3 項その他施設災害復旧費、1 目単独災害復旧費 170 万 9,000 円の追加であります。

12 節につきましては、執行残、15 節につきましては、相川南近隣センターの復旧工事に係るものでありますが、事業費の精査に伴い所要の費用を追加するものであります。

18 節につきましては、執行残であります。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

12 ページまでお戻りいただきたいと思います。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人 2,223 万 5,000 円の追加、併せまして、2 項、1 目固定資産税 1,097 万 1,000 円の追加であります。

いずれも、現年課税分の追加であります。

10 款、1 項、1 目地方特例交付金 30 万円の追加であります。

交付額の確定に伴う追加であります。

13 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目農林業費分担金 1,280 万 1,000 円の追加であります。

細節 1 につきましては、国の補正予算による事業費の増に伴う分担金の追加、

細節 4 から 13 ページの細節 9 の分担金につきましては、道営事業の事業費調整等に伴い減額するものであります。

14 款 使用料及び手数料、1 項使用料、3 目衛生使用料 104 万円の追加であります。

利用件数の増によるものであります。

次に、4 目農林業使用料 136 万 2,000 円の減額であります。

預託頭数の減による入牧料の減額となります。

15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費負担金 959 万 5,000 円の減額であります。

1 節の細節 1 につきましては、事業費の確定に伴う国負担分の追加、細節 2 以下につきましては、それぞれ事業量の増減に伴う国負担分の補正であります。

2 節につきましては、児童手当に係る国負担分の減額であります。

14 ページになります。

2 項国庫補助金、2 目民生費補助金 4,358 万 4,000 円の減額であります。

1 節につきましては、対象事業の確定に伴う減額であります。

2 節、細節 1 につきましては、対象事業費の増に伴い補正するものであります。

細節 2 につきましては、学童保育所へのパソコンなどの導入に対する国庫補助金であります。

3 節につきましては、対象事業の確定に伴う減額となります。

次に、4 目土木費補助金 1 億 4,423 万 2,000 円の減額であります。

1 節以下、交付決定額等の増減に伴う補正であります。

6 目災害復旧費補助金 347 万円の追加であります。

交付決定額の増に伴う追加であります。

15 ページになります。

16 款道支出金、1 項道負担金、1 目民生費負担金 396 万 3,000 円の減額、併せまして、3 目土木費負担金 470 万 1,000 円の減額であります。

それぞれ事業量の増減又は確定に伴う道負担分の補正であります。

2 項道補助金、1 目総務費補助金 200 万円の減額であります。

交付決定額の減に伴う減額であります。

次に、2 目民生費補助金 284 万 9,000 円の減額であります。

対象事業費の増減に伴う補正であります。

次に、4 目農林業費補助金 8,211 万 3,000 円の減額であります。

1 節の細節 8 につきましては、事業費の減に伴う減額、細節 12 につきましては、忠類地区農事組合法人設立に対する道補助金であります。

16 ページになります。

2 節から 4 節までにつきましては、それぞれ事業費確定等に伴う所要の補正であります。

6 目土木費補助金 80 万円の減額であります。

交付金の確定に伴う減額であります。

次に、8 目 災害復旧費補助金 1,018 万 3,000 円の減額であります。

細節 1 につきましては、対象事業費の減に伴う減額であります。

細節 2 につきましては、南勢牧場の災害復旧工事に対する道補助金を追加するものであります。

3 項道委託金、3 目農林業費委託金 205 万 1,000 円の追加であります。

委託金の増に伴う追加であります。

17 ページになります。

17 款財産収入、1 項財産運用収入、2 目利子及び配当金 68 万 2,000 円の追加であります。

各種基金の運用に係る利子収入を補正するものであります。

2 項財産売払収入、1 目不動産売払収入 4,288 万 5,000 円の追加であります。

1 節につきましては、皆伐材売払収入の減額、2 節につきましては、宅地分譲等に係る町有地売払い収入の追加であります。

2 目物品売払収入 108 万 2,000 円の減額であります。

不用物品の売払収入の減額であります。

18 款、1 項寄付金、1 目一般寄付金 445 万 5,000 円の追加であります。

台風被害に対する 300 件分の寄付金収入であります。

18 ページになります。

19 款繰入金、1 項基金繰入金、2 目減債基金繰入金 1 億 129 万 6,000 円の追加であります。

歳出でもご説明をいたしました、銀行縁故債の繰上償還の財源といたしまして、減債基金からの繰入れを行うものであります。

21 款諸収入、3 項貸付金元利収入、5 目農業ゆとりみらい総合資金貸付金元利収入 418 万 1,000 円の追加となります。

今年度の上期貸付の増に伴う償還額の増加と繰上償還による増に伴う追加となります。

5 項、4 目雑入 868 万 2,000 円の追加であります。

5 節の細節 3 から細節 30 につきましては、各種事業費の確定などに伴う補正であります。

細節 64 につきましては、植樹事業等に対する公益財団法人似鳥文化財団及び株式会社ニトリホールディングスの共同事業による助成金であります。

細節 65 につきましては、国の交付金の返還に伴う事業者からの返還金であります。

細節 66 につきましては、温泉敬老入浴券助成事業等に係る北海道後期高齢者医療広域連合からの補助金であります。

細節 67 につきましては、道補助金の返還に伴う事業者からの返還金であります。

6 節につきましては、一般会計における予防費用等に係る国民健康保険特別会計からの負担金の追加であります。

19 ページになります。

22 款、1 項町債、1 目総務債 1,190 万円の減額、2 目民生債 830 万円の追加、3 目衛生債 410 万円の減額、4 目農林業債 1,540 万円の追加、20 ページになりますが、5 目商工債 80 万円の減額、6 目土木債 3,160 万円の減額、21 ページになりますが、7 目消防債 1,330 万円の減額、8 目教育債 780 万円の減額、9 目臨時財政対策債 5,925 万 5,000 円の減額、10 目災害復旧債 3,470 万円の減額であります。

地方債補正でもご説明させていただきましたが、地方債対象事業費の確定等に伴う補正であります。

なお、補正前と比較いたしますと、1 億 3,975 万 5,000 円を減額し、地方債全体では平成 28 年度の起債発行予定額を 19 億 644 万 5,000 円とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

会議の途中ですが、13 時まで休憩します。

12：17 休憩

13：00 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

中橋議員。

○12 番（中橋友子） 29 ページ、6 児童館費の 7 賃金の 6 指導員賃金、1,330 万 6,000 円の減額であります。なかなか、賃金がこれだけ大きな金額で減額されるというのは考えづらいことなので、ここに至った要因についてお尋ねをいたします。

次に、38 ページ、5 企業誘致対策費の 19 負担金補助及び交付金の土地開発公社運営補助金、4,236 万 9,000 円。ご説明では、開発公社の帳簿価格と売却価格との差を補助したということですが、帳簿価格はいくらであったのか、それと補助に至る政策的な考え方を伺います。

○議長（芳滝 仁） こども課長。

○こども課長（杉崎峰之） 学童保育所の指導員の賃金についてであります。この 1,330 万 6,000 円につきましてはなのですが、今手元に細かく何人区予算から減額になったという資料はないのですが、基本的な考えといたしましては、当初予定していたマックスの各学童保育所の予定受け入れ人数に対して、指導員の配置というものに基づいて計算していたのですが、一つの要因としましては実際予定していた人数よりも入所児童が少なかった。それに伴いまして、予定した人員よりも人件費がまず人数が少なくなったということが一つ要因としてあります。

もう一つは、現実的に若干、指導員、支援員の補助が足りない月とかもございましたが、そこにつきましては代替を入れまして対応したということがございます。その差によって結果的に 1,300 万という数字にはなってしまったのですが。

○商工観光課長（岡田直之）　ご質問の工業団地の販売価格と帳簿価格でありますけれども、今年度に入りましてから4筆販売がなされたところでございまして、販売価格につきましては、1億3,061万3,000円が販売価格であります。それに対しまして、帳簿価格が1億7,505万6,351円となっておりまして、その差額、差損につきましては、4,444万3,351円となったところでございます。

○議長（芳滝　仁）　経済部長。

○経済部長（田井啓一）　土地開発公社の土地の売買に関してでございますけれども、今回の区画というのがリバーサイド幕別の工業団地ということでありまして、当時平成3年からの開発行為で土地開発公社が造成を行っているということでございまして、販売も土地開発公社が行ったと。帳簿価格の設定につきましては造成費あるいは販売経費、そういったものを加味した中でそれぞれの宅地の単価が決められたという状況でございます。しかしながら、その後、札内の地域あるいは日本のいわゆる宅地というものの地価、工事価格などの値下がり等もございまして、なかなかその帳簿価格が近隣の売価と合っていないという状況も生まれてきたわけでございまして、近隣の売買実例を加味した中で、販売価格の見直しを行い、その差損については町の方が補填をするということで進めてまいったものでございます。

○議長（芳滝　仁）　中橋議員。

○12番（中橋友子）　学童保育の指導員の賃金でありますけれども、これは全額賃金ではありませんけれども、児童館費そのものの総予算が6,845万、そして今回減額されるのが1,364万、ウエイトは大変大きいのですよね。今のご説明でありましたら、実際は予定していた子供さんの数が少なかったからだということではありますけれども、しかし、何て言うのでしょうか、それぞれの施設の中で最低人員とかが決まっているのがきっちりと定められた上で、職員配置というのがなされて、当初の予算が組まれるのだと思うのですよね。1,300万って言いますと、学童保育の指導員の平均賃金どのくらいなのか、これ6人分、7人分に相当していくのではないかなと思うのですけれども、当初の組み立てそのものにその甘さがあったのかどうか、実際に指導していく上で、不便は生じなかったんだというふうに思うのですけれども、その辺の組み立てに至った考えも含めてもう一度お尋ねします。

土地開発公社の方なのですが、政策的な位置付けを明確にお聞きしたかったものですからお尋ねしました。つまり、ずっと売れないで長く置いてあった土地が売却されるということは、私たちにとっても町の財産がきっちりと適切に運用されていくということでもありますから、大事なことだと思います。ただ、4,200万っていう差額ということだけで出てきているものですから、基本的な算出の仕方とか、それから今後もそういう土地が残っているのか、差額っていうのは今後も多分かかった費用を帳簿価格としていく以上は、これからはこういう手立てが必要になってくると思うのですが、それはこれからは残されている分野で出てくるのでしょうか、売却された場合ですけれども。

○議長（芳滝　仁）　こども課長。

○こども課長（杉崎峰之）　人数になりますが、当初予定していた人数はですね、22人で予算を組んでおりました。結果ですね、17人と1人代替えさんに入っていただきましたので、18人ということで、4人のまず差がございまして。毎月どれぐらいの給料かということなのですが、季節だとかですね、時間帯がですね、全日と半日勤務とかいろんな場合が想定されるものですから、ちょっと今すぐですね・・・

○議長（芳滝　仁）　住民福祉部長。

○住民福祉部長（境谷美智子）　当初の人数の計算の甘さの問題ですけれども、学童の措置が4年生、5年生、6年生も入れるということで、学童にマックス入ってきたときっていうことで、定数も含めて、定数いっぱいの中、4年生、5年生、6年生の人数の見込みをしたというのもあります。それが、今年度についてはまだ一旦退園して、戻って学童にくるというお子さんたちがいなかったものですから、その部分は人数として大きく下がっているという現状があります。もちろん、学童保育の定数ですとか、それから建物としての定数とか、それから必要とされる人数、そして配置基準はきっちりと守った上で配置をしておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 商工観光課長。

○商工観光課長（岡田直之） 今後の見通しでありますけれども、土地開発公社で現在工業団地、住宅地を含めまして17区画、面積にいたしまして、約74,000平方メートルの土地を所有しております、今後将来にわたりましてその土地が全て売却された場合には、約2億1,000万ほどの差損が出るという見込みとなっております、しかしながら、土地開発公社におきましては、自主財源といいますか、収入は一時使用で土地をお貸ししたり、例えば太陽光パネル、これは長期でお貸ししてましますけれども、そういったところの一時使用の収入しかございません。そういったこともありますので、今後におきましても、土地が販売された場合には、町から土地開発公社に対して補助させていただきたいと考えております。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） 学童の指導員はわかりました。

土地開発公社も基本的には理解したいと思います。ただですね、企業誘致のときには、例えば税の減免であるとか、いろいろな政策を講じて土地を買っていただいているという経過がありますよね。ですから、それと併せて、時価でやるというのは、時価より上げたら売れないわけですから、当然そういうことはでてくるとは思うのですけれども、何て言うのでしょうか、やはり全体の町の財政運営を考えた場合には、そういった誘致の施策ともリンクさせながら、なるべく収入に繋がるような売却の仕方、最初から2億1,000万損しちゃうというのではなくて、政策的な手法も考えながら、有効な財源が生み出されるように努力をしていただきたい。以上であります。

○議長（芳滝 仁） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第11号、平成28年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から、日程第21、議案第18号、平成28年度幕別町水道事業会計補正予算（第2号）までの8件を一括議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第11号、平成28年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ4,393万5,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ37億9,981万9,000円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページ、3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

はじめに、歳出からご説明を申し上げます。

7ページをお開きいただきたいと思います。

2款 保険給付費、1項療養諸費、2目退職被保険者等療養給付費4,500万円の減額、併せまして、2項 高額療養費、2目退職被保険者等高額療養費500万円の減額であります。

それぞれ、給付費及び高額療養費を減額するものであります。

7款、1項 共同事業拠出金、1目高額医療費拠出金190万6,000円の追加であります。

拠出金の確定に伴う追加であります。

8ページになります。

8 款、2 項保健事業費、1 目保健衛生普及費 415 万 9,000 円の追加であります。

一般会計におけるインフルエンザ予防接種事業等に対する負担金であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4 ページまでお戻りをいただきたいと思います。

1 款、1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税 4,000 万円の減額、併せまして、2 目退職被保険者等国民健康保険税 500 万円の減額であります。

いずれも、現年課税分の保険税の減額であります。被保険者数の減少などにより、減額するものであります。

2 款国庫支出金、1 項国庫負担金、2 目高額医療費共同事業負担金 47 万 6,000 円の追加であります。負担金の確定に伴う追加であります。

次に、2 項国庫補助金、1 目財政調整交付金 3,500 万円の減額であります。

普通調整交付金の交付額の減に伴う減額であります。

5 ページになります。

3 款、1 項、1 目療養給付費等交付金 4,500 万円の減額であります。

同じく、交付額の減に伴う減額であります。

5 款道支出金、1 項道負担金、1 目高額医療費共同事業負担金 47 万 6,000 円の追加であります。負担金の確定に伴う追加であります。

次に、2 項道補助金、1 目都道府県財政調整交付金 2,956 万 7,000 円の減額であります。

それぞれ交付金を補正するものでありますが、細節 2 につきましては、インフルエンザ予防接種事業等に係る一般会計への負担金に対する 2 分の 1 の交付金であります。

7 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 7,760 万 7,000 円の追加であります。

1 節から 6 ページの 3 節までと 5 節までにつきましては、負担区分に応じた補正であります。

6 節につきましては、国保財政運営における財源不足額について、一般会計からの繰り入れを行うこととしたものであります。

8 款、1 項、1 目繰越金 3,207 万 3,000 円の追加であります。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、9 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 12 号、平成 28 年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,479 万 9,000 円を減額し、予算の総額をそれぞれ 3 億 5,663 万 9,000 円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、10 ページ、11 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

はじめに、歳出からご説明を申し上げます。

13 ページをお開きいただきたいと思います。

2 款、1 項、1 目後期高齢者医療広域連合納付金 1,479 万 9,000 円の減額であります。

納付金の確定に伴う減額であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

12 ページになります。

1 款、1 項、1 目後期高齢者医療保険料 1,234 万 2,000 円の減額であります。

現年分及び滞納繰越分の減額であります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 245 万 7,000 円の減額であります。

1 節につきましては、広域連合における共通経費の精算に伴う減額、2 節につきましては、保険料軽減分の額の確定に伴う減額であります。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、14 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 13 号、平成 28 年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億 4,096 万円を減額し、予算の総額をそれぞれ 23 億 5,195 万 6,000 円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、15 ページ、16 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

はじめに、歳出からご説明を申し上げます。

20 ページをお開きいただきたいと思います。

2 款 保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス等給付費 4,000 万円の減額であります。

特定施設入居者生活介護の利用者数の減に伴う減額であります。

2 目地域密着型介護サービス等給付費 5,500 万円の減額であります。

認知症対応型 共同生活介護の利用者数の減に伴う減額であります。

21 ページになります。

3 目施設介護サービス給付費 3,000 万円の減額であります。

施設サービス利用者の減に伴う減額であります。

22 ページになります。

2 項介護予防サービス等諸費、1 目介護予防サービス等給付費 1,600 万円の減額であります。

介護予防通所介護の利用者の減に伴う減額であります。

23 ページになります。

3 款、1 項、1 目基金積立金 4 万円の追加であります。

基金利子の積立であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

17 ページまでお戻りをいただきたいと思います。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料 3,075 万 9,000 円の減額であります。

現年度分の減額であります。

4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費国庫負担金 2,381 万 7,000 円の減額であります。

給付費の減に伴う国庫負担金の減額であります。

2 項国庫補助金、1 目調整交付金 705 万 1,000 円の減額であります。

給付費の減に伴う調整交付金の減額であります。

5 款、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費支払基金交付金 3,624 万 9,000 円の減額であります。

現年度分及び過年度分の支払基金交付金の補正であります。

18 ページになります。

6 款道支出金、1 項道負担金、1 目介護給付費道負担金 2,200 万 9,000 円の減額であります。

給付費の減に伴う道負担金の減額であります。

7 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金 4 万円の追加であります。

基金利子の追加であります。

8 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 1,788 万 2,000 円の減額であります。

給付費の減などに伴う繰入金の減額であります。

19 ページになります。

2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金 3,500 万円の減額であります。

繰越金の増に伴う減額であります。

9 款、1 項、1 目繰越金 3,176 万 7,000 円の追加であります。

以上で、介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、25 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 14 号、平成 28 年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ 928 万 4,000 円を減額し、予算の総額をそれぞれ 4 億 750 万 8,000 円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、26 ページ、27 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

28 ページになります。

第 2 表地方債補正であります。

変更であります。幕別簡水整備事業ほか 4 事業につきましては、事業費確定等に伴う起債の借入額について、合計で 850 万円を減額するものであります。

それでは、歳出からご説明を申し上げます。

31 ページをお開きいただきたいと思います。

1 款水道費、1 項水道事業費、1 目一般管理費 928 万 4,000 円の減額であります。

13 節から 16 節につきましては、事業費の確定等に伴う執行残、23 節につきましては、新発債の実効金利が低利になったことに伴う利子分の減額であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

29 ページまでお戻りをいただきたいと思います。

1 款分担金及び負担金 1 項、1 目負担金 74 万 8,000 円の減額であります。

事業費の確定に伴う減額であります。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目水道使用料 162 万 1,000 円の追加であります。

使用量の増減などに伴う補正であります。

2 項、1 目手数料 20 万円の追加でございます。

給水申請に伴う設計手数料の追加であります。

30 ページになります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 880 万円の減額であります。

事業費の減等に伴う一般会計繰入金の減額となります。

4 款、1 項、1 目繰越金 1,018 万 5,000 円の追加であります。

6 款、1 項町債、1 目水道事業債 850 万円の減額であります。

地方債補正で説明をいたしました補正内容であります。

以上で、簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、32 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 15 号、平成 28 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 4 号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,299 万 6,000 円を減額し、予算の総額をそれぞれ 11 億 1,343 万 7,000 円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、33 ページ、34 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

35 ページになります。

「第 2 表 債務負担行為」であります。

平成 24 年度に債務負担行為の議決をいただきました「処理場管理業務委託料」ほか 2 つの業務委託料であります。国におきまして、本年 3 月から公共工事設計労務単価が引き上げされたことに伴い、既定の限度額に不足が見込まれますことから、限度額の増加する部分に係る新たな債務負担行為を行うものであります。

36 ページになります。

「第3表 地方債補正」であります。

変更でありますが、公共下水道建設事業ほか3事業の事業費確定等に伴う起債の借入額について、合計で80万円を追加するものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

39 ページをお開きいただきたいと思います。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 285 万 1,000 円の減額であります。

負担金などの確定に伴う減額であります。

2 款事業費、1 項下水道施設費、1 目下水道建設費 665 万 2,000 円の減額であります。

事業費確定に伴う減額であります。

40 ページになります。

3 款、1 項公債費、2 目利子 349 万 3,000 円の減額であります。

新発債の実効金利が低利になったことに伴う、利子分の減額であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

37 ページまでお戻りをいただきたいと思います。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目下水道事業費補助金 1,210 万円の減額であります。

事業費確定に伴う減額であります。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 467 万 4,000 円の減額であります。

事業費の減等に伴う一般会計繰入金の減額であります。

5 款、1 項、1 目繰越金 297 万 8,000 円の追加であります。

7 款、1 項町債、1 目都市計画事業債 620 万円の追加であります。

事業費確定に伴う追加であります。

2 目資本費平準化債 530 万円の減額、38 ページになりますが、3 目下水道事業債（特別措置分）10 万円の減額であります。

いずれも、発行可能額の確定等に伴う補正であります。

以上で、公共下水道特別会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。

次に、41 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第16号、平成28年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第4号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ477万2,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ2億2,194万円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、42 ページ、43 ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

44 ページになります。

「第2表 地方債補正」であります。

追加でありますけれども、昨年の台風被害に伴う合併処理浄化槽の修繕等に対する起債を追加するものであります。昨年の第3回議会定例会の補正予算において、一般会計債として計上しておりましたものを組み替えるものであります。

次に変更であります。個別排水処理施設整備事業の事業費確定に伴う起債の借入額について、330 万円を減額するものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

46 ページをお開きいただきたいと思います。

2 款事業費、1 項排水処理施設費、1 目排水処理建設費 211 万 7,000 円の減額であります。

事業費確定に伴う執行残であります。

2 項排水処理管理費、1 目排水処理施設管理費 229 万 7,000 円の減額であります。

47 ページになります。

3 款、1 項公債費、2 目利子 35 万 8,000 円の減額であります。

新発債の実効金利が低利になったことに伴う、利子分の減額であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

45 ページにお戻りをいただきたいと思います。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 485 万 8,000 円の減額であります。

事業費の減等に伴う一般会計繰入金の減額であります。

4 款、1 項、1 目繰越金 119 万円の追加であります。

5 款諸収入、2 項、1 目消費税還付金 9 万 6,000 円の追加であります。

6 款、1 項町債、1 目排水処理施設整備事業債 120 万円の減額であります。

地方債補正で説明をいたしたとおりであります。

以上で、個別排水処理特別会計補正予算（第 4 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、48 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 17 号、平成 28 年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ 180 万 7,000 円を減額し、予算の総額をそれぞれ 6,990 万 7,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、49 ページ、50 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

51 ページになります。

「第 2 表 債務負担行為」であります。

平成 24 年度に債務負担行為の議決をいただきました「処理場管理業務委託料」であります。国におきまして、本年 3 月から公共工事設計労務単価が引き上げされたことに伴い、既定の限度額に不足が見込まれますことから、限度額の増加する部分に係る新たな債務負担行為を行うものであります。

「第 3 表 地方債補正」であります。

変更であります。農業集落排水整備事業の事業費確定に伴う起債の借入額について、180 万円を減額するものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

53 ページをお開きいただきたいと思います。

2 款事業費、1 項排水処理管理費、2 目排水処理施設管渠維持管理費 180 万 7,000 円の減額であります。

事業費の確定などに伴う執行残となります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

52 ページにお戻りをいただきたいと思います。

3 款繰入金、2 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 126 万 4,000 円の減額であります。

4 款、1 項、1 目繰越金 125 万 7,000 円の追加であります。

5 款、1 項町債、1 目農業集落排水整備事業債 180 万円の減額であります。

地方債補正で説明をいたしましたとおりであります。

以上で、農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、54 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 18 号、平成 28 年度幕別町水道事業会計補正予算（第 2 号）につきまして、ご説明を申し上げます。

補正予算第 2 条につきましては、収益的事業会計であります第 3 条予算に対する補正で、収益的支出のみの補正であります。

第 1 款水道事業費用既決予定額 5 億 5,097 万 3,000 円に、補正予定額 350 万円を追加し、5 億 5,447 万 3,000 円と定めるものであります。

補正予算第3条につきましては、資本的事業会計であります第4条予算に対する補正であります。
収入でありますが、第1款資本的収入既決予定額520万円から、補正予定額25万4,000円を減額し、494万6,000円と定めるものであります。

支出でありますが、第1款資本的支出既決予定額4億6,929万7,000円であります。補正予定額885万3,000円を減額し、4億6,044万4,000円と定めるものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を、過年度分と当年度分の損益勘定留保資金をもって補てんするものであります。本補正によりまして、不足する額は「4億5,549万8,000円」に、また、過年度分損益勘定留保資金は「2億8,561万7,000円」に、さらに、当年度分損益勘定留保資金は「1億6,988万1,000円」に改めるものであります。

55ページをお開きいただきたいと思います。

収益的支出からご説明申し上げます。

1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費350万円の追加であります。

十勝中部広域水道企業団からの受水量の増に伴う追加であります。

56ページになります。

資本的支出について、ご説明申し上げます。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水管整備費82万3,000円の減額、併せまして、2目営業設備費803万の減額であります。

いずれも、事業費の確定などに伴う執行残であります。

次に、資本的収入をご説明申し上げます。

1款資本的収入、6項、1目負担金25万4,000円の減額であります。

事業費の確定に伴う減額となります。

以上で、特別会計補正予算全体の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第11号、平成28年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第12号、平成28年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第13号、平成28年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 14 号、平成 28 年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 15 号、平成 28 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 16 号、平成 28 年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 17 号、平成 28 年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 18 号、平成 28 年度幕別町水道事業会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[陳情付託]

○議長（芳滝 仁） 日程第 22、陳情第 1 号、「テロ等組織犯罪準備罪を新設する組織犯罪処罰法改正案の成立に反対する意見書」採択に関する陳情を議題といたします。

ただ今、議題となっております、陳情第 1 号、「テロ等組織犯罪準備罪を新設する組織犯罪処罰法改正案の成立に反対する意見書」採択に関する陳情は、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第 23、陳情第 2 号、「後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の維持・継続を求める意見書」の提出を求める陳情書を議題といたします。

ただ今、議題となっております、陳情第 2 号、「後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の維持・継続を求める意見書」の提出を求める陳情書は、民生常任委員会に付託いたします。

[休会]

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

議事の都合により、明 3 月 3 日から 3 月 7 日までの 5 日間は休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、3月3日から3月7日までの5日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（芳滝 仁） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は、3月8日午前10時からであります。

13：39 散会

第 1 回幕別町議会定例会

議事日程

平成29年第 1 回幕別町議会定例会
(平成29年 3 月 8 日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告（会議規則第 8 条、第11条）

議事日程の報告（会議規則第21条）

日程第 1 会議録署名議員の指名

18 乾 邦廣 19 藤原 孟 1 板垣良輔
(諸般の報告)

日程第 2 一般質問（6 人）

会議録

平成29年第1回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成29年3月8日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 3月8日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)

議長 芳滝 仁

副議長 藤原 孟

- | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 板垣良輔 | 2 荒 貴賀 | 3 高橋健雄 | 4 小田新紀 | 5 内山美穂子 |
| 6 小島智恵 | 7 若山和幸 | 8 小川純文 | 9 岡本眞利子 | 10 東口隆弘 |
| 11 野原恵子 | 12 中橋友子 | 13 藤谷謹至 | 14 田口廣之 | 15 谷口和弥 |
| 16 千葉幹雄 | 17 寺林俊幸 | 18 乾 邦廣 | | |

- 6 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 飯田晴義

副 町 長 川瀬俊彦

教 育 長 田村修一

企 画 総 務 部 長 菅野勇次

代 表 監 査 委 員 八重柏新治

農 業 委 員 会 会 長 谷内雅貴

住 民 福 祉 部 長 境谷美智子

経 済 部 長 田井啓一

建 設 部 長 須田明彦

教 育 部 長 山岸伸雄

札 内 支 所 長 坂井康悦

忠 類 総 合 支 所 長 伊藤博明

会 計 管 理 者 原田雅則

地 域 振 興 課 長 小野晴正

糠 内 出 張 所 長 阿部麗子

総 務 課 長 武田健吾

政 策 推 進 課 長 山端広和

土 木 課 長 寺田 治

経 済 建 設 課 長 川瀬康彦

学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長 妹尾 真

防 災 環 境 課 長 天羽 徹

商 工 観 光 課 長 岡田直之

学 校 教 育 課 長 高橋修二

保 健 課 長 合田利信

保 健 福 祉 課 長 金田一宏美

こ ど も 課 長 杉崎峰之

農 林 課 長 萬谷 司

都 市 計 画 課 長 吉本哲哉

- 7 職務のため出席した議会事務局職員

局長 細澤正典

課長 澤部紀博

係長 佐々木慎司

- 8 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

- 9 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

- | | | |
|---------|---------|--------|
| 18 乾 邦廣 | 19 藤原 孟 | 1 板垣良輔 |
|---------|---------|--------|

議事の経過

(平成29年3月8日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○議長（芳滝 仁） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（芳滝 仁） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（芳滝 仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、18番乾議員、19番藤原議員、1番板垣議員を指名いたします。

[一般質問]

○議長（芳滝 仁） 日程第2、これより一般質問を行います。

一般質問は通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、小川純文議員の発言を許します。

小川純文議員。

○8番（小川純文） 通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1、職員の時間外勤務の縮減について。

少子高齢化に伴う労働力人口の減少が深刻な問題であることから、昨年来、国では働き方改革が論議され、中でも最重要テーマである長時間労働の是正をめぐる論議が本格化しています。

女性新入社員が過労自殺した事件を受け、残業時間の上限規制の導入に向けた動きが加速しており、時間外労働の縮減は幕別町役場においても大変重要でかつ急務であると考え、以下の点について伺います。

①一般会計の職員費の時間外勤務手当は、平成25年度の7,370万円が27年度では9,010万円と、3年間で1,640万円、22.3%と大きな伸びを示しています。管理職を含む給料総額が3年間でほぼ同額の中、この増額の要因をどのように認識されているのか伺います。

②昨年の広報11月号で職員の給与の状況を公表されていますが、時間外勤務手当に関しては説明がありません。本町の管理職を除く、職員1人当たりの時間数と支給年額の過去3カ年の推移を伺います。

また、他の自治体と比較した場合に、幕別町はどうか伺います。

③縮減に向けては、職員の意識改革を初め業務の効率化や事務事業の見直しなどの対応策が功を奏したという事例を伺ったことがあります。本町ではこれまでどのような対策を講じられてきたのか伺います。

④新年度の予算計上に当たっては、いかなる対策を盛り込まれているのか伺います。

2、職員の服務について。

「全ての公務員は全体の奉仕者である」という公務員の本質に基づき、町では幕別町職員服務規程を定め、職場の規律保持を初め接遇の向上などに取り組まれています。一層の向上に向け、以下の

点について伺います。

①省エネルギー対策の一環として、クールビズやウオームビズに取り組まれていますますが、それ以外の期間も含め、職員に対し服装についてどのような指導を行っているのか伺います。

②接遇向上に向けた対策について伺います。

③「人材育成」を最大の目標に掲げて、全職員を対象に人事評価が行われていますが、その中で、職員個々に対する指導はどのように行われているのか伺います。

④昨年の広報 11 月号で、職員の前年度分の懲戒処分状況をまとめて公表されていますが、住民に信頼される行政を推進し説明責任を果たしていく観点からも、適時的確な一定の公表に取り組まれるべきではないか伺います。

以上であります。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 小川議員のご質問にお答えいたします。

初めに「職員の時間外勤務の縮減について」であります。

近年、就業意識の変化や少子高齢化を背景に、仕事と生活の調和のとれたワーク・ライフ・バランスの実現が求められていますが、その実現を図るとともに、労働者の健康及び福祉の向上を図る上で、長時間労働は、民間、公務員を問わず共通した課題となっています。

このような中、平成 27 年 12 月に大手広告代理店に勤務していた女性新入社員が、みずから命を絶ちマスコミに大きく取り上げられましたが、その後、昨年の 9 月 30 日には、長時間の過重労働による心理的負担が原因であるとして労災の認定がなされました。

亡くなられた女性のご冥福を改めてお祈りするとともに、このような悲劇は起きてはならないことでもありますので、本町においても職員の健康管理を第一に、過度の時間外勤務を強いることのないよう、より適切な人事管理に努めなければならないものと認識いたしております。

また、国におきましても、昨年 9 月に安倍総理の私的諮問機関である「働き方改革実現会議」が設置され、長時間労働の是正など労働環境の改善に向けた議論が進められているところであり、時間外勤務の縮減を含め、働き方の改革に向けた社会的機運が高まりを見せております。

ご質問の 1 点目、「一般職員の時間外勤務手当の増額の要因は」についてであります。

時間外勤務につきましては、業務の繁忙期や突発的な業務に対応するためにやむを得ず行うものであり、時間外勤務手当は、これらの業務に対応するため、定められた勤務時間を超えて業務を遂行した場合に支給される手当であります。

ご質問にありますとおり、一般会計における時間外勤務手当の決算額は、平成 25 年度が 7,370 万 3,881 円、27 年度が 9,009 万 8,825 円であり、比較いたしますと、約 1,640 万円、率で申し上げますと約 22%の増となっております。

増の要因といたしましては、例年にない特殊要素として、平成 27 年 4 月に執行されました統一地方選挙に係る事務、多くの部署がファイリングシステム導入の初年度であったことや新庁舎への移転準備などが挙げられます。

さらに、平成 25 年度は、7 月から平成 26 年 3 月までの間に実施いたしました、給料の減額措置を時間外単価に反映したため、時間外単価が下がり、額を押し下げたことから、相対的に 27 年度の伸び率に影響したものと分析しているところであります。

加えて、近年は、国や道からの権限移譲や各種制度の改正等もあり、職員の業務量が増加していることも影響しているものと認識しております。

ご質問の 2 点目、「管理職を除く職員 1 人当たりの時間数と支給年額の過去 3 年間の推移及び他の自治体との比較について」であります。

本町における職員 1 人当たりの時間外勤務の時間数と支給年額の過去 3 カ年の状況を年度別に申し上げますと、平成 25 年度は 1 人当たりの年平均の時間数が 189 時間、支給年額は 43 万円、26 年度は年平均の時間数が 228 時間、支給年額が 51 万 5,000 円、27 年度は年平均の時間数が 238 時間、支給

年額が 53 万 4,000 円となっております。

また、先般、十勝管内の他市町村の状況を聞き取り調査し、全ての市町村から回答をいただきましたが、平成 25 年度からの時間外勤務の状況を比較いたしますと、25 年度につきましては、1 人当たりの年平均の時間数、支給年額とも、本町が管内で 2 番目に多い状況でしたが、27 年度は、いずれも一番多い状況となっております。

ご質問の 3 点目、「時間外勤務の縮減に向けたこれまでの対策について」であります。

時間外勤務の縮減に向けましては、これまで、所属長からの事前命令、事後確認を徹底するとともに、札内支所など一部部署での時差出勤の実施、毎週水曜日をノー残業デーとするとともに、業務が特定の職員に偏ることのないよう、課内や係内での連携を図りながら取り組んでまいりました。

また、適正な職員配置の観点から、職員数につきましても増員を図ってきているところであり、平成 25 年度は特別職を除く職員数は 236 人でしたが、28 年度は 239 人と 3 人増員したところであります。

ご質問の 4 点目、「新年度の予算計上に当たり、いかなる対策を盛り込んでいるか」についてであります。

時間外勤務の縮減につきましては、先ほど申し上げました取り組みを実施してきているところですが、ノー残業デーに関しましては、新年度に向け、当日の周知を徹底するなど、さらに実効性の高いものとなるよう工夫をしてまいりたいと考えております。

また、時間外勤務の縮減は、健康管理対策とあわせて進める必要があります。

このため、新年度におきましては、ストレスチェック調査において、高ストレスが長時間労働等に起因していると疑われる職員が医師による面接指導を希望した場合、産業医にその中心的な役割を担っていただくなどのため、報酬等の関係予算を計上したところであります。

また、現在、国の「働き方改革実現会議」の中で時間外労働時間の上限、上限を上回った場合の罰則の是非など、長時間労働の是正に向けた議論が進められておりますことから、国の動向を注視するとともに、他市町村の事例も参考としながら、さらなる縮減対策も検討してまいりたいと考えております。

次に、「職員の服務について」であります。

憲法や地方公務員法において、公務員である職員は、「全体の奉仕者」と規定されており、さらに、「幕別町職員服務規程」で、職員は、その職責を自覚し、誠実公正に、かつ、能率的に職務を遂行するように努めなければならないと規定しております。

職員が地方公務員法や町の服務規程にのっとり職務を遂行する上で、その資質や意識を高めるため、常日ごろから研さんを積むことは当然のことであり、管理職は、その職責を果たす上で、職員の資質や能力の向上に意を用いていかなければならないものと考えております。

また、職員は、かくあるべきと町民の皆さんから常に厳しい目線や期待を向けられていることを自覚し、高い倫理観を持って職務に当たることが必要とも考えているところであります。

ご質問の 1 点目、「職員の服装に関する指導について」であります。

クールビズにつきましては、地球温暖化の防止、省エネルギー化の促進、公務能率の向上等を図ることを目的とし、毎年 6 月から 9 月までの間実施しております。

この間、職員の執務室での服装につきましては、ノーネクタイ等の軽装を励行しているところですが、臨時職員も含めて清涼感を意識した節度ある服装であるよう周知徹底を図っております。

1 年を通した指導につきましては、管理職等が日常の中で助言や指導をすることはもちろんですが、本年度から本格実施しております人事評価の職務態度評価の評価項目の一つに「ネームプレートの着用」の評価があります。

その評価において、ネームプレートの着用とあわせて、常識のある身なりも評価対象としていることから、評価に当たっての面談を通じ評価者である管理職から指導や助言を行っているところでもあります。

今後におきましても、職員がそれぞれの職場や場面をわきまえ、職員としての品位を保ち、町民の皆さんに不快感を与えない範囲での服装や身なりに気を配るよう、臨時職員を含め指導に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「接遇向上に向けた対策について」であります。

接遇能力の向上につきましては、第4次行政改革大綱の推進計画の中でも、接遇意識の向上を図ることを推進項目の中に掲げ取り組んでいるところであり、職員研修において、新採用時には接遇を研修メニューに盛り込むとともに、採用2年目には、民間での接遇等を体験する実務研修を実施しております。

また、日常業務の中においては、管理職や同僚職員が機会を捉え指導や助言をするとともに、全職員を対象とした職場内研修を実施するなど接遇の向上に努めているところであります。

例を挙げて申し上げますと、平成23年度は外部講師を招いて臨時職員まで対象を拡大して接遇研修を実施し122人の職員が参加したところであり、27年度は、接客スキルの向上に通じる、怒りの感情などをコントロールするアンガーマネジメントについての研修を実施し、92人の職員が参加しております。

また、本年度は障害のある方への接し方や対応の仕方を学ぶ「障害者差別解消法に係る接遇研修」を開催し、67人の職員が参加いたしました。

今後におきましても、職員自身が日常業務の中のさまざまな機会において経験を積むことはもとより、接遇を初めとした多様な研修機会を設けるなど、接客マナーの向上に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「人材育成」を目的にした人事評価について職員個々の指導はどのように行われているか」についてであります。

人事評価につきましては、平成21年度と25年度に課長補佐職以上を対象とした人事評価を試行するとともに、27年度は全職員を対象とした試行を実施し、本年度から本格実施をしたところであります。

ご質問にありますとおり、本町における人事評価は、「幕別町人材育成基本方針」や第4次行政改革大綱の推進計画に基づき、職員の能力開発、人材育成を図ることを目的に実施しております。

評価につきましては、職務の遂行に必要な能力やその発揮度を評価する「能力評価」、職務上の態度や意識に関する評価を行う「職務態度評価」、職員個々が設定する業務目標に対する達成度を評価する「業務評価」と、大きく3つの評価区分を設け行っております。

評価の流れを申し上げますと、初めに職員がみずからの職務態度や業務目標の達成度を振り返り自己評価し、その後、課長職以上の評価者が自己評価をもとに1次評価、2次評価を行います。

評価者による評価は、その信頼性を高め実効性のあるものとするため、被評価者である職員との期首・期末などの面談を複数回行い、業務上における目標等の明確化、評価結果の確認や人材育成の観点からの指導や助言を行っているところであります。

また、適正な評価や目標設定が行われるよう、外部講師を招いて研修を実施してきているところであり、本年度は昨年10月に「被評価者研修」を開催し130人の職員が参加いたしました。

しかしながら、人事評価は、本年度が本格実施の初年度ということもあり、適切な時期に面談を行えていなかったり、評価者により評価のばらつきが見られるなど不十分な点が幾つかあるため、評価方法等が定着し安定的な制度となるまでには、一定の時間を要するものと考えております。

今後におきましては、職員へのアンケートによる制度の検証や職員研修を通じ人事評価制度の改善や理解を深めながら実施することにより、一層、人材育成につながる制度への充実を図り、町民の皆さんに信頼される職員の育成、行政の実現に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「職員の懲戒処分の状況については、適時的確な一定の公表に取り組むべきでは」についてであります。

職員の懲戒の状況を含めた人事行政の運営の状況については、「幕別町人事行政の運営等の状況の

公表に関する条例」において、毎年 12 月末までに公表をすることと規定しているところであり、本年度は、昨年の広報 11 月号で公表をしたところであります。

また、懲戒処分については、「幕別町職員の懲戒処分等に関する基準」において公表に係る基準を規定しており、本基準に照らし合わせて公表の対象や内容、時期、公表の有無を判断しているところですが、ご質問にありますとおり、住民に信頼される行政を推進し、説明責任を果たしていく観点からも、町のホームページを活用するなど、適宜公表してまいりたいと考えております。

以上で、小川議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 小川議員。

○8 番（小川純文） それでは、再質問をさせていただきます。

ただいま、いろいろとご説明があったわけでありますけれども、幕別町でも約 1 億円に近い 9,000 万円というトータルの残業手当ということでございます。

これについては、本当に年々上昇の傾向がとまらないという状況であります。その中で、今のご答弁の中にもありましたように、要因としては突発的事項があったのだということで、統一地方選挙、ファイリングシステム、新庁舎の移転ということでありますが、ここ近年で見えますと、選挙については国政選挙が毎年あったと、なかったのが昨年度だけだと。

その中でも統一地方選挙ということで、27 年におきましては、この町の選挙もあったと。これが例年から見ると、選挙関係では別枠ではないかなと。

ファイリングシステムの導入ということもございますけれども、これも新庁舎に向けての書類管理の観点ということで、約 3 年、4 年前からですか、外部講師を委託した中でファイリングというものも、これも多分ちょっと私の記憶なのであれなのですが、約 5,000 万円ぐらいのコンサル料をかけて取り組みをされているということであります。

ただ、その中で、旧庁舎のときでありますけれども、ファイリングシステムが入って非常に庁舎が風通しがよくなったというか、いろいろ簿冊というのですか、いろいろな書類の棚が一気に消えまして、一つのファイリングの効果はあったのかなというふうに私も認識しておりますし、今の庁舎の中でも、書庫というものの観点からいきますと、非常に効果を発揮しているのですけれども、ただそれに対するコンサルを受けて取り組んでいる中で、このファイリングシステム等々で本当にどれだけの残業につながっているのか。

統一地方選挙については、ある程度選挙費という中で見えてくるのですけれども、ファイリングシステムだとか新庁舎の移転準備と、こうなりますと、個別の問題に対しては私たちは知り得る資料がございません。

ですから、基本的にはファイリングシステムも勤務中で、その後、勤務終了時点でファイリングについて取り組むというような、最初の取り組み体制の中でご説明があったかと思っておりますけれども、本当にファイリングが特に 27 年であると 2 年目ですよね。新庁舎に移転する前の一番まとめの時期というか、最大の準備の期間であると思っておりますけれども、こちら辺の内容についてももう少し細かく、ここに特殊要素として書いている以上は、精査はしていると思うのですけれども、本当に時間外がなぜこのように起きたかという中で、まずここに書いてある理由についてのご説明をお願いいたします。

○議長（芳滝 仁） 企画総務部長。

○企画総務部長（菅野勇次） 時間外にかかわります特殊要素ということで、庁舎移転にかかわってファイリングシステムの導入ということでございます。

ファイリングシステムにつきましては 2 カ年で導入をいたしまして、職員の担当部署を 2 カ年に分けて順次導入したところでありますけれども、26 年度から導入いたしまして、27 年度が 2 カ年目で、26 年度よりも 27 年度のほうはかなり部署的には多い部署でありまして、そういったことで、書類の整理等がどうしてもなかなか日中にできない、あるいは書庫の整理も含めて日中にできないようなこともございまして、時間外にやらざるを得なかったという部分がございます。

ファイリングにかかわります時間外につきましては、27 年度は支給総額で約 600 万円ほどになりま

す。あと、庁舎移転にかかわりましては、移転準備ということで約 200 万円ほどの支給総額になります。

以上であります。

○議長（芳滝 仁） 小川議員。

○8 番（小川純文） 今、お答えをいただきまして、9,000 万円に対する 1 割程度ということで、そういう面で行くと、これが本当に特殊要件ではないのではないだろうか。本当にいろいろな部署でこういう残業が起きているのかは、私の知り得るところではございませんけれども、今回この質問をするに当たり、一般会計ということで見ていましたけれども、その中でちょっと思い出したのが、決算書の中で特別会計というものもあって、そこで給料を支出している職員さんの給料と残業手当というものも決算書に載っていましたので、それをいろいろ見させていただきますと、これは逆にちょっと人数が非常に限定される部署でありますので、余り細かくは言いたくはないのですが、一般会計の中では先ほどご説明がありました約 9,000 万円の残業手当になっていると。

補助的にはいろいろ忙しい忙しい、特に春は忙しいと言われております国保の関係にいたしまして、職員 9 名で国保でありますと給与で 2,800 万円程度、ここで残業手当が 300 万円ほど発生していると。これについては 9 名ですので管理職も入っていると思われまいますので、9 名全員のあれではないと思います。

後期高齢者等々ありますけれども、その中で見ていて一番びっくりしたのが、介護の特会の中で、介護の東部十勝の認定委員会みたいなのがあって、そこに職員が 1 人配置になっているのですけれども、給与総額が 360 万円程度、時間外が 130 万円。多分、決算手当に書いてあります期末勤勉手当というのが、年間で渡る賞与の関係だと思います。その賞与につきましても 136 万円程度ということで、残業と手当がもうイコールまでいっている、これは本当に非常に大きな残業が発生しているのではないかなと。

もう 1 か所、特筆すべきが下水道でございます。給与が 220 万円、時間外手当が 138 万円、賞与になります手当のほうが 76 万円でございます。これはもう、手当の倍を時間外手当ということになっていますので、これは 1 名ですから、多分この給与総額からいきますと、係の方かなというふうに思います。

だから、一般会計のほうにつきましては細かくわかりませんが、特会で見てもこういう極端な事例が発生しているという状況の中で、これに対して、特にそれを束ねる側として、こういう事態に対する認識はどうお考えでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 企画総務部長。

○企画総務部長（菅野勇次） 各特別会計の職員の張りつけなのですけれども、今おっしゃられましたように会計ごとに管理職も含めて人件費、給与等を張りつけているわけですが、特に介護の関係につきましては、同じ係の職員が育児休業等に入ったりしたようなこともございまして、そういった特殊な要素がございまして、どうしてもほかの職員に負担がいつてしまうというようなこともございました。

あとは、下水道等もあるのですけれども、確かに多いということにはございますけれども、やはり病気の関係ですとかそういった関係で、他の職員に負担がいつてしまうようなこともございますので、ある程度はやむを得ないのかなと思うのですが、職員の健康管理上の面からいうと、やはりこういったことについては、一定の職員に過重な労働がいくようなことがないよう協力体制を推進しながら、なるべく特定の職員に偏ることがないよう、今後においても指導してまいりたいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 小川議員。

○8 番（小川純文） 私もちっと認識不足な面もあってあれなんですけれども、多分、残業手当というのは基本的には給料の 1 時間当たり、通常でいうと一般残業であれば 100 分の 25 から始まりまして、深夜残業、俗に言う 10 時以降になると多分本給の給与に対する 150%、それとトータルで 60 時間を

超えるとまた加算がつく、160%かそのくらいにトータル時間の関係もあったと思うのですが、幕別町についてはそこら辺の時間外の手当の基準加算の状況については、どういう形になっていますか。

○議長（芳滝 仁） 総務課長。

○総務課長（武田健吾） 時間外の単価とその割増についてでございますけれども、時間外手当の計算方法につきましては、給料月額に12カ月を掛けまして、これを分子といたしまして、それを1日の勤務時間数とあと平日5日ございますので、これを掛けて、あと52週、1年間の勤務時間、日数を計算して、それで割って計算しているところでございます。

割増の率についてでございますけれども、議員がおっしゃるように、平日は100分の125、それ以外の週休日等につきましては100分の135、また60時間、これを超えたものにつきましては100分155の割増率としているところでございます。

以上でございます。

○議長（芳滝 仁） 小川議員。

○8番（小川純文） 今回、ご質問をさせていただきましたこの時間数と1人当たりの平均単価、平均で割ればどうかということではないのですけれども、トータル時間数が年間で27年度238時間ということで、これ12カ月で割りますと大体月20時間ということになりますよね。比較ですけれども、その前の25年については189時間ということですから、割っていくと月15時間ちょっとなのかなと。そしたら、2年間で5時間、これも管理職以下の職員さん、多分200名切る職員の数だと思いますけれども、その方々が平均月20時間ということは、大体勤務日数でいきますと月二十一、二日、となりますと皆さんが全員毎日1時間の残業をしているという、これ平均・・・で割ってですよ。ですから、中には先ほどいいました月60時間を超えている職員さんもありいるのではないだろうかということがこの中で推察されると思います。

その中で、支給年額におきまして、25年で43万円だったものが27年度は53万円になっていると、10万円アップしていると。平均でこの数字になってくるということは、ある面では本当これ賞与1回分程度の、これただ出ているわけではありません、職員さんも時間を使って本当に深夜まで頑張っている形でありますので、これはもう評価をしてあげなければならないのでありますけれども、平均で53万円という数字に至っている事実というのは、本当にこれ配置から何から、職員数等々を含めたときのトータルでこの事を考えていかないと、この縮減に対しては前に進まないのではないかなと。

以前にも一般質問であつたのをちょっと見させていただきますと、時間外手当は6%以内にとどめたいと、それを目標にして進んでいるところだというお話でありますけれども、6%以内でなく逆に増加をしているという現状がございます。

その点については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今、平成25年度と27年度の比較で、1,640万円ほどかなりの額が伸びている、当然時間が伸びているので金額も伸びているということなのですが、やっぱり大きな要因としては、先ほどご答弁をさせていただいたように、特殊要因として統一地方選挙、二つの選挙があつたということ、さらにはファイリングシステム、さらには庁舎の移転、こういったものがふだんない事務として増加要因としてはありました。ただ、これだけかということ、決してそうではないわけでありまして、もう一つの要因としては、25年と27年を比較しますと、実は病休でありますとか産前産後の休暇など、長期にわたる事務系の職員の休暇の差が700日ぐらいあるわけですよ。700日ということ、おおむね3人分なのです。27年は3人分少ない体制の中で仕事をしなければならなかった。もちろん臨時職員は配置しますけれども、やはり事務系の場合、臨時職員では100%カバーし切れない、どうしても定型の仕事しかできないというようなことがあって、そのしわ寄せが正職員、残った職員にいったということも要因としてはあります。

ただ、やはり仕事全体も、住民ニーズがふえてきた、あるいは国から、道からの事務もふえてきたことによって、仕事量そのものもふえてきていることは間違いない事実だというふうに思います。

そうなったときに、じゃあふえたから時間外やればいいのかということにはならないというふうに私は思います。やはり健康管理が一番でありますので、本当に過重労働を強いることは絶対にあってはならない、ましてやそれが本当に体調を崩すとか、電通のようなことになっては本当に大変なことでありますので、やはり私は、今、国において働き方改革会議というものをやっておりますけれども、我々自身も働き方を考える時代に来ているのだらうなというふうに思っているところであります。

例えば、東京都庁の話が出たことがありました。8時になったら仕事をして、そして職員がつけに行って、また15分たったらですかね、30分でしたかね、また消すと。それをいちごっこみたいに繰り返しているうちに職員はあきらめて帰るなんて、そのようなことありましたけれども、これは果たしてどうかということがあります。

また、民間大手の生命保険会社でも、実は私の知り合いがおりまして、聞くところによれば、8時以降は電源を全てシャットダウンしてしまうという、そんなこともありました。

これをうちの町でやれということにはなかなかありませんけれども、これはやはり時間外勤務をする職員と命令する職員と、全体がきちんと合意のもとで、どう時間外を減らしていくのだということになってまいりますので、そこはやはりコミュニケーションをしながら、今申し上げたような方法が果たして通用するのか、取り入れることができるのかどうなのかということも一つ考えなければなりませんし、また恒常的に時間外が多くなっている部署については、やはり基本は8時45分から17時30分の間で仕事を完結するのだと、そういう心構えを新たに持つことも必要だろうと。これが8時45分から例えば22時までの間で仕事をするのだと初めから思ってしまうと、どうしてもペースダウンにつながるので、そこはやはりあくまでも勤務時間内で仕事を完結するのだと、そのためには仕事の手を抜くということではありませんけれども、強弱をしっかりつけながら、どこまで突き詰めるかということの一つ一つの仕事の中で色分けをしていくことも必要なのであろうと。

そういった意識改革をしっかり職員の間に浸透させることで、今までとは180度変わったような発想の転換をしながら、時間外の縮減に取り組んでいかないと、今までどおり「水曜日はノー残業デーですから時間外やめましょう」だけでは減らないと思いますので、しっかりこの辺は職員と話し合いをしながら、本当に心構えを変えた上で、縮減に取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 小川議員。

○8番（小川純文） 今、町長からいろいろな取り組み事例もお聞きしましたけれども、本当に恒常的に、今、残業がふえているという中で、残業するに当たっても、まず残業する職員さんは上司に残業する旨を伝えて、今お聞きするところによりますと、残業時間のほうはパソコンで管理されているようにお聞きをしております。それに対しての管理職である課長さん等々が、その残業について適正かどうかを含めて検証して、それがトータルでは総務のほうに集まってくるのではないかなというふうに認識しているところでありますけれども。

今、病気だとか病欠だとかで職員3人分が減っているのだというお話もありましたけれども、その中で残業が突出している部署というのはかなりこれはあると思いますし、余りこの辺は聞かないほうがいいのかと思いますけれども、この質問をした以上、年間で最高でどのぐらいまでいっているのか、その支給額はどうか、それと、それに対する検証制度、要するに上司がやっぱりその残業に対してみんなで分業するとか、慢性的なものに対しては臨時職員なり、今後の職員配置の予定を上に出しているとか、本当にそういう日常業務の中でその辺の連携がきちっととられて、要するに職員間連携も必要だと思います。

そういう関係も含めた対策がきちとなされているのかどうか、取り組みをお知らせください。

○議長（芳滝 仁） 総務課長。

○総務課長（武田健吾） 私から、時間外の多かった部署と、あと時間外の個人の上位の時間数についてでございますけれども、平成27年度で申し上げますと、一番多かった部署につきましては総務課で

ございます。年間の実績で1人当たりで509時間となっております。

また、個人で申し上げますと、一番多かった職員につきましては928時間の年間の残業時間となっております。

以上でございます。

○議長（芳滝 仁） 企画総務部長。

○企画総務部長（菅野勇次） 職場内の連携ということでございますけれども、まず時間外、先ほども申し上げましたけれども、職員の健康管理上からも一定の特定の職員に偏ることがないように、職場内で連携をするということをまず総務サイドからも申し上げておりますし、各管理職にも申し上げていところであります。

例えば、選挙などの場合ですけれども、主幹は総務課ということになりますけれども、政策推進課、同じ部内で係内、課内を超えて例えば部内での連携なども行っておりますし、各種イベントの際にもそういった部内での協力、あるいは全庁的な協力も含めて、そういったことで取り組んできておりますし、さらにそういった連携については強めるように、連携を図りながら時間外圧縮あるいは健康管理の面からも連携を深めて取り組んでいくように指導しているところでありますし、今後もそういった指導を徹底してまいりたいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 小川議員。

○8番（小川純文） 今、指導をしていきたいということでございますけれども、課長のほうから報告ありましたように、総務課が一番多いということでもありますので、まず総務部、やはり情報を束ねるところからきちっと姿勢を見せていかないと、ほかの部署には伝播をしていかないのではないかと思いますので、これについては本当に取り組むのではなくてやらなければならないという事項だと思いますので、やはり十勝管内で一番になってしまったという経過は、これは近隣町村は特に多いと聞いています。だから、多分近隣町村の中での特に3町の中でのあれだと思いますけれども、とうとう一番上までできてしまったということでもありますので、これについては何とか下に下がるように、職員の健康管理、健康管理というお話が結構出ております。でも、健康管理で本当に休職されている方もおられるというふうに聞いておりますので、本当にこれは縮減に向けてやっていかなければならないし、総括的な取り組みが本当に急務でございます。

9,000万円という財源が少しでも落ちることによって、これ特会入れますとまだまだ大きくなりますから、そのほうがまだまだいろいろな事業に使える道もあると思いますし、これが削減してくれば基金からの取り崩しも少しは減るのではないかなというふうにも思いますので、この点については大至急本当に取り組むという気持ち、水曜日のノー残業デーにつきましても、もうかけ声でなくて、先ほど言われた「もう今日は帰ってくれ」というぐらいの姿勢を見せないと、私も冬場はちょっと役場へ来るが多かったのですけれども、5時半以降見ていると、誰も結構平常と同じですよ。「本日、ノー残業デー」といって放送もかかっておりません。初めから何かかかっているようなお話を聞きましたけれども、このごろはかかっていないと思いますので、本当にこれ真剣に取り組む気があるのかというのを、まず形できちっと見せて周知をしていく、その辺が管理職の仕事だと思いますので、これについては取り組んでいただきたいと。

時間もなくなってきましたので、今度、職員のサービスのほうにいきたいと思います。

サービスでございますけれども、答弁の中で、サービスということでネームプレートの着用と常識のある身なりを評価していると、職務態度の評価の関係だと思うのですけれども、これにつきましては、ネームプレートの着用と常識ある身なりを評価というより、これは当然のことでございますので、答弁書にこれが出てくるというのはちょっと寂しいような感じがします。もう少し中身の濃いご答弁をいただけたらなというふうに感じるところであります。

また、接遇に向けた研修でございますけれども、対応でございますけれども、ここも23年度の研修が出てくるようでは、もう今は28年度が終わろうとしているわけですから、本当にこれに対して真剣にお取り組みをいただいているのか、また人事評価もかなり前から、まずは管理職の部分、今

年 28 年度は全職員に対して人事評価というものが入って、その中におきましては、今言いました職務態度評価もありますけれども、能力評価、業務評価と、この人事評価については 3 点セットで人事評価という形になっていると思います。これについての進展が本当に見えないわけでありまして、もうかなり前から取り組むという形で、今回は全職員試行できておりますけれども、本当に取り組んでいる内容はどこまでいっているのか。それとこういうものをこういう形で評価が進んでいますという形で、議会のほうに内容について報告をしようと思っているのか、これは内部のことだからそのままでもいいのではないかと考えているのか、その辺も含めて今後の取り組みと方針について伺いたします。

○議長（芳滝 仁） 企画総務部長。

○企画総務部長（菅野勇次） 人事評価の関係でございますけれども、町長の答弁にもありますように、何回かの管理職の試行を行いまして、昨年度に全職員を対象に試行を実施いたしました。

そうした上で、本年度から全職員を対象に本格実施をしているところでございますけれども、答弁にもありますように、どうしても三つの評価を行うのですけれども、職務態度評価、業務評価、能力評価という形で三つの評価を行うということで、少し評価にかかわる作業といいたしでしょうか、そういった部分で時間を要しているというふうなところもございます。

それと、業務目標等の設定あるいは評価者の評価のばらつきですとかそういった面がありますので、まだこの制度が安定するにはちょっと時間がかかるかなというふうには考えております。

ただ、実施する中で、当然、管理職、評価者側と被評価者側、職員のほうの面談も行っておりますし、その中でいろいろな面での指導ですとか助言ですとか、そういったことはある程度できてはいるかなというふうに考えております。

今後の進め方ですけれども、先ほど言いましたように、業務目標の設定ですとか評価のばらつきなど、まだ不十分な点があるものですから、そういったことの解消に向けて、ちょっとまだ時間はかかるかなとは思っておりますけれども、さらに評価者の研修ですとかそういったものを行っていく中で、精度を上げていきたいというふうに思っております。

今後、議会に対して報告があるのかという関係でございますけれども、このことに関しましては、役場の組織のこれは内部の人事とのかかわりがございますので、どちらかという個人の情報等々になります。結果ですとかそういったことは関係ないのではないかとということもございまして、そういった内部管理上の事務ということになろうかと思っておりますので、それらについては、現段階では議会に報告というところまでは考えていない状況にあります。

○議長（芳滝 仁） 小川議員。

○8 番（小川議員） 個人情報がありますので、報告は今のところ考えていないということですが、これについても、先ほど言いました勤務態度評価だけでなく、それ以外の能力評価等が基本的には、本当に先ほどお話ししました残業の縮減にも反映するのではないかとと思うのですよね。だから、この目的は最後は給与まで反映するというので始まっているはずなのですが、今のお話を聞いていくと、非常にほど遠いような状況であるということがわかりました。

ですけれども、これはやっぱり能力評価と業務評価については、もう適切に素早く実行して、適材適所に職員を配置して残業削減を含めた役場の質の向上に努めるということについては、非常に急務だと思いますので、それができたときには相対としてのご報告がいただけたらありがたいなと思いますけれども、それを形で見せるのは、やはり事務能力の向上が一番だと思いますので、まだ試行だとか、もうそういう段階ではございませんので、効力ある効果を求めたいと思います。

その中で一点だけちょっと私が気になっているのは、職務態度評価でネームプレート等が、先ほど常識ある身なりということですが、結構、私、見受けると、ちょっと今、服装がばらばらになってきているのではないかなと。クールビズが年間クールビズの職員さんもおられるという状況でございますので、やはり幾ら作業服を着ていても、本当に外勤が非常に多いという場合には、それは現場ですのでよいかなと思いますけれども、内勤状態のときには、やはりその辺の節度というもの

が、まず接遇の前に身なりという節度をきちんとしていただかないと、本当に誰が職員で誰がお客さんなのかかわからない状況も多々ございますので、その辺についてはより一層の指導をお願いしたいと思います。

それと、最後に懲戒処分関係でございます。

これについては、端的に言えば、町の業務執行の中で、不利益を受けた町民がいるといたします。そのときに、1年に1回の公表ではやはりタイミングを逃しているのではないかと。行政執行上の不利益を与えた場合においては、やはり速やかにこういう対応をしましたということを公表していくのは、これはどこでも、もう道段階、また町村段階においてもそういう流れが今来ております。それについては、やはり早急の取り組みをお願いしたいということでありまして、今回この質問をした中で、やはり残業については、決算資料の中で今後もう少し私たち議会にも分かりやすい、もう少し詳細な説明資料を添付していただけたらというふうに思いますし、職員評価についても個人情報でないトータル的な進み方の状況というのも、これは大きくいろんな部署に関連しますので、報告をいただきたいと思います。

そういう中で、両者が理解し合って行政を進めていければ、一番プラスになるのではないかなというふうに考えております。そのような面を含めまして、今後に向けた町長の取り組みをお聞かせいただければと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 時間外勤務につきましては、先ほどもお答えを申し上げましたように、やはり職員に過重な労働を強いることが一番私は問題があるというふうに思っていますので、そこは先ほど申し上げたように、働き方を根本的に変えるという発想の中で改善をしていきたいというふうに思います。

それと、人事評価の関係でありますけれども、これは任命権者が町長のほかにもたくさんおりますので、そこら辺の調整も当然必要になってきます。もちろん議長もそうなのですが、そういったところの必要性がどう感じているかという調整もありますし、どういう公表ができるかというネタの問題もあろうかと思っておりますので、そこら辺は大いに検討する必要があるのかなというふうに思っております。

いずれにしても、職員は町民のためにしっかりと全身全霊を傾けて仕事をするということが大切でありますので、そこら辺の意識をまず徹底させていった中で、しっかりと業務に当たっていききたいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 小川議員。

○8番（小川純文） 今、町長が言われたことも、現実の中で展開していくとなれば、総務部がやはり頭でありますし、その中で各管理職、これは最後に本当をお願いしたいのですけれども、横の連携だと思います。やっぱり忙しい部署があったら、そこに「うちのところがあいてるから、要るようだったら応援するぞ」と、そういう横の連携だってあっても悪くはないと思います。

やっぱりそういういろいろなものの情報を共有して、いかに効率よく行政を進めるかという観点に再度立ち返って、本当に実効性のある効果が見える形、もう28年度も終わろうとしていますけれども、29年度には必ずや1番にはならない、もう3番ぐらいまで効果が出てきたよというぐらいの形を見せるようにお願いをして、私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 以上で、小川純文議員の質問を終わります。

この際、11時10分まで休憩いたします。

11:01 休憩

11:10 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、谷口和弥議員の発言を許します。

谷口和弥議員。

○15 番（谷口和弥） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきたいと思います。

一つ目、町の発展に向けて民間の人材活用を。

総務省では、平成 26 年度「若手企業人地域交流プログラム」と「シニア地域づくり人」の二つを統合し、「地域人おこし企業人交流プログラム」（以下「プログラム」）を制度化し、積極的に推進を図ろうとしています。

このプログラムは、大都市圏に勤務する大企業の社員がそのノウハウや知見を生かし、一定期間地方自治体において地域独自の魅力や価値の向上、安心・安全につながる業務に従事することで、地方自治体と企業が協力して地方圏への「ひと」の流れをつくり出していけるような取り組みに対し、必要な支援を行う制度であります。

幕別町もプログラム活動地域内にあることから利用が可能であり、企業人の受け入れ期間前の経費や受け入れに関する経費、企業人が発案・提案した事業に要する経費の一部が特別交付税措置を受けられるメリットもある制度であります。

北海道においても、平成 29 年度から首都圏や札幌圏の民間企業から市町村への人材派遣を支援する仕組み「北海道創生プラットフォーム」の創設に向け、北海道議会の平成 29 年第 1 回定例会で提案されようとしているところであります。道が市町村の求める人事材を聞き取り調査によって把握し、企業との調整を丁寧に行い、マッチングに努めるというものであります。

幕別町は、来年度から「観光」や「保育」といった分野で、民間の活力の利用を強めているところでありますが、民間からの人材派遣は職員の大きな刺激になるだけでなく、幕別町がさらなる発展をしていくための発想が得られるのではと期待がされるところであります。

ついては、以下の点について伺います。

①「地域おこし企業人交流プログラム」「北海道創生プラットフォーム」といった制度を利用し、幕別町役場や執行機関に民間企業からの人材派遣制度の利用を検討する、そういう考えはいかがでしょうか。

②民間企業と幕別町の間で、観光振興などの分野で「包括連携協定」を結ぶ考えはいかがでしょうか。

2 番目、介護職のなり手確保のための施策を。

平成 27 年度の介護保険法改正のポイントの一つである総合事業が、幕別町においては平成 29 年度から開始されようとしています。

要支援 1、2 の人が利用できる介護保険サービスのうち、「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」が介護保険サービスから市区町村が実施する介護予防のための事業、「介護予防・日常生活支援総合事業」に変更となりました。既存のサービス事業所による今までどおりのサービスのほかに、「多様なサービス」として、民間企業やボランティアによる生活援助・生活支援サービスがあり、利用者のさまざまな要望に柔軟に対応できるとされています。

全国的に介護職の不足が言われています。介護サービスの充実に向け、介護職員の確保は緊急な課題であります。本来は、介護報酬の改善など国が取り組むことが重要なのですが、幾つかの自治体が介護職の待遇改善や専門的な技術習得、資格取得への支援などの手法で、介護職のなり手を確保するために、各自治体に合った施策を実施しているところであります。

ついては、以下の点について伺います。

①幕別町独自の介護福祉士養成を支援するための江陵高校福祉科の生徒への助成制度があるが、その活用状況はどうでしょうか。

また、介護福祉士等の要請を支援するための新たな施策を実施する考えはどうか。

②潜在的な介護福祉士やヘルパー資格所持者の復職を支援する施策を実施する考えは。

③「介護予防・生活支援サービス事業」は、民間企業やボランティアなどによってサービスが提供されます。人材確保はされているのかどうか伺います。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 谷口議員のご質問にお答えいたします。

「町の発展に向けて民間の人材活用を」についてであります。

急激な少子高齢化は、全国規模で財政や経済、社会保障、自治体運営などに大きな影響を及ぼすことが予想されております。

地方では過疎化が一層進み、地域コミュニティや公共サービスの維持・存続が困難になるなど、住民生活や自治体運営にも多くの支障を生じ、さらなる人口減少や地域の崩壊を引き起こす悪循環に陥ることが懸念されております。

こうした中、観光振興や高齢者支援、地域貢献、文化スポーツ振興など、多様な社会活動の担い手として、「地域支援人材」の存在が注目され、「地域おこし協力隊」や「地域おこし企業人」といった人材を活用し、官民の枠組みを超えた活動を通じて、地域の活性化に向けたさまざまな取り組みが各地において行われているところであります。

ご質問の１点目、「「地域おこし企業人交流プログラム」や「北海道創生プラットフォーム」といった制度を利用し、民間企業からの人材派遣制度の利用を検討する考えは」についてであります。

総務省は、都市部の人材と地方との交流を通じて、地方の元気づくりを推進する取り組みの一つとして、「地域おこし企業人交流プログラム」を平成 26 年度から創設しております。

ご質問にもありますとおり、このプログラムは、三大都市圏に勤務する資本金 1 億円以上の大企業の社員が、そのノウハウや知見を生かし、一定期間、地方自治体において、地域独自の魅力や価値の向上、安心・安全につながる業務に従事することで、地方自治体と企業が協力して地方圏への「ひと」の流れを創出する取り組みであり、企業人の受け入れなどに要する自治体の財政負担の一部に対して、特別交付税が措置されるものであります。

平成 27 年度の特別交付税ベースでは、全国で 25 市町村、28 名の地域おこし企業人が派遣されており、道内では厚真町が特産品開発に携わる人材として 1 名の受け入れを行っているところであります。

人口減少対策や地域活性化など高度化・複雑化しつつある地域課題に対応するには、これまでの認識に捉われることなく、視野を広くして工夫していくことが重要であり、地域を外に開き、民間からの新しい能力や知見を取り込むことで可能性の選択肢が広がり、さらには官民それぞれの新たな経験と意識改革などの相乗効果も期待することができると認識しております。

そうしたことから、先進自治体の事例を参考に受け入れに向けた調査・研究をしてみたいと考えております。

また、北海道では、平成 29 年度から「北海道創生プラットフォーム形成事業」として、人材マッチングや「企業版ふるさと納税」を活用した、企業からの資金調達を促進するためのポータルサイトの構築など、経済界との連携により、市町村の取り組みを人材や資金等の面から支援することとしております。

これらに伴う関連予算案につきましては、ただいま開会中の平成 29 年第 1 回道議会に提案されているとお聞きしているところではありますが、現時点におきましては、詳細な情報が明らかになっていない状況にありますことから、引き続き、情報の収集に努めるとともに、活用できる制度であるならば取り入れてみたいと考えております。

ご質問の２点目、「観光振興などの分野で、民間企業と「包括連携協定」を結ぶ考えは」についてであります。

企業と自治体間の包括連携協定は、地域が抱える課題に対して、企業の協力を得ながら課題解決に対応するための大枠を定める協定で、既に 47 都道府県でコンビニエンスストアやスーパー、金融機関や I T 関連企業まで拡大しており、近年は市町村にも広がりを見せております。

このうち、北海道の取り組みとしては、多様化する地域ニーズに対し、民間企業等にもサービスの担い手として参画してもらう新たな政策手法として、平成 18 年度から延べ 69 の企業等との連携協定を締結しております。

一例で申し上げますと、十勝総合振興局と株式会社藤丸の包括連携協定では、十勝の食の販売や PR、子供の見守り運動や災害発生時の協力、障害者の自立支援に関する協力や十勝観光の促進など、大きく 6 項目の分野にわたる内容となっております。

本町におきましては、特定分野のみの協定も含めると、企業等との協定件数は延べ 40 件になりますが、このうち、複数の分野にわたる協定の締結件数は 2 件となっており、1 件は平成 24 年 11 月に生活協同組合コープさっぽろとの間で、災害時の生活物資供給と高齢者等の見守り活動に関する協定を、残る 1 件は 25 年 6 月に北海道科学大学との間で 5 項目にわたる内容で締結したものであります。

特に、北海道科学大学との協定項目につきましては、人材育成や地域づくり、産業、保健福祉、教育や文化、スポーツの振興となっており、締結以降、青少年公開講座やコミュニティカレッジの開催、さらには、まちづくりワークショップへの参画、札内福祉センター改築アドバイザーを務めていただくなど、さまざまな分野で人材支援をいただいているところであります。

包括連携協定は、複数の分野にわたる協働・連携の取り組みがこれに当たると認識いたしており、本町におきましては、ただいま申し上げましたように、既に包括連携の実績を有していると考えておりますが、民間企業等有する資源やアイデア、ネットワーク等は、町にとりまして力強い味方となるものでありますことから、引き続き、観光振興なども含めたさまざまな取り組みを進めている先進市町村等や企業等の情報収集に努めながら、その拡大を図ってまいりたいと考えております。

次に、「介護職のなり手確保のための施策を」についてであります。

国が平成 27 年 6 月に公表した「2025 年に向けた介護人材にかかる需給推計」では、団塊の世代が 75 歳以上になる 2025 年度の全国の介護人材の需要見込みが約 253 万人、供給見込みは約 215 万人で、約 38 万人が不足すると推計しており、28 年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、「介護離職ゼロ」の実現に向けて、さまざまな介護人材の確保対策が講じられております。

また、都道府県別の介護人材の需給推計では、北海道は需要見込みが約 11 万人、供給見込みは約 9 万 8,000 人で、約 1 万 2,000 人が不足すると推計しており、北海道町村会では、介護サービスが適切に提供できるよう、介護従事者の確保に向けて、財政措置を含む必要な支援策を講じていただくよう国に継続して要請を行っているところであります。

さらに、平成 28 年 3 月に改定された「第 2 期十勝定住自立圏共生ビジョン」では、十勝圏域が抱える介護職員の不足等を喫緊の課題として位置づけており、十勝全体で連携して取り組みを進めることとしたところであります。

ご質問の 1 点目、「町独自の助成制度の活用状況と新たな施策の実施について」であります。

初めに、「町独自の助成制度の活用状況について」であります。

本町では、介護人材の確保に関する独自の施策として、介護福祉士を養成する福祉系高等学校に在籍する高校生に対し、平成 27 年度から介護福祉士の資格を取得するための実習費用や国家試験の受験費用の一部として、1 年生、2 年生には年額 1 万円を、3 年生には年額 1 万 5,000 円を助成しております。

平成 27 年度は、江陵高等学校の福祉科に在籍する生徒のうち、町内に住所を有する 1 年生 13 人、2 年生 15 人、3 年生 5 人の合計 33 人の生徒に対し、35 万 5,000 円を助成しており、3 年生の 5 人全員が、介護福祉士の資格を取得し、1 人は進学、3 人は介護施設や医療施設に、1 人はその他の企業に就職されております。

また、平成 28 年度は、1 年生 4 人、2 年生 12 人、3 年生 14 人の合計 30 人の生徒に対し、37 万円を助成しております。

次に、「介護福祉士等の養成を支援するための新たな施策を実施する考えは」についてであります。

現在、北海道内の介護福祉士等を養成する専門学校等へ進学する学生に対しては、国と北海道が財

源を負担し、社会福祉法人北海道社会福祉協議会が実施主体となる「介護福祉士等就学資金貸付制度」があり、月額5万円の学費のほか、入学時と就職時の準備金として各20万円を限度に借り入れることができ、道内の事業所等に介護職員として5年間継続して勤務することで返還が免除となります。

さらに、「介護離職ゼロ」に向けた介護人材の確保対策により、平成29年度以降の卒業見込みの方からは、国家試験受験対策費用として年額4万円の貸付制度が創設され、こちらも同様に道内の事業所等に介護職員として5年間継続して勤務することで返還が免除となるものであります。

介護職員の処遇改善と人材確保につきましては、基本的には、国と北海道の役割となっており、介護人材の参入促進や定着、育成を目指して、介護報酬、基金を活用した取り組みが講じられているところであり、町といたしましては、国の支援策の動向を注視するとともに、前段で申し上げました「第2期十勝定住自立圏共生ビジョン」での取り組みとして、十勝全体で検討を進めてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「潜在的な介護福祉士やヘルパー資格所持者の復職を支援する施策を実施する考えは」についてであります。

介護福祉士等の復職支援策につきましても、国と北海道が財源を負担し、北海道社会福祉協議会が実施主体となる「離職した介護人材の再就職準備金の貸付事業」が新たに実施されております。

介護福祉士等が介護職員として実務経験を1年以上有して離職し、道内の事業所等に再就職する場合は、働く際に必要となる靴、かばん等の購入や介護に関する参考図書の購入に充てる資金として、1回に限り20万円を限度に借りることができるもので、2年間継続して勤務することで返還が免除となります。

また、帯広市では、介護の現場への復職を支援する「潜在介護士等復職支援研修会」を本年10月に開催する予定であり、本町の町民の方も参加することができるとお聞きしていることから、積極的な周知に努めるとともに、支援策につきましても、十勝全体で検討を進めてまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「「介護予防・生活支援サービス事業」における人材確保について」であります。

介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる、新しい総合事業では、現行制度の訪問、通所介護に相当するサービスのほか、新たにボランティアが主体となり、生活援助や体操、運動等の多様なサービスを提供する介護予防・生活支援サービス事業を実施することとなります。

本町では、本年4月から、要支援1、2の方が利用されていた訪問介護、通所介護を新しい総合事業に移行いたしますが、多様なサービスにつきましても、4月に設置する生活支援コーディネーターと連携し、高齢者が安心して地域で暮らすことができるサービスを早期に開発するとともに、地域づくり、地域人材の育成確保に努めてまいりたいと考えております。

以上で、谷口議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） それでは、再質問をさせていただきたいというふうに思います。

民間の人材活用についてであります。

一つ目の「地域おこし企業人交流プログラム」や「北海道創生プラットフォーム」についての町長の今の答弁、基本的な考え方については、評価するものだというふうに思っています。

「地域おこし企業人交流プログラム」については、先進自治体の事例を参考に受け入れに向けた調査・研究をしてまいりたいということで、非常に前向きな答弁もいただいたのではないかな。

それから、「北海道創生プラットフォーム」についても、まだ道議会で、平成28年度の事業については11月から実施はされているのですけれども、それはもう3月限りのことですから、新年度に向けては道議会、今、開催中の議会の最終日に採決がされるということの中では、慎重なお言葉もありましたけれども、情報の収集に努めるとともに、活用できる制度であるならば、取り入れていきたいということでもありますから、こちらについても積極的な意味合いがあるのだというこの理解を、私としてはさせていただいたところであります。

そうであれば、余り質問のほうも質疑をされていくわけなのですから、何点かについてはやはりこれに対する意見と、それから質問もさせていただきたいというふうに思うわけであります。

「地域おこし企業人交流プログラム」でありますけれども、1回目の答弁の中にもあったように、派遣する側にとっても受け入れる自治体側にとっても、大変いい制度ではないかなというふうに思ったものですから、今回、質問に上げました。

実際の要求に沿って大都市圏から総務省の補助の中で、費用負担の中で、こういった人材派遣が受けられるわけであります。いろんな人材派遣のあり方もありますけれども、ちゃんとその企業の人がここでの1年から3年の仕事を終えた後、戻る場所があるのだ、継続してもとの職場でやれるのだということは、とても歓迎すべきことで、例えばそうでない制度もあるのですけれども、総務省の制度でもあるのですけれども、そのことよりは私はずっとこちらのほうが優れた制度であるのだというふうに思います。

そして、数のことの報告もありました。平成27年度の数字が出されたところでありますけれども、平成28年度においては、新聞報道等でもありましたけれども、さらに拡大がされていて、全国では32市町村に37人、道内では帯広市などを含めて、27年度は1実施されただけだったけれども、4市町村で実施がされている、そういう制度であります。

こういう市町村の自治体職員、基本的に転勤がなかったりする、定年を多くの方が迎えられてやめられていく、その分また必要な数若い人たちが採用されてくる、そういう決まった流れの中で、こういう全然違うところの人たちの人材が入ってくるということは、やはり大変な刺激になるのだということ、この中では積極的な採用をして活用していくことをぜひしていただきたいと思います。

「北海道創生プラットフォーム」についても、そういう資金的なことのあれはないのだけれども、マッチングの場面が、道がこれに絡んでくれる、そういったことの中では、大変自治体の負担も少ないものとして採択がされるようであります。もちろん、それは採択の結果でありますけれども、これについても、どちらが使いやすいのか、今回どちらを使うのか、いろいろあるのでしょうけれども、積極的な活用をこれからも検討していただきたいと思いますものというふうに思います。

それで、1点だけ質問させていただきますけれども、幕別町では、こういった人材派遣の制度の活用なのですから、いろいろとあるのかもしよませんが、どのような分野で、こういった人材の派遣があったらいいのかななどということの考えがとおりになれば、教えていただきたい、答弁いただきたいなと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 特に企業人の派遣につきましては、ギブ・アンド・テークということなものでありますけれども、企業側からすれば、社会貢献であったり社員のスキルアップなどがありますけれども、我がほうとしても、やはり資本金が1億という本当に大企業、日本の経済を動かしているような大企業の社員が来ていただくことによって、仕事の進め方、民間の経営感覚であったり、そういった刺激を非常に受けることになるかというふうに思います。

そういう意味では、町の組織としても、個々の職員としてもいろいろな刺激をいただいて、特に企画力とか、調整の仕方とか、そういったことが学べるのかなというふうに期待をするところでもありますので、やはり受け入れ場所としましては、企画であったり、あるいは産業振興、特に経済振興といえますか、そういった面がいいのではないのかなというふうに今は思っているところであります。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） 大変納得のできるご答弁であったかというふうに思います。

この制度の積極的な活用をこれからも進めていただくこと、それからどんな方を要請するのかということのお話になってきますけれども、やっぱり私は若い人というよりは、幹部職員にも影響力のあるような、そんな役割の人をぜひ検討していただくことが重要かなと思っております。これは私見ですけれども、検討材料に入れていただきたいなというふうに思っているところであります。

二つ目に行きます。

観光振興などの分野で、民間企業と包括連携協定を結ぶ考えはということでありました。

最近、このことについては、いろんな連携がされているということが新聞報道等でも紹介がされているところでもあります。

答弁にありましたように、北海道と藤丸が一つ、北海道とヤフー、北海道と北海道観光振興機構、北洋銀行など3銀行、それから帯広市とセブン&アイホールディングス、イトーヨーカドー、セブンイレブン、それからダイイチといったところですね。それから、帯広市とアウトドア関連事業者であるスノーピークといったようなことで、実際、民間企業との間で包括連携が協定されたという、そういう記事を見る、そういうことが多くなりました。

そして、別の新聞報道でありますけれども、今出たスノーピーク社の提言を受けて、帯広市が中心となり、アウトドアを切り口にした十勝の新たな観光資源の創出を目指す「株式会社十勝アウトドアDMO（仮称）」が今年4月に帯広競馬場内の中に設立がされ、管内18市町村の参画も見据え、今週までにしかるべき期間に申請をする見通しだということも報道があります。

町長は、議会初日の町政執行方針の中で、「十勝アウトドアブランディング事業」、十勝川中流域川まちづくり協議会の取り組みを通じて、観光客の誘致を進めるということの報告がされているところでありました。

この十勝アウトドアブランディング事業と今のスノーピークのいろいろな活動、このことについて町とかかわりがどうなのか、私は大変知りたいところであります。先日も十勝ヒルズで講演があった。今もアウトドアの物品が展示もされている。そのことも先日見てきたところでもあります。

このアウトドアブランディング事業、これからどういうふうにも幕別町がかかわっていこうと思っているのか思っていないのかも含めて、ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） アウトドアブランディングの事業内容については、まだ詰まっておりますので、どういった事業展開をしていくのか、どこを舞台にどういった事業に取り組むのかということが決まっております。

ただ、そんな中で我が町の全域を考えたときに、どこかモデルになるようなところがあるのかなというふうに考えたときに、やはりこれ忠類あたりを舞台にするといいのかな。なかなか旧幕別地域というのは、そういったところがないものですから、忠類地域の中でそういう観光振興、アウトドアのすばらしさというものが、わかってもらえるような事業ができればというふうに思っていますけれども、今のところは具体的にこういうことをやりたいということは、今は持ち合わせておりませんし、全体の中でどういったことをやるのかということも、まだ明らかになっておりませんので、協議の中で、もし町がそこに貢献できるようなこと、あるいは積極的に誘致できるようなことがあれば、その辺は話をさせていただきたいなというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） わかりました。

今、幕別町においても、忠類地域の振興については力を入れている、見直しているところでもありますけれども、私たち議員も忠類地域の中で遊具施設を変えるとか、指定管理の方法を変えるとかが今年度あったりしたわけでもありますけれども、その中でいろいろ説明を受ける中でちょっと気になっていたことは、忠類地区は観光不適地だというようなことが、町の側からの私たちへの説明の中であつたりもするわけでもあります。

実際、そのことについては私は評価はできないのだけれども、こういうこと自身が、この地域いろいろ考えてもなかなか難しいのだと、無理なのだというニュアンスまではいかないにしろ、そのような印象を与える言葉が出てくる。

しかしながら、やはり十勝全体の広域の中で、いろいろな手法の中で、きっとそういうことではない立ち寄り先になっていくのではないかという期待をするものだから、そのようなことなど、十勝アウトドアブランディングの中で期待したいと思っているのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 不適地だという話はちょっと私も認識がなかったわけなのですが、むしろ私は適地だろうなというふうに、そういう感覚を持っております。立ち寄りというお話をされましたけれども、まさしく道の駅を考えたら、よくわかるかというふうに思います。

例えば大都市近郊に道の駅を置いたとしても、なかなかこれは立ち寄ってくれない、早く通過したい、早くというそんな思いがドライバーにありますので、なかなか難しい。むしろ、そういう大都市から時間距離で1時間程度離れたところで一休みしたいなというのが人情だと思っていますので、私はそういう意味では、忠類というところは帯広から車で1時間ぐらいで休みたいところ、あるいはドライブを兼ねて立ち寄りたい、魅力があれば行ってみたいと。それこそ忠類だけではなくて、今、中札内まで非常に観光客が入っていますので、そこからルート化して忠類まで足を伸ばしてもらおうということも当然考えていかなければならないわけで、私は忠類の特性というのは、やはり農業を基幹とした中での農業体験等もできますので、それだけではなくて、温泉もありスキーもあり、そして自転車関係の大会も開催されているというようなことで、非常に魅力を出せるかなというふうに思います。

実はこの冬にマレーシアから観光客が57人ほど明野ヶ丘スキー場に来ました。私たちから見ると、あの雪の上で戯れるというのですか、遊ぶことは何ら魅力を感じないわけなのですが、彼らからすると、プラスチックのそりを滑る、あるいはチューブに乗って滑る、中には果敢にスキー滑ったことなのにスキー履いてみたりと、これは何よりの雪を満喫するというか、冬を満喫するというのが、我々がふだん感じられない魅力だというふうに彼らは思っている、そういうところを私たちは再発見した。

何の魅力がないと思っているところであっても、よそから来た人から見ると魅力があるのだということもありますので、そういった開発も含めて、私は忠類というのは今後十分展開を開けるだろうと思っています。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） 町長の今の答弁は、大変私にとっても共感を得られるものでありました。

忠類には魅力があるのだ、その言葉を、今、町長は発信されたわけですが、そのことが広く庁舎内でも、それから町民においてもしっかりと声が届くようにしていただきたいものというふうに思います。

もう一つ、「十勝川中流域かわまちづくり協議会」、十勝川の周辺整理、幕別町の部分をほかの音更や池田とどうするかということの協議会なのだというふうに理解しておりますけれども、十勝エコロジーパークということになりますか、今、大変な台風被害もあって、予定どおりいかなかったものというものもあるのだということも耳にしているところですが、エコロジーパークについても、今、幕別側は魚道があつてちょっとした駐車場と草地みたいな感じになってしまつて、決してこれまで何回も行ってみたい、魚が魚道を通る時期には行ってみたいと思うのだけれども、そういうふうな地域ではなかった。もう専ら川の向こうの音更側の施設等に足は向くのだけれども、こちらはそうではなかった地域に見えます。

これからどのような方向性を持っているのかお尋ねしたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 商工観光課長。

○商工観光課長（岡田直之） お尋ねの十勝川中流域の関係ですが、あそこの地帯につきましては「ととろーど」がメインとして、例えば春先ですとウグイの遡上が見られると、9月からはサケの遡上が見られるということで、私たちも観光施設の重要なスポットとして位置づけておりまして、観光物産協会と連携をして、今回、先ほど町長からの答弁もありましたとおり、明野ヶ丘スキー場にマレーシアからの観光客を誘致した際に、「ととろーど」につきましても同じように営業いたしまして、昨年についてもツアー客が訪れていただけた予定にはなっておりましたが、残念ながら台風の

影響でそれがキャンセルになってしまいました。

あそこ一帯については、まだまだ未整備な部分もありますので、十勝川中流域の取り組みの中で、「ととろ一ど」以外にも川べりまで降りていって、サケを間近に見られるような施設の整備などについても、取り組んでまいりたいというふうに思っております。

また、エコロジーパーク利用促進協議会、こちらのほうでもエコロジーパークを中心として、サイクリングロードの整備に向けた取り組みを実施しておりまして、それにつきましても今年度はサイクルマップの作成をしたり、「ととろ一ど」一帯の魅力を発信するための映像 DVD をつくったりと、そういった取り組みもしているところであります。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15 番（谷口和弥） 了解しました。

一つ目の質問ですけれども、これで終わりにしますけれども。

人材派遣、それから企業や地域連携の中で、これからもしっかりとしたまちづくりを発信していただきたいなということを述べて、まずは終わらせていただきたいといふふうに思います。

二つ目であります。介護保険の介護職のなり手の確保のための施策についてであります。

新しい事業が来年度から始まる準備状況等、少し心配な部分もあったりします。何よりも今回の質問を立てさせていただいたのは、前々から答弁にも全国的なデータも示されましたけれども、介護職のなり手が少ない、介護力不足だ、そのことが国の施策としては「地域包括ケアだ、だから自宅に戻す。自宅で過ごしてもらうための環境をつくるのだ」というふうに言うのだけれども、そういうことになかなか実態が向かないということなどが、この町内の介護従事者の中からも言われる、そんな事態などありまして、状況についてお尋ねしたいなというふうに思ったところであります。

最初に、まずは江陵高校の福祉科の生徒さんへの助成制度のことをお尋ねしました。この制度は決して将来この町の事業所の介護職になりなさい、それが条件ですよとかというものではなくて、この学校のこの科に通っている、そういう生徒さんに対しての助成制度であります。

18 歳で卒業する、その後、答弁にもありましたけれども、進学する方もいれば、一旦かどうかわかりませんが、違うところに就職して、でも介護福祉士というライセンスをちゃんと取っていく中では、いつか何かの機会にそういったこともある、そういった思いも込めれば、引き続きこの制度は継続してやっていただきたいなというふうに思います。

そして、まず私が知りたいこと、幕別町ではこの介護職の不足の実態をどのように捉えているのかということですが、今、漠然と全国や全道でそのような数字が出されましたけれども、例えば具体的にこういう事業が人材不足でフル稼働できないでいるとか、そういうようなことの実態などをつかんでいるのかを確認させていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 町内全体の介護人材の不足については、実際、調査を行っていないと。昨年、定住自立圏の中で十勝管内の喫緊の課題として、介護人材の不足に対する解決策を検討していこうという中で、まずその取り組みの中では、自治体の抱える課題だとか取り組み状況を各自治体から提出したところでありまして、やはり特に町立特養を抱えているところにつきましては、非常に人材不足で困っている、大変だという状況であります。

町内につきましては、一つは個別に確認は行っていないのですが、関係会議の中で事業者さんとうきときには、人材が足りていないといえますか、基本的には介護サービスにつきましては、介護サービスの人員の基準に基づきましてサービスが適切に行われているところではありますが、やはり目指すところの人材というところが若干不足していると。また、離職率が高いのと定着率が低いということで、そういった面で新人に対する教育もなかなか難しい面があると聞いております。

また、町内の介護事業所では、グループホームなのですが、同一法人で3カ所運営されておりますが、実際、1施設当たり定員としましては2ユニット18人なのですが、利用者の減少に伴いまして、現在のところは3カ所とも9人ずつ減らしまして27人という状況になっています。その状況につきま

して、事業所のほうで確認はしているところなのですが、一つは利用者がいないという、申し込みがないということと、再開に当たってやはり人材が集まるかどうかということを非常に不安と思っているところであります。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15 番（谷口和弥） 実態把握の状況についてはわかりました。

今回、一つ目の質問は、資格を取るに当たっての要請を支援するための新たな施策を実施する考えはということでありました。

今、やっぱり介護職の事業者さんとお話しすると、人手が足りないものだから、まずは無資格の人に入ってもらって、そして仕事を覚えていきながら、やりながら資格をとる、そういう道筋を入れていかないと数が確保できないのだということであります。

答弁には、それぞれ貸付制度があり、一定の勤務年数があれば返済義務を負うことをしなくてもいいということの制度はありましたが、今、保健課長が言った定着率のことを言えば、何年働けるなどということの保証もまた一方ではなかなか厳しいのだというふうに思います。

この貸付制度はもちろん承知もしてはいたけれども、悪くないと思うのですが、町は独自に支援することは、今の町の状況でいえば、私はあってもいいのかなと思うのだけれども、もう一度このところ答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 資格取得、例えば十勝管内で資格を取得しようという場合、短大がありますので通えば 190 万円ぐらいお金がかかるわけであります。

その中で、音更町独自の施策として、補助金を 35 万円ぐらい出しております。そうしますと大体 155 万円ぐらいが自己負担になるわけでありまして、先ほど説明申し上げましたいろいろな貸付金がありますので、これが大体 145 万円ぐらい。そうしますと、本当は自己負担が十二、三万円ということになりますので、全部が全部補助するというのは難しいのでしょうけれども、ある程度は今はそういった公の制度の中で、そんなに極端な負担をしなくても資格が取得できるという状況であります。

だから町は何もしなくてもいいのだとは申しませんが、ただ各市町村それぞれ制度を持っていますけれども、競ってやるものでもないわけでありまして、やはり十勝全体で職員が確保されることが一番でありますから、それで答弁の中で申し上げたように、十勝定住自立圏の中でやはり共同して広域連携として取り組んでいくべきかなというふうに私は思っているところであります。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15 番（谷口和弥） ご存じとは思いますが、本別町あたりではまた「こんなにも」というふうに思えるぐらいな町独自の助成制度の中で、資格取得の援助・支援があり、さらにもっと驚くような、よその町から介護職として勤めた場合というケースなど、大きな金額の助成制度もある。

きょうのある新聞の朝刊の中に、前回の国勢調査と最近のものと比べたらば、一番人口減の激しい町でありましたが、そういった町の事情とまた幕別町は違う、そのことも理解していますけれども、そういったやり方でもって介護職の人数を確保している自治体もあるのだということは、ここでは述べさせていただきたいというふうに思います。

十勝全体で上げる、そのことについては、決していやいやというような思いでいるわけではないということも、あわせて述べさせていただきたいというふうに思います。

それで、二つ目の「潜在的な介護福祉士やヘルパー資格者の復職を支援する施策について」にかかわってのことで、先ほどの保健課長の答弁にありましたように、幕別町の実態としてはなかなか厳しいものがあると。

今、紹介された 2 ユニットグループホームが稼働できないでいる。私もこちらの責任者の方とはちょっと事情も聞いて、やはり人材不足ばかりではないのだけれども、このところは大きな要因であるということの中でのいるわけであります。だからといって、ほかのところが、ではあいているかとい

ったらあいていなくて、そのところが稼働していればどれだけいいだろうと、申し込みしたい利用者さんが入所できるわけで、そんなことは思うわけであります。

それですとか、訪問介護のヘルパーさんが、訪問介護の事業所の職員が確保できないのだということが述べられています。募集をかけても全く問い合わせも来ない、訪問介護事業所の職員は、責任者を除けば介護報酬の関係からどうしても臨時職員になってしまう。稼働をした分だけが報酬になって、朝からいて夕方まで事業所にいるから、そこから訪問しているからその分全部出るのだという、そういう仕組みになっていないものだから、そういうことの中では、訪問にあした行こうというという予定の人が急遽入院になったといえ、しばらくの間、稼働が飛んでしまって、収入の道なんかということでは大きな現象、要するに大きなぶれが出てきてしまうわけであります。そして、朝早い勤務もあり夜遅い勤務もあり、とても体がもたないことなども離職の理由になっている。

だから訪問介護が必要な人に対して、訪問介護の事業所に問い合わせても、その時間稼働できません、その時間人がいません、そういったことになっていて探すのが大変で、さっきも言いましたように、地域包括ケア、自宅のほうで生活する、そんなことこの現状ではできないだろうということになっていく、そういう思いになっていくわけであります。

なものですから、介護職の確保は、自治体としても本当に国や道の仕事なのということだけではもちろん思っているとは思いませんけれども、やはりかかわっていかないとならない実態があるのだというふうに思うのです。

ちょっと1点質問させていただきたいと思います。

介護力が足りないからということの中で、今、十勝管内でも外国籍の介護職を採用している、そういう医療法人などもあります。外国籍のそういう職員が、幕別町の事業所の中で採用されるようなことになっていく、活動していくことになっていく、このことに対してはどのようなお考えをお持ちなのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 私は、介護職員が日本人だからいい、外国人だからだめだと、そういうことは全く思っていないわけで、やはりしっかりとサービス提供できる人材であれば、私はそれはどなたであつてもありがたいことだなというふうに考えておりますし、あとは誰を採用するかというのは、事業所はそれなりに選考した上で採用なさるので、そこに対して私はだめだとかいいだとかということは言えませんし、前段申し上げましたように、きちんとサービス提供できる人材であれば、これはどなたでも結構かなというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15 番（谷口和弥） 今の町長の答弁は、私も実は同じ意見なのです。

ちゃんと文化の違い、言葉の違い、その辺のところは時間をかけてマスターして、その上で利用者さんにとってきちんとした介護が提供できるのだったら、それでいいのだというふうに私も思うわけなのですけれども。

しかしながら、幕別町内に潜在的に資格者がいて、でもいろいろな思いの中でためらっていて、そういう人がいる中で、外国籍の人が来るということは、いろいろな意味があるわけですが、人材不足を一つの最大の理由に、そうは表に出さないにしろ、そういった採用のあり方というのは、法人の決めることでもありますけれども、まずはすることがあるのではないかな。それが今のこの設問にある、潜在的な介護職の方を復職に導くような手法が必要なのではないかなというふうに思って、このような質問をさせていただいたところであります。

帯広市で、来年度、今年10月にそういったことで講習があるのだということでありました。これは昨年の10月も帯広にある専門学校で定員20人でやられていて、ちょうど1年の間隔をあけてまた次があるということになるのですよね。10月といえば半年以上も先で、でも幕別町の介護の実態としては、今にも人が足りないという実態の中では、とても10月までという思いが私の中ではあるわけでありす。

例えばどこかの事業者さんをお願いをして、そういった人を集めてもらって何かする、そういったことの必要性はあるのではないかなと思うのですが、町の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 今、議員がおっしゃったとおり、昨年から帯広市のほうでこの事業が開催されておりますが、本町にも案内いただいたときには、広報の手だてがないといいますか、時期が非常に遅くて、それがありましたので、本年は早い段階、できれば6月ぐらいには案内いただけないかということについては申し入れを行ったところであります。

また、実際、帯広市の昨年の状況を聞きますと、定員20名でしたが実際に集まったのは5名というところでありまして、内容としましては、帯広コア学園のほうに専任の講師の方が最近の介護情勢を含めて丁寧な説明をしていただけたという内容だったのですが、実際はなかなか集まらないと。開催日、土曜日で3回行ったということなのですが、やはり開催日も含めてまだまだ研究、事例の内容を詰めていかなければならないのかなと思っておりますので、今後、帯広市とも近隣町村も含めて、あり方、手法を含めて研究を進めてまいりたいと考えております。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） ぜひ早急に方向性を決めていただきたいものというふうに思います。

三つ目の質問にいききたいと思います。③にいききたいと思います。

民間企業やボランティアなどによってサービスが提供されるが、人材確保はされているのかということであります。

新しいサービスが始まるわけでありまして。「多様なサービスが」という言葉の中で、従来の予防介護事業と同じ中身のものが行われつつ、多様なサービスが行われるというようなことになっていくわけでありまして。

その多様なサービスということの中では、訪問型と通所型、この二つがあるわけでありましてけれども、「訪問型サービスA」「訪問型サービスB」「通所型サービスA」「通所型サービスB」、これらについては、有資格者かどうかということ言えば、必ずしも有資格者でなくてもいい。Bに至ってはボランティアでいいということになってきます。

今回の制度改正は、主体が幕別町ですから、いわば幕別町の責任でこの事業が行われるということになってくる中で、こういう有資格者でなければだめなのだというのも、それはちょっと言い過ぎですけれども、やはりそれは一つの目安になってくるのだと思うのです。それは介護技術であったり、高齢者という人に対する知識であったり、それから個人情報の保護など法的な分野などでありましてけれども、そういったことがやはりちゃんとクリアされていて、初めてこういったサービスに加われる、それぐらいのことが必要なのだというふうに思うのですけれども、それらに対する対策はどうしようと考えていらっしゃるのか、そのことをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 町長答弁にありまして、多様なサービスにつきましては、4月から設置する生活支援コーディネーターと一緒に連携しながら、多様なサービスの創設含めて実施したいと考えております。

ただ、実際ボランティアが行うサービスにつきましては、やはり受けるボランティア団体に任せるわけではなく、基本的な研修、例えば先ほどおっしゃっていただきました個人情報の保護・管理、そういったことを含めて一定の研修を受けた後でないと、やはり訪問サービス等は行えないと考えておりますので、サービスの実施に当たりましては、その点を十分留意しながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） 今の答弁の最後の部分ですけれども、研修を実施していきたいということでありましたけれども、研修の主催、実施団体は幕別町が責任を持ってやるということと聞いていいですか。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） そのとおりで、町が積極的に関与しながらサービスが充実するよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15 番（谷口和弥） そういうことでしたら、了解しました。

しっかりボランティアの皆さんにも、いろんな法令遵守も含めて研修をして、責任持ってこの事業が広がるようにしていただきたいというふうに思います。

私自身は、この事業に期待をしているのです。この6期計画の中では、第5段階が5,150円という、そういう保険料になった。こういう総合事業の中では、軽減する余地があるものというふうに思っているのです。

この第7期に向けて、この総合計画が保険料の部分どのぐらい影響すると見込んでいるのか、これを最後にお尋ねして終わりにしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 7期の介護保険料なのですが、やはりこれにつきましては的確なサービス見込み、要支援の認定者数含めて見込まないと正確な数値等は出てきませんので、この場では算定しないということがありますので、明言は避けたいと思っています。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 以上で、谷口和弥議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩いたします。

12:10 休憩

13:00 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、岡本眞利子議員の発言を許します。

岡本眞利子議員。

○9 番（岡本眞利子） 通告に従いまして、一般質問させていただきます。

地域の防災力を高める対策を。

東日本大震災から間もなく6年、風化が懸念される中、本町では昨年8月に発生した一連の台風による大雨と浸水で、一部の地域に大きな被害を及ぼしました。浸水被害に遭われた方々には、さまざまな面で収束に至っていない状況にあり、まだまだ、もとの生活に戻るまでには時間を要します。

しかしながら、犠牲者を一人も出さなかったということに対しましては、行政の努力と地域の防災力の結果であったと認識するところであります。

住民一人一人が、「みずからの命はみずから守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」という防災力の強化につながることを踏まえまして、以下の点について伺います。

1、自主防災組織について。

①市街地が三極化しているが、それぞれの組織率と向上に向けた取り組みは。

②農村地域の未組織公区に対しての支援対策は。

③幕別町の地域防災訓練において、公区の自主防災組織の有無による避難行動の違いの検証は。

④災害ボランティア制度の個人、団体別の登録数と推進状況は。

大きな2番で、防災士、防災マスターの養成について。

①本町の防災士の資格保持者数は。また、その中の女性防災士数は。

②道の防災マスターの認定者数は。

③町職員の防災士、防災マスターの人数は。

④町独自の防災マスターの養成の考えは。

⑤防災士資格取得支援についての町の見解は。

以上であります。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 岡本議員のご質問にお答えいたします。

「地域の防災力を高める対策を」についてであります。

昨年8月に発生した一連の台風の影響により、十勝管内を初めとする道内各地に甚大な被害をもたらし、本町においても、過去に例のない台風被害となりました。

この経験を今後の災害対応に生かしていくため、今回の対応について検証作業を進めてまいりましたが、今議会会期中に課題についての対応策をまとめた最終検証報告書の報告をさせていただく予定としております。

今後は、この検証を踏まえて、住民が安心して暮らせるまちづくりに向けて、可能な限りの防災・減災対策に取り組まなければならないものと認識いたしております。

ご質問の1点目、「自主防災組織について」であります。

大地震など大規模な災害が発生し被害が広範囲に及んだ場合、道路や橋が寸断され通行不能になるなど悪条件が重なりますと、国や道、町の対応である公助の機能も著しく低下し、早期に実効性のある対策や行動をとることが困難になります。

このため、自分や家族を守る自助とともに、地域や近所の人々が集まり互いに協力し合いながら、組織的に防災活動に取り組む自主防災組織の活動など、共助が災害時には非常に重要となってまいります。

一つ目の「市街地が三極化しているが、それぞれの組織率と向上に向けた取り組みは」についてであります。

各市街地の自主防災組織の設立状況は、本町市街地が20公区のうち7公区が設立済みで、公区比率で35.0%、世帯数比率で64.6%、人口比率で65.0%となっております。

同様に、札幌市街地では41公区のうち25公区、公区比率で61.0%、世帯数比率で64.6%、人口比率で63.0%となっており、忠類市街地では5公区全てが設立済みであり、100%の設立状況となっております。

自主防災組織は、平常時における訓練や学習会など防災に関する活動を通じて、地域住民一人一人の防災意識の向上はもとより、地域の防災力の強化につながるとともに、災害時の被害軽減に役立つものであります。

このため、町といたしましては、自主防災組織の組織率向上に向け、公区長会議や地域防災訓練等において要請を行うとともに、未設置の公区に対して個別に説明会や出前講座などに何うなど、継続的に働きかけを行ってまいりたいと考えております。

二つ目の「農村地域の未組織公区に対しての支援対策は」についてであります。

農村地域の自主防災組織の設立状況につきましては、48公区のうち5公区が設立済みで、公区比率で10.4%、世帯数比率で7.0%、人口比率で6.7%にとどまっている状況にあります。

しかしながら、日ごろ、農事組合や農地・水保全管理対策などの活動組織があることに加え、地域に根差した農村地域特有の行事など、さまざまな活動の中で共助の体制が実質的に構築されている地域がほとんどでありますことから、こういった活動組織を母体として自主防災組織を構成していただくよう理解を求めてまいりたいと考えております。

三つ目の「幕別町地域防災訓練において、公区の自主防災組織の有無による避難行動の違いの検証は」についてであります。

昨年10月に実施いたしました地域防災訓練は、幕別北コミュニティセンターを指定避難所とする3公区と、札幌北小学校を指定避難所とする11公区で実施いたしましたが、合計14公区のうち、自主防災組織を設立している公区は9公区でありました。

自主防災組織の設立の有無による訓練時の避難行動の違いについてであります。設立している公区は、日ごろから活発に訓練など各種防災活動に取り組まれており、地域住民の防災意識が高いこと

から、訓練の参加率も高く統率がとれたスムーズな避難行動になっていたものと分析しているところ
であります。

四つ目の「災害ボランティア制度の個人、団体別の登録数と推進状況は」についてであります。

災害ボランティアの登録については、災害時登録の形をとっているため、平常時の登録実績はありませんが、現在、幕別町社会福祉協議会と受入れ体制を構築するための協議を進めており、平成 29 年度中には「幕別町ボランティア活動支援マニュアル」を策定し、平常時から災害ボランティアの確保と人材の育成に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の 2 点目、「防災士、防災マスターの養成について」であります。

防災士は、社会のさまざまな場で減災と社会の防災力向上に資することを期待し、そのために十分な意識と一定の知識・技能を修得した者を、特定非営利法人日本防災士機構が認証する民間資格であり、1 講座 60 分以上 12 講座の座学と演習による専門的知識を習得し、資格試験に合格することが必要となります。

加えて、認証登録を受けるためには、消防署等が実施する「救急救命講習」を受講し、応急手当等の技術について習得するよう定められております。

一方、地域防災マスターは、災害に対する対策や心構えなどを多くの方に知っていただくために、ボランティアにより地域の防災活動に協力していただく防災リーダーを北海道が認定するものであり、毎年、道が指定する地域において 1 日講習での習得が可能となっております。

それぞれの資格を取得された方々は、積極的に防災活動に参加し指導的な役割を担っていただいたり、防災に関する講演等でご活躍されている事例も多いとお聞きしております。

一つ目の「本町の防災士の資格保持者数とその中の女性防災士数は」についてと、二つ目の「道の防災マスターの認定者数は」につきましては、あわせて答弁させていただきます。

防災士につきましては、認証団体であります特定非営利法人日本防災士機構に確認いたしましたところ、2 月末現在、全国で 12 万 6,240 人の方が資格を取得しており、北海道の資格取得者は 2,825 人、十勝では 220 人、本町では 26 人で、うち 12 人が女性であります。

次に、北海道が認定する「地域防災マスター」につきましては、2 月 13 日現在、全道で 2,443 人が認定を受けており、十勝では 229 人、本町では 27 人で、うち 2 人が女性であります。

三つ目の「町職員の防災士、防災マスターの人数は」についてであります。

現在、町職員で防災士の資格を取得している者はありませんが、地域防災マスターにつきましては、12 人の男性職員が認定を受けております。

北海道が認定する地域防災マスターにつきましては、受講内容は気象情報の知識や防災意識の向上など地域防災のスキルアップとなる講習が含まれておりますことから、今後においても、資格取得者の増員に努めてまいりたいと考えております。

四つ目の「町独自の防災マスター養成の考えは」についてであります。

前段申し上げましたとおり、北海道では災害時に地域の防災リーダーとしての役割を担う「北海道地域防災マスター」制度を平成 19 年度に創設しており、今まさに制度が道民に定着しつつある状況にありますことから、町といたしましては、認定者の拡大に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

なお、防災マスター認定研修会は例年 4 回から 5 回開催されておりますが、開催場所が遠隔地のみの年もありますことから、少なくとも年に 1 回は十勝管内または近隣管内で開催されるよう、北海道に対して要望してまいりたいと考えております。

五つ目の「防災士資格取得支援についての町の見解は」についてであります。

本町では、26 人の方が防災士の資格を取得しておりますが、現状では防災士にどのような役割を担っていただくのか、防災マスターとの役割分担をいかにするのかなど、その活用方法を整理し切れておりませんので、他市町村等の取り組み事例などを調査研究した上で判断してまいりたいと考えております。

以上で、岡本議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） では、再質問をさせていただきます。

まず、1点目の自主防災組織についてであります。防災は自助、共助、公助の三助といわれていますが、防災力を高めるためには何が一番必要かと言いますと、テレビでおなじみの防災システム研究所の山村武彦所長によりますと、近助、近いに助けるの近助の大切さを訴えております。みんなで助け合うという不特定多数の曖昧な定義ではなく、向こう三軒両隣の結びつきや、顔が見える最小共同体つまり防災組織を築くことが大きな力になると語られております。また、行政の職員の意識の持ち方にも左右される部分もあるのではないかと感じるところであります。

先日もある新聞にも出ておりましたが、本町の役場庁舎内でも昨年の台風、災害対応の検証を踏まえまして各部署ごと対策本部の立ち上げの練習をしたりと、ふだんからの対応を再確認することは大変重要なことと私も再確認したところでございます。

しかし、もちろん行政だけではなく住民も一体となることによって、防災に対しての意識も向上するのではないかと思いますので質問させていただきますが、1の①、②の質問に入らせていただきます。

以前までは、幕別町といたしましても、公区が114公区のうち自主防災組織があるのが41公区ということでございましたが、今回のご答弁では42公区ということで、1公区ふえているのだなということで、ちょっと少しでも努力をされまして1公区ふえているところだというふうに思いました。

幕別町では20公区のうち7公区、札内で41公区中25公区、そして忠類が5公区のうち5公区が、自主防の組織をつくっているということでございます。農村地域は48公区にして5公区ということで、大変いろいろな面で難しい点もあるのかと思いますが、昨年よりも1公区、自主防ができたということでよかったなというふうに思うところでありますが、この地域でできる防災対策、自主防災組織の必要性また活用内容について、やはり低いところは理解がしていただけていないのではないかと思います。その理解を深めていただくということで、どのように推進されているのかをお聞きいたします。

○議長（芳滝 仁） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） 町長答弁でも申し上げましたとおり、組織率向上に向け、公区長会議はもちろんのこと、5カ年計画で実施しております防災訓練におきまして、数回開催しております公区長さんとか役員さんに出ていただいております実行委員会を開いているわけなのですが、その中で、未組織公区に対しまして組織化の要請を、お願いを行っております。

実績といたしまして、平成27年度の防災訓練のときには7公区のうち2公区が未組織だったのですが、ご理解をいただいて1公区が組織化していただいていると。昨年の28年度の訓練のときにおきましても、春先の時点では対象公区14公区のうち6公区が未組織だったのですが、組織化にご理解いただき、まだ1公区ではありますけれども組織化に至っているところであります。

今後も、昨年度の未組織公区につきましては、現在、個別に当たっているような状況でございますので、そういった形で主に啓発活動を行って、さらには訓練対象公区以外につきましても、出前講座だとか説明会等で啓発を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） もちろん、自主防災組織を設立するのは強制するものでも何物でもないのですが、だからといってそのままにしておくというわけにもならないと思いますので、ぜひとも今までの啓発活動にもっと力を入れていただきながら、行政のほうからしっかり出向いて、自主防をつくるのにはどのようにしたらいいのだろうという課題も結構あるかと思います。わからないという面が大変多いのではないかなと思いますので、そういう点につきましても、相談窓口になるようにしっかり行政が力を尽くしていただきたいなと。それで1公区でも2公区でもふえていくことが理想では

ないかなと思いますので、今後ともぜひとも力を入れていただきたいというふうに思います。

では、次なのですけれども、自主防災組織の設立されている地域において、住民への防災知識の普及や組織役員の研修など、1年間でどれくらいの出前講座をされているのか、実施されたのかをお伺いいたします。

○議長（芳滝 仁） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） 出前講座、昨年の実績でございますけれども、6回開催しております。

要請を受けての開催等がほとんどでございます。

以上でございます。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） 27年度は7件で108名の方が参加をしていただいたということですが、28年度は参加人数はどのくらいですか。

○議長（芳滝 仁） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） 申しわけありません。参加人数については、ちょっと手元の資料がないので、済みませんがお答えできません。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） 人数がちょっと資料がないということですが、この実績につきまして、ではどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） まだまだ、やはり防災に関しての知識不足の地域もございますことから、自主防災組織の設立の要請もあわせて、こちらのほうから積極的に出前講座等を行って、今後は取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） この実績におきまして、では、まだこの3月31日までは28年度ですから、29年度の目標としてどのくらいの目標を掲げているのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） 具体的な目標は何回という形は掲げてはいないのですが、これまでの実績が6回から8回程度でございますので、10回以上は開催していきたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） やはりどんなことをやるのにも、目標を掲げてその目標に向かって進んでいくということが重要ではないかと思います。ぜひとも、この目標数に少しでも近づけるように取り組んでいただきたいと思います。

では、次なのですけれども、③番目の質問に移りたいと思います。

地域自主防災訓練におきましての検証なのですけれども、5年計画で実施するということで、27年度から開始され、対象公区の1割の参加ということでございます。

毎年この開催地が異なりますが、それぞれ異なってそれぞれ温度差があるかと思いますが、28年度の検証結果を踏まえ29年度の課題が見えてきたと思いますが、大きなものを何点かお聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） 5カ年計画で実施しております防災訓練につきましては、今年度2回目を終了したわけなのですが、27年度、初年度につきましては、比較的自主防災組織だとか、これまでも防災に取り組んでおられる地域ということで、積極的な参加、それでも1割程度ではあったのですが、参加でありました。取り組み状況も、それぞれの地域、公区におかれましていろいろ準備をされて、想定をされた形で避難所までの訓練という形で、大変いい結果だというふうに伺っております。

今年度につきましても、そちらの地域と同様に積極的に取り組んでいる公区、地域もございましたので、自主防災組織の未組織公区で、どちらかというとまだ余り取り組まれていないところもあったのは事実でございます。先ほどの働きかけにより自主防災組織は一つふえてはいるのですが、今後も引き続き自主防災組織の設立に向け交渉してまいりたいというふうに考えているところでありまして、やはり課題といたしましては、やはり皆さん、特に未組織公区のところにつきましては、訓練をもっているような防災のことを改めて重要だというふうに認識していただいておりますので、やっぱり訓練が大事だというふうに認識しているところでございます。

そのほか、これからの計画であります地域の公区、皆さんにつきましても、お会いした中では、やはりまだまだ防災知識の低いところとか、積極的に活動しているところは知識が高いところとか、そういう温度差があるのは事実でございますので、やはりこの訓練を実施することによって、皆さんの防災の知識を上げて地域の防災力を高めてまいりたいというふうに考えているところではございます。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） 再質問しようとしたこと全部、課長に言っていただきましたので、本当に同じ思いであるということがわかりました。

しかし、この防災訓練によりまして防災力の向上にも大変つながるということで、私も認識しているところではありますが、この27年度訓練が行われた公区で、その後みずから訓練が行われた公区、またこの先予定をされているという公区があるのかをお伺いいたします。

○議長（芳滝 仁） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） 平成27年度、7公区を対象に初年度、地域防災訓練を開催したところでございますけれども、この公区は、先ほども申しましたとおり日ごろから防災活動に取り組まれている公区が多くて、町の防災訓練が終了した後も実行委員会を解散せずに、農村部の公区は農繁期もありますので取り組みがちょっとなかなかできない状況でありますけれども、残りの6公区につきましては、連携防災協議会というものに実行委員会を移行していただきまして、昨年9月に、自主防災訓練ということで、6公区の協議会で自主防災訓練を開催していただいたところであります。

これにつきましても見学させていただきましたけれども、大変いい防災訓練になっておりまして、全て地域のほうで避難所の開設から避難所運営まで、最後に公助ということで災害対策本部との連携ということで模擬訓練を行って、大変いい訓練だったというふうに考えておりますので、今後もこういった形で、連携協議会が5カ年の防災訓練を終えた後も続けていただくような取り組みを進めているところでございます。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） この訓練は本当に5年間ということですので、1回目は町が中心となって訓練が行われましたが、2回目は自分たちの公区が中心となってできるよということで、今、課長おっしゃいましたけれども、そのような形、すごくいい形だと思いますので、訓練は繰り返し実施することによって突発的な災害にも対応ができるのではないかと思いますので、行政がしっかりとサポートをしていただきたいと思います。5年に1回の訓練ということにならないように、各公区がしっかりと防災力を高めていただけるように、町が本当にサポートしていかなければいけないというところでございます。

では、④番目のボランティア制度についてお伺いいたします。

昨年8月の台風で浸水被害に遭われた方のところに、泥のかき出しにボランティアの方々に救援活動をしていただきました。あのときは相川地域周辺ではありましたが、これが広範囲であったらどうなるのだろうと懸念するところであります。芽室や清水町などは被害も幕別町よりは随分と大きかったのですが、ボランティアの方が足りず苦勞されたとお聞きしております。

先ほどの答弁の中には、平常時からボランティアの方の登録はしていないということでございます。

た。これは、この台風を受けてからもこのままの状況なのかをお聞きいたします。

○議長（芳滝 仁） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） 町長答弁でも申し上げましたとおり、平常時には今までは登録制度を設けておりませんでした。今後、社協と平常時の受け入れ体制を構築するため協議を進めておりまして、ボランティア活動支援マニュアルを平成 29 年度中に策定する形で、今現在、作業を進めている最中でございます。平常時からやはりボランティアを確保することはいざというときに大変大切だという認識でありますので、今後はそのシステムをつくりまして、平常時から受け付けをし登録をしていきたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9 番（岡本眞利子） そうですね。やはり平常時からということがとても重要になってくるのではないかと思います。ボランティアは、災害が起きてからボランティアを登録というとなかなか大変なことにもなると思いますし、土曜、日曜はボランティアの方がいるのですけれども、平日はできないという方もいらっしゃるので、平常時からそういうボランティアの方の確保をすることが重要ではないかと思います。

また、私たち議員もみずからボランティアに参加ができるような、そういう感じにもなるといいのではないかというふうに感じるところでありますので、そこをしっかりとした人材の育成に努めていただきたいというふうに思います。

では、大きな 2 番目の防災士と防災マスターの養成についてお伺いいたします。

防災士は、NPO 法人の日本防災機構が認定する資格であります。防災マスターは北海道が認定しているものでございます。自主防災組織を強化するためにも、防災士、防災マスターの方たちが地域で活動していただくことによって、行政の力にも地域の力にも必要と考えます。そこで、うちの女性の防災士が 12 名いるということでございます。この防災士の方のつながりはあるのかお伺いいたします。

○議長（芳滝 仁） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） 現在、26 名の防災士資格取得者の方とのつながりというのはございません。ただ、今後いろんな情報を聞いてみたいというふうに考えておりますので、26 名のうち数名、防災士の方がわかりますので、その方を通じて、どのような役割を担っていただくのか検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9 番（岡本眞利子） 女性の防災士ですけれども、地域の防災対策における女性の役割というのは非常に大きいと思います。避難所運営会議に防災士の役割、意義を周知しまして、より多くの女性が防災士の資格を得られることが、町にとっては有利になるのではないかと思います。したがって、女性とは限りませんが、ぜひとも防災士の方たちの養成に力を入れていただきたいという思いでこの質問をさせていただきました。

では、2 番目の質問なのですけれども、道の防災マスターの認定者数ということで、本町では 27 名の方が防災マスターの資格を持っております。せっかくこの防災マスターの資格を持っておりますので、防災マスターの方の横の連携ということも重要にしまして、災害のときに生かしていただきたいという思いであります。

そして、3 番目なのですけれども、町職員の防災士、防災マスターの人数ということで、防災士は 1 人も職員の方にはいらっしゃらない。また、防災マスターは 12 人もおります。この防災マスターの研修を受けたときに、なぜこの研修を受けたのか、また研修後の活動はということで、感想を書くとところがございます。うちの町だけではないのですけれども、ほとんどの方が、「地域の防災活動に参加をしたい」「町から要請があったらぜひ協力をしたい」「災害のときは地域で役立ちたい」という感想が出ております。

このように声がかかると役立ちたいというところがありますので、やはりこれをこのままにしてお

くのは大変もったいないのではないかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） もちろん横の連携、これから検討してまいりたいというふうに考えております。そして、27名の防災マスター、そのうち職員12名おりますので、職員として災害に当たる、日ごろから防災についての啓発活動に当たる、いろんなやり方があると思うのですが、今後、職員の数もふやしていくとともに、そして啓発活動にも力を入れていきたいと。それとあわせまして、地域の方、自主防災組織の方にご説明しまして、防災マスターは1日で講習を受けることによって認定されますので、そういった啓発活動に力を入れて地域の防災力を高めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） この職員ですね、若い職員がすごく多いのですけれども、防災マスターの研修を受けに行ったときも大変若い職員が多いのですけれども、この人材が幕別町の職員として力を発揮することが可能ではないかと思えます。

先ほども、午前中の小川議員の質問の中にも、人材を育てることを目的としているということで、うちの町は本当に人材を育てるということで、町長の頭の中にはそれがあるのではないかと思います。が、せっかく防災マスターは、1日講習を受けるとマスター受講したということになりますので、ぜひとも防災課、民生課の方たちがかわれるように、またこれ人事異動がありまして移りますので、できれば本当に、その課に属した方は全員が防災マスター、また防災士を受講できるような形にしていきたいと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 職員の中で数多くの地域防災マスターがいること、これはもう職員全体が高い意識を持つことになるので、非常にそれはいいことだなというふうに思いますので、それは機会がある限りは受講していただくことはやっていかなければならないと思えます。

ただ、本当に災害対応、減災対策を考えたときに、職員だけではなかなかこれはうまくいかない。今、私たちが一番何を考えなければならぬかという、やはり自助とその次の共助ですね。先ほど岡本議員おっしゃったように、近助と言いましたでしょうか、そこがやっぱり大規模災害になって一番大切なわけでありまして。そういう意味からも、その近助の力を、近助力を上げるために、やはり各公区に数名の地域防災マスターのような方がいらっしゃって、その方々を中心に防災意識を底上げしていくということは、一番私はいいいのかなとか、力を入れていかなければならないのかなと。そういうことで意識が醸成されていくと、自主防災組織の組織化にもつながるというような感じを持っておりますので、やはり町民のできるだけ多くの方にそういった受講をする機会を得ていただきたいなと、進めていきたいなというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） そうですね。やはりたくさんの人たちが防災マスターを受けたから、また防災士になったから何でもできるというわけではないのですけれども、行政の少しでも力になれるように、行政の力というのも人数にもやはり限界があると思いますので、そういうところを防災士、防災マスターが助けていけるような、そういうまちづくりにしていくことが理想ではないかと思えます。

また、町独自の防災マスターの養成はということでお聞きしたところなのですが、これは石狩市なのなのですが、防災士、防災マスターを取得している方を、石狩市独自の石狩防災マスターとして市が認定する制度を26年からされております。毎年、認定数がふえているということでございます。年二、三回の会議を開き、市と連携をして地域また自治体内、町内会などに防災情報を提供したり、訓練や講習などで住民の防災に対しての意識を向上に位置づけて取り組んでいるということでございます。

先ほども、農村地域ではなかなか難しい点があったり、また市街地でもまだまだ防災組織ができていないところもございますので、そういうところも、町もまずしっかりと土台をつくりながら強

い防災組織ができるような、そういう防災マスターの町独自のそういう制度をつくるのもいいかと思うのですけれども、その点についてはどうでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 私も、石狩市の取り組みについてはちょっとお聞きいたしました。市独自の制度ではあるのですが、むしろ、いかに活用するかというための制度というふうに私は捉えているわけでありまして、つまり、資格を取った方、認定をされた方を石狩市の独自の認定制度によって認定をするという形でありますので、あるいは意識が高い方がいれば講習を受けてくださいと、講習を受けて認定された後に石狩市の防災マスターに認定すると。ですから、そのことによって各地域の防災意識の向上のために働いていただくと、そういうような考え方なのだと私は解釈しております。

ですから、形はどうあれ、いずれにしても各地域に複数の防災マスターなり防災士の方がいらっしゃることで、その地域の防災意識の向上なり、いろんな取り組みに中心的な役割を担っていただけるというふうに思いますので、独自の組織をつくるか、制度をつくるかどうかは別にしても、やはり今言ったような方向で取り組みを進めていかなければならないというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） 今の町長の答弁につきまして、私も同感でございます。

では、5番目の質問に移らせていただきます。

防災士資格取得支援についての町の見解はということでお尋ねしたわけでございますけれども、防災士は民間の日本防災機構が認定する資格ですが、防災・減災に対する専門的な知識を持ち、災害時は被害者の救助や避難所の運営、平時は地域防災訓練などに取り組みの地域防災のかなめとなります。北海道の場合は、年2回講習を受けることができます。札幌のみで実施しておりますが、2日間の研修を受けなければならず、費用が6万920円、ここからだと交通費も宿泊費も高額になり、大変受講しづらい現状にあります。この現状をどのように考えられるかお聞きいたします。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 私も勉強不足で、防災士なるものはどういった講習を受けてどういった形で認定されるのかということはよくわかりませんで、今回初めて、今、岡本議員がおっしゃったように、長時間にわたる講習を受け、そして最後には試験を受けて合格しなければ認定されないということでありますので、かなりハードルの高い、しかも費用も6万1,000円ほどかかるという非常に取得するのが大変な資格であるということも、今回認識をさせていただいたわけであります。

ただ、その實際上、この防災士がどういった形で町の中で役割を担っていただけるのかというところが、ちょっとまだ整理し切れていない。防災マスターもあります、そして防災士もあります。さらには違った防災意識、防災力の向上ということを考えれば、例えば自衛隊OBの方で、実際に救助活動に従事されたような方もいらっしゃいます。こういう方を嘱託で雇用して各地域に入ってもらって講習をやったり、自主防災組織の立ち上げに努めていただくというような方法もありますので、こういったいろんな角度から防災力の向上、防災意識の高揚というのがありますので、どういった方法がいいのか、今少し時間をいただいて整理させていただきたいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） 防災士、防災マスターということで、ちょっと役割がそれぞれ認識するのに大変とは言わないですね、いろいろな面であるかと思うのですけれども、やはりこの防災士なのですから、防災士の誕生のきっかけなのですから、1995年に発生した阪神淡路大震災から、発災直後、近隣住民の協力により要救助者の約8割が救われたそうなのです。その数は警察や消防、自衛隊による救助者を大きく上回ったということで、ここから防災士というのが始まったということでございます。

それで、現在では、全国の自治体では地域防災力強化のためにさまざまな取り組みが行われております。近年、防災士は地域防災向上に貢献していると注目を集めております。自治体によっては、防災士の資格取得を奨励し助成金を交付するところも増加傾向にあるそうです。北海道では2014年度に

6市町村、また2016年にはさらに4町村がふえまして、今、北海道では10市町村が助成をしているそうでございます。

前の質問でも、防災マスターでも申し上げたのですけれども、いざというときには地域のために役立ちたいという思いが強い防災マスターの研修を受けた方は、受けなさいといわれて受けたかどうかはちょっとわからない、町職員の中でも受けたかはわからないのですけれども、やはり自分の思いでこれを受けたという方が多いのではないかと思います。その中で、防災士の資格を取得するのは大変厳しい状況だと思います。職員27名のうちの、防災マスターの研修を27名が修了しておりますが、若いメンバーですので、これだけの費用を負担してまで資格を取ろうということにはならないのではないかと思います。また、住民の方にしても、防災士、防災マスターになったからお給料がいただけるというものでもありません。しかし、町のために自分の地域を守りたいというその熱い思いを無駄にするのではなく、取得費用の補助という形でこれ、バックアップはできないものか伺いたします。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 先ほど申し上げましたように、防災士、地域防災マスター、さらには先ほど新たな雇用ということを申し上げましたけれども、そういった方をいかに活用して幕別町の防災力の向上、意識の向上、そして究極のところでは、やはり公助という部分をしっかり機能するようにしていかなければならないわけでありますから、そのためにどういった方法が、どういった活用をしていくことが一番幕別町にとってはふさわしいのかということを検討した上で、その中で防災士がぜひとも活躍してもらわなければならないとするならば、そこは資格取得についての助成ということも考えられましようけれども、現時点においてはそこまでまだ整理し切れておりませんので、そういったことを整理した中で、幕別町としてどういった対策を講じていくのか、あるいはどういった助成制度を持つのかということについて検討させていただきたいなというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） 今、町長おっしゃいますように、防災士、防災マスターの資格を持っていても、なかなかどのように動いていけるかということがあるかと思うのですが、その動けるような体制をつくっていくのはやはり行政ではないかと思います。防災士、防災マスターの横のつながりを強めることも重要ではないかと思うので、ぜひともそういう動ける体制に持っていただきたいと思います。

では、最後になりますが、地域で防災対策を講じるためには、専門的な知識、技術を身につけた中心者を育成することが重要だと思います。個人の意思を尊重し、せっかく高い意識が生かせるかどうかの入り口の部分が重要ではないかと思います。幕別町の防災力を高める大きな一歩となるよう、取り組みに期待をいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（芳滝 仁） 以上で、岡本眞利子議員の質問を終わります。

この際、14時まで休憩いたします。

13：50 休憩

14：00 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、小島智恵議員の発言を許します。

小島智恵議員。

○6番（小島智恵） 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

1点目、駒島地域の大規模酪農牧場参入についてであります。

去る1月23日、役場庁舎において町長同席のもと記者会見が行われました。駒島地域に大規模酪農牧場を建設する計画が発表され、新聞等で大々的に報道がなされ、歓迎や期待の声が高まっていると

ころであります。

計画によりますと、今春から3カ年で段階的に乳用牛4,300頭を飼育し、家畜ふん尿を活用したバイオガス発電プラントとの併設、デントコーン栽培の委託と消化液の畑作農業者への提供により、循環型農業の確立を目指しておられます。また、従業員は100人の雇用も見込まれ、定住者の増加や地域、経済の活性化も期待されているところであります。地理的には高地に立地されるということで、低地となります地域住民の方からは汚水の流入について懸念する声が寄せられているところであります。まだ、計画段階でありまして、不確定な部分もあると思いますが、本町への参入に心から歓迎をし今後の成功を切に願ひまして、以下の点についてお伺いします。

①家畜ふん尿による汚水対策（全量処理できるのか）、また地域住民への説明会は。

②防疫体制は。

③牧場車両往來のための町道の整備は。

④従業員の住宅確保に対する町としての考えは（空き家対策）についてであります。

2点目についてであります。糠内地域の振興についてであります。

高齢化の進展などにより地域の活力が失われつつある中、糠内地域では開業していた飲食店が閉店し、さらに活気が失われております。これまでは地域住民のみならず、パークゴルフ場の糠内やまびこコースの利用者や仕事の合間に昼食をとるため等と憩いの場として利用されてきましたが、それもかなわない状況となりました。

一方、糠内の町営住宅については、空室がないため入居を希望する人がいても入居できず、他の地域で住居を探すというケースもあるとお聞きしております。今後の対策について、以下お伺いいたします。

①糠内地域は空き店舗対策事業の適用対象になっていませんが、今後に向けた考えは。

②町営住宅の入居状況、今後の建設予定は（定住対策）についてであります。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 小島議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「駒畠地域の大規模酪農牧場参入について」であります。

酪農牧場の計画概要につきましては、1月23日の記者会見で株式会社ノベルズから発表がありましたとおり、本年から平成31年までの3カ年で、駒畠地区の面積約26ヘクタールの敷地において、酪農施設を段階的に整備しながら、最終的には乳用牛4,300頭の規模で酪農を行うとの内容であります。

また、施設等の概要については、牛舎20棟、堆肥舎、ロータリーパーラーなどのほか、バイオガスプラント等を建設し、そこから生産される消化液と呼ばれる有機肥料を地域の畑作農家に安価で提供するとともに、飼料作物の栽培を地域の畑作農家等に委託することで「耕畜連携」を推進しようとする計画となっております。

こうした「耕畜連携」を軸に、雇用の創出や定住人口の増加など地域の活性化につながる、従来にはない「循環型地域農業経済モデル」の確立を目指そうとしております。

さらに、平成31年末までには、100人ほどの雇用を見込んでおり、できる限り町内に居住し、地域のコミュニティ活動にも寄与したいという考えをお持ちであります。

事業者は、これまで、森林法に基づく林地開発許可に係る事前協議を北海道と、また、並行して都市計画法に基づく開発行為に係る事前協議も町と進める中で、土地利用などに関する基本的事項の確認作業を進めておりますが、現段階では事業計画が固まり切っていない状況にあり、これらの協議が終了し次第、それぞれ申請手続きが進められることになっております。

ご質問の1点目「家畜ふん尿による汚染対策、地域住民への説明会は」についてであります。

家畜ふん尿の処理施設につきましては、飼養頭数に合わせた規模の施設を整備し、牧場内で発生するふん尿の大部分は、牛舎からバイオガスプラントの原料槽に直接投入され、発酵槽で一定期間滞留したのち、発電機の燃料となるメタンガスと消化液が生産され、残りのふん尿については、施設内に

かくはん装置を備えた堆肥舎で堆肥化される予定とお聞きいたしております。

このように、道内でもトップクラスの事業規模で、事業者は町内で初の事業展開となることから、早期に地域説明会を開催されるよう、町から事業者に要請しておりましたところ、今月 10 日に駒畠公区の方を対象に説明会が開催されることとなったところであります。

ご質問の 2 点目、「防疫体制は」についてであります。

家畜伝染病の防疫対策で最も重要なことは、「発生の予防」であります。

この発生の予防を実効あるものにするため、家畜伝染病予防法に飼養衛生管理基準が定められ、家畜の所有者に対し、消毒等の衛生対策を適切に実施することなど、その遵守が義務付けられております。

当該事業者につきましては、町外で大規模牧場を経営しており、防疫体制については万全を期していただけるものと考えております。

ご質問の 3 点目、「牧場車両往来のための町道の整備は」についてであります。

現在、都市計画法に基づく開発行為の事前協議を進めておりますが、町道に関する協議もあわせて行っているところであります。

3 年後に施設全体が完成し、平常ベースとなった際の、全体の交通量や大型車の混入率がどうなるのかといったことなどを勘案し、道路整備のあり方について、今後、協議を進めていきたいと考えております。

なお、3 年間の工事期間中や一部事業の開始に伴い、当該町道の通過交通の増加が見込まれるため、散水車による防塵対策や路面修復、退避場所の設置など、沿線の農地や営農に支障が出ないよう事業者に対し指導してまいりたいと考えております。

ご質問の 4 点目、「従業員の住宅確保に対する町としての考えは」についてであります。

1 月 23 日の記者会見におきまして、事業者側から 100 人の雇用が発生するとの説明があり、定住人口の増加や消費の拡大など、地域の活性化につながるものと期待しているところであります。

私としては、合併後人口減少が著しい忠類地域を中心に居住していただきたいとの思いはありますが、事業者側から従業員配置に係る具体的な話は伺っておりませんので、今後、従業員の配置状況が明らかになり次第、住宅の確保について事業者と協議してまいりたいと考えております。

次に、「糠内地域の振興について」であります。

本町の商業を取り巻く環境は、糠内地域に限らず、個人消費の低迷が続く中、後継者不足やスーパーなどの大型商業施設に消費が集中するなどにより、駅周辺等においては空き店舗化が進むなど、依然として厳しい状況が続いております。

ご質問にありますとおり、糠内地域におきましても、地域の方が経営しておりました飲食店が昨年 11 月に閉店し、現在は小売業が 3 店舗とサービス業が 1 店舗となりました。

ご質問の 1 点目、「糠内地域は空き店舗対策事業の適用対象になっていないが、今後に向けた考えは」についてであります。

空き店舗対策事業につきましては、商店街の活性化を図るために、町内の既存商店街を中心に、幕別地区、札内地区、忠類地区にそれぞれ指定区域を定め、区域内の空き店舗を活用して実施する事業を支援し、中心市街地の商店街の空洞化を抑制し、にぎわいのある商店街づくりを推進することを目的に平成 21 年度から実施をしているところであります。

本事業は、空き店舗の改修に要する経費の 2 分の 1 を、100 万円を上限として補助し、建物や来客用の駐車場の賃借料につきましては、経費の 2 分の 1 を、月額 5 万円を上限として、個人や法人が行う事業は 1 年間、商店街団体等が行う事業は 2 年間補助するものであります。

指定区域につきましては、商業地域と近隣商業地域を基本に、札内地区の国道沿線など活発な商業展開が行われている地域は、空き店舗が発生しても次々に利用される例が多いことから、指定区域に含めないこととしております。

本事業につきましては、先ほど申し上げましたとおり、中心市街地の商店街の空き店舗を解消し、

連檐性を高めることにより、人の往来を回復し、もって商店街での消費向上を目的としているものであり、糠内地区は、本事業の対象とすることは難しいものと考えております。

ご質問の2点目、「町営住宅の入居状況、今後の建設予定は」についてであります。

糠内地区の町営住宅につきましては、平成6年度、8年度、13年度に木造平屋建て1棟2戸の長屋形式の住宅を合計3棟6戸整備し、管理運営をしておりますが、現在は全戸が入居済みであり、空き住戸はない状況となっております。

入居を希望する問い合わせにつきましては、数年に1件程度となっており、その際には入居状況を確認し、空き住戸がない場合にあっては、他地区の公営住宅等をご案内しているところであります。

今後の建設予定についてであります。公営住宅等の建設につきましては、幕別町公営住宅等長寿命化計画により計画的に取り組みを進めておりますが、当該計画では糠内地区につきましては現状の6戸を維持管理することとしているため、新規の建設予定はありません。

以上で、小島議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 再質問をさせていただきます。

まず、大規模酪農牧場参入ということですが、我が町に来ていただけるということで、これはもう本当に非常に喜ばしいことであるということは、まずもって申し上げておきたいと思います。

それで、地域の方への説明会で、3月10日ということこれからということでもあります。この地域の方への説明会は大変重要だと思うのですが、それよりも先行して計画が立てられ、また記者会見も開かれたということなのですから、やはり、何より地域住民の方にご迷惑をおかけしないように、またご理解いただける形で稼働していただきたいというふうに願っているのですが、説明会はこのように後になってしまったがために、地域の方の不安というのが非常に大きくなっているのではないかとこのように感じております。もうちょっと早い段階で、この事業者側から説明会というのが開かれるべきではなかったのかなというふうに、これは率直な私の思いなのですが、そういうふうに感じているのですが、地域の方が不安に思っていることについて何点か伺いたいと思います。

頭数が3年かけて最大4,300頭ということなのですから、尿の処理、汚水の流入、これについて懸念の声が地域の方から上がっております。頭数が非常に多いということにして、高いところに牧場をつくられるということなので、低いところに住んでおられる地域の方にとっては、雨水等で流れてこないのだろうか。近くには畑や河川がありますけれども、河川にそういった汚水、ふん尿が流入となりますと、水質汚染、公害になるわけなのですから、これについて町はどのようにお考えなのでしょうか、押さえておりますでしょうか。お伺いします。

○議長（芳滝 仁） 経済部長。

○経済部長（田井啓一） 今回の計画、あくまでも記者会見は事業者側が希望される規模の計画についての説明でしかありません。その後、手続といたしましては、答弁書にもありますとおり、林地開発あるいは町の開発行為の手続ということになります。そうした手続の中で、雨水処理、汚水処理の計画については事業者側から示され、それについてそれぞれの北海道の立場あるいは町の立場で問題ないということの確認をさせていただくということになっておりますので、今後、事業者から出されました計画を精査して、町のほうは判断してまいりたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） これから計画を見て判断していくということですね。例えば、もし流入とか考えられた場合、そこを何かガードして防いだりとかいう、そういう特段の必要性というの、これも出てこないのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 経済部長。

○経済部長（田井啓一） 雨水、汚水に関しましては、開発区域から出さないというのが基本でございます。雨水については、そのまま河川なり明渠なりには流す形にはなろうかと思いますけれども、汚水

についてはその敷地の中から出さないというのが基本でございますので、影響はないものと考えております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） ということでしたら、地域の方がおっしゃられております、その尿が河川に流入していくという、そういう問題はないという今お話であったと思うのですけれども、特に尿の処理について心配されているのですけれども、頭数が多いためバイオだけではちょっと全量処理は難しいのではないかという話も聞くのですけれども、答弁では、堆肥舎も建設をして、そういったバイオで処理できない分は堆肥舎で処理をしていく、堆肥化していくというような答弁だったと思うのですけれども、そのバイオと堆肥舎だけで本当に全量処理が可能になってくるのか、その見解をお伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 経済部長。

○経済部長（田井啓一） バイオガス発電にかかわる施設の規模、あるいは堆肥舎にかかわる施設の規模等については、まだ事業者側から示されておりませんので、判断ができない段階であります。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 判断できないということなのですが、記者会見等でそういったことが発表がなされたので、そういったことをちょっともとに今質問をしているのですけれども、あと、ふん尿のにおいですね、風向きによっては近隣の方のほうににおいがひどく向いてくるのではないかというお話も、懸念の声があるのですけれども、これについてはどう押さえていらっしゃるのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 農林課長。

○農林課長（萬谷 司） 事業者が整備しますバイオガスプラント、これにつきましては、牛舎内で発生しますふん尿を直接原料槽のほうに投入されますので、ほぼにおいは、一般的な酪農家に比べますとにおいは発生しづらいのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） においが発生しづらいということなのですが、十勝管内のバイオガスプラント、大規模にされている施設なんかをこれまで視察したこともあるのですけれども、施設内に限っては、それなりのにおいはしたというふうに私は感じたのですけれども、それに頭数も多いということなので、それで近くに住んでいらっしゃる方もいるという、そういった中で、風向きによってはどうなのかなという、これから実際どうなっていくのか本当にわからないようなところもあるのですけれども、今のちょっとお話を聞いていますと、不安の声、いろいろ地域の方から上がってはいるのですけれども、ちょっと問題がないというような話もあったり、ただ、最大4,300頭ということで、ふん尿だとか消化液など、本当に毎日毎日とまることなく出てくるものですから、本当に処理し切れるのだろうかという、本当に頭数が多いだけによくわからないといった、それが正直な思いではあります。

それで、3月10日、地域説明会が開かれるということなので、そういった不安の声、事業者側の方にはしっかりと聞いていただきたいのですけれども、地域の方の不安が払拭されて安心につながり、ご理解いただけるような説明会にはしていただきたいというふうに思います。

そうはいつでも、事業者側が行う説明会だと思うのですけれども、町側としましても推移を見ていただいて、地域の方のご理解が本当に進んでいるのか、それを把握していただきたいと思いますし、理解が余り進んでいないようならば、事業者側に申し入れとかも必要になってくるのかなと思うのですけれども、その辺の対応のところをしっかりといただけるのかお伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 少なくとも、事業者は株式会社という法人であります。しかも、既に実績のある事業者であります。そこが、コンプライアンスに基づいて、森林法、都市計画法さらには家畜排せつ物法など、酪農にまつわるコンプライアンスをしっかりと守ってやっていただけるものというふうに思っておりますので、それを犯さない限りにおいては、町は何も言いようがないわけであります。

ただ、こういうお話があるのでもう少し何とかありませんかというお願いしかないわけでありますので、これ違法行為であれば、これはもうそれなりの対応の仕方というものがあろうけれども、できることというのは私は限られております。

ただ、地域の住民の方が本当に反対をするというのですか、不平不満を言いながらも無理に進出すると、そういった企業ではないことも私は承知しております。そのことは、十分、地域の一員として酪農をやっていくのだということは前々から、これはもう進出の話があったときから伺っておりますので、私はそこはしっかりと信じてまいりたいと思いますし、あれこれ今の段階から言う立場にはないというふうにも思っております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 反対まではいかなくとも、できるだけ地域の方が安心して、そのご理解の上で稼働していただきたいという上で質問はしているのですけれども、防疫体制について移りますが、発生の予防が最も重要であり、家畜伝染病予防法の法の遵守が義務づけられているといった答弁でありました。

先般、別の話ですけれども、清水町なんかでは鳥インフルエンザが発生しまして大変怖い思いをしまして、冬場の発生ということもあって時間内に処理が終わらず時間を要してしまったなんてことも報道がなされたわけなのですからけれども、ここの駒畠の場合は牛ということで、口蹄疫の発生が伝染病としては考えられてくるわけなのですからけれども、それは法を遵守して予防に努められるとは思いますが、あくまで想定ですけれども、仮にこういった伝染病が発生しましたら、殺処分だとか埋めるだとかというふうに対応になってくると思うのですが、頭数が非常に多いだけに、埋めるということを想定した場合、広い土地の確保が必要になってくると思うのですけれども、その辺の計画、どのようになっているのか、わかる範囲でお伺いいたします。

○議長（芳滝 仁） 農林課長。

○農林課長（萬谷 司） 病気が発生した場合の埋却場所に関することでございますけれども、この家畜伝染病予防法の中に、基本、埋却場所につきましては使用者が場所を確保するということが原則になっております。ですので、今後いろいろ具体的な計画が上がってまいりますかと思いますが、そうした場所の確保も指導、お話をしていきたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 今後、きちっとそこは整備していく、計画していくということでありました。

それで、次に町道の整備についてなのですが、牧場に入る出入り口のところ、町道だと思うのですけれども、道幅が実際見に行きますと狭いです。農業者の方も夏場に使ったりもするようなのですけれども、大型車両1台通るのがやっとというところですね。広げる必要性はあるのではないかなという思いでいたのですが、答弁では待避場所の設置ということでありました。それで解決ができるものなのかお伺いいたします。

○議長（芳滝 仁） 土木課長。

○土木課長（寺田 治） 町道のご質問の件でございます。

今、開発者側のほうで、具体的な車の台数ですとか、そういったものが示されておらず、ちょっとわからない状態です。開発することによって交通量がどういうふうになるのか、あるいは大型交通量はどれだけふえるのか、これによって道路の幅が変わりますので、この辺の開発の計画をお伺いしてということになりますので、今現在、協議中であります。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 協議中ということなのですが、その道幅が狭いということに加えて、現地を見てみますと舗装もされていないのですけれども、4,300頭分を賄う餌だとか、あと牛乳も、そういった大型車両が何度も何台も往来するというのはもう今からでも想定がされるのですけれども、そういった大型車両が何度も行き交うと当然道路の傷みが激しくなりますので、強度や耐久性が

保てるようにきちんとした路盤改良をして舗装していく、こういったことも必要ではないかと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 土木課長。

○土木課長（寺田 治） 道路整備の一般的なお話をさせていただきますと、道路の幅員あるいは道路の路盤の厚さにつきましては、交通量によって変わってきます。今現在、500 台未満の道路につきましては4メートル道路、これは1車線道路です。今、現況、砂利道で1日の交通量500台未満だと恐らく思います。ですので、今現在は4メートル道路、1車線道路なのですけれども、4メートル道路で十分対応できていると。これが、交通量がふえて500台以上1,500台未満になりますと、今度は5メートル50道路と。一般的な2車線道路になるのですけれども、センターラインを引いてお互いに交互通行できる。さらに1,500台以上4,000台未満になりますと、今度、幅員が6メートルということで、交通量によってまず幅が変わるものですから、ですので、全体の交通量がどれぐらいになるのか、あるいは開発したことによって交通の流れがどういうふうになるのか、これで幅が決まってくると。あと、大型交通量も100台以上250台未満、これ1日1方向なのですけれども、これでいきますと舗装が3枚かけなさいよだとか、そういう基準があるものですから、具体的に大型交通量がどれぐらい通るのかによってその基準が変わってくるというところでございますので、今の段階では、ちょっとどの程度の道路が必要なかというところまではお答えできない状況でございます。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 今のところは本当に最初の段階ですので、500台未満ということで交通量も少ないという状況だと思うのですけれども、これから本当に4,300頭を目指すならば、本当に台数がふえていって道路も傷んでくるのではないかとというふうに懸念はしているところなのですけれども、この町道整備について答弁がありました。事業者に対し指導してまいるということでありました。これは、私、事業者負担で町道を整備するように指導していくというふうに理解したわけなのですけれども、ここ町道なわけなのです、やはり町が責任を持って、きちんと大型車両等がちゃんと往来できる、支障なくできるような舗装等々含めて、ちゃんと町道を整備すべきだと思うのですよね、町の責任で。事業者側がやるのではなくて、町がやるべきだと思うのですけれども、これについてどのようにお考えですか。

○議長（芳滝 仁） 経済部長。

○経済部長（田井啓一） 開発行為に関連しての町道の整備ということでございます。私の過去の経験から申し上げますと、町道としての一定程度の整備というのは、確かに町に一定程度の責任はあろうかと思います。また、道路整備に関しては、使用者側に負担を求めることも、たしか法律の規定があったかと思います。そうした中で、この事業者側が、どのぐらいの交通量を通るのか、まず明らかにしていった中で、町道整備、幅員なり舗装の厚さが決まってくるわけなのですけれども、ではその全てを町が整備しなければならないのかというわけでもないものというふうに考えておりまして、答弁にもありますように、道路整備のあり方については今後協議を進めていきたいという立場でございます。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 協議を進めていくということなのなのですけれども、もともと町道ということもあるのですけれども、またこの幕別町にわざわざ来ていただけるということで、答弁にありましたように定住人口増、消費拡大、地域活性化等々、さまざまな波及効果がありますし、100人の雇用も生むということで、我が町にとっては非常に恩恵が大きいであろうと思います。もともと町道ということでもあるのですけれども、さらにはこの幕別町が恩恵が大きいということで、やはりそういったことも考慮しますと、町のほうで道路整備、これ考えて町道整備考えてもいいのではないかなというふうに求めていきたいと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは、経済部長のほうからお話がありましたように、必ずしも町道だから町が

責任を持って全部費用負担をするということにはなっておりません。過去にも札内西和線というコンクリート窯業だとか、西側の町道があるわけなのですが、あそこもやはりそういった営業、事業者の大型車両が頻繁に通ることによって、整備に一定の負担をいただいた、そういう事例もありますので、そこは今後の話し合いの中で、住宅も、ではどうするのかということもあります。公営住宅を建てるのと、民間住宅なの、あるいは社宅を建てるのかといろいろと選択肢があるものですから、こういったものを、課題となるものをトータルで事業者のほうとは協議をしまいたいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 協議をしていくということで、過去にも一部そういった札内でも事例があるということなのですけれども、これから徐々に頭数をふやしていかれると思いますので、交通量なども含めて推移を見つつ、何カ年計画とか分けて考えてもいいのかなと思うのですけれども、町の整備というので、町が整備していくという方向性を私としては求めてまいりたいと思います。

次に、従業員の住宅確保に対する考えですけれども、空き家対策ということで通告しているのですが、100人の従業員、雇用を生むということで、町長の思いとしましては忠類地域を中心に居住していただきたいと、かなり忠類推しという感じなのですけれども、今後、事業者と協議もしていくということなのですが、新聞報道では空き家の調査に乗り出すといったことも掲載されていました。忠類だけではなくて、この空き家の調査、町内全域で行われているのかなと思うのですけれども、進捗状況について伺いたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（境谷美智子） 空き家の調査については、今年度中に、26年に町のほうで実施いたしました空き家の調査から期間が経ていることから、空き家の利活用を中心にしたアンケート調査を考えておりまして、その際、その26年の調査をベースにするために、今の空き家の状態がどんな状態かというところを調査するというので、全町の市街地に対する空き家調査を実施しています。その際、忠類地区についても空き家調査を行っております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） それでは、もう空き家調査は済んでいるというふうに理解していいですか。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（境谷美智子） 今回調査しているのは、空き家の例えば築年数がどうでとか細かい調査ではなく、遠くから眺めて空き家か空き家ではないかというところで調査をしているので、ベースとなっているのは、26年にきちんとした調査をしたものに加えて、そこからどんな変化があるかというふうな調査という形で、本当に誰も住んでいない空き家なのか、それとも放置されて長い築年数がたっている空き家なのかというそういう状況調査というふうに理解していただきたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） それでは、例えばその従業員の方がそういった空き家に住みたいとか、今すぐにも住みたいとなったときに、すぐご紹介できる、ご提案できるような、そういった準備はできているというふうに考えてもいいのですか。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（境谷美智子） 今申し上げましたとおり、忠類地区も空き家かどうかという調査をしておりますが、先ほど申し上げましたとおり、その調査は、その空き家を持っていられる方にどういうご意向があるのか、例えば貸してもいいと思っているのか、壊そうと思っているのか、そういう意向について確認すべきもので、町がどなたかの持ち物の空き家をそちらに貸すと、町が判断するものではないので、そのところは、空き家となっているものをすぐ町が提供できるような状況で今持ち合わせているかというところでは、持ち合わせておりません。

ただ、これからこの空き家の調査で意向調査をした結果においては、持ち主の方の意向で、貸すな

り売るなりしたいという意向が出てきた場合については、町としてその方のご意向の確認ができたということで、どのような形で進めていくかというのを、利活用としてどのように進めていきたいかというのを考えていきたいと思っております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 空き家対策として一つのチャンスでもありますので、早期にきちんと把握して、すぐご提示できるような準備、そういったのもちょっと進めていただければというふうに思っております。

この辺で、1点目の質問を終わりたいと思います。

2点目なのですが、糠内地域の振興についてです。

現在、空き店舗対策事業の対象となっている指定区域というのが3カ所、幕別、札内、忠類地区のみなのですけれども、糠内地区は対象になっていないのですけれども、答弁では、糠内地区も対象にするのは難しいといった答弁だったので、ここの糠内地域の飲食店なのですけれども、大変残念なことに昨年閉店してしまいました。このお店、もともと地域の方が、糠内の活気が失われないうにということで、地域のことを思って開業されたと聞いているのですけれども、やむなく閉店される運びとなったところなのですけれども、糠内も対象エリアにしていくこと、これはすぐに取りかかれるようなことだと思っていたのですけれども、そうではないようでして、地域の方の声としては、ぜひともこれ対象にさせていただきたいという声は上がっているのですけれども、この目的が中心市街地云々ということで対象にならないという答弁でありました。これが対象とならない理由なのですけれども、糠内ではこの飲食店周辺が市街地に当たると思うのですよ。それで、なぜその対象になっていかないのか疑問に思うところなのですけれども、お伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 私は、逆になぜ対象にするのか理解ができないわけでありまして、商店街というものがあって、そこが歯抜け状況になって人通りが途絶えてくる、そこに人通りを呼び戻していこうというのがこの空き店舗対策事業でありますので、糠内は連檐性があるとは思えないですし、むしろ空き店舗対策の対象にするかしないかではなくて、あの地域に店を確保するためにどうしたらいいのかというふうに考えるべきだというふうに私は思うわけであります。

そうした場合に、一番のポイントというのは本当に来てくれる店があるのかなということであります。一応、今まで「かふえ ぬかない」につきましては、一応5年間を目標としてやりますということで作られてきたわけなのですが、最後は、やはりボランティアでは商売はできないわけです。そう考えたときに、本当にあそこに店を出していただける方がいるのだろうか、採算が合うのだろうかということが一番の問題になってきます。だから、そうなったときになかなか私は難しいと思いますし、違う方法をむしろ考えるべきなのかな。というのは、例えば移動販売車をあそこに回すとか、そういう際に車両の補助を出すとか、違う方法が私は現実的な対応でないのかなというふうに思っているところであります。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 地域の声としても上がってはいるのですけれども、その空き店舗対策事業の対象にすることで、またここに、もう閉店されたのですけれども、またこの飲食店が復活ということも十分あり得る、それによって糠内の活気が出てくるということだと思えるのですけれども。また復活させる、それで、周りのパークゴルフ場の利用される方も利用されたり、糠内にとっては唯一の飲食店と言っても過言ではないのかもしれないのですけれども、そういったところでにぎわいがあったのですけれども、それがなくなってしまうと、ますます疲弊化していくのですよね。手を打たないとますます空洞化していく。町としてちゃんとバックアップといいますか、支援していくことが逆に大事だと私は思うのですけれどもいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 空き店舗対策については、施設整備と1年間の家賃補助であります。1年間はい

いかかもしれません。でも、2年、3年、4年あるいは10年と永続的に商売をやっていくということになれば、収支見込みはどうか、立つのかということが一番の問題となりますので、今の小島議員のおっしゃっていることは、誰か当てがあって、私こういうやりたいから何とかそういう制度を考えてよというのであればまた違うのでしょうかけれども、誰が来るかわからない、一般的に考えた中で、環境整備をしたとしても、制度の整備をしたとしても果たして来てくれるのかな、来てくれないのであれば私は何の意味もないなというように思っているところでありまして、これ誰かいるのであれば、本当に私も一生懸命あそこに店を復活するようなことで、そういう方向で考えたいというふうには思います。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） いるいないではなくて、この制度がちゃんと整っているからこそ手を挙げる方が出てくる、そういうふうにするわけなのです。採算が実際合わない部分が出てくるのかもしれないのですが、そういった部分で少しでも町がバックアップしていく、そういう考えになってくるであろうと思うのですが、本当に私知らなかったのですが、この通告の後、駒島の店舗も、これ南幕別のほうなのですが、ことし2月にやめられたというふうにも聞いております。本当に糠内だけでなく南幕別という地域で、疲弊化が、やっぱり手を打たないとどんどん進んでいくわけなのです。それで、糠内の地元の方のお話を聞きますと、去年には個人商店のたばこ等々販売していたお店も高齢でやめられた、また某企業の職員が去年まで駐在していたけれども、現在は常駐はしていないと、またJAの店舗がありますけれども、その維持も難しいということで、今後なくなる可能性も十分に考えるということで、いろんなところで本当に連鎖が起きてくるのではないかと、いうふうに、本当に懸念しているのです。ここの糠内市街地の過疎化、空洞化、やはり手を打たないと起きてくるというふうにするわけなのですが、もう一度答弁お願いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 打てる手が有効であれば打ちたいというふうに思います。一番、私が懸念するのは、よかれと思った制度を起こして全く利用がないというのは、これは私は行政の自己満足にしかないというふうに思いますので、決してそういうことになってはならない。ある程度見込みがあって、この制度を利用してくれるということも私は必要だと思いますし、やはり商売ですから、もうからないと誰も来てくれないわけですから、その辺が本当にもうかるかどうかぎりぎりのところであれば手の打ちようもあるかもしれませんが、私は商売のことは専門家ではありませんので、余りはっきり言ったらまずいですが、まずこれ常識的なラインで考えますと、商売をやることは無理なのではないのかなと。現に、今、小島議員おっしゃったように、農協店舗であっても難しいというお話でありますので、これはボランティアではないので、やっぱり本当に商売をやってくれる方に対して支援するのであればいいのですが、当てのないのに制度をつくるというのは、ちょっと私はどうかなというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 勝手に、当てがないというふうに決めつけないでいただきたいのですが、制度があるからこそやってみようかというふうに、そういった気持ちになるであろうと。お店が1店舗、飲食店があるだけで、そこでまたさまざまな活気生まれる、波及効果もあるということだと思っておりますが、私の意見としては、もう一回検討をしていただきたいというふうに申し上げたいと思います。

次に、町営住宅の入居状況、建設予定についてなのですが、1棟2戸の住宅、計3棟6戸整備されているということなのですが、現在、全戸、全て入居済みでありはなしということがあります。それで、長寿命化計画で、計画上では新規の建設予定はないといった答弁でありました。それで、過去、ここ数年の入居状況、余りあきなくきているというふうには聞いているのですが、どのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 都市計画課長。

○都市計画課長（吉本哲哉） 糠内の町営住宅に関しての入居状況につきましては、建設以来ずっと入居されておりまして、あきの状況としてはないのがずっと続いている状況でございます。

以上でございます。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 建設以来あきがなしということで、中には、入りたいと思ってもあきがなくてほかの地域に選んだというような、そういった方の話も聞くのですけれども、要は糠内地域、公住についてはニーズがあるのではないかなというふうに思っております。この計画上では、町全体を見えますとニーズのあるところないところあると思うのですけれども、ニーズのないところは減らしていいのかなというふうには思うのですけれども、ニーズのあるところについては、少し新規のものも考えられてもいいのかなというふうに思います。定住対策としまして、住みたい人がいればちゃんと住めるように、他に行ってくださいではなくて、ちゃんと住めるように私は整備が必要だと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 都市計画課長。

○都市計画課長（吉本哲哉） 糠内の町営住宅に関しましては、問い合わせ、確かに数年に1度ぐらいですがございます。これにつきまして、私どもといたしましては、正直言いますと、例えば札内本町あるいは忠類地区のほうの問い合わせのほうははるかに多い状況でありますので、希望といたしましてはそのほかの3地区のほうが強いのかなと。こちらのほうにつきましての整備のほうが優先されるかなというふうに判断しておりまして、今の計画の上では現状の6戸そのまま維持するというような計画になっております。

以上でございます。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 先ほどの大規模牧場参入に関連もしてなのですけれども、町長は忠類中心に居住していただきたいといった話だったのですけれども、忠類も当然大事なのですけれども、忠類だけでなく、こういった南幕別ですね、糠内の公住なんかも確保できるようにしていくこと、これ大事だと思うのです。従業員を忠類だけではなくて、こういった糠内にも住んでいただけるように整備していただければと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 私は、忠類にと言っているわけではなくて、忠類を中心というふうに申し上げているわけでありまして、それは、生活の利便性を考えたときに、例えばコンビニエンスストアがあるだとか、飲食店があるだとか、あるいは温泉施設があるだとかという生活の利便性をやはり重視されるだろうなということから、忠類を中心という言葉を使わせていただいているわけでありまして、決して忠類に限定するつもりもありませんし、逆に一つ弊害があるとするならば、集合住宅といいますか、アパートのようなものが何十戸か1カ所のところに建ってしまうと、そこでコミュニティが終わってしまうというか、地域の人たちとのコミュニティがまざり合わないということが、そういった弊害もありますので、1カ所にどんと何十戸も建つということは、私は決して好ましいことではないと思っています。そういったことから、忠類を中心としながら、駒畠もありましょうし、あるいは糠内ということもありましょうし、あるいは通いということももちろんありますから、その辺は、社員の方、従業員の方がどういった住居を求めているのかということ、全く今の段階ではわかりません。そういった意向を確認した上で、弊害がなるべくないような形で、住居については事業者の方と打ち合わせしていきたいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 住まわれる方の意向というのも大事であるのですけれども、先ほどの話にちょっと戻るのですけれども、そういった飲食店もなくなり、また、人が限られた人数、減少傾向にあるのですけれども、限られた人数しか住まわれないとなりますと、やはりますます疲弊化していく。本当にこういった過疎が進んでいきますと、糠内市街地にあります郵便局だとか駐在所などありますけれ

ども、将来的にはそういったものももしかしたら、これ、なくなってしまうのではないかというふうな、そこまでの懸念もしているわけなのですけれども、そういった空き店舗の復活だとか、またそういった公住、住宅の確保によって、今のうち手の打てるところは手を打って重ねていただいて、少しでもそういった疲弊化、歯どめをかけられるような形を考えていただきたいというふうに思うのですけれどもいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 歯どめをかけることは決して否定するものではありませんけれども、打つ手が歯どめになるかどうかということも十分に見きわめをしなければならないわけであります。それは、税金の効率的な活用といいますか、投資効果というものをしっかりと参酌しなければならないわけでありまして、そういったことも含めながら、やるべきことについてはやっていきたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） この空き店舗の対象にすること、また、公住の新設ということで、南幕別が少しでも元気になるように、少しでも町のほうで考えていただければというふうに期待を申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 以上で、小島智恵議員の質問を終わります。

この際、15時10分まで休憩いたします。

14:54 休憩

15:10 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、板垣良輔議員の発言を許します。

板垣良輔議員。

○1番（板垣良輔） 通告に従いまして、質問を行います。

子供の貧困の対策を。

国民生活基礎調査の一環として実施された厚生労働省の調査において、子供の相対的貧困率は16.3%、6人に1人で約325万人が貧困状態にあると発表されました。

平成28年度に行われました「北海道子どもの生活実態調査」によると、子供のいる世帯の家計状況は赤字が23%に上り、そのうち4割が借金生活であることが判明しました。この調査には幕別町民も含まれており、貧困が身近にあることが示されております。

子供の貧困は拡大し続けており、国全体にまたがる大きな課題であり、幕別町においても独自の施策が求められています。

よって、以下の2点について町長の考えを伺います。

1、幕別町の子供の貧困実態調査の実施を。

相対的貧困は、表面にあらわれてこない見えにくいものです。しかし、地域の現状を知り、課題を抽出することなしに対策を打つことはできません。子供のいる世帯を対象に暮らしの実態調査アンケートを行う必要があると考えますが、いかがでしょうか。

2、学校給食費の無償化を。

最近、給食費を無償にする自治体がふえています。経済的な事情で生じる子供の食生活の格差は著しく、学校給食にはその格差を埋める役割があります。給食は子供の食のセーフティーネットであり、費用を惜しむべきではありません。給食を、将来を担う世代への健康に寄与する社会保障として捉え、社会全体で費用を負担すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 板垣議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は、町と教育委員会にわたるものでありますので、私からはご質問の1点目につきましてご答弁をさせていただきます。

「子供の貧困の対策を」についてであります。

子供の貧困対策については、国においては「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を制定するとともに、「子供の貧困対策に関する大綱」を定め、子供の貧困対策を総合的に取り組むこととしております。

また、北海道においては「北海道子どもの貧困対策推進計画」を定め、全ての子供が将来に夢や希望を持って成長できる社会の実現に向けて、各種施策を総合的かつ効果的に推進しております。

本町といたしましても、子供の将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、また、次の世代にまで貧困状態が連鎖しないよう、国の子育て支援補助事業の活用や、北海道を初めとした関係機関等と連携して、「子供の貧困対策」を重要課題の一つとして取り組んでいるところであります。

ご質問の1点目「子供子どもの貧困実態調査の実施を」についてであります。

本年度、北海道が北海道大学と共同で実施した子供の生活実態調査では、13カ所の市や町が対象となっており、十勝管内では幕別町と清水町が対象地区となりました。

この調査では、小学校2年生と5年生、中学校2年生、高校2年生を対象とし、保護者と子供それぞれに分けて調査を行い、保護者の仕事や家計の状況、子供の進学希望等、70項目以上の設問について回答するものとなっており、既に速報結果が公表されておりますが、道では調査結果を詳細に分析し、本年度中に最終報告をまとめるものとお聞きしております。

本調査では、幕別町も調査の対象地区となっており、北海道との協議により最終報告後、調査結果について提供いただける予定でありますことから、町独自の調査を実施する考えはありません。

基本的に子供の貧困対策は、国あるいは北海道で実施すべきものと考えておりますことから、今後、国や道が実施する貧困対策の動向を見きわめながら、町の施策の必要性については検討してまいりたいと考えております。

以上で、板垣議員のご質問への私からの答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 板垣議員のご質問にお答えいたします。

「学校給食費の無償化を」についてであります。

本町では昭和42年4月に豊頃町と一部事務組合を設立し、共同で学校給食を実施してまいりましたが、平成10年4月からは、現在の幕別学校給食センターにおいて単独で給食を開始し、忠類村との合併に伴い、18年2月からは忠類学校給食センターとの2カ所体制により給食の提供を行っております。

また、給食センターでは、現在、町内全小中学校、わかば幼稚園、幕別幼稚園、へき地保育所及び、中札内高等養護学校幕別分校に対し、1日平均2,670食の給食を提供しているところであります。

学校給食法におきまして、学校給食は栄養バランスにすぐれた献立を提供することにより、成長過程にある児童生徒の心身の健全な発達を図ることが目的であるとともに、児童生徒へ食に対する正しい知識と食習慣を身につかせる食育の教材としても、重要な役割を担っております。

また、地場産品の活用により、地域の文化や産業に対する理解を深めていただくことも目的としているところであります。

一方、給食センターを運営するに当たり、学校給食に係る経費につきましては、学校給食法の定めるところにより、人件費を初め、施設・設備に係る費用は町が負担し、食材料費相当は給食費として保護者に負担をいただいているところであります。

昨今、社会の構造的な問題や経済格差の拡大等により、子供の食生活の格差拡大や食のセーフティネットに関する課題について問題となっているものと認識しております。

しかしながら、ご質問の、「給食を社会保障費と捉え、社会全体で給食費の費用を負担すべき」につきましては、学校給食法に基づく本来の目的と異なるものであり、社会的な課題に対する施策の展開として、別途検討していかなければならないことであると考えております。

現在、給食を無償で提供している自治体は全国で 55 市町村あり、十勝管内においても、陸別町、足寄町、浦幌町において実施しており、これらの市町村の多くは、定住化対策や子育て支援対策の一つとして実施しているとお聞きいたしております。

本町では、これまでも給食費につきましては、給食の地場産品の活用を図るため、一食 8 円分を町で負担しているところであり、本町における食料の生産と自然の恵みについて理解を深める意義があるとともに、実質給食費の一部について負担の軽減を図っているところでもあります。

また、義務教育に係る保護者負担の経済的な軽減を図るため、今定例会に新年度予算で提案しております、修学旅行費に係る費用の軽減や就学援助等により支援を行ってまいりたいと考えており、本町において給食費相当分について無料化を行うことにつきましては、現在のところ考えておりませんので、ご理解願います。

以上で、板垣議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1 番（板垣良輔） それでは、再質問を行います。

国民の可処分所得を順番に並べていきまして、その中央値、人口が仮に 1 億人いたとしたら 5,000 万人目、中央値、そのちょうど半分の所得額のさらに半分にも満たない可処分所得しかない世帯のことを相対的貧困というふうにされております。

具体的な数値で言いますと、その年によりますが、2012 年は年間の可処分所得が 122 万円程度の世帯の方、世帯員ということになりました。所得、その家の世帯の所得と学力、学歴には、はっきりとした相関関係がありまして、何となく感覚でイメージできると思いますが、子供自身の学習を行う意欲の問題、あるいは学習環境の問題ということ以前に、生活そのものが困窮しては学習どころではないというふうに想定することができると思います。所得の低い家庭の子供は低学力、低学歴になってしまい、将来不安定な就業に陥ることが多くなってしまうことが、さまざまな調査で明らかになってきております。

たまたま生まれた家庭が貧困状態にあるという、子供自身にとってはどうしようもない格差のために、その子供の自己実現の可能性が著しく制限されてしまう。学ぶ機会が狭められて技術が身につけられないなど、安定した仕事につきにくい現状が生まれてきております。そして、貧困状態が世代的に次へと連鎖してしまう。

大きく聞きたいと思いますが、町長に伺います。町政の枠を超えるような質問だと思いますが、子供の貧困が社会全体に与える影響について、どのようにお考えでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 話が大き過ぎて、今、ちょっとぴんときてないわけでありましてけれども、子供の貧困が社会に与える影響というよりは、不幸な状況を何とかしなければならないということはもちろんありますけれども、与える影響と考えたときに、何かあるのでしょうか。ちょっとぴんと私はこないのですが、その人自身、その子自身が、非常に不幸な状況にあって、やりたいこともお金がないがために取り組めないという、そんなことは出てくるのだろうというふうに思います。

ただ、逆に与える影響というか、むしろそういう子のことを思う、思いやるという、いい面もひよっとすると子供たちの中では出てくるのかなと。逆に、いじめというものもあるのかもしれませんが、ちょっと社会に与える影響といったときに、何が具体的に あるのかなという、私の中ではちょっとぴんとくるものは正直ないので、もう少し具体的な質問をしていただければありがたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1 番（板垣良輔） 具体的な質問をというふうに言われてしまいました。そのとおりのかなとも思いま

す。はい。

社会に与える影響、そうですね、いや、あるのですけれども、日本財団という研究機関が「子供の貧困対策に関する大綱」という研究結果を発表しました。それによりますと、15歳以下の貧しい子供たちへの十分な教育が受けられない事態をこのまま放置し続けると、全体で最終的に約40兆円の社会的損失が生じるというふうに分析しております。そういった感じの社会的損失というふうに、ごめんなさい、社会全体に与える影響。小さく幕別町の一つの学級のある誰かが貧困であるということが、日本全国、マクロの影響で考えると、そのように大きくなるというような意味合いで言ったものでした。もう少し具体的に言えばよかったと思います。

行政の力で、この子供の貧困対策というのを、ぐっと後押ししていくべきだと考えております。

急に、何か国際的になってしまいますが、イギリスでは2020年までに、子供の貧困を撲滅するというふうにして、10年間で3割相対的貧困が減りました。ひとり親家庭の相対的貧困でいったら半分に減りました。行政の力で貧困を減らせるということのあかしではないかというふうに考えます。

先ほどの町長の答弁の中に、基本的に子供の貧困対策は、国あるいは北海道で実施すべきものだと考えているというふうな答弁があったと思います。国、道と比べて、基礎自治体、幕別町は住民と直接寄り添い、かつ迅速に、国や道と比べて迅速に行動することができると思います。国をまたがる大きな問題ですので、系統的な施策という意味で理解することはできますが、国、道の動向を待つというだけでなく、町の責任で子供の貧困対策ができること、何か追究すべきではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 貧困対策というのは、あらゆる面での助成、補助金の支出につながっていくのだらうというふうに思います。金を出さないで、知恵だけで貧困対策が解消できるなんて私は思いません。

そうすると、この市町村において、どれだけの財政支出が必要になってくるのかなということが、一番頭をよぎるわけでありまして、そういう少ないお金の中でやれること、低所得者対策というのは、現実にもやっているわけですね。これは例えば就学援助なんかもそうだと思います。それと、今回出させていただいた、修学旅行に対する支援なんかもそうであります。少なくとも、低所得者対策というのは、保育所なんかもそうですが、あらゆる面において気を配っているところであります。

ただ、それが根本的に貧困対策を解消するということまでいくというのは、やっぱり町の財政の中では、私は難しいのだらうなというふうに思いますので、まずは、これは国の責任において、しっかりと貧困対策をやるべきだというのが私の考えで、そういう答弁をさせていただいたわけでありす。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） 追求したいことはしたいけれども、子供の貧困対策、抜本的な解決をするためには町の権能といいますか、町の権限あるいは予算的な面でも大変難しいところがあるというふうな答弁だったというふうに思います。

町の中でできることを追求するためには、次の質問に移るわけですが、「子供の貧困実態調査の実施を」ところです。

まずは、我が町の子供の貧困の状況を正しく把握しなければいけないと思います。子供の貧困に対して、基礎自治体の実効的な対策を行うのに欠かせないのが、実態調査を行うことです。

実態調査を行うのに2種類の方法があるのではないかと考えています。一つは、町民へアンケートを行うこと。もう一つは、自治体が、幕別町が持っている、既に持っている情報同士を照らし合わせるという方法です。

まず、アンケートについてですが、この質問通告書にも書きました「北海道子どもの生活実態調査」の結果では、70項目の設問というのがありましたが、例えば、保護者の健康状況、あるいは子供の健康状況、保護者の勤労状況や収入、学歴、暮らし向きとかというようなこと、あるいは子供の生活習

慣や学習・自己肯定感などの設問を用意して、それに答えるという形をとっています。

町長の答弁の中に、幕別町も調査の対象地区となっており、北海道との協議により最終報告後、調査結果について報告、提供いただける予定であるというふうにありましたが、それはこの北海道子どもの生活実態調査結果、全てのもののでしょうか、それとも幕別町のものを抜粋したもののでしょうか。

○議長（芳滝 仁） こども課長。

○こども課長（杉崎峰之） 情報としましては、うちの町のほうとして問い合わせしたのは、まず第一に、うちの町で、今回、幕別の対象者になった方の情報をいただけますかというような確認をしています。その後、全ての市町村に対しての情報を細かくまでいただけるかどうかまでは、返事はいただいていませんが、幕別の情報につきましては、細かいところまでいただけるということで伺っております。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） 小2、小5、中2、高2のそれぞれの学年に絞って調査を、この北海道子どもの生活実態調査ではやっております。幕別町で仮に実施するとするならば、より実態に合ったものといえるでしょうか、といった意味で、全ての学年で行うことができるのではないかというふうに考えます。この道の実態調査の中身に倣って、就学中の子供のいる家庭を対象に実態調査を行うべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（境谷美智子） 調査に関して、今回、道がやった調査ですとか、その前に札幌市も独自の調査を行って、その内容等も発表されております。ただ、発表されたその調査項目と内容が、どのように町としてその貧困の実態を捉えるものとなるかというのは、まだきちんとした形で私たちが分析をして、必要なものであるという確証を得られるところをきちんと見た上で、道の調査の、今回、幕別町も入っておりますので、その内容を得た上で必要がある場合については、やっていきたいという思いもありますが、今のところは、その調査結果の内容を確認していきたいと思っております。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） その内容を精査して、北海道子どもの生活実態調査結果の内容を精査して行う必要があるというふうに感じた場合は、やるというふうなことでした。ぜひ、何といたしましょうか、必要なものだと思います。内容はさておきというのですか、子供の貧困は大変な社会問題です。ですので、何はなくても、現在の幕別町の状況を把握しておくために必要なものだと思います。どうぞ実施されるようお願いしたいなというふうに考えております。

アンケートの次に、自治体の持っている情報同士を照らし合わせるというふうに、今、提案、これ一つの提案なのです。私の通告書で、実態調査アンケートと書いてしまったのがよくなかったと思うのですが、例えば、国民健康保険税を滞納している方、滞納している世帯あるいは水道料金を滞納している世帯、就学援助を利用している世帯というのは、これそれぞれの部や課をまたいで照らし合わせることで、そのような自治体が既に持っている情報同士を照らし合わせることで、子供の貧困にある世帯、家庭を特定することができるのではないかと思います。そういった貧困にある家庭を特定した上で、現在ある既存の社会保障制度を活用し、その案内をする。いわゆる、「プッシュ型給付」をしてはどうでしょうかという、そういった提案なのですが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） ちょっと言っていることが、私はよく理解できないのですが、個人を特定する必要は何らないのであって、貧困の状態、傾向、トレンドというものが、どういう状況であるのだということ把握する必要は、これはあると思います。そうした上で、町として対策を打たなければならないことは何だろうというふうになるのだと、そういう道筋になるかというふうに思います。

ただ、実態調査をやることは、おっしゃるとおりまさしく実態を把握することで大切なことだと思うのですが、その生かし方ということ考えたときに、今まさにおっしゃったように、いろいろな就学援助をしても、データというか、傾向もわかるわけです。毎年どれだけの申請があつて、どれだけ

の決定をしているということもわかるわけです。他も税の減免だとか、あるいは納税相談によって、どういう傾向にきているのだということは、子供がいる世帯、いない世帯、それはつかめるといふふうに思います。

そうした中で、では具体的にどういった施策を打つのだといったら、私、非常に難しいなと、思い浮かばないのです。というのは、今かなりの部分で低所得者対策、子育て支援をやってきています。さらに何が必要なのだ、さらにこれを加えて、もっと上積みをしなければならない、上乘せをしなければならないといったときに、なかなかやることが浮かんでこないのです。ほとんど今やられているというふうに考えておきまして、新たな傾向が出てきたら、それは考えなければならない。それは、道の実態調査でも明らかになるのではないのかなと思っております。

ですから、町が事細かく実態調査をやる意味というのは余り感じていないわけで、労力ばかりかかって、それを具体の施策に分析をして、具体の施策にどれだけ生かしていけるのかと考えたときに、甚だ疑問に思っておりますので、まずは、その道の実態調査で町の中の状態もある程度わかります。それと、他の制度でも給付しているもの、行政で把握しているものがありますので、そういったものをトータルで情報収集しながら、足りない部分については、ある程度私はわかるのかなというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） ありとあらゆる施策をもう既に打っていて、これ以上何をしたらいいのかよくわからないという答弁だったというふうに思います。

（違いますの声あり）

○1番（板垣良輔） 違いますね、ごめんなさい、失礼いたしました。

何といいましょうか、これ以上、さらにさらにと実態調査を行ったところで、労力ばかり食ってという、まあそれもそうかなという気も多少しないわけでもないのですけれども、小2、小5、中2、高2というふうに、それぞれ3年間といいましょうか、それぞれバランスよく抜粋したところもあると思います。これも生かしながらでもいけるなというふうに思うのですけれども、ひとつ周知されていないことがあるのではないかなというふうに考えています。

北海道の、何度も出していますけれども、その生活実態調査の中で、あなたは就学援助を受けていますかというので、「受けています」「受けていない」「わからない」という中で「わからない」が相当結構あったのです。自分が就学援助という制度そのものをよくわかっていないという家庭、そういうところに申請を経ずに給付をする、プッシュ型給付というのは一つの方法なのではないかな。これはもっともっと新しいメニューをふやせという意味ではなく、本当の意味での周知ということにつながるのではないかと思います。同じようなことを聞いているかもしれませんが、もう一度お願いします。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 私は対策、施策についてはかなりやり尽くしているので、なかなか新しいものを見出すというのは難しいという意味で、先ほどお答えしたわけなのです。今おっしゃっていることは、まさしく一理あるわけで、周知不足というのはやはりもしあるとするならば、その結果を踏まえてしっかり周知をしなければならないというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） はい、ぜひ周知不足といいますか、あるいは子供の貧困のために、撲滅のために、ぜひさらにもう一步というふうに進めていただきたいというふうに思います。

給食費のほうに移りたいと思います。

給食費の無償化をというふうに求めていきました。この無償化というのは、こだわった部分なのです。貧困層への減免措置の充実とか、あるいは対象の拡大とかということではなく、所得制限なしの給食費無償化にこだわっています。というのも、全国の自治体で給食費無償化が少なからず実現していますが、特に困っていないといいますか、富裕層の子供にも無償化にする意義が果たしてあるのか

というような疑問が、全国の自治体、給食費を無償化した自治体でも出ているそうですが、しかしいわゆる減免措置を希望する人が申請するやり方、貧しい子供だけが無料の給食を申し込むというやり方では、子供たちの間で貧困のレッテル張りになってしまい、人格形成期の子供の自尊心を傷つけてしまうのではないかというふうな議論になりました。

何でもそうですが、全体の制度にすることでこそ、本当の意味での低所得者対策になると、支援になるというふうな強い思いを持っております。

町長は、子供を育ててみたいと思ってもらえるまちづくりを掲げております。その具体化のための一つの方策として、給食費無償化を検討すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 給食費の無償化ということでございます。先ほど、私答弁させていただきましたとおり、学校給食法の中では、食材費相当分は保護者に負担していただくというふうに法律で定まっています。もちろん、それは法とは別に自治体が定めを持って減免するということは可能なのですが、文部省の健康教育・食育課学校教育係のほうでこの法の趣旨について説明しています。法の趣旨については、これはどこにいても昼食は食べるでしょうと。ですから、食材費については保護者の方に持っていただきたいと、そういう趣旨で昭和29年ですか、それはできたと。この説明しているのは最近ですけれども、法の趣旨はそういうことだというふうに言われています。言ってみれば、土曜日、日曜日、夏休み、そういうときも、学校に来ていても遠足だとかというときには給食は食べません。食べるときは、やはり食材費を負担していただきたいということで、この法律制定されています。そういった意味で、私は給食費を一律無償化するというのはいかがなものかなというふうには考えております。

そういう意味で、先ほど町長も話しておりましたけれども、私の答弁でも申し上げましたけれども、別な形で、例えば就学援助、あるいは今年度新年度予算で子育て支援策として修学旅行の補助と、そういうようなものを考えていって、支援をしていきたいなというふうに考えています。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） そうですね。そのようなどこにいても昼食食べるでしょうというような意見が出たということは存じております。

ほかの管内の中で、足寄町であったり、陸別町、浦幌町であったりが、給食費を既に無償化している。何と申しましょうか、定住化対策あるいは子供の支援対策として、修学旅行に係る費用の軽減あるいは就学援助の支援をさらに充実していく、これも大変素晴らしいことだというふうに思います。これなかなか無償化というのが厳しかったら2分の1、あるいはそれが厳しかったら4分の1みたいな、そういうふうな段階的なやつでもいいと思うのです。

そういう子供を育ててみたいと思ってもらえるようなまちづくりのために、給食費の無償化するべきではないのかというふうに考えております。同じことを聞きますが、もう一度お願いします。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 私も子供を育ててみたいと思えるまちづくりということで、子供子育て世代を支援するということは、もう本当に議員と同じ思いで、もちろん町長の公約でありますし、教育委員会といたしましては、その実現に向けて努力してまいりたいと考えております。

そういう中で、私どもは一つの施策として修学旅行費の支援ということを考えているところでございます。保護者の方々に、私どもこの施策を立てるのに、保護者の方々、学校の先生たちにいろいろお伺いしてみたところ、何が負担かという、やはり修学旅行費が非常に負担になっているというお話を承って、それでこのたび予算委員会の際にはご審議いただくこととなりますけれども、そういう施策を組み立てたという経緯がありますので、学校給食については、やはり食のセーフティーネットというお話も出ていましたけれども、あくまでこれは生活全体、国民のセーフティーネットという社会保障、それこそ社会保障という考え方であれば、やはり国が他の政策でやるべきなのかなというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1 番（板垣良輔） そうですね、給食は子供の食のセーフティーネットであり、費用を惜しむべきではないと引き続き考えておりますが、いろいろな事情あるいは方針といいましょうか、というのがあって、なかなか現実的には難しいところがあるのではないかというふうに感じております。

引き続きこの問題、子供の貧困全般に対して取り上げていきたいなというふうに考えております。

以上で、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 以上で、板垣良輔議員の質問を終わります。

この際、16 時まで休憩いたします。

15：48 休憩

16：00 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、小田新紀議員の発言を許します。

小田新紀議員。

○4 番（小田新紀） 通告に従いまして、質問させていただきます。

1 点目、中学校部活動による教員・生徒の負担に対する軽減策を。

本年1月6日付で、文部科学省とスポーツ庁は、全国の教育委員会に部活動の休養日を適切に設けるよう求める通知を出しました。

以前より、労働問題の観点から、教員の多忙化、過重労働の大きな要因として部活動があります。教員の最も重要な仕事である授業の準備や学級経営に影響が出ています。特に近年では、生徒数減少に伴う教員数の減により、各学校に専門性を持った教員が配置されず、知識、経験ともに浅い部活動の担当顧問を強いられることも大きな負担になっています。

また、生徒にとっても、知らず知らずのうちに時間並びに体力、精神的な負担を強いられ、運動部においては「スポーツ傷害」「燃え尽き症候群」といった事例が以前より指摘されています。

文部科学省では、今年度、運動部活動のあり方に関する調査研究について予算を計上しており、部活動の適切な練習時間や、休養日設定の考え方をまとめたガイドラインを策定する方針を示しています。

つきましては、本町の今後の部活動のあり方にかかわり、以下の点について伺います。

1 点目、本町における部活動による教員・生徒の過重な負担についてどのように捉えているか。

2 点目、今後の軽減策と部活動のあり方についての考えは。

二つ目の質問です。忠類地域で継続的な合宿などの誘致を。

小学生から大人まで、各種団体等による合宿、大会にかかわる遠征等が全国各地で行われています。十勝管内においても、時期によっては、帯広市内で開催される大会参加のために、遠く離れた町村にまで宿泊先を探さざるを得ないほどであり、その数ははかり知れません。

こうした団体が求める宿泊先には、仲間同士で過ごせる大部屋、大浴場、宿泊先内でとれる夕食、他のお客に迷惑のかかりにくい施設、北海道らしい大自然、牧場風景（特に道外からの団体）といった特別な事情もあります。

我が町の忠類地域、ナウマン温泉ホテルアルコ 236 は、ことし4月より新たな体制のもとで、さらなる施設利用促進、地域活性化について大きな期待をされるところでありますが、この施設、地域は先述した条件に多く見合うものです。立地的にも、道外からであれば帯広空港が近いこと、また、道内であっても高規格道路出入り口が近距離にあることで、幕別本町、札内地域あるいは帯広市街地に行くよりも時間的に差異はありません。

こうした好条件を持つ忠類地域の強みを生かして、各種団体に継続的に来てもらえるような合宿等の誘致、広報活動を積極的に推進していくべきと考えます。

以上の見解を伺います。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 小田議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は、町と教育委員会にわたるものでありますので、私からは、ご質問の１点目につきましてご答弁させていただきます。

「中学校部活動による教員・生徒の負担に対する軽減策を」についてであります。

部活動は、学校教育の一環として、スポーツや文化及び科学等に興味と関心を持つ同好の生徒が、教員等の指導のもとに、自発的・自主的に活動を行うものであり、各学校で多様な活動が行われております。

生徒がより高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツや文化及び科学等の楽しさや喜びを味わいながら、自主性、協調性、責任感、連帯感などを育んだり、互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるなど、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより、学級内とは異なる人間関係の形成につながるものと認識しております。

また、部活動は、豊かな学校生活の実現や体力の向上、健康の増進にも効果的な活動であると考えております。

しかし、近年、部活動による教員の練習・引率等の増加や、生徒の指導に対するニーズの高度化・専門化による顧問や指導者の不足、勤務日及び休日における部活動従事時間の増加など、部活動の指導に携わる教員の負担が過重になっている問題も生じております。

また、平成 28 年度の全国体力・運動能力・運動習慣等調査結果において、全国の中学校のうち、学校の決まりとして部活動の休養日を設けていない中学校が 2 割以上あったことを受けて、過度な活動による教員の長時間勤務の是正や生徒のけがの防止等を図るため、本年 1 月 6 日付で文部科学省とスポーツ庁は、指導に当たる教員の長時間労働の改善と業務の負担軽減を図るべく、部活動の休養日を適切に設けるよう、各都道府県教育委員会等に対し通知されたところであります。

ご質問の１点目、「本町における部活動による教員・生徒の過重な負担についてどのように捉えているか」についてであります。

本町における部活動につきましては、平成 28 年度の中学 2 年生を対象にした全国体力・運動能力・運動習慣等調査に関する質問紙調査において、部活動等に所属する生徒の割合は、男子は 94.6%、女子は 95.3%で、いずれも全国平均をそれぞれ 1.4 ポイントと 3.0 ポイント上回っております。

また、本調査では、部活動に関して学校の決まりとしての部活動の休養日の設定や、土日の休養日の設定などについても調査がされたところでありますが、学校の決まりとしての部活動の休養日は、全学校において週に 1 日設けており、土日の休養日につきましては、月に 1 回設けている学校が 1 校、月に 4 回以上設けている学校が 1 校、設けていない学校が 3 校という結果となっております。

学校における運動系部活動の指導体制につきましては、部活動全顧問のうち、その競技の指導経験のある教員は 47.1%、指導経験のない教員は 52.9%と、おおむね半数の割合となっております。

このような状況から、指導に当たっては、その競技等の経験がある教員が基本的に指導を行っているところでありますが、教員の配置状況により、指導経験のない教員が顧問になる場合も現状としてあるものと把握しており、指導に携わる教員の負担が過重になっている状況や部活動の体制づくりに苦慮している学校もあると捉えております。

さらに、生徒においても、好成績を求め、練習に熱が入り過ぎ、部活動の時間が長くなることや、土日に開催される大会等のために休養がなく、家庭学習の時間の確保が難しく、睡眠不足による集中力低下に伴う学力の低下や疲労によるけがなどについても懸念しているところであります。

教育委員会としましては、各学校において、教育課程外の実施している部活動であることから、生徒の健康管理や生活習慣には十分配慮し、休養日を設けるなど、一日の活動時間などについて生徒の学習の妨げとなることのないよう配慮するとともに、指導に当たる教員の長時間労働を改善し、教員への負担が過重にならないよう、可能な限り複数顧問制をとるなどの工夫

に努めているところであります。

ご質問の2点目、「今後の軽減策と部活動のあり方についての考えは」についてであります。

前段申し上げました、本年1月6日付の文部科学省とスポーツ庁からの通知を受け、北海道教育委員会から2月7日付で「部活動指導の見直しに係る申し合わせについて」として通知があったところであります。

教育委員会といたしましては、この通知を受け、望ましい部活動のあり方として、①週1日程度は休養日を設けること、②授業日においては、生徒の下校や教員の退勤が遅くならないよう放課後の2から3時間程度で活動が終わるようにすること。③休日においては、早朝から終日にわたる活動を極力避け、半日程度でも効果的な活動ができるようにすること。④特定の教員に負担が偏らないよう、可能な限り複数顧問の配置を検討することの4点について、学校に通知し指導しているところであります。

さらに、教員の業務の平準化や、効率化などの取り組みを進めるとともに、業務従事時間や業務内容の把握を的確に行うことが大切であります。

このことから、各学校の管理職が日ごろから勤務状況や校務の進捗状況の把握に努め、教員の負担軽減等を図るため、勤務管理や校務分掌の見直しなど、業務処理体制の改善に努め、定時退勤日や時間外勤務等縮減強調週間の実施など、教員の時間外勤務等の縮減に向けた取り組みを進めるよう指導してまいりたいと考えております。

また、部活動の外部指導者の活用につきましては、中学校学習指導要領に「地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体等の連携などの運営上の工夫を行うようにすること」と明記されているところであります。

しかしながら、部活動の指導は、学校教育法第37条第11項において「教諭は、児童の教育をつかさどる」という規定に含まれる教員の本務の一環であるとされているため、現状におきましては、外部指導者は教員の補佐役という立場であり、大会等への単独での引率や指導ができないなど、その活用がなかなか普及していないところであります。

文部科学省においては、このたび、学校教育法施行規則を改正し、中学・高校における教員以外の外部指導者が「部活動指導員」として、単独で引率や指導ができるよう制度化する予定であるとお聞きしております。

現在、これを受けて、日常の部活動指導や中体連、高体連、高野連の3団体が、原則教員に限っていた主催大会への生徒の引率について、部活動指導員も認める方向で協議を進めるとしておりますことから、部活動における教員の負担が軽減されるものと期待しているところであります。

また、スポーツ庁においては、平成29年度末を目途に、部活動の適切な練習時間や休養日の設定の考え方をまとめたガイドラインを策定する方針であり、これらを含めて今後の動向を注視してまいりたいと考えているところであります。

中学校における部活動は、顧問の教員に支えられるところが大きく、教育の一環として生徒の個性や自主性・自発性を伸長するとともに、心身の健全な発達を促し、互いに協力して責任を果たすなど、社会生活を営む上で必要な態度を養う機会となっております。

しかしながら、一部では、行き過ぎた結果至上主義に偏っている現状もあり、部活動の本来の意義などについて、保護者や地域住民の理解を得ることも重要であると考えております。

このことから、部活動の指導については、教員の負担軽減に配慮しつつ、学校の実態に応じ、複数校合同による部活動や地域の社会教育団体、総合型地域スポーツクラブ等との連携など、その活用等について研究してまいりたいと考えております。

以上で、小田議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 小田議員のご質問にお答えいたします。

「忠類地域で継続的な合宿などの誘致を」についてであります。

忠類地域は、酪農を中心とした農業を基幹産業とする一方で、合併以前から観光資源を生かした地域振興に取り組んでまいりました。

それらの中心となるアルコ 236 と道の駅・忠類は、新年度から指定管理者である株式会社忠類振興公社と、道内でホテル事業を専門に行う事業者が連携を図り、さらなる交流人口の拡大に向けて、現在、準備を進めているところであります。

近年、国内においては、2020 年の東京オリンピック・パラリンピックの開催決定を受け、スポーツ合宿の誘致への取り組みや要請活動が盛り上がりを見せております。

道内におけるスポーツ合宿の現状は、平成 26 年度北海道スポーツ合宿実態調査によりますと、平成 12 年度に 112 市町村で実施された年がピークでありましたが、市町村合併の影響等により、平成 17 年度は 97 市町村に減少したものの、近年はおおむね横ばいで推移しており、平成 26 年度は 105 市町村で実施されたと報告されております。

自治体がスポーツ合宿を誘致するに際しては、体育施設と宿泊施設の提供に加えて、移動手段の確保等の支援が行われている例が多いと承知いたしております。

十勝管内では、新得町が国内有数の芝生ランニングコース、サホロスキー場、サホロアリーナ、芝生のサッカー場等を有していることや、移動バスの提供を行っていることから、陸上やスキーのほか、多くのスポーツ合宿が行われるなど道内でもトップクラスの状況にあります。

また、上士幌町ではアルペンスキー、清水町ではアイスホッケー、帯広市ではスピードスケート、アイスホッケーなどのスポーツの合宿が行われており、それぞれの自治体の自然環境や所有する体育施設の特徴を生かした合宿誘致が行われているものと理解いたしております。

本町のスポーツ合宿につきましては、平成 24 年度に「幕別町魅力発信・観光プロモーション事業」の中で、スポーツ合宿の誘致に向けた可能性について、町内の体育施設の実態調査や宿泊施設へのヒアリング調査を実施いたしました。

札内川河川緑地や幕別運動公園、集団研修施設こまはたの体育施設については、サッカーやラグビー、野球、バスケットボール、バレーボール等の合宿を実施するには十分な体育施設を有しているという結果から、札内、幕別、こまはたにおける体育施設の優位性が確認されました。

忠類地域は、帯広空港からの移動時間が 30 分程度であることや、高規格幹線道路、帯広・広尾自動車道の忠類インターチェンジからも至近であり、道央圏からのアクセスにも優れているものと認識しております。

しかしながら、屋内体育施設としては、老朽化した忠類体育館と小中学校の体育館にとどまり、必要度が高いウエートトレーニングができる施設環境を有しておらず、合宿を実施するには十分とは言えない状況下にあります。加えて、これらの施設は学校の授業やクラブ活動のほか、地域住民の利用もあることから、合宿チームが一定期間練習場を占用する形で確保できる可能性は低く、現状の施設で合宿を受け入れることは難しい状況であります。

そうしたことから、忠類地域で練習場を確保して行う合宿の可能性を考えた場合、屋内体育施設を必要としないマラソン、駅伝、競歩、サイクルスポーツ、スキーのクロスカンントリーなどのスポーツに限定されるものと考えております。

次に、スポーツ合宿の大きな要素であります宿泊施設につきましては、合宿が主として行われている夏の期間は、道内の宿泊施設においても一般旅行客の宿泊ピーク期と重なるため、一定程度の客室の確保や低価格での提供が望まれる合宿は、総客室数 17 室のアルコ 236 での受け入れは、この期間にあってはホテルとして対応困難な状況下にあるものと想定しております。

また、合宿の受け入れに当たりましては、忠類で練習する場合には、朝、昼、夕の 3 回の食事、入浴、洗濯が可能で、加えて低料金であることが求められてまいりますので、忠類が練習地になるのか、あるいは他地域が練習地でバスの確保が必要になるのかといった、個々具体的な調整が必要になると考えております。

忠類地域における合宿誘致に当たりましては、基本的に現状の施設の中で可能なスポーツ競技や文

化系の合宿等が想定されますが、現実問題としてアルコ 236 の協力なくして合宿の受け入れは困難と考えますことから、アルコ 236 が宿泊や食事の提供面でこういった対応が可能なのかを確認した上で、町としての取り組みの判断をしてまいりたいと考えております。

以上で、小田議員に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4 番（小田新紀） それでは、今の答弁に対しての再質問をさせていただきます。

一つ目の、中学校部活動による件におきましてですが、まず運動部活動に限らず、部活動全体ということでお話しできればと思います。また、外部指導というふうな話もありましたけれども、基本的には教育課程との関連というものが、本来は部活ではあるべきということで学習指導要領にも書かれております。また、生徒理解という部分も含めて、学校の先生がやはり頼っていくというものが、子供たちにとってもいいのではないかというような思いの中で質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目ですが、平成28年度の中学校2年生を対象にした調査ということで数字を挙げていただきました。その中で、休養日の設定等々について、部活動の休養日は全学校において週に1日設けている。それから、土日の休養日については、月に1回設けている学校が1校、月に4回以上設けている学校が1校、設けていない学校が3校という結果ということで答弁がありましたが、まずこの数字、結果に関して、現在、教育委員会として適切な休養日であるというふうに考えますか。もしくはやり過ぎではないか、あるいは足りないのではないか、そういった部分でどのように評価されているでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） まず、今の休養日の関係、やはり足りないのかなというふうに考えております。

今回出されました国の通知だとか何か、そういうものを総合的に見ていたり、さまざまところで、教員、保護者、子供に対してアンケート調査をしております。そういうようなものを総合的に考えた場合には、やはり不足しているのかなというふうには感じております。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4 番（小田新紀） 私も現実に見ていると、このくらいの休養日だと思っておりますが、やはり実際もうちょっと休養日があったほうがいいのではないかというふうに思っているところです。

そういった中で、ちょっと（1）（2）、重なる部分が多々あるのですが、2月7日付で「部活動指導の見直しに係る申し合わせについて」ということで通知があったという答弁がありました。そして、その中で教育委員会としては、週1日程度は休養日を設けること、あるいは授業日において二、三時間程度で活動が終わるというような、休日においては早朝から1日というものはできるだけ避けて、半日程度でも効果的な活動をということでありました。4点目もありましたけれども。

そういった部分で、今、教育長が答弁された部分の、休養日が足りないということを考えると、現在このように学校に指導したという部分ではございますが、もう少し休養できるような、生徒たちにとっては休められる時間、自由になる時間、それから学校の先生にとっては負担軽減という部分では、ちょっと足りないのではないかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 今回の通知は、あくまでも国が出した通知に沿った形で、町の教育委員会としてもまずは学校に指導したということなので、できればもう少し休めればと思います。ただ、後ろのほうの答弁にも関係しますけれども、この後、外部指導者の活用だとかということを国のほうで打ち出してきております。それとの関係ですとか、あるいは、私が思うに、議員の質問にありましたとおり、教員数の減ということが、それも大きな原因なのかなというふうには思っております。

その辺につきましては、またちょっと別な問題ですけれども、教員数の確保というようなこと、これは標準法の改正、学級編制、教員の配置ということに関しては、また別の場面で、教育委員会連合会と北海道教育委員会と一緒に国に対して要望はしているところであります。

それらを含めて、この後さまざまな対策を指導していかなければならないというふうに考えており

ますけれども、とりあえず、まずは国の通知を徹底させるというところで、こういうものを出させて
いただいたところでございます。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） 今、4点目にもかかわりますが、複数顧問の配置を検討するという部分で、危険
を回避するという部分でも複数という部分は必要なと思いますが、お話があったとおり、教員数自
体も減っている、そしてさらにそこで複数配置というふうになってくると、部活の数自体が限られて
きてしまうというような実情もあるわけで、正直、抜本的な解決策としてはなかなか難しいのかなと
いうふうに思います。

各学校へ指導をしているということでございますが、実際に学校のほうはもういっぱいいっぱいとい
う中で、学校側のほうから部活の日数を減らすとか、あるいは休養日をより多く設けるという部分
を発信するという部分については、なかなかしづらい部分があると思います。やはり地域の声があっ
たりであるとか、あるいは一つの学校だけということになると、なかなか言いづらいというものがあ
って、そこを学校教員を守るという部分でも、教育委員会が主体となってもっともっと発信していく
べきではないかというふうに考えておりますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 答弁の中でも申し上げましたけれども、一つの学校ではなかなか部活動が成立
しづらいと。それを今度は複数の学校で一つの部活動ができないか、そういうふうなことを考えてい
くということと、もう一つはやはり保護者、地域の方々が、逆に部活を休むと、帯広市内の何々校は
毎日やっているのにどうしてうちの学校はやってくれないのと、だから大会で負けるのでしょうか
という、そういうような声があるのも実際です。そういう意味で、やはり保護者、地域の方々に対し
て、私どもも含めて理解していただくような働きかけは必要なのかなというふうには思っております。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） 今、答弁にありました懸念というのは、恐らくあるのではないかなというふうに
思います。と思いますが、以前に行われた決算委員会の中でも、そういった答弁があったわけですけれ
ども、そこを改善していかないと、恐らくこの問題はいつまでたっても解決しないだろうというふう
に思います。

部活動問題については、もう幕別だけではなくて、全国規模の問題として何年も前からずっと言わ
れていて、何も変わっていない、何も変わっていないと言うとちょっと大げさかもしれませんが、根
本的な部分は変わっていないと。その中で、やはり練習量を減らすと結果がという部分のそれをやっ
ぱり変えていけられるというのが、教育委員会だと思うのです。

実際、例えばスポーツに限ってということになりますけれども、今お話しさせてもらうことは、毎
日やっているところというのは、全国的にも、部活動に限らずスポーツ組織として少なくなってきた
いますし、科学的な部分においても毎日やるという意味は、スポーツという部分に限って言えば、逆
に弊害が生じているということはある程度常識的な話になっています。その他、児童理解等々、いろ
いろなことが絡んでくるので、やはり毎日必要だという部分もあるのかもしれませんが、そこ
は逆に言えば、幕別だからこそ言えるという部分は、私は思っています。そこは、やはり幕別という
部分は、現役のオリンピック選手が5人いる、プロ野球選手がいる、フットサルの選手も出てきた、
そうしたスポーツという部分で、かなり今言える立場にあるというような部分があります。これどこ
かが言っていないと、本当にいつまでもいつまでも、みんなが様子見様子見で終わってしまう。結
局、犠牲になっていくのは先生であり、子供でありという部分ですよね。そこを幕別として大きな覚
悟を、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 部活動の意義ということ、まずは保護者だとか地域の方々に考えてもらうと
いうのがまず一番だと思っております。部活動を通して、チームの一員としての協調性だとか、課題
があったら、それをみんなで相談して解決していく。今、学習指導要領が新たなものに変わるのです

けれども、それがアクティブ・ラーニングということで、みんなで相談して考えて、自分たちで考えて答えを出していこうという、まさにそういうものにつながるものだという事で、部活動の意義というのがあるかと思います。そういう意義を大切にしていってほしいということは、もちろんこの後、保護者や地域の方々にはアピールしていきたいというふうには思っています。

ただ、その中で、手法の何か一つとして、先ほど申し上げました。議員は、子供の理解のために教員がまず指導するのが大事だというお話をされていますけれども、やはり限られた教員の中でやるとなると、どうしても時間的な制約があって、教員に負担がかかることは避けられないと。そういった意味で、文科省が出した外部指導者の制度、この後どういうふうになってくるか、まだ細かいところはわからないので、そういうものの活用なども含めてうまく回っていきけるように、現場に対してしていってあげたいなというふうに思っています。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） 平成29年度に、国のほうで策定のガイドラインを出すということでありますけれども、もちろんそれは当然それに基づいて、あるいは参考にしてという部分でされていくというふうに思いますけれども、やはり地域性というものもかなりあります。関東のほうでは、ある程度地域のクラブとかが、そっちのほうが中心となっていたりとか、それからまた外部指導者にできる人材がたくさんいるとか、そういった部分でかなり状況は違うということもあります。

この十勝あるいは幕別という地域においては、私も先ほど言ったとおり、やはり教員という部分の役割が非常に大きいと思いますし、それは生徒にとってもいいというふうに、その人材によりますけれども、基本的には先生がかかわってもらうということが、すごくいいことだというふうには考えているところなのです。そういった部分で、ある程度ガイドラインを待つということではなくて、十勝、幕別、そしてこうしていくべきだということを発信していただきたいなというふうに期待をしております。

ちょっと検討いただければと思いますが、多分回答については同じ回答になるなというふうに思いますので、次にいきたいというふうに思いますが、今のこの問題は、結局、生徒の問題と学校の教員の労働力、労働時間という問題があって、ちょっとそこが複雑に絡み合ってくる問題になりますけれども、答弁の中で、管理職のほうで勤務管理や校務分掌の見直しあるいは定時退勤等の呼びかけ、そういったものがございましたが、これも既に学校のほうでは、それこそずっとやっている、いっぱいいっぱいやっているというような状況だというふうに認識しております。これを改めて教育委員会のほうから出していっても、学校現場としてはなかなか受け入れづらいというか、どうしていいかわからないというような状況だというふうに思っております。自分の中では、部活の日数がある程度減らしていくということが必要なのかなというふうに思いますが、同じ質問になるかもしれませんが、改めて見解をお願いします。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 時間外勤務の是正というようなことで、早時退勤日の設定というのは、町内の学校の実態を聞いてきますと、徹底してやっているところもあれば、まだまだやっていないところもあるという状況でございます。そういうものをある程度統一して、先生の長時間勤務の是正というこの考え方で、もう少し学校のほうで対応していただきたいというようなことは、指導できると思っております。

また、部活の休暇についても、土日の休みのとり方などはやはりばらつきがあるので、この辺のところをもう少し統一して、もっと休むようにということは指導していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいなと思います。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） なかなか学校現場から、みずからという部分が、地域の目とか、保護者の目とか、そういうものがあって、あるいはその一方で、子供たちのためという部分で、どうしても先生は頑張ってしまうという部分もあります。ですから、そういった部分で、教育委員会が矢面に立ってと言っ

たらあれですけども、やはり地域に丁寧に関わり外から説明していったら、伝えていったら、そういう働きかけが必要だというふうに考えます。

時間もあれですので、外部指導者について幾つか質問させていただきます。

先ほど言ったとおり、できるだけ教員がという部分の思いはあるわけですけども、ただ、それをサポートする、あるいは人材がよければという部分で、外部指導者というのも一つの方法としてはありなのかなというふうに考えておりますが、一つの問題として、答弁にもありましたとおり、今までは単独では引率ができないという部分がありました。それを、ことし国が変えようということによって動いていて、それが制度化されればという部分がありますけれども、外部指導者で問題になってくるのは、外部指導者がいいという発想の中でいくと、これはありなのですけど、外部指導者の本当にその人間性、あるいはその学校教育の部分についてどこまで理解できているのか、生徒について理解できているのかという部分の人材という部分では、なかなか難しいだろうなと思いますし、それから夕方の時間に、その時間だけで指導者がいるのかということですね。どうしても元校長、元教頭、元先生というような状況になってしまう。

それから、もう一つは財源ですね。そこにかかわる財源というものを、どのように考えているのかということ、それについて見解をいただきたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） まず初めに、財源ということなわけですけれども、この制度の関係がまだ詳細が見えていないということで、この財源についても、国のほうでどうやって措置してくるのかもわからないですし、ちょっともう一点戻りますけれども、どんな人間がどんな形態でやっていただけるのかということ、どんな人間かというのは、これ例えば資格でだとか経験の有無が必要なのかとか、あるいはどんな形態なのかといえば、臨時職員として張りつけるのか、そういうようなこと、あるいはそういうノウハウを持った事業者、団体に委託して派遣してもらいたいのかというような形態については、まだはっきりしたことはわからないというのが今の実態でございます。それは、4月、5月ぐらいになったら細かいことが出てくるのかなと思いますので、それを見て考えたいと思っておりますけれども、人間がいるかどうかというのは、確かにそれは非常に心配です。

首都圏のみたいところは、結構そういう専門家が随分いらっしゃいます。プロ選手が引退した後でだとか、そういうような方を使ってというのが、よく聞くのは、話を伺うのはそういうような選手を活用してコーチに呼んでいるとかというふうなお話を聞きます。ところが、こちら辺では、そんな方々を探そうと思ってもなかなかいないです。

今、オリンピック選手になっている5人の選手がいますけれども、そういう方たちが引退してきて、その後うちのほうで何か受け皿があって、活用ができればという、それはもう大きな夢ですけども、そういうような意味で、どういう人間がいるのかということになると、非常に心配です。

それともう一つは、そういう専門家は、逆に、議員が言われたように、学校教育とか教育課程とかという立場を考えないで、競技の技術的な指導にのみめり込んでいて、逆に過重な練習でだとか、そういうようなことになる恐れもあるとも言われていますので、そういうようなところをこちらのほうでも見きわめながら、制度が細かく出てきた段階で、また考えていきたいなと思っています。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） 財源の件について、この前、文部科学省の職員に動向を聞いたら、財源については、現段階ではない方向でいるという話でした。まだまだ事例としては少ないですけども、全国の各自治体で財源を設けて外部指導者をということをやっているというところに期待しているというふうな話もありましたが、そういうふうな状況になった場合、なかなか幕別では難しいのかな、どうなのかなと思いますが、現段階での見解をお聞かせください。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 何とも答えようがないというところでございます。いずれにしても、どういう手法があるのか、この後、探していきたいなと思っております。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） また今後、部活動については国の動向も含めながら、教員の負担、生徒の負担、子供たちのためにという部分を中心に検討していただければというふうに期待しております。

二つ目の、忠類の合宿等について質問させていただきます。

まず、こちらにもスポーツに限らずという部分で、全ての団体ということで視野に置いて質問させていただきます。また、何か町が特別に支援を用意してとか、あるいは施設を用意してとか、そういった大きな合宿ということではなくて、もっと小さな合宿あるいは大会参加にかかわって遠征してくる団体、あるいは大学、あるいは高校、そういったところのサークル活動、そういった部分まで視野に入れていただけると、またちょっと見解が変わってくるかなというふうに考えているのですが、実際に、平成26年度北海道スポーツ合宿実態調査ということで答弁いただきましたが、そこで調査に上がってこないようなものという部分で、実際に需要があるというふうに考えております。

また、余りにも多くなり過ぎてしまうと、やはりキャパシティの問題もありますので、そこは無理なくというふうなことで考えているわけですが、ほかの町の事例も回答いただきましたが、新得、上士幌、清水、帯広という部分もありましたが、忠類という部分については、やはり立地的な部分でかなり優位性があるというふうに考えております。質問にもいたしましたけれども、道外であれば空港から近い、道内であれば高速に乗って1本で来られるという部分で、距離の問題はあるかもしれませんが、精神的な近さというのですか、気持ちが楽に来られるというような、やっぱりあそこを降りたらもうすぐ着くのだというような、そんなすごく思いがあるというふうに期待しているところですよ。

現状、宿泊施設はある、そして、スポーツに限らず、屋内の施設という部分については少ないということでありました。

ただ、そうした観念というのを取り払っていいのかなというふうに思っているのです。例えば、夏場であればスキー場の山、明野ヶ丘でもあそこを使ってトレーニング、走ったり、そういったところをしている団体もあります。忠類の山にはいろいろな規制等もあるのかもしれませんが、そういった部分でも、来る団体は自分たちでみずから活動場所を探していきますので、あえて何かこちらのほうで用意するということをしなくてもいいのではないかという視点での幾つかの質問ということになります。

夏の期間がなかなか難しいということでありましたけれども、かえって冬の期間が狙いどころだというふうに考えているわけなのですが、夏は忠類のアルコもたくさん観光客もいるということですので、また冬期間の課題になっていると。そういった部分で、例えばここにあったスキーとか、そういった部分もありますが、スポーツに限らず考えていくと、吹奏楽とか、そういったものもその施設に泊まって、近所迷惑なのかどうなのかはわかりませんが、あそこで思い切って楽器を弾いてもらう、そんなのもまた一つの風情があるのではないのかなというふうに思うのですが、冬期間にさらに絞って考えていくということではと、もっともっと利用価値が逆にあるのではないかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 冬期間で考えますと、スポーツはまずほとんど可能性としては難しいかなと。お答えしたように、唯一クロスカントリーといったものについては可能性はあるかなというふうには思います。そうなったときに、やはり優位性というようなことをおっしゃいましたが、確かに空港に近い、インターが近いということがあります。ということは、やはりある程度の遠隔地から来るということになりますと、どうしてもある程度一定のレベルがあるようなチームであったり、個人を誘致すると、そういうことが対象になるだろうなというふうに思います。そうなったときに、果たしてチームで来て、アルコに泊まって、そしてどこかで文化活動をするのか、スポーツをやるのかわからないですが、果たしてやり切れるのかなとちょっと思うのです。

吹奏楽のような例は、実はもう現にあるのです。これは忠類ではなくて、どこを選ぶかという駒

畠なのです。そこらも実際にあるわけで、ある程度の上のレベルであれば、お金も持っているのだから来てくれるけれども、高校生ぐらいになると、どうしても料金の問題が必ず出てくるわけでありまして。冬期間だから、かなり安くできるといえばできないことはないですけども、そこがやはりネックとして出てくるので、ならばホテルに泊まるよりは、研修施設こまはたに泊まって、自分たちで自炊するというのも現実にありますし、そのほうが実現性は高いのかなと、そんな感じがしております。

ただ、これは全く否定できるものではありませんので、受け入れ態勢としては案内をさせていただく中で、来てくれる条件はいろいろありましようから、どこまで受けられるかという、これはアルコ側というか、忠類振興公社側の事情もありますので、そういった中で仮に調整が必要であれば町が中に入るといいうことも可能なのかなとは思いますが。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） 実際、今、かなり皆さん来ます、そしてかなり行きます。先ほど、お金があるない、あるいはレベルが高い低いというお話がありましたけれども、道外からでも、普通の小学校のチームとかそういうのも、やはり北海道に来ます。それだけ、北海道ということ自体にすごく魅力を感じていますし、そういう時代になってきているというようなこともあります。

昨年の夏、知り合いの方を通じてという部分で、愛知県の名古屋からも、普通の本当に小学校のチームが楽しみを兼ねて1週間ほど滞在してという部分で、またアルコにも泊まってもらったのですけれども、非常に本当に好評で喜んでくれて、ここはかなり使われているのだと言われて、はいというあれでした。だったのでしたけれども、要は、需要はあるというふうに私は思っていて、ただ、こういったアルコという施設あるいは忠類という地域が、実際に知られていないという部分がかなり強いのかなというふうに思っています。

最初にも話したとおり、逆にもっともっと競技レベルが下ということではないのですけれども、サークル的な活動でやっていたりとか、小学校の部分であったりとか、そういったところにプロモーションをかけていたりとか、あるいは質問でもありましたけれども、大会にかかわって十勝のほうに来るという中で、帯広に泊まるということを最優先に考えることが多いのですけれども、ただ、それは帯広しか知らないから帯広に泊まるという部分もかなりあります。帯広に泊まれないという時期もありますので、そういったときに、どこを探すかというところで、なかなか忠類を知らないという部分もありますので、そこはやはりプロモーションする価値はあるのではないかなというふうに思っているところです。

アルコ 236 が企業としてやられているホテルですので、そことの相談、連携、協力というのは当然必要になってくると思いますが、あくまでも指定管理という部分でやっているわけですので、町としても提案、指導という部分ができるのではないかなというふうに考えております。

冬場でも、先ほど、スポーツに限られているというお話でありましたけれども、そういった本当に競技レベルが高い云々ということとは関係ないですので、先ほど、午前中の一般質問で、マレーシアの例もありましたけれども、雪というだけで本当に魅力、で、雪遊びということもできると。あとファットバイクと、そういったこともあります。ですから、そういったことも含めて、改めてということになりますけれども、そういったもっともっと小さな団体、気軽に動ける団体、そういったところに、よりプロモーションをかけるということで、その辺の見解はいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 質問はスポーツということだったものですから、どうしてもスポーツ競技というふうな、そっちのほうに頭が行っておいりましたので、今のお話でありますと同好会的な、そういうジュニアのレベルといいますか、そういったものについても可能性があるということでもありますので、それは積極的に、スポーツ合宿というよりはもっと幅広い観点で、観光客誘致ということになると思いますけれども、それはやはり積極的にやるべきだというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） 私も、もともと忠類を知らなかった人間で、恥ずかしながらですけども、知ら

なかった人間ですので、また忠類を知って魅力を非常に感じています。忠類に人を呼び込みたいという思いも一緒だとは思いますが、もっともっと目線を下げて、そういったところに声をかけていければ、必ずくっついてくる組織があるというふうに考えておりますので、ぜひぜひ積極的なプロモーションをかけていただきたいと期待して質問を終わります。

○議長（芳滝 仁） 以上で、小田新紀議員の質問を終わります。

[散会]

○議長（芳滝 仁） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、あすの会議は、午前 10 時から開会いたします。

16 : 55 散会

第 1 回幕別町議会定例会

議事日程

平成29年第 1 回幕別町議会定例会
(平成29年 3 月 9 日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告（会議規則第 8 条、第11条）

議事日程の報告（会議規則第21条）

日程第 1 会議録署名議員の指名

2 荒 貴賀 3 高橋健雄 4 小田新紀

（諸般の報告）

日程第 2 一般質問（ 4 人）

日程第 3 議案第19号 幕別町個人情報保護条例の一部を改正する条例

日程第 4 議案第20号 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例

日程第 5 議案第21号 幕別町職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例

日程第 6 議案第22号 幕別町嘱託医師等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 7 議案第23号 幕別町税条例の一部を改正する条例

日程第 8 議案第24号 幕別町手数料条例の一部を改正する条例

日程第 9 議案第25号 幕別町ふるさと寄附条例の一部を改正する条例

日程第10 議案第26号 幕別町総合介護条例の一部を改正する条例

日程第11 議案第28号 幕別町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

会議録

平成29年第1回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成29年3月9日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 3月9日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)

議長 芳滝 仁

副議長 藤原 孟

- | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 板垣良輔 | 2 荒 貴賀 | 3 高橋健雄 | 4 小田新紀 | 5 内山美穂子 |
| 6 小島智恵 | 7 若山和幸 | 8 小川純文 | 9 岡本眞利子 | 10 東口隆弘 |
| 11 野原恵子 | 12 中橋友子 | 13 藤谷謹至 | 14 田口廣之 | 15 谷口和弥 |
| 16 千葉幹雄 | 17 寺林俊幸 | 18 乾 邦廣 | | |

- 6 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 飯田晴義

副 町 長 川瀬俊彦

教 育 長 田村修一

企 画 総 務 部 長 菅野勇次

住 民 福 祉 部 長 境谷美智子

経 済 部 長 田井啓一

建 設 部 長 須田明彦

教 育 部 長 山岸伸雄

札 内 支 所 長 坂井康悦

忠 類 総 合 支 所 長 伊藤博明

会 計 管 理 者 原田雅則

政 策 推 進 課 長 山端広和

糠 内 出 張 所 長 阿部麗子

総 務 課 長 武田健吾

地 域 振 興 課 長 小野晴正

都 市 計 画 課 長 吉本哲哉

住 民 生 活 課 長 山本 充

福 祉 課 長 新居友敬

防 災 環 境 課 長 天羽 徹

生 涯 学 習 課 長 湯佐茂雄

保 健 福 祉 課 長 金田一宏美

保 健 課 長 合田利信

税 務 課 長 川瀬吉治

- 7 職務のため出席した議会事務局職員

局長 細澤正典 課長 澤部紀博 係長 佐々木慎司

- 8 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

- 9 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

- 2 荒 貴賀 3 高橋健雄 4 小田新紀

議事の経過

(平成28年3月9日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（芳滝 仁） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（芳滝 仁） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（芳滝 仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、2番荒議員、3番高橋議員、4番小田議員を指名いたします。

[一般質問]

○議長（芳滝 仁） 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、野原恵子議員の発言を許します。

野原恵子議員。

○11番（野原恵子） 通告に従いまして、次の質問を行います。

公共施設等の管理・運営計画は町民コミュニティを発展させるものに。

政府は、2014年、人口急減社会によって自治体が消滅しかねないなどとして、国と地方の対策をまとめた「地方創生」を打ち出しました。

この中には、地域の現状を反映した自治体を支援する仕組みが含まれていますが、人口急減が予想される都市、行政サービスの集約化や公共施設の統廃合推進などの内容も含まれています。

総務省は、全自治体に対し、公共施設等総合管理計画の策定を要請しています。その理由を、「大量の公共施設等の更新時期に対応するため」として、策定費用を特別交付税措置する上に、これまで認めてこなかった公共施設の取り壊しに限った地方債発行についても、管理計画に基づけば認めるとしています。

策定においては、老朽化の状況だけでなく、社会経済状況の変化を見据えた集約・統廃合の計画が含まなければならないとしています。

さらに、市区町村の区域を越えた広域な検討、PPP/PFI（公民連携）の積極的な活用の検討などが示されています。このことから、管理計画が地域再編に関連づけられていくことが明らかになってきています。

町は、今年度「幕別町公共施設等総合管理計画」（案）を策定しました。2016年から2056年までの40年間と対象期間が長期のため、定期的に検証を行い、計画の見直しを行っていくとしています。将来を見据え住民要求に沿った計画にしていくことが求められます。

したがって、次の点について伺います。

1、公共施設等に関する目標として、20年間で延べ面積を10%縮減、更新費用を20%圧縮するとしています。縮小、統合、廃止しようとしている施設は。

2、施設の管理・運営については、PPP/PFI（公民連携）の積極的な活用を検討していくとしているが、基本的には町が管理・運営していくべきであり、包括的な民間委託である指定管理者制度などにより委ねないこと。

3、「幕別町公共施設等総合管理計画」は、町民のコミュニティを発展させるなど町民の意向を酌み取った管理・運営計画にしていくこと。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 野原議員のご質問にお答えいたします。

「公共施設等の管理・運営計画は、町民コミュニティを発展させるものに」についてであります。

我が国では、戦後の復興期から高度成長期にかけて、社会資本の集中的な整備が行われ、人口増加や経済成長に伴い、学校や公営住宅、コミュニティセンター等の公共施設のほか、道路、公園、上下水道などのインフラ施設が整備されてきました。

本町におきましても昭和 50 年代以降、市街地の拡大に伴う人口増加や町民ニーズ等に応じて、多くの公共施設等を整備し、これらの多くが年数の経過により老朽化が進行し、大規模な改修や更新が必要な時期を迎えております。

加えて、「幕別町人口ビジョン」による人口推計では、平成 27 年をピークに減少し、年少人口と生産年齢人口が減少する一方で、老年人口の増加を見込んでおります。

こうした人口構成の変化に伴い、高齢化などによる扶助費の増加や町税収入の減少等により、財政状況は一層厳しさを増すことが予測され、これまでと同様の水準で公共施設等への投資を継続していくことは困難になると考えられますことから、財政状況を勘案しつつ、人口減少・少子高齢化など時代の変化に対応した施設のあり方や効率的・効果的な活用方法を検討しながら、適正な維持管理をすることが重要となると考えております。

このため、国が平成 25 年 11 月に定めた「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、本町が保有する公共施設等の全体像を明らかにし、中長期的な視点から計画的に公共施設の総量や配置の最適化を図り、町民に持続可能な行政サービスを提供していくため、公共施設等の基本的な取り組み方針を示すことを目的として、現在、公共施設等総合管理計画の策定を進めているところであります。

ご質問の 1 点目、「縮小、統合、廃止しようとしている施設は」についてであります。

公共施設等総合管理計画は、本町が所有する全ての公共施設等を把握した上で、中長期的視点をもってそれらの更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことで、財政負担を軽減・平準化するとともに、その最適な配置の実現を目指すものであります。

国の指針では、計画の策定に当たり、計画期間における公共施設等の数、延べ床面積などに関する目標やトータルコストの縮減・平準化に関する目標などについて、できる限り数値目標を設定することが求められておりますが、その数値目標は特定の施設のみを対象とすることなく、公共施設等の全体を対象とすることが望ましいと示されております。

本計画（案）では、計画期間を 40 年間としており、計画期間の 2 分の 1 に当たる 20 年間で、公共施設の延べ床面積を 10%縮減、公共施設の更新費用を 20%圧縮する数値目標を設定いたしております。

数値目標の考え方といたしましては、床面積の縮減として、人口ビジョンに基づく将来人口推計において、20 年後に 12.2%、40 年後には 26.3%減少すると推計しておりますことから、人口減少を踏まえた大まかな目標として、公共施設の延べ床面積を 10%減と設定したところであります。

更新費用の縮減としては、現時点における試算では、20 年間で 20%の更新費用の不足額が生じる見込みとなることから、歳出面での長寿命化と延べ床面積の減による更新費用の圧縮額に、歳入面での受益者負担などによる財源の確保額を合算した額をもって、20%の更新費用の圧縮を図ろうとするものであります。

公共施設等総合管理計画は、個別の公共施設等の維持管理に関する上位計画であり、基本的な方針

を示したものでありますことから、具体的な施設名等を記載することは不要とされており、40 年を見通して個々の施設をどうしていくかを定めることは困難であると考えております。

ご質問の 2 点目、「施設の管理・運営については、包括的な民間委託である指定管理者制度などにより委ねないこと」についてであります。

公共施設等総合管理計画は、町が所有する全ての公共施設等を対象に、地域の実情に応じて総合的かつ計画的に管理するための基本的な計画であり、計画の内容として、公共施設等の現況と将来の見通しのほか、今後の公共施設等全体の管理に関する基本的な方針や総量に関する数値目標などを記載することとされております。

本町では、これまでも百年記念ホールやアルコ 236、道の駅・忠類、青葉保育所における指定管理者制度の導入など民間活力の活用による施設の整備や運営・管理に努めてきており、今後も公共施設等の維持管理に係るコストを縮減し、効率的で質の高いサービスを提供することが町民に対する最大の責務であります。

このため、施設の更新などに際しては、民間の技術・ノウハウ・資金等を活用することが有効な場合もありますことから、PPP や PFI などの官民連携による手法の導入など民間活力の活用についても、選択肢の一つとして考えております。

民間活力の導入に当たりましては、十分に検討していくとともに、町民の皆さんへの情報提供と利用者等のご意見もお聞きしながら、慎重に進めてまいりたいと考えております。

ご質問の 3 点目、「幕別町公共施設等総合管理計画は、町民コミュニティを発展させるなど町民の意向を酌み取った管理・運営計画にしていくこと」についてであります。

本計画（案）の策定に当たりましては、昨年 9 月に 18 歳以上の町民 1,200 名に対するアンケート調査を実施したほか、本年 1 月から 2 月にかけてまして、計画（案）に対してパブリックコメントを実施するなど、町民の皆さんの意向を酌み取るよう努めてきたところであり、今後の公共施設等の維持管理の参考とさせていただく考えであります。

今後、本計画の情報については、広報紙やホームページなどで適宜情報を発信しながら、公共施設等に係る町全体での情報共有に努めてまいります。

以上で、野原議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） 今、答弁の中では具体的な施設名等を記載することは、国の方針としては不要とされている、このように答弁されております。

それで、町で示されました総合管理計画案に示されております、施設分類ごとの基本的な方針について、この資料の中で質問をさせていただきたいと思います。

今、その総合管理計画の中では、さまざまなその施設に対する考え方が示されております。

一番問題になっていくというところでは、人口が減っていく見通しだということです。それで、人口が減ったから、公共施設を縮小していくのはやむを得ないのか、そこが一番基本的なところになるのではないかと思います。

それで、今、町には各種の文化施設やスポーツ施設がありまして、これは市民生活を向上させるためにできたものであると考えております。それは、考えは同じだと思います。保育所は女性の社会進出とともに整備されてきております。そういう中では、保育所の充実などでは本当に働く女性、それと保護者がさまざまな運動を重ねながら整備されてきております。それはまだまだ整備されなければならない施設でありまして、これが人口が減ったからといって縮小させる、そういう中身のものではないということは重々ご存知なことだと思います。

それを、人口が減るからもとの水準に戻す、これは、今、保育所だけではなくて、スポーツ施設とか、さまざまな施設に共通するのではないかと思います。

そして、時代とともに生活水準ですとか、社会サービス水準が引き上げられてきております。それをもとに戻すという考え方は、住民サービスの後退になるのではないかというふうに思います。

人口が、20年後、20年前と同じ水準になる、こういう状況、20年後今の状況と後退していいのか。例えば、20年後にその駐車場を減らすですとか、今はインターネットですとかそういうものが発展しています。それを20年後に、それをもとに戻すのか。こういうような計画というのは、やはり公共施設であつてもなじまないのではないかと思います。

そのような視点に立てば、住民サービスの後退になる、そういうふうには私は思うわけであつて、もとに戻すという考え方は慎重に対処していかなければならないと考えております。

それで、総合管理計画の中で、町民文化系の施設といたしまして総量的に適正化に努めていく。これは近隣センター、コミセンですとか、そういう施設であります。そういうところでは、地域住民との合意形成のもとで、集約化、総合化による施設総量の適正化に努めていくというふうに示されております。

こういうところではやはり、地域にコミュニティセンターがあるということは、住民のコミュニティを発展させていく、そういう地域づくりにつながっていくと思います。こういうところを、今後どのように考えていくかということなのですが、古くなったから廃止する、縮小していく、まとめていくという、そういうふうなことではなくて、やはりそれは維持管理をしっかりと、そして少しでも長く長持ちさせる、そして地域の人に利用してもらっていく、そういう方向性で考えていかなければならないのではないかと思います、その点はいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） そこはおっしゃるとおりであるというふうに思います。

ただ、今回の総合管理計画の中で目標数値を掲げたというのは、マクロというか、総体的な考え方としては、人口が減少すればある程度必要性のなくなるものも出てくるだろうということで、個々にどうだということではなくて、総体的な目標として定めさせていただいたということを、まずご理解をいただきたい。

だからといって、そのとおりに個々の施設を統廃合していくということではありません。当然、例えば今言われたコミュニティセンターであつたり近隣センターは、それぞれ地域にあるわけでありま。ですから、その地域に住んでおられる方が、全員いなくなれば当然要らなくなるということになりますけれども、人口の減少というのはそういう減少の仕方をしませんので、まばらになっていつて最後その地域に人がいなくなるというのが大体一般的なことだというふうに思います。

そういった意味では、人口密度がある程度確保されていれば、それはやっぱりその施設の必要性というのは依然としてあるのだというふうに思いますので、そこは実態に即した中で、実態を見定めた中で、統廃合をしていくべきだというふうに思っておりますし、そこには住民の方、町民の方が住んでいるわけでありま。そういう方の意思を無視して強引になくしてしまうとか、統合するということはある得ないわけで、今まさに、町民、地域住民のコミュニティというのはだんだん希薄化されてきて、これを何とか盛り上げていかなければならない時代に来ていますので、それに逆行するような形での統廃合というのは、全く考えておりません。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11番（野原恵子）そこは、住民としっかりとコミュニティをとりながら、今後どのような施設運営をしていくかということは、やはり住民の意向を十分踏まえる、ただアンケートだけではなくて、話し合いをしていくということが地域づくりにもつながっていくと思いますので、そこは十分に留意していただきたいと思います。

次に、社会教育系施設といたしまして図書館、考古館、ふるさと館そういうことが挙げられております。ここのところでは、利用実態に合わせた施設のあり方について検討していくとされております。

今、図書館では指定管理制度、そういうものを進めていくということで、指定管理制度になじまないということで、図書館の本館のほうはそういうふうにはしていかないというふうになっておりますけれども、忠類と札内の分館のほうはこれは民間に、計画の中ではそういう方向でと資料の中でも示されていたのですけれども、やはり連動したものですから、そこはしっかりと図書館というのはきち

っと文化的なサービスを住民に提供していくという利益を生まない施設でありまして、本当に文化の拠点になるところでありますので、分館でもきちっと町が施設運営をしていく、そこが大事ではないかと思います。

そして、考古館とふるさと館、これは今後どのようにしていくのかということは、議会でも何度も取り上げられてきておりますけれども、ここで一番留意しなければならないことは、歴史的な価値をどう見るかということで、そこをしっかりと踏まえた中での計画をしていかなければならないというふうに考えます。

特に、考古館などは、町の歴史の最初のスタートの部分、しっかりと住民、それから世代につなげていくということが大事だと思います。その方向性もしっかりと踏まえていかなければならないと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これはさきの教育執行方針の中で一部触れられておりますように、今年度基本構想を策定していくという考え方でありまして、根本のところはやはりアイヌ文化の保存・伝承というのは非常に大切なものでありますので、そこをいかに保存・伝承できるような核施設になるかということが一つテーマになるかというふうに思っております、そこを中心に今年度、専門家のアドバイスといいますか、専門家に入ってもらった中で構想をつくっていききたいなというふうに思っているところであります。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） 本当に歴史を継承していくということは、ふるさとというか心の問題でもある、そういうことが地域を愛するということにつながりますので、そのところはしっかりと検証しながら、20 年、40 年の計画なのですけれども、もっと手前に引き寄せた計画で進めていくことが必要ではないかというふうに考えております。

あと、スポーツレクリエーションということで、資料では 42 ページです。ここでは PFI の手法や包括的民間委託、民間のノウハウを生かした官民連携、そして近隣市町村との連携について検討していきたいということも書かれておりまして、集約化、複合化による施設規模の適正化を求めていく、このように計画案の中ではされております。

ここで一つ心配なのは、その近隣市町村との連携、こういうふうになりますと、これは計画ということなのですけれども、例えば幕別にあったものが他町村に行って利用しなければならない、そういうようなことが実際に起きると、これはそういうふうになっておりますので、そういう結果があることだと思うのですけれども、地域の人たちがなかなか利用できない、そういう状況が生まれてくるのではないかと、そういう心配もあります。

ですから、そういうところでは、これもやっぱり住民の意向ですけれども、そこにあったものはここ幕別町に残していく、そういう基本的なスタンスが必要だと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） もちろん住民の意向を大切にして、施設のあり方を検討していくことは、もちろんであります。

ただ、大型施設になりますと、やっぱり維持管理コストがかかってきますので、そうなったときに果たして一つの町で持ち切れるかということは、必ずや十勝管内どこも出てくるのだというふうに思っております。

そういったときに、たまたま隣接する両方の町で、建てかえ時期がほぼ同じなので、そこは組合をつくって一つのすばらしいものを、今までよりも充実したものを建てましょうよということも発想としてはあり得るのかなというふうに思います。

そこは住民の意向もそうですが、やはり費用対効果というものを十分勘案しながら、皆さんに本当に喜んでもらえるような施設になるということを念頭に置きながらやる場合も出てくるのかなと。これはどの施設がどうだということを今申し上げているわけではありませんで、特に大型施設につい

ては、当然、更新するときに多額な費用がかかりますので、そういったときには共同で組合をつくってつくみましょうよ、そこは連絡バスを運行しましょうよなどという発想も、選択肢の一つとしてはあり得るのかなというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） まだ具体的に計画が上がってきているということではありません。それは、私も十分承知していますけれども、この計画の中では、20 年、40 年先を見据えた計画ということなのですが、やはり心配されるところは利便性が非常に悪くなって、大型の立派な施設ができててもなかなか利用できない、そういう状況が生まれるということは、住民サービスの低下につながるということで、そこは非常に不安に思います。

そういう場合にも、その民間の活力を生かしたということも提案されておりますので、そういうようなところが非常に不安になるものですから、そういう計画が上がってきた場合には、十分に住民との話し合い、それからサービスが低下しない、そういうようなところも十分に配慮することが必要ではないかということで、これは計画の段階でありますので、これから実際に実行していくときには、そういうことが非常に不安になりますので、そういうこともしっかりと考慮した上での計画を策定していくということが必要ではないかということで、そここのところも計画の中にしっかり入れていただきたいというふうに思っているところであります。その点はいかがですか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 個々の施設を更新するような場合につきましては、個別の計画を立てるわけなので、そこにはかなり 2 年、3 年後にそういう事業をやりますよという、かなり差し迫ったというか、機が熟したような段階での計画になりますので、そこではもちろん施設規模だとか内容、そして建設手法なども十分詰められた中で計画をつくるということになりますので、今は、本当に 20 年、40 年見越した中での方向性を今ここでは述べているわけでありまして、選択肢の一つとしては考えられますよということを理解していただきたいですし、その民間活力については、これは別に今であろうが将来であろうが、行政でもあるいは民間でもできることについては、サービスが向上するのであればこれはどんどん民間でやるべきではないかということもありますので、そこはその時々的那种のそういう施設がいかに生かされる、住民にとってすばらしいものになるかという観点の中で、管理・運営手法については考えていくべきかなというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） 続きまして、学校教育系施設なのですが、学校も長寿命化計画、耐震化が進められてきておりますけれども、30 年以上たった施設がふえてきているということで、建てかえなども計画されているということなのですが、やはりこういう施設などの場合には、メンテナンスをきちっとしていくことによって、長くその施設を利用できるということにつながると思います。

例えば、学校などの非常に雨漏りが多くなって、大型の改修をしなければならないという状況も多々聞いております。そういうふうになる前に、きちっと補修することによって長持ちさせることができると思います。

そうしますと、そういう補修などは地元の業者に依頼するということが可能になってくると思うのです。建てかえになると、金額も大変多くなります。きちっと点検していくことによりまして、長持ちさせることもできるわけですから、そうしますと、地元の業者の育成にもつながっていくと思いますので、そういうこともしっかりと考えて施設計画もしていかなければならないというふうに考えております。

そして、給食センターのことにつきましても、これから子供の数や何かにおきましても、縮小の計画も方向性の中に考えていかれる、そういうようなことも私はこの中から見ていたわけなのですが、子供が少なくなる、そういう方向性の中ではやはり施設の活用としては建てかえや何かの方向に行った場合でも、その自校制に切りかえていくのですとか、それからアレルギー給食の施設をきちんと設けるのですとか、そういう方向も考えていく必要があるのではないかと思います、その点はいかがでし

ようか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 給食センターの関係でございます。

現在、この計画の中には建てかえるとか何とかということは全然入っていないのですが、もちろん、特にアレルギーの問題については、以前から議論されていますし、保護者の方々、学校のほうでも非常に心配されていることですので、この後、施設改修するとかっていうことがあれば、もちろんそういうことは念頭に置いて考えていかなければならないものだと思っております。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） この計画は 20 年、それから 40 年のスパンの計画ですので、そういう計画も踏まえた上での、そういうことを盛り込んだ計画を進めていく必要があるのではないかと思います、質問をしたところであります。

次に、子育て支援施設の中で、保育所と幼稚園を認定こども園の方向でいく、認定こども園の整備について検討していきたい、こういうことも計画の中に載っております。

それで、その認定こども園については、私たちも一般質問の中でも質問をしているところですが、この計画はどのような方向になっているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（境谷美智子） 本町地区における認定こども園については、子供・子育て支援計画の中で平成 31 年を計画年として位置づけております。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） その場合には、どのような方向で、町が主体となって進めていくのか、その方向性はどうかしているのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（境谷美智子） 管理・運営の方法や施設整備の方法についても、今後検討していくということにしております。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） この認定こども園というのは、子供が認定こども園に入所できるか、子供に対する認定ということもありまして、ここでは三つの形に分かれて、子供が園に入所できるかどうかという問題点も含まれておりまして、この点についてやはり保護者にもしっかり説明しながら進めていくということが大事ではないかと思ひまして、この認定こども園に進めていく場合には、本当に子供がどういう保育を受けられるか、どういう教育を受けられるか、細切れな保育につながっていきますので、その点の慎重な対応も必要ではないかというふうに考えているところであります、この認定こども園についても、しっかりと検討が必要ではないかというふうに考えているところであります。

次に、民間活力ということなのですが、今、町長は民間の技術ですとか、効率的で質の高いサービスを提供する、これが民間の導入をしていく大きな要因、そのようにお答えになっていきますけれども、これは町で官で、きちっとそういうサービスを進めていくことができるのではないかと、そういう民間にそういうことを委ねる前に、官としてきちっと住民サービスの要求を取り上げるですとか、そういうことができるのではないかと、私は考えているのです。

それで、公共施設というのは、住民にサービスを提供する施設でありまして、その税金を使って公共施設を整備しているわけですから、そこに民が導入することによりまして、住民サービスがより向上するというそういうふうな押さえ方というのは、では町の責任はどうなるのか、そこが非常に問題になると思うのですが、その点はいかがですか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これ完全に民間に委譲をする、譲渡をするということではない限りは、管理責任は町に残るわけですので、そこはしっかりと施設の運営の方向性であるとか、運営内容について町のほうからも申し入れとか、注文とか、そういったものをつけられるわけですし、大も

との責任というのは町にありますので、最後は町が責任をとるという、そういうもとの維持管理であったり、業務委託であったりやっているわけなので、決して町が全てをやるべきだということではなくて、民に任せたほうがサービスが上がる、フレキシブルに運営ができるというのはあると思うのです。そういったところがある限りは、私は民間活力を導入すべきだというふうに考えているということとであります。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） 民間に委ねるということは、そこで民間が利益をそこで上げていくということも考えられるから、維持管理ですとかそういうことを、民間も引き受けるというふうになるわけですね。

そうしますと、大枠で行っていくわけですから、そこで一番何が問題かということは、そこで働いている人たちの労働条件が後退していく、そこが一番問題になってくるのではないかというふうに思います。

それが一つと、住民サービスが向上するというそののところも、本当に住民の意向を聞いて、そのサービスを向上していく、そういうところが本当に官ではできないのか、そのところが問題だというふうに思います。

働いている人たちのきちとした労働条件が改善されながら、質が向上する、そういうことが本当にあり得るのかどうか、そのところが非常に不安に思うところなのですが、その点はいかがですか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） サービスの向上という点では、少なくとも行政がやるよりは、専門家がその業務に携わるということになりましょうから、そこはサービスの向上は図られるというふうに思います。

あとはこちら側の指示・仕様というか、こういうふうにしてくださいという中で対応は、私は質が高いサービスの提供をしていただけるというふうに思います。

それともう一つは、雇用されている人たちの勤務条件、給料という点につきましても、これは業務委託であったり指定管理を出すときに、内容で指示をすればいいわけです。幾らを下回ってはいけなとか、そういう仕様にしておいて検査をするということも可能ですから、私は決してそれが全部受けた人、受けた業者の懐に入るなどということは考えておりません。きちり働いている人のほうに給与なり手当として支給されると、そういった仕組みは構築できるというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） 今までの経過を見ましても、例えば指定管理などで町の運営など行っているところの全国的な調査を見ましても、働いている人たちの労働条件が引き下げられてきている、これが指定管理などで町の施設運営などを行っているところの中身であります。

そこが町として、自治体としては、そういう指定管理に委ねる、その大枠での収支、そういうものは抑えたとしても、本当にそこで働いている人たちの労働条件がどうなっているのか、そこがしっかりと検証されていくことが必要だと思いますけれども、そのところが指定管理などに移行していったときに労働条件が低下しているというのが現状というふうになって、私は押さええているところなのです。

それで、民が運営をして、そういうようなところで例えば町民の意見ですとか、そういうところが施設を民が受けている、そして市民の声、町民の声を聞いて、きちと維持管理をしてサービスが向上していく、そういうふうに町長は答えになったのですが、それであればどうして、自治体がきちと住民の声を聞いてサービスの向上を自治体がしっかりとやっていけば、何も民に移す必要はないと思うのです。

そして、そこで働いている職員の、そういう町民と実際に町民の声を聞いて運営していくということが、自治体と町民とのコミュニティが広がり、そしてまちづくりにも大きく影響してくると思うのですが、それに対してはどのようにお考えになるかお聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 町が直営でやるとしても、業務委託であろうと、あるいは指定管理であろうと、町民の声をお聞きするのはこれは何も全て変わらないわけでありますので、それを実際の現場でどういうふうな形でサービスとしてあらわすかというところが、より専門的な方がそこに従事するほうが、私は質の高いサービスが提供できるというふうに申し上げているのであって、私は指定管理になったから町は全く関係ないということにはならないわけで、どういう形態であろうがそれは何ら町の対応として、あるいは考え方としては変わるものではないというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11番（野原恵子） 変わるものではないとおっしゃいますけれども、民のほうによりサービスの向上が考えられるというわけですね。であれば、なぜその町が主体的になって住民の声を聞いて、サービスを向上させる、そういう努力をしていくことが必要なのではないか、そこが一番肝心なところではないかと思うのです。

民でできてどうして官でできないのか、そのところが、やはり自治体の職員が住民と離れていく、その大きなかなめになっていくのではないかと思います、その点はどのようなのでしょうか。

そして、そういう仕組みづくりを町民の声をきちっと聞く、そういう体制、組織づくりが必要ではないかと思うのですが、その点いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 仕組みづくりについては、全くおっしゃるとおりでありまして、そこは言ってみれば、何というのですか、施設運営の根本にかかわる部分、その仕組みづくりは当然やらなければならない。それは住民の方々の意見を聞きながらやりますと。

ただ、最前線でサービスに携わる方は、やはり住民のニーズにおいて柔軟な対応ができるということが必要でありますから、そうなったときに、職員がそこでできるかとなったらなかなか難しい。人事異動があるわけですから、何年かで変わるということになりますと、また変わったときにサービスが低下するということも考えられるわけでありますので、そこはそういった業務、何かの特定の業務としますと、そこに精通している方がそこでサービスを提供する、携わっていただくことが町民の方にとってはより良質なサービスが受けられるということになるのだというふうに思っております。

現状、町職員、正職員が公共施設の中で最前線で携わっているというのは、実はほとんどないのです。大概是業務委託、受け付け、コミセンの管理などにしても委託でやられているわけであります。あるいはスポーツセンターもそうであります。

その業務委託と指定管理とを比較したときに、どちらがいいのかということは、今後考えていかなければならないですし、業務委託であれば町が委託をして、委託会社の社員が業務に当たっているというのが、今ほとんどそういうケースになっているわけで、果たしてそのままでいいのか。指定管理ということで、施設全体の管理・運営も含めて委託したほうがいいのかということは、今後、住民サービスが向上という観点で考えていかなければならないというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11番（野原恵子） その業務委託と指定管理という具体的に名前を出して制度、仕組みを、今、町長がおっしゃいましたけれども、やはりそういう中身の中で町が住民の声を間接的に受けて指導していくということになりますよね。業務委託にしても指定管理にしても、もし問題が、住民サービスがきちっと町に直接伝わらない、そういうようなところは、やはり町が直接きちっと住民の意向を聞いて、指導していくということになると思うのですが、それを町が責任を持ってやっていくということは、町が直接管理していく、運営していく、そこが住民サービス、住民の声がなかなか町に伝わって管理・運営されていかない、そういうようなところにもつながり、そして職員が今どんどん減らされてきておりますので、そういうところが届かないというのは、職員の配置にも問題があるのではないかと、私は考えているところであります。

その辺は、意見の違うところなのかなと思うのですけれども、やはりしっかりと住民の声を聞いて、住民のサービスを充実させていく、そこが管理・運営の中では大事なことではないかと思うのです。

なかなか町民の声が届かない、そこにも一つの要因があるのではないかと私は思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 施設の窓口で不満を漏らす方もいらっしゃいますし、もちろん町の担当する課に直接苦情が入るということもありますので、全く業務委託をしているから、町のほうに話が何も届かないかというと、全部ではないかもしれませんが、かなり対応が悪い場合については直接入ってまいります。それによって、現場の指導もしているということでもあります。

いずれにしても、最前線の各施設、公共施設の最前線に町職員が張りつくということは、私はちょっと無理であろうなというふうに思っています。これはもちろんコストの関係もありますけれども、町職員はもう少し組み立ての部分でしっかりと役割を果たしていく。ですから、そういう施設の管理・運営の部分、根幹のところ担当課が役割を果たすということがいいのだろうなと。窓口に至る職員がいるということになると、なかなか一人のこなす業務量がうまく割り当てられないというようなことも出てきますので、やはり町職員にかかわる部分というのは、施設の管理・運営の根幹の部分、どう運営していくのかということ、あるいは苦情があったときにはどう指導していくのかということが、私は、一番運営としては効率的な方法なのかなというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） では、しっかり職員にそういう指導をしていくという、そこがやはり大事だというふうに思います。

次に、町民の意向を酌み取った管理、運営、コミュニティを広げるということなのですが、今の国のほうで、公共施設の総合管理計画ができてきて、全国的に、これ義務ではないのですが、やはりこの計画を立てることによって交付税措置されるということで、どこの自治体でも、今この総合計画案を計画していると思います。

この新たな広域連携などが、今、全国で広がり始めてきておりますけれども、公共施設や行政サービスの拠点である公共施設の統廃合が進んでいけば、身近な行政サービスなどが、自分が住んでいない自治体から受ける住民が広範囲に広がるという、これは他町村との施設や何かがつくられていった場合には、こういうことが起きることになるのですけれども、そういうようなことは避けなければならないというふうに、私などは思っているところなのです。

そして、この総合計画案というのは、今、集約とネットワークという流れの中で、その地方再編とそれから道州制導入につながっていく、この公共施設の維持管理を広域化にしていくことによって、町村合併がなかなか進まなかったということもありまして、新たな地方再編と道州制導入につながるのではないかと懸念がありまして、ここがこの計画の一番のネックになっていくのではないかとと思うのです。

それは、交付税絡みにもなっていますよね。この計画にきちっと基づけば、公共施設を解体したり何かした場合には、今までは交付税措置されていなかったけれども、今度は交付税措置される、そういうようなこともつながって、そういうようなこともありまして、この道州制ですとかそういう問題につながるということで、自治体の再編を強めるものではないかということで、そういう首長や何かでも反対の意見が出されているところでもあるのです。

ですから、こういう維持管理の計画案がそういうところにつながるのではないかと懸念が一番大きいわけでありまして、そこにはこの町の公共施設や何かは、しっかりとここで住民サービスを充実させて、コミュニティを広げていくという立場にしっかり立った具体的な計画にしていけることが大事ではないかと思ひまして、その点はいかがでしょう。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今のお話の前段の部分は、全くおっしゃるとおりだというふうに思いますけれども、個々の施設をこの計画に位置づけるということではありませんので、そこはちょっと誤解なされないでほしいなと。ここは公共施設全体、町にこれだけの施設があつて、それを全体としてどうい

ふうな統廃合だとか更新だとかをやる場合において、基本的な考え方を述べるということであるので、個々の施設を、この施設は廃止だよとか、ここここは統合だよということを、この計画の中で位置づけるというものではありませんので、まずここで、公共施設の全体的な整理統合だとか、更新の方向性の考え方をここに位置づけて、個々の施設については、もう既に長寿命化計画などがありますけれども、そういったものをつくるだとか、全くそれをつくらないで、更新が来たときに申請をするということも中にはあるというふうに思いますけれども、ともかく、こういう計画をつくらないと、更新時に補助金が当たらないよということがあるものですから、つくっているということが一番の大きな理由でありまして、この計画の中で、ここの施設をどうするこうするというものではないということだけは、ご理解をいただきたい。

ですから、今後、施設を統廃合する、あるいは更新するというのは、先ほどから申し上げているように、そこには住民の皆さんがいるわけですから、住民の皆さんの意向というものをきちっと把握した上で方向性を出していく、施設のあり方を考えていくということでは何ら変わりはありませんし、国からどう言われるこう言われるということは、言われたから、そうするということでもありませんので、そこは心配なさらないでいただきたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） それを聞いて安心をしているところですが、やはりこれは国の指導というか、こういう計画案がなければ、交付税にかかわってくるということで出したのだと思います。

そうした場合には、やはり国の方針であります。だからといって国の方針によって、どうこうするものではないとお答えになっておりますので、しっかりとその辺は踏まえた上での計画にしていっていただきたいというふうに思っております。

そして、町長も行政執行方針の中で、10 年、20 年先の未来の町のために力を尽くしたいとうたっておりますので、公共施設の場合も、やはり先の長い町民の暮らしの中で大きくかかわっておりますので、そこは十分留意された実行にしていっていただきたいと思ひまして、私の質問は終わります。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 以上で、野原恵子議員の質問を終わります。

この際、11 時 10 分まで休憩いたします。

10 : 57 休憩

11 : 10 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、荒貴賀議員の発言を許します。

荒貴賀議員。

○2 番（荒 貴賀） 通告に従ひまして、質問いたします。

発達支援センターのあり方と障害者支援の取り組みについてであります。

幕別町では、「幕別町幼児ことばの教室」が、「幕別町発達支援センター」となり、児童の相談、療育が進められていますが、療育が未就学児が主な対象となっています。

忠類地域の子供たちが通所している南十勝発達支援センターでは、18 歳までを対象に相談、療育が実施されていることから、幕別町でも対応が必要であると感じます。

平成 26 年度に第 4 期幕別町障害福祉計画が改定されましたが、平成 29 年度に見直しの時期を迎えていることでもあります。地域に隔たりなく対応する姿勢が求められます。

支援が必要な子供たちが生きやすい社会は、全ての人が生きやすい社会につながることを考えます。乳幼児から切れ目なく支援が行われるよう拡充を求め、以下について質問をします。

①町の発達支援センターの療育は未就学児が主な対象ですが、今後、療育を 18 歳まで引き上げるべきではないか。

②児童の情報をまとめた個別支援ファイルの導入を実施するべきではないか。

③早期から療育を受けることで、発達やゆがみが少なく子供が成長していけることが実践で明らかになっています。療育の利用者枠がいっぱいになり、利用できないなどの状況が見られるため、発達支援センターの施設の拡充、職員の増員により改善するべきではないか。

④児童福祉法等の改定により、教育と福祉分野での連携が求められているが、障害のある子供への理解と交流を町としてどのように進めているのか。

⑤障害者が地域でのコミュニティを広げていくために、障害者スポーツを推進していくべきと考えますが、町としての対策は。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 荒議員のご質問にお答えいたします。

「発達支援センターのあり方と障害者支援の取り組み」についてであります。

平成 17 年 4 月に「発達障害者支援法」が施行され、発達障害者に対する支援は国や地方公共団体の責務として、発達障害に対して早期発見とその支援を行うこととされたところであります。

本町におきましても、法の趣旨に沿って、福祉、保健、教育等の担当部署が発達障害者に対する支援施策の検討を重ね、平成 23 年度に「幕別町発達支援システム」を策定し、発達障害にかかわる相談、指導、療育などの支援策を定め、平成 24 年度に発達支援センターを設置し、支援の必要な児童の早期発見、早期支援に努めているところであります。

ご質問の 1 点目、「町の発達支援センターの療育を 18 歳まで引き上げるべきではないか」についてであります。

発達支援センターでは、発達支援システムにのっとり、継続的な相談支援を初め、療育支援や家族支援などライフステージに応じた切れ目のない支援に努めており、就学前の児童につきましては、個別に行う相談や療育のほか、検診時における発達相談や幼稚園、保育所への巡回相談、就学前後の引き継ぎ対策として個別支援計画などに取り組んでおります。

また、学齢児童においては、保護者、学校からの相談業務を中心に、学校からの依頼による心理検査を実施しております。

幕別町発達支援センターにおける「療育」とは、行動観察や心理検査などに基づき、その児童の特性に応じた支援対応を見出し、発達支援センターのみならず、保護者を初め、児童の支援にかかわる全ての方が共通理解のもと、家庭や集団の中での支援に対する助言や指導を行うとともに、特に専門的な直接的支援が必要な児童に対して、必要な時期に個別の指導、訓練を実施しているものであります。

現在の幕別町発達支援システムにおける就学前の児童については、直接的療育を実施することとしておりますが、小学生以上の児童については、相談支援を中心に、学校との連携の中で指導をしていくこととしております。

当面、小学生以上の児童の療育については、自立支援協議会の子ども支援部会を中心に、保護者を初め教育委員会や学校、専門家などの意見を伺いながら、学校現場の療育の充実を図ってまいりたいと考えております。

ご質問の 2 点目、「児童の情報をまとめた個別支援ファイルの導入の実施について」であります。

子供の発育発達には、一人一人の個性を把握し、成長過程に応じて適切にサポートしていくことが必要であり、よりよい支援を提供するためには、児童・保護者を中心に福祉、保健、医療、教育などの関係機関が児童にかかわる情報を共有し、連携を確かなものにしていくことが重要であります。

発達に支援を要する子供の個別支援ファイルは、保護者が子供の成長をきめ細かく見守り、保護者のもとで情報を一元管理できるものであり、子供の成長や生活の様子を初め、療育や福祉サービスの支援記録などの情報を記録しファイリングすることで、関係機関が必要な情報を正確に把握することができるとしており、ライフステージに応じた切れ目のない支援の提供を行うためのツールとして意

義のあるものと考えております。

発達支援センターでは、昨年4月から、発達支援システムに基づく個別的継続支援として、「個別支援計画」を策定し、幼稚園、保育所、小中学校、発達支援センターが統一した様式により児童と保護者の実態把握や目標設定を行い、その達成に向けた支援を開始したところであり、これらの取り組みは個別支援ファイルの一部をなすものであると考えております。

町といたしましては、個別支援ファイルの策定に向け、今後、発達支援システム運営調整会議の部会において検討を重ねるとともに、モデルケースの実践等を通じ保護者のご意見を十分に伺いながら、平成30年度を目途に取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「発達支援センターの施設の拡充・職員の増員による改善について」についてであります。

発達支援センターの職員体制は、保育士6人と本年度から臨床心理士を採用し、7人体制で相談、療育、検査等の業務を行っており、平成24年度開所から現在まで待機児童を出すことなく事業を進めてきたところであります。

なお、療育施設につきましては、保健福祉センター内に5部屋の療育室を完備し、児童の特性に応じ月2回から3回の療育を実施しており、本年度においては、検査室、プレイルームを増設し、施設の拡充を図ったところであります。

ご質問の4点目、「障害のある子供への理解と交流について」であります。

障害のある人もない人も、ともに生活できる共生社会の実現は、さまざまな人が生き生きと活躍できる社会の実現であり、そのためには、障害のある人に対する理解を深め、障害のある人と身近に接し互いに助け合う意識を育てることが重要であります。

本町におきましては、平成25年度から、「障害者理解を深める啓発事業」として教育委員会と連携し、小学校の総合的な学習の時間の中で、障害特性の解説や聴覚に障害のある方に同行していただき、これまでの苦労体験や手話を学ぶ取り組みを行っており、本年度は4校の小学校で実施したところであります。

また、発達支援センターでは、平成24年度から年2回、大学の教授や実際に発達障害児を育てた経験のある保護者の方を招き、発達支援講演会を開催し、障害への理解促進に努めております。

今後におきましても、教育と福祉との連携強化を図り、障害への理解促進に取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の5点目、「障害者スポーツを推進していくべきと考えるが町としての対策は」についてであります。

障害者のスポーツは、機能回復訓練を目的としたリハビリテーションが起源とされ、その後、競技スポーツに発展し、現在では、障害者の余暇活動として、また、社会参加や交流の重要な機会として捉えられるようになっております。

本町といたしましても、障害のある人がそれぞれの障害に応じたスポーツやレクリエーションに親しめるよう、その普及と促進を図ることが必要であると考えており、第4期幕別町障害福祉計画にも位置づけたところであります。

本町の取り組みにつきましては、平成27年度から自立支援協議会において、「道東地区障害者スポーツ指導者協議会」の協力をいただき、障害者スポーツの現状や課題についての講演や障害の程度に関係なく楽しめるスポーツの紹介、本年度におきましては、障害者スポーツ大会の競技種目でもある「車椅子スラローム」を車椅子の方々にも参加していただき、実践指導を行ったところであります。

また、地域活動支援センターでは、障害者スポーツ交流会として、ボウリング教室やミニバレー交流会を開催し、地域の方々を含め、多くの障害のある方々に参加をいただいたところであります。

これらのことから、障害者の方々に体を動かす楽しさやすばらしさを身近に感じてもらうことで、障害者自身の健康の増進や障害者と健常者との分け隔てない交流につながり、社会への参画の一助となるものと考えております。

今後とも、より多くの障害者の方々がスポーツやレクリエーションに親しみを持って取り組めるよう、地域活動支援センターや障害福祉事業所等と連携しながら、周知、啓蒙を図るとともに、身近に楽しめる環境づくりに努めてまいります。

以上で、荒議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） それでは再質問させていただきます。

現在、第6期幕別町総合計画が策定されているところでありますが、第5期の総合計画の障害者政策では、基本方針として、幕別町障害福祉計画に基づき、全ての障害者が自己選択、自己決定により地域の中で自分が望む生活を送り続けることができるよう進めるとされています。

幕別町では、支援が必要な児童は年々増加していると言えます。早期発見、早期療育、この取り組みで支援が必要な児童生徒が社会参加できるよう、障害の程度、内容に応じたきめ細かい施策の展開が必要と思い、多様性が求められる今の時代です、保護者の理解と協力が大変不可欠となります。改善していけるよう、行政の支援と充実を求め、再質問させていただきます。

1点目の18歳までの引き上げであります、南十勝では既に実施していることから、幕別町としても早期に行うべきと考えます。発達障害者支援法に、発達障害児は18歳未満とされ、支援の充実が訴えられています。同じ町であって、利用できる内容が違うということは極力避けなければいけないと考えます。公正、公平の観点から見ても、改善は必要と感じています。実際に、18歳まで広げたとして、どれだけの利用者がふえると想定されるのかお伺いいたします。

また、段階的に対象年齢の引き上げなどして対応できないかも伺います。

○議長（芳滝 仁） 福祉課長。

○福祉課長（新居友敬） 学齢期児童の療育の関係でございますけれども、例年、毎年、学校に上がっていく児童数というのは多少違いはありますけれども、大体今年で40人の方が学校のほうに移っていくというところでございまして、それで実際に児童自体が、児童の保護者が継続して利用したいということをお子さんのほうはまだ数はつかんではおりませんけれども、実際には、総体的にはかなりの数がいらっしゃるのではないかなというふうに、今のところは押さえているところでございます。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（境谷美智子） まず、幕別町発達支援システムにおいては、南十勝の発達支援センターの発達支援システムと同等を目指すというところからスタートしていないことを、まずご理解いただくことと、おっしゃっていただいた段階的な年齢拡大については、現行、今の幕別町の支援システムの中で18歳までの直接療育にはまだ手がけておりませんが、相談ですとか、現在の発達支援センターの通所児童における保護者支援であるとか、関係機関の連携等については、継続して実施しているという考えを持っております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 毎年40名前後の方が学校に上がって場所を離れていく。やはり、いつでも、誰でも、どこでも、同じ支援が受けられるべきと考えます。

答弁にもありましたが、相談体制や心理検査は大変前進しているようにお見受けいたします。小学校に上がって環境が変わる、そうした中で、実際問題、学校でうまく生活ができなかった、日中デイサービスで何とか過ごすことができた、さらに、発達支援センターで療育ができれば、学校とも連携してやはり自分の居場所を明確にできるのではないかという思いがあります。

特に、どのぐらいの数の方々が18歳まで広げた場合、利用者がふえるのかという想定ですが、やはり学校のほうともしっかりと情報を共有して、どれぐらいの人たちがいるのかというのは、まず最初の段階でつかんでいただきたいと思います。

幕別町では南十勝のようなものを目指していないというお話ではありますが、忠類地域では南十勝のところに比重しています。同じ町の中であって、支援の体制が違うのであれば、やはりこれは大変問題があるのではないかと思うのですが、全く同じにするということでもなく、大体同じに

合わせていくという方向性はぜひ持っていただきたいと思うのですが、その辺について伺いたします。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 18歳までの養育につきましては、必要性がないということではありません。必要性は感じつつ、ではそれをどこでやるのかという選択肢としては、発達支援センターでやる方法もありましょう、そこを直営でやる、あるいは委託でやるという方法もありましょうし、また、民間の施設もありますので、そこに担っていただくということもあるわけでありまして、そういう中で、まず当面は、学校のほうに特別支援学級というのが、平成19年度の制度改正だったかと思うのですができまして、近年はその特別支援のほうの免許を持った教員も随分といて、ほとんど若い教員は免許を持っているというそういう実態もありますので、その特別支援学級における療育、言ってみれば社会的スキルを習得するといったことを中心に、そういった学校における療育部分を拡充していくという方法もとつつ、そういう中で18歳までの特別な療育としてどうあるべきかということは、その中で答弁でもお答えしていますけれども、自立支援協議会の中で検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 先ほども同じようなことになるのですが、学校生活がなかなかうまくいかないというのはわかるのです。そうした中で、特別支援の先生とも、うまくなかなかできなかったと。そうした中で、やはり発達支援センターが一つの受け皿になっていただきたいという思いもありまして、ぜひそこまで上げていただきたい。

確かに学校の支援の先生と一緒に取り組むというのは、大前提であるというのはわかってはおりますが、やはりなかなかそうしたものも難しいという中で、支援センターにもう一步踏み込んでいただきたいということで訴えております。

そうしたことで検討して、自立支援センターのほうで協議していくというお話でしたので、そのことも重々考えていただければと思います。

次に移ります。

特別支援ファイルの導入についてであります、平成30年度をめどに取り組むとの答弁でありましたが、やはり過去のを見ますと、かなり前から町としても議論されてきたのではないかなというふうに思います。今必要とするのは保護者の方々です。保育所、小学校、中学校、変わるたびに同じ説明をしなくてはいけない。病院やデイサービスが変わるときも同じことをしなくてはいけない。やはり大変負担が多くあります。情報が漏れたために、なかなかうまく意思の疎通が図れなくはがゆい思いをした保護者もいらっしゃるというお話もあります。

やはり本格実施を明確にしていきたいと思うのですが、平成30年度が本格実施なのか伺いたします。

○議長（芳滝 仁） 福祉課長。

○福祉課長（新居友敬） この個別支援ファイルについては、過去からも検討してきておりまして、既に、今、検討部会のほうでも検討しているところでございます。私どものほうも中身の検討も含めて、早急に進めたいとは思っておりますが、また、やるに当たってはやはり保護者に使っていただけるような、よりよい様式を用いて使っていただける形にしていきたいということもありまして、保護者の意見を十分に聞きながらやっていきたいということで、今の段階では30年度実施に向けて進めていきたいと考えております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） やはり1回目の個別支援ファイルができたとしても、なかなか保護者の方とそれが本当にいいものかどうかというのは、1回ではできないというふうに考えております。

何度もそういうお互いに意思の疎通を図ってよりよいものにしていくというのが、絶対条件ではないかと思うので、そのことも踏まえまして、ずっとやればいいものではないですけども、そういう

ことも検討して進めていただきたいと思います。

例えば土幌のほうですと、今年度にとりあえず段階的に、実験的に進めていくと。要は、全員に配るのではなくて、ちょっと●・・・をしてみたいとか、こういうのを使ってどうですかというお話の中で取り組むという話もありますので、そうしたこともぜひ幕別町としても検討していただきたいと思いますのですが、そういう方向性はとられるおつもりがあるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（境谷美智子） 町長答弁にもありますとおり、30年度に正式スタートは考えておりますが、モデルケースのとり方ですとか自立支援協議会の中で、どんな方法を重ねていくことでその内容を深めていけるかの一例としては、そういう取り組み方も視野に入れて検討していきたいと考えております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） わかりました。早急にできるようにお願いしたいと思います。

では、3番目に移ります。療育の利用ができないなどというお話がありましたが、答弁の中で拡張をいたしました、そして保育士の数も今回採用してきましたというお話があります。そうした中でも、発達障害さまざまな要因であり、生まれつき脳に障害を持つなど、環境の変化によっても、こういった・・・が起きます。行動の隔たりや苦手なことに対応できないなど症状は子供のころからあらわれ、一生つき合っていかなければなりません。

幕別では、待機児童のほうはないというお話ではありましたが、やはり早期発見、早期療育が大変望ましく思います。町としても、そのために月二、三回の目安で療育を進めているというお話ではありますが、南十勝では、未就学児は毎週1回やっております。児童生徒では月1回調整をして行っているという話もあります。毎週利用できるようにならないのかというお話もあるのですが、その辺について毎週利用するという方向にはならないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（境谷美智子） 議員もおっしゃっておりますとおり、発達支援の子供のかかわり方というのは一律だという考え方を持っていません。ですから、今、例えば、週に2回行っている子もいれば、かかわりの最初のときに毎日来ていただくお子さんもいらっしゃいます。

そういう中で、支援の現場は発達支援センターだけではなく、家庭であったり保育園であったり、その子が所属している場所も支援の現場だというふうに理解した上で、そことの連携も含めた上で、その子にとって今通所が何回なのか、また相談が何日なのか、そういうことを一人一人支援計画を立てながら実施しているというところをご理解いただきたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） わかりました。そのお話を聞いて大変よかったなと思います。

ただ、パンフレット、リーフになるのですが、そこには目安として二、三回ですというふうに既に明記されているのです。そこは、そうではないというのを誤解を与えてしまうので、早急に改善していただきたいというふうに思います。

やはり保護者の方々は、相談の前にどういったものなのかをチェックしてから入ってくるのが今の時代です。ホームページ等々もありますが、しっかり更新をして、そういう細かい手当もいたしますということを明確にさせていただきたいと思います。

あと、少し細かくなってしまうのですが、発達支援センターの充実ということで、一日の療育時間のあり方で少し質問したいと思います。

午前1番が9時です。最後が午後3時で、1日6人の療育を進めています。で、朝一で療育を受けた場合、朝一で療育を受けて、保育所に預けて仕事に行く。3時の場合は、少し早く上がって療育に向かう、それが保護者の実態的に多くなっております。ですから、9時と3時が大変混み合った中で、なかなか次の時間がとれないというお話も、聞いております。

そうした中で、やはり最後の3時からではなくて保護者の意見も踏まえながら、常時というわけに

はいきませんけれど、4時からの部も設けるですとか、少し柔軟な発想があってもよろしいのかと思うのですが、それについての対応をお伺いいたします。

○議長（芳滝 仁） 福祉課長。

○福祉課長（新居友敬） 今、議員のおっしゃったとおり、発達支援センターの療育時間というのは、そういうふうな形でやらせていただいております。3時までというのは、やっぱりその日の各通所された方のその療育記録ということをもとめる時間にも必要になってくるということで、3時以降については、そういった記録をもとめる時間という中で、3時までというようなことで今やっております。

ただ実際にそういった事情がある場合は、言ってみれば、その3時以降の療育ということも考えていきたいというふうには思っております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 幕別では、1日6人、要は9時から10時、11時と大変数多くやっていただいておりますが、やはり時間で少ないところもあるのだと思うのです。その時間に要は事務の時間を当てて、4時までスライドするということも、現実的にできるのではないかと思います。

そうした柔軟な発想が何よりも求められていますので、事務の時間だからできませんというのであれば、それはやはり保護者の方を見ていないというふうに見られてもいたし方ないのではないかと思いますので、その辺の検討をぜひ考えていただきたいと思います。

これから支援が必要な子供たち、町としてもふえるというふうに認識していると思います。今は多様性の時代ですので、さまざまな方々の希望に応えられるように、個別に対応していただきたいと思います。

では、4番目に移りたいと思います。

発達障害児への理解と交流についてであります。発達障害、親の中でもなかなか気づきにくく、理解されにくい現状があると思います。

やはり昔は、発達障害は障害と見なされていなかった。親のしつけが悪い、本人の努力不足と非難されてきた。さまざまな困難があったと思います。

しかし、そういったことを多くの方々に知っていただく、障害ですよと知っていただくためには、多くの保護者の方々に理解していただくためには、ともに学ぶ体制が必要と考えます。障害がある子もない子と一緒に取り組むインクルーシブ、これは共生社会の鍵であると思いますし、町長答弁にも記載してあったと思います。やはり早期発見、療育を保護者の方々に理解してもらうためにも、障害がある子ない子と交えた出前講座、もっと学校のほうに取り組むべきではないかと思います。

今年度は4回というお話がありましたが、その4回の中でも、どこかのクラスに入るといことになりますと、本当に部分的なことになってきますので、もっと数多くやっていただきたいと思います。

あと、答弁にもありましたが、年2回行っている発達支援講演会、意識の高い方の参加になって、なかなかそれから広がっていないのではないかなというふうに思います。120人、90名と結構多くの方々が今年度利用していただきましたが、やはりこれは障害がある子だけではなくて障害がない子に障害児というものを知っていただくためには、もっと多くの講演に参加していただくためにも、学校で取り組むですとか、PTAでも働きかけるですとか、もっと幅広く対応していただきたいと思います。

町として、今後それについて、もし考えがあればお聞かせいただきたいと思います。どうでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 福祉課長。

○福祉課長（新居友敬） 町としても、教育サイドとの連携において、平成26年から、直接、障害のある方に同行いただいて学校のほうに行きまして、学校の生徒に対して、そういった発達支援を含む障害の特性でありますとか、また直接障害のある方から苦勞話をさせていただいたり、またその方は聴覚の障害のある方で、手話を一緒にこうやっていくというような取り組みをしております。

ただ、これ自体、学校とのスケジュールの調整ですとか、この同行していただく方の都合とか、な

かなか学校との連携が、調整がつかないというところもあって、私どもとしては町内小学校全部回りたいというところもあるのですが、そういった関係で、今回4校ということになっております。

今後はやはりそういった町内の小学校を全部回れるように、そういった形をとっていきたいというふうに思っております。

また、発達支援講演会についても、その周知においては広報等を通じ、また学校にもそういった案内文書等を回しております。やっぱりそういった関係する保護者の方は出席が多いのですが、一般の方というのは参加はまだ少ないのかなというふうに思っておりますので、今後もその周知に努めてまいりたいと思っております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） この取り組みは、確かに授業の内容もありますので、なかなか難しいものはあるかと思います。もっと地域を幅広く見ていただきたいのです。先ほど言いましたが、PTAの活動、地域の活動、そうした中で公区の取り組みに、障害者のそういった出前講座を設けるですとか、PTAの主催にそういったものを取り入れていただけるよう働きかけるですとか、そうした自分たちが行くよりも周りの人たち、地域の方々にご協力をいただくというような方向をぜひとっていただきたいと思います。

次に、障害者スポーツについてお伺いしたいのですが、障害者スポーツに関しましては、ちょっと答弁の内容が、私が考えた内容とはちょっと違いまして、確かに障害者へのスポーツの取り組み、障害者にいろいろ体を動かしていただくというのは大変重要なことであります。

私が取り上げたかったのは、スポーツ基本法が成立した観点でありまして、法律の中に障害者スポーツを推進するようにと今回盛り込まれています。障害がある人がスポーツをする支援が求められています。第4期幕別町障がい福祉計画の中でも、障害者スポーツの普及と振興が明記されています。

幕別では、今年度、車椅子スラロームを実施、指導しましたというお話がありました。これ毎年継続的に行ってこそ普及と推進につながるのではないかと思います。一歩一歩進むためには毎年必要でありますので、継続的に行っていけるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 福祉課長。

○福祉課長（新居友敬） このスポーツの推進という中では、私どもこの第4期の障害者の計画にのせておりますので、私どもとしても、昨年27年度から、この道東地区のスポーツの協議会等に協力をいただいて、毎年これを行っていきこうということで取り組んでいるところでございます。

そういう中身については、やはり今後もうちょっとスポーツに特化するのか、それとも身近なもののスポーツを紹介していくのかというところはありますけれども、ただ、そちらの協議会と十分に話し合いながら、今後の取り組みについても継続してやっていきたいというふうには思っております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 障害者スポーツ、得意なことを見つけるのも支援の一つです。スポーツを通して成長に心を打たれる、その可能性が大変大きいものであります。スポーツの教育効果に対しましてもやはり期待が高まっています。仲間とのコミュニケーションや苦手な子供、そうした協調性などが養われる可能性もございます。やはり福祉課だけではなく、教育委員会の生涯学習課との連携も大変必要というふうに感じております。

今回、福祉課の答弁ではありましたが、生涯学習課のほうではどのように取り組んでいるのか、ぜひお伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（山岸伸雄） 生涯学習の中で障害者スポーツにどのように取り組んでいるかというご質問だというふうに思いますけれども、生涯学習は前から言われているように、どこでも誰でもいつでもということで、一生涯を通じて生涯の教育的な観点から学習を続けるというのが目的でございます。

その中で、障害者に関しても、分け隔てなくそのような授業等を通してということでございますけれども、現在その生涯学習の中で、特別それを取り出して授業を行うということは実施はしておりま

せん。

ただ、そういう面で、その障害を理解するという面においては、教育の中でインクルーシブ教育というのもございますので、それらの中で子供たちにはその障害者に対する理解の促進という面では、実施しているということでございます。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 生涯学習課に振ったのは、幕別町障害者福祉計画、第4期計画、これ平成26年にできています。

その中に、生涯学習とスポーツ振興については、福祉課と生涯学習課が入っているのです。なぜ福祉課で答弁があったのかということで、ちょっと今回質問をさせていただきました。

これ今年度改定なのです。3年ごとに改定で、答弁にもありましたが、今度29年度に5期目を行うという中で、ぜひ生涯学習課でも連携して取り組んでいただきたいというふうに思います。

あと、幕別町では、将来のオリンピック選手に向けたスポーツ振興が、政策として進められているというふうに町長答弁にもありました。やはりオリンピックとパラリンピックは同様の政策であると考えます。町長のほうに、ぜひパラリンピックの政策についてお考えがあれば伺いたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今のところ具体的なものはありませんけれども、ちょうど計画の策定時に当たっておりますので、十分それを意識して盛り込めるものは盛り込んでもらいたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 昨年度、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。これで、オリンピックを進めるけどパラリンピックはというのは絶対にあってはいけないことです。ぜひ、今年度の障害福祉計画には盛り込むように求めたいと思います。

関係する部署や事業者への周知、啓発等に努めて、町全体で障害者の総合的支援をこれからもしっかりと行っていけるように求めまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 以上で、荒貴賀議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩いたします。

11:50 休憩

13:00 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、内山美穂子議員の発言を許します。

内山美穂子議員。

○5番（内山美穂子） 通告に従いまして、質問させていただきます。

空き家対策の体制整備と移住・定住促進に向けた利活用について。

人口構造の変化などに伴い、顕在化した空き家問題に対応するため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が全面施行され2年近くがたとうとしています。

特措法で規定する管理不全な「特定空家等」が発生しないための対策を早期に講ずることが喫緊の課題であり、発生した場合の対処についても適切に行う必要があります。

空き家は私有財産ということで、町の対策に限界はありますが、町民が安心して暮らせる地域社会の実現を図ることが町の責務であり、地域の実情を踏まえ、地域全体の課題として取り組んでいくことこそ重要だと考えます。

来年度は幕別町でも空き家バンクを開設するとお聞きしています。移住・定住したいと思えるような安心して暮らせる魅力あるまちづくりに向け、次期総合計画に空き家対策を盛り込むとともに、今後、「空家等対策計画」を策定し、着実に環境改善に努めなければなりません。

改めて空き家対策について以下の点を伺います。

- 1、町内の空き家の現状と課題は。
- 2、空き家対策への町の基本的な方針は。
- 3、「空家等対策計画」の策定予定は。
- 4、「特定空家等」の発生を予防する取り組みは。
- 5、移住・定住促進など、空き家の利活用に向けた取り組みは。
- 6、空き家の改修、活用、除却に関する助成制度の創設は。

二つ目です。地域おこし協力隊制度の活用について。

総務省の地域おこし協力隊制度を活用して、地域活性化や定住化を促進させている自治体が全国でふえ続け、道内でも平成 27 年の特別交付税ベースで 105 市町村で 369 人、十勝管内でも 14 市町村で導入し、61 人が活動しています。

平成 27 年 6 月と平成 28 年 3 月に、地域活性化の観点から、協力隊の活用について一般質問しました。しかしながら、まだ予定が見えていません。導入が進まない理由と今後について伺います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 内山議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「空き家対策の体制整備と移住・定住促進に向けた利活用について」であります。

近年、全国的に空き家問題が深刻化しており、特に老朽化した危険な空き家が原因となり、家屋建材の飛散や落下などにより住民に危害が及ぶほか、地震や台風などの自然災害による倒壊等の防災上の問題や、放火や不審者の侵入などの防犯上の問題などから、その対応が求められております。

こうした事態に対応するため、国におきましては「空家等対策の推進に関する特別措置法」、通称「空き家対策特別措置法」を制定し、平成 27 年 5 月から全面施行されているところであります。

法施行後において、全国の自治体の中には、法に基づく協議会を設置して、空き家等対策の基本的な方針や実施体制等を定める「空家等対策計画」を策定するなど空き家対策を計画的に進めようとする動きが見え始めている状況にあります。

ご質問の 1 点目、「町内の空き家の現状と課題は」についてであります。

平成 26 年 8 月に実施いたしました、全町の水道給水エリア内において、水道閉栓届が出ている箇所を対象とした空き家の概略調査の結果では、227 軒が空き家であることが判明しております。

判明した空き家のうち、8 割に相当する 182 軒につきましては、特に問題となる状況ではなく、残る 45 軒についても、十分な管理状況ではないものの直ちに住民生活に深刻な影響を及ぼす危険な空き家ではない状況でありました。

現在、実施しております空き家の確認調査においても、最終的な調査結果はまだ出ておりませんが、直ちに住民生活に深刻な影響を及ぼす危険な空き家が確認されていないことや、空き家数についても前回調査と大きく変わらないものと推測しております。

現時点においては、とりたてて課題と言えるものではありませんが、空き家の確認調査が完了し次第、家屋所有者に対して、意向確認のためのアンケート調査を行う予定であり、その結果を踏まえ、利活用が可能なものなのか、特定空家になる可能性が高いものなのかを見きわめながら、今後の空き家対策の参考にしてまいりたいと考えております。

ご質問の 2 点目、「空き家対策への町の基本的な方針は」についてであります。

空き家の管理につきましては、その所有者がみずからの責任において適切に行うことが原則であり、空き家が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼさないように、所有者に対して、空き家の適正管理をお願いしてまいります。

一方、空き家の利活用につきましては、移住・定住の促進や住宅ストックの循環利用を図るため、空き家の需要と供給をマッチングする「空き地・空き家バンク」を平成 29 年度から開設する予定であります。

バンク開設により、所有者は物件を多くの利用者に知っていただくことや、利用者が幅広く探すこ

とが可能となり、町が協定を締結する協力宅建事業者に仲介を行ってもらうことにより、安心して取引ができる仕組みを構築してまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「「空家等対策計画」の策定予定は」についてであります。

「空家等対策計画」は、空き家対策特別措置法において、空き家等の発生の抑制や危険な空き家等の解消など空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するために策定することができるとされております。

本町の空き家の状況につきましては、先ほど申し上げましたとおり、直ちに住民生活に深刻な影響を及ぼす危険な空き家が確認されていないことなどから、現段階において「空家等対策計画」の策定は考えておりませんが、今後、年数が経過し老朽化の著しい空き家が数多く生じるおそれがある場合には、「空家等対策計画」の策定について検討してまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「「特定空き家等」の発生を予防する取り組みは」についてであります。

空き家対策特別措置法における特定空き家等の定義につきましては、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、または著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等をいうとされております。

空き家は、その期間が長期化すると老朽化が進み、結果として特定空き家等となる可能性が高くなりますことから、特定空き家等となる前に「空き地・空き家バンク」に登録していただき、利用されやすい環境づくりに取り組むとともに、これまで以上に所有者に対して空き家の適正管理を促してまいりたいと考えております。

ご質問の5点目、「移住・定住促進など、空き家の利活用に向けた取り組みは」についてであります。

本町におきましては、町への移住促進と町内居住者の定住に資するため、平成27年度から「マイホーム応援事業」を実施しているところですが、本年1月末現在の交付実績は152件であり、そのうち29件が中古住宅の購入でありました。

中古住宅については、本事業を活用することにより移住・定住が促進されるとともに、空き家の解消にもつながりますことから、空き家の所有者に対し本事業を周知し、住宅ストックの有効活用に努めてまいりたいと考えております。

また、先ほど申し上げました「空き地・空き家バンク」の開設により、登録された町内の空き家の情報をホームページにより公開する中で、マイホーム応援事業や住宅新築リフォーム奨励事業の各種補助制度や子育て支援に関する情報等とリンクさせ、移住・定住の促進や地域の活性化を図ってまいりたいと考えております。

なお、移住・定住の促進施策以外に、他の自治体では、高齢者や子育て世代などが気軽に利用できるサロン等として、空き家を活用している事例もありますことから、空き家の有効活用について、さらに研究してまいりたいと考えております。

ご質問の6点目、「空き家の改修、活用、除却に対する助成制度の創設は」についてであります。

空き家の改修、活用、除却に対する助成制度につきましては、空き家は個人の財産であり、個々が責任を持って管理すべきものと考えておりますことから、当面の間は、新たに助成制度を創設する考えは持っておりません。

しかしながら、町が助成することにより相当程度公共の福祉の増進が図られるなど、特段の事情がある場合においては、助成の可否について検討してまいりたいと考えております。

次に、「地域おこし協力隊制度の活用について」であります。

「地域おこし協力隊」の制度は、人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、都市圏などの地域外の人材を積極的に受け入れ、地域づくりの担い手となる人材の確保や地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図ることを目的として、平成21年に創設されたものであります。

全国では隊員が年々増加しており、平成27年度の隊員数は673自治体で2,625人が地域の担い手と

して、住民の生活支援や地域資源を活用した商品開発、観光情報の発信など幅広い活動が行われております。

国では、今後、さらに隊員数をふやしていく方針を示しておりますが、これまでの活用事例から地方が求める人材を確保するためには、隊員のサポート体制を整えることが大切であるとしております。

ご質問の、「地域おこし協力隊の制度の導入が進まない理由と今後の対応について」であります。

地域おこし協力隊は、地域の活性化や定住対策にもつながる制度であると認識しており、平成 27 年度に、導入に向けての検討を行い、その後も、地域おこし協力隊に係る研修会等への参加や各市町村の取り組み、導入事例に基づく反省点などを参考に検討を継続してまいりました。

しかしながら、多くの自治体で課題とされているように、隊員に担ってもらう明確な活動内容や役割、活動期間中の隊員へのサポート体制の構築、任期満了後の就職や起業に対するフォローアップなど、隊員に理解が得られ、なおかつ町にとって有益な活用方法を見いだすことができず、募集を見合わせていたところであります。

なお、教育行政執行方針にありましたように、新年度におきましては、教育委員会において「ふるさと館」や「蝦夷文化考古館」の整備等に関する基本構想の策定に向けて、博物館学芸員資格がある地域おこし協力隊の募集を検討しているところであります。

以上で、内山議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5 番（内山美穂子） 答弁いただきました。

私、空き家については、2 度目の質問になります。

来年度の町長の執行方針の中に、空き家バンクの開設が盛り込まれていましたので、一步前進した答弁をいただけるかなと期待しておりましたが、ちょっとそうではなく、答弁を聞く限りでは具体的にどう始めていくのかといったところが見えてきませんでした。

空き家バンクを開設するということをする前に、取り組まなければならない課題がたくさんあるかと思います。その辺のところを中心に質問していきたいと思います。

まず、空き家の数字です。

2 年前のデータをもとに、きのうの答弁にもありましたが、確認を調査していることということでありましたが、全部で 227 軒。8 割、182 軒については、さほど問題がないということで、残る 45 軒についても、十分な管理状態ではないものの、直ちに周辺の生活に影響を及ぼすような深刻な状態ではないということには変わらないということだったのですけれども、町としては、この調査が終わり次第、家屋の所有者に意向確認のためのアンケートをするというお話をされていたのですけれども、ざっと今のところ見ていて、その 182 軒のそんな問題がない中で、居住可能な既存住宅というのは、大体どのくらいあるか、ざっと押さえていますでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） きのうのご答弁でも申し上げましたけれども、今回、一昨年 227 軒の空き家について、所有者の方に意向調査を、アンケート調査という形で実施に当りまして、1 年半前と空き家の状況も変わっているということもありますので、空き家になっているかどうかの確認を 1 年半前から、水道の閉栓届が出ている状況も確認した上で、大体 400 棟ぐらいを対象に空き家かどうかの確認を行っております。

なおかつ、その空き家が売買契約等で空き家でなくなっている状況だとか、いろいろ確認しながら、確認を進めておりまして、ちょうど集計がまとまりまして、以前は 227 軒だったところ現在 214 軒ということで、答弁にもありますように、前回調査と大きく変わらない数字が出ております。そのうち、特に問題ない空き家につきましても、それから少し問題がある空き家につきましても、前回と同様の数字になっております。

ご質問にありますとおり、現在も住める状態にあるかどうかの調査につきましては、今回の調査ではやっておりますので、正確な数字は持ち合わせておりませんけれども、この 214 軒のうち、被災

住宅やその後売買が成立しているような情報があったり、非課税により現段階では所有者、相続人の不明者を除く 172 軒について、アンケート調査を発送します。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 住めるかどうか。住める状態か。

○防災環境課長（天羽 徹） 先ほども申し上げましたけれども、住めるかどうかの確認までは、今回の調査では行っておりません。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5 番（内山美穂子） 空き家かどうかということを確認するためには、その建物が常態であるか、例えば夏場だけ住んでいて冬いなくなるですとか、いろいろな状況があると思うのですけれども、1 回ぐらいの目視ではわからないということも出てくると思うのですよね。そういうのも何回か見たというか、確認しているのでしょうか。

それともう一つです。214 軒の空き家のうち、例えば登記簿謄本とかで確認して、所有者を判明して 172 軒ということになった数字なののでしょうか。空き家のアンケートをとるに当たって、やはり所有者を見つけるというのが、とてもなかなか時間も労力もかかると思うのですけれども、そういうことをした上での 172 軒なののでしょうか。どうでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） 調査について、何回かしたのかというご質問でありますけれども、今回につきましては、現在、空き家となっているかという調査をしております、それに基づいて、調査票を送ることを考えております。

その後、アンケート調査が回収しまして、その使い方についてどのような状況になっているかを確認しますので、それを参考にして今度は個別に当たっていきたいというふうに考えております。

それから、所有権のお話でございますけれども、現在、課税されているだとか、非課税だとかというふうにありますので、その辺の調査から所有者に対して送付する形で、所有者がお亡くなりになったりなんかしますと、相続管理人という形で、こちらのほうで課税をしている場合には、そちらのほうに送っている形になります。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5 番（内山美穂子） 所有者を特定するというのは、本当に大変だと思うのですけれども、登記簿上の所有者と現住所が違う場合もありますし、なかなか住民票からたどって行って、本籍地をたどって、そこまでしなくてはいけないというとても私は難しい問題ではないかと思うのですよね、所有者を。

その 172 軒というは、もうすぐ現住所に送れる状態で突きとめているのでしょうか、確認のためお聞きします。

○議長（芳滝 仁） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） こちらのほうで調査した結果、所有者あるいは管理人の方の住所がわかるところに送っている形です。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5 番（内山美穂子） 172 軒というのは、直接本人のもとに、現住所のところにいくということで理解してよろしいのですよね。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（境谷美智子） おっしゃっているように、個人を突き詰めて特定するまでというのは、幾ら役場でも、やっていいこととやっていけないこともありますので、現段階で家屋台帳というか町で建っているもので、この人は誰の持ち物だよという、誰でも公開していいものの中の、その人に送るので、もしかしたらその中には戻ってくるものもあるかもしれないのですけれども、それはその際に考える。今は本当に、今わかる範囲でこの 172 軒、所有者がわかった 172 軒に対して、アンケートを送るという形でやっていこうと思っています。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 特措法が施行になって一番のメリットは、固定資産税情報を職員間でも見ることができるといことなのですね。

今までは、特措法施行前は、そういうことが壁になってなかなか所有者を突きとめられなかったと思うのですけれども、探しやすくなったと思うのですね。だから、壁があるというのは、昔に比べたら情報が得られやすくなったといことなのですから、その辺のところも大丈夫ですか。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（境谷美智子） 確かに、法律ができたことで見られる情報もふえていますけれども、今、私たちが、今回この空き家バンク等々、利活用に対して空き家の所有者の方にアプローチしようとしているのは、細かく1軒1軒のことを突き詰めて積み上げていく前に、一歩前に、現状、私たちが知り得ている、前回は227軒、今回目視ではありますけれども、空き家だとはっきりわかった214軒のうち、相手方をはっきり特定することができて、アンケートを送らせていただいて、利活用の意向があるかを確認したいといところの、今回、事業だといふうに考えていただきたいと思います。

もちろんその後、おっしゃっているように、そういう1軒1軒の対応について、次にはどんな手を打っていくかという形では考えていこうとは思っています。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 多分、戻ってくるところがあると思いますので、また戻ってきたときには、いろいろと手続き上できることもあると思います。

次にいきたいと思いますが、町の空き家対策の基本的な方針については、答弁で何う限りでは、民事不介入の姿勢が伺えるのですけれども、個人の財産について、限界があるといことは理解していますが、いろいろな課題があるのですけれども、それを置いておいて、まず空き家バンクを開設するといふうなふうに思えてならないのですけれども、今や、空き家といふのは個人の問題にとどまらなくて、社会全体の問題になってきていて、放置すれば個人の問題ではなくて地域全体のマイナスになってくるというのですね。

幕別町は、この間の2015年の国勢調査の結果で、札内地区で人口が伸びているので、余り危機感はないと思うのですけれども、そういったところ、もう少し積極的にやっていただきたいと思います。

所有者がわかって、戻ってきたものに関しては、またいろいろ調べたりする中で、立入調査とか、そういうことができると思うのですけれども、どのくらいの期間ですといことを考えていますか。

どのくらいの期間といのは、アンケートを発送するのがどのくらいで、どのくらいまでにアンケートを発送して戻ってきて、まとめられるとい状況か、お答え願いたいのですけれども。

○議長（芳滝 仁） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） 空き家実態アンケート調査につきましては、すぐにでも発送しまして、今月いっぱいをめどに回収期間を設けております。

それを回収した後、回収率がどれくらいなるかまだ不明ですけれども、その回収した結果に基づいて個別に当たるような形を考えております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 期間。まとめるまでの期間。

○防災環境課長（天羽 徹） まとめる期間につきましては、そのアンケート調査の状況にもよりますが、なるべく早くまとめて、随時交渉に当たっていくような形になります。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） わかりました。

アンケート調査だけでなく、これまでも住民からいろいろな相談などが寄せられているかと思いますが、これまでの空き家に関する苦情とか相談はどのくらいあって、どうい対応をしているのか、また庁内でそういう情報を共有しているのかといことをお伺いします。

○議長（芳滝 仁） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） 空き家に対しての苦情につきましては、公区長さん等から寄せられておりまして、その都度対応して、例えば一番多いのが、家の問題ではなく、空き地といいますか、家が建てもその敷地内の草が伸びているので、それを何とか所有者に言ってくれないかというような苦情が一番多くて、それにつきましては、所有者に対して、現状の写真を同封して、草刈りの管理のお願いを促しているような取り組みをしております。

大体で申しわけないのですが、年間 10 軒以内の苦情が寄せられまして、その都度、所有者に対して適切な管理のお願いをしているところであります。

今、空き家につきましては、実は町内で 2 軒、空き家の適切な管理を、今、直接、所有者の方と交渉しているところございまして、時間はかかると思いますけれども、直接、所有者の方と連絡をとり合って、対策を講じていただけるよう交渉している最中でございます。それが 2 軒あるということです。以上です。

○5 番（内山美穂子） もう一つある。庁内で共有しているか。

○防災環境課長（天羽 徹） 失礼しました。庁内の連携につきましては、今、空き家対策ということで、空き家の適切な管理と空き家の利活用ということで、庁内と言いますか部内で連携して対応しているような状況でございます。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5 番（内山美穂子） 空き家問題というのは、すごくいろいろな問題が多岐にわたっているので、部内ということよりも、庁内の関係部署が協力体制をつくって、情報を整理してデータベース化することが重要だと思いますし、私自身はこういう取り組みをまとめた延長線上に空き家バンクがあると思っています。

現在は、幕別町は、除却に対しては防災環境課、利活用に関しては住民生活課になっていますが、今後こういった課が連携していく段取りかというか、部を超えてこういったところまで連携してくかということは、今の時点でありますか。

○議長（芳滝 仁） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） 現在の時点では、この空き家の実態調査が回収されて状況がわかりましたら、個別に当たるのと同時に、今度は目視の空き家の確認実態調査ではなくて、問題ない空き家は別として、少しちょっと問題が出てきそうだという空き家について、建設部のほうとも連携して、これも立ち入ることは法的にもできないのですけれども、北海道の手引がございますので、それに基づいて、危険度合いについて調査していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5 番（内山美穂子） 今、立ち入ることはできないとおっしゃったのですけれども、立入調査はできます。特措法の中にうたわれています。

所有者がわかった場合に、5 日以内にその旨を連絡したらできることになっておりますので、今後の活動をする上において、立ち入って、中に入って調査することはできると思います。

3 番目の空家等対策計画の策定についてなのですが、答弁では老朽化が進んでから考えたいと消極的だったのですが、調査結果を踏まえて次の段階に進むため、町として空き家問題にどう取り組んでいくか、空家等対策計画を策定することが望ましいというふうに考えています。

というのは、町の空き家問題について、こういうふうに進んでいくという計画を立てるという意味のほかに、もう一つ、これは定めることができるというふうにやわらかい表現になっているのですけれども、こうした内容とは別に、もう一つの意味があるのですね。

この空家等対策計画の策定をしないと受けられない国の財政支援があります。それは例えば、地域活性化の目的で、滞在・体験施設や文化施設として利用する空き家再生等推進事業、これは従来からある社会資本整備総合交付金なのですが、特措法の施行によって、要件に空き家対策の計画の中に定められた場所であるということが入っていたりですとか、対策計画に基づいて、空き家の調査

とか解体についても特別交付税措置があるのですけれども、その場合も計画の策定が要件になっているのです。

いろいろほかにも、モデル事業とか総合支援事業とかあるのですけれども、ほかの町でも、大体、国交省、総務省の調査では、2018年度までに全国の80%の市町村で作成を見込んでいるということになっていますけれども、もう一度見解をお伺いします。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 空き家対策というのは、大きく分けて二つに分かれるかというふうに思っております。

一番はやっぱり他人の生命、財産に危険を及ぼさないという、そういう問題が一つあります。

それともう一つは、空き家は空き家でも使える空き家、これについては利活用を図っていくという二つの対応方法があるのだというふうに思います。

その空き家が、今どれだけあるのかということが不明確なので、まずは調査をしましょうというのが、今回、盛んにやっていることでありまして、そういった中で、今214軒ですね、この空き家があって、実際に外見上は見えそうに見えても、実は中が使えないという場合も、これは多々あると思うのですよ。それで、アンケートを送って、まず使えるか使えないかっていうことを、それと本人の意思もあります。「利活用していいですよ」「いや、もう使わないわ、そのうち壊すわ」という方もいらっしゃるから、そういったことの意向も含める。

もし使える場合は、間取りがどうあって、どのぐらいの金額を希望するだとか、あるいは宅建業者のほうに任せてもいいかどうかという、そういった多岐にわたる確認事項があるわけでありまして、活用するものはそういった情報をいただいて、バンクのほうに登録をし、そして実際の取引は宅建業者でやってもらうというようなことを、今、描いているわけで、それに対して特定空家等のほうにいく住宅については、今のところそんなに、そんなにというか特定空家はない。ないけれども、予備軍と言われるものは、今後、当然、経年とともに出てくるというふうに思われますので、それが今後、年次進行していく中で、必要が出てくる、本当に計画を立てて対応しなければならないという場面になれば、それは計画を立てると、そういうご答弁を申し上げたわけで、全くその計画を今から立てないということではなくて、時期としてはもうちょっと間があるだろうなというふうに思っているところであります。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 計画を立てるにも、結構すぐ立てるということではなくて、かなり時間もかかると思います。

空き家バンクを開設するに当たって、安心して取引できる仕組みをつくっていききたいというご答弁があったのですけれども、今現在、売れるものに関しては流通市場に乗っていると思うのですね。今動いていないものに関しては、いろいろな課題があると思うのですね。

空き家バンクにすぐのせられないような相続の問題ですとか、外側から見たらそんなに傷んでいなくても、中はやはり、1年2年空気の入れかえがないことによって、かなり中が傷んでくるので、リノベーションするにしても、すごくお金がかかりますし、所有者の問題、相続の問題、所有者が認知症になっている問題とかいろいろあるので、その問題を解決しないことには、空き家バンクにのせることができなくて、果たして空き家バンクにのせる物件がたくさんあればいいのですけれども、現状としては、私は、いろいろ調べる中では難しいのではないかなというふうには、私は思っているのですけれども、難しくない場合もあるかもしれないですけれども、ご答弁の中で進めていくにおいて、アンケート調査をして興味がありそうな人に電話勧誘をするというような内容もありましたけれども、やはりそれだけでは、なかなか数字も上がらないですし、さまざまな問題に対応する仕組みをつくって、そして空き家バンクにのせる物件をふやしていくということが大事になると思います。

繰り返しになりますけれども、基本的な方針とか、体制を定めた上で、手順を踏んで、そこに向かって進んでいくのではないかと考えます。形だけで機能しないということにならないように、切に願

っています。

北海道空き家情報バンクと連携する予定ということなのですが、交渉から契約に関しては、宅建業者が仲介ということなのですが、宅建業者との連携が非常に大切になってくるかと思えます。

注意しなければならないのは、例えば宅建業者との間でも、あらかじめいろいろな取り決めをしなければならないと思うのですが、やはり例えば空き家バンクのホームページに載せて町に問い合わせが来たときに、具体的なことは宅建業者に任せていますからというふうに、そっけない態度をしまうと、せっかく興味と関心を持っているのに、対策に結びつかないということになりかねないので、ソフトの面を移住に結びつけるチャンスと思って充実させて、サポート体制を整える必要もあると思います。

状況に応じては、出向いて必要な助言をしたり、専門的な知見を持っている人につなげることも大事ではないかと考えます。

いろいろ高齢者に対する問題とか、とてもこれすごく奥が深いので、その辺のところをしっかりと取り組んでほしいと思います。

行政の社会的な信用力でホームページに載せたり、宅建業者の専門性を、宅建業者だけではないのですが、民間の専門的なそういうのを連携することによって、町の対策に結びつけられればいいなというふうに思っています。

次に、特定空家等の発生を予防する取り組みについてですが、これも結局所有者に対して、空き家バンクに登録してもらい、適正管理を促していきたいとの答弁がありましたけれども、これもすぐそれに結びつくことであれば、それはもうほかに計画を立てることもないのですが、そこにいくまでが大変なので、意識改革をすることが大事だと思います。そのためには、早い段階でのアプローチが必要だと思います。

空き家の情報提供や、相談窓口も必要だと思うのですが、例えば問題を解決するための、さっきもいいましたが、費用が足りないとか、売却についての相談先がわからないとか、相続などの問題が解決していないということに関して、一般の人はわからないことが多いわけですよね。そういうのを橋渡ししてくれるような、相談窓口、役場の中の窓口とはまた別に、そういうものがあれば、すごく自主解決につながるのではないかなと思います。

帯広では、今年の4月から空き家対策を本格化させるのですが、その中で、町の中で空き家対策のワンストップ相談窓口を開設して、弁護士とか司法書士、宅建取引士、建築士が対応するというふうに聞きました。同じようにはできないと思いますが、将来的には地域の実情に合った空き家の総合的な相談窓口を、利用者の多い札内コミュニティセンターなどに開設することも視野に入れてほしいと思いますが、いかがでしょうか。将来的にですが。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） ここに帯広市の記事の切り抜きがありますけれども、帯広市の場合は空家等対策基本計画を策定する、何と言っても対象戸数が1,100戸に近いぐらいあるということで、それを何とかしようということで計画を立て、そしてその一環として専門の相談窓口も、これは委託ということになるのでしょうか、そういう形でトータルとして空き家の計画を立てて、それをいかに解消していくかというトータルの中での一つの手法として、相談窓口も設置したのだというふうに思います。

当然、幕別町においても、こういう事態になれば、トータルで空き家の解消をしていくといったことをしなければならないなというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 数字的なものを比べたら、やはり帯広とはちょっと事情が違うと思います。ただ、そういうことになったときには、積極的に開設してほしいと思います。

例えば、利活用に関しての一例なのですが、今、子育て世代を移住してもらうという取り組

みをしているのですけれども、若年層でも住宅を持てる仕組みづくり、町にもいろいろな施策があるのですけれども、そういうものも大切だと思います。

今、郊外にDIYショップ、ホームックみたいな何かいろいろありますよね。結構、自分で改築したりとか、そういう人たちがふえてくる中で、リフォーム型賃貸借という、例えば、家の持ち主がちょっと傷んでいるのだけれども、改修するお金がないというときに、借り主に好きなように中を改修していいよ、壁を取っ払ったり、塗ったり、くぎ打ったりしてもいいよというふうにして貸して、そして返すときは原状回復しなくてもいいよということで、そういうことをやっている自治体もあります。

その自治体は何をしているかというと、材料を提供するということをして、やっぱり若年層で、30代くらいで住宅を持ちたい子育て世代が、広いところで生活させてあげたいというときに、やっぱり資金的な面で足りないときに、そういう方法もあるのではないかなというふうには思います。

例えば、ある町では、空き家を若者の発想で快適な住空間に生まれ変わらせるDIYシェアハウスというのがありまして、例えば地域おこし協力隊とか、あと実家を離れてひとり暮らししたいという人が、勝手に改修して住んでいるというところがありまして、この町の「移住・定住応援室」というところでは、資材を助成して、空き家のDIYを満喫できる移住体験を検討したいということも言っていました。これは、今のニーズに合っているのではないかと思います、今後の参考にさせていただきたいと思います。

6番目、空き家の改修、活用、除却に関する助成制度の創設はで、当面は考えていないということで、個人の財産にかかわれないという考え、個人の財産なのということも理解できるのですけれども、先ほども言いましたけれども、個人の財産でありながら、周辺の危険とか、公共の福祉とをはかりにかけて、そしてこれはお金をかけていいかどうかという判断をした上で進んでいってほしいと思います。個人の財産に税金を投入することがあっても、行く行くは深刻な事態になって町全体が不利益をこうむることを考えたら、空き家を減らすための町の仕組みづくりは大切だと思います。

1番の終わりに、本当に幕別町は人口が札内地区を抱えているので、そんなに深刻な状況ではないのですけれども、今後、公共施設の見直しもそうなのですから、今あるものをしっかり管理して見直していく、このことが重要になってくると思います。幕別町の空き家も待ったなしでふえ続けるわけなので、一步一步着実に取り組まれるよう期待して、次の質問にいきたいと思います。

次の質問が、地域おこし協力隊についてなのですから、ご答弁によると、かなり慎重なお答えでした。

ここまでしっかり決めるということは、隊員にとってはすごくある意味いいことかもしれないのですけれども、この最初の通告に書いた数字にもありますように、かなりふえているのですね。総務省では4月から、さらに支援を強化してくるのですね。今、田舎で暮らしたいという若者がふえてきている中で、さっき町長も町職員は組み立てなんかの部分で役割を果たしていかなければならないということを話していたのですけれども、この進め方はいろいろあると思います。

庁舎内でうまくどういうふうな活用をしていっていいかという考えがまとまらないのであれば、民間や団体に希望を募るという方法もあると思います。

実際に、農業関係者とか、観光の仕事をされている方から、ぜひ利用したいという声を聞いていますし、またふるさとにUターンしたいという若者が、そういう地域おこし協力隊のサイトを見て、自分の町で募集しているから、そういう今までのスキルを町に戻って生かしたいというふうにいる人もいるということを聞きます。

募集を見合わせるのではなくて、コンサルな何かで中間新組織がアドバイスしているという、委託しているという外部機関があるのですけれども、そういうところを利用してサポートしている手法もありますし、そうしている自治体がたくさんあるのですけれども、そうしたことは検討されたのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 委託ということは今まで考えたことはないのですが、やはり他町村の失敗事例というものをいろいろお聞きする中では、ひどい例は役場の仕事をやらせるために呼んだと。それで、この仕事、役場の今まであった仕事を、職員のかわりにやれなんていうケースもあった。

あるいは、何も業務内容を指示されないで、自分が何をやっていいのか、何のために来たんだろうかという、そういう感じを覚えている人もいたということであって、いわゆるそういう悪いウサガがあったという間にネット上で流れてしまって、その町にとってもマイナスになるというようなこともあるものですから、そういったこともあって、きちっとした1人工の仕事があって、これをこうこうやってくださいという考え方がないと、遊ばせてしまうのももったいないですし、失礼だし、やりがいも感じてもらいながらやってもらうことが必要でありますし、またその任期が終わった後のケアといますか、できればそのまま定着して起業するなり、あるいはどこか就業先を見つけて、そのまま住んでいただきたいというのが、やはりこの制度の趣旨でもありますので、そこにちょっと今まで不安というか、きちっとした仕事量であったり、ケア体制であったりというところが不十分であったために、なかなか踏み出せないできたわけであります。

ただ、実は、町でこういった業務に携わる人を探しているのだけどという、エントリーというか申し込みをすれば、その情報を見て応募してくる人がいる、そうすると、こちらからその人に対して問い合わせをして、お互いある程度意思調整、意思統一が図られた上で来ていただけるという、そんなことも可能だということでもありますので、そういったことも含めて、少し前向きにやらなくてはだめだなというふうに思っています。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） すごく慎重にやっているお気持ちはわかります。

ただ、臨時職員とは違うのですね。臨時職員みたいな感覚で雇ってしまうと、外から来るいろいろな発想とかアイデアが活用されないまま、ただ本当にその3年の任期が過ぎてしまうということになりかねないし、確かにそういう人たちの話も私は聞いておりますが、いい面もいっぱいあると思います。

なので、そういういい面を利用して、例えば半分はどこか例えば観光協会とか、一例なのですけどね、籍を置きながら、あと半分は自由な時間で町のいいところを探し出す、プラプラしている時間も私は大事ではないかなと。町で暮らしていいところを見つけ出すという時間も大事ではないかなというふうに思います。なかなか外から来ないと発見できないこともあるので、そういうふうにしてる人もおります。従来の固定観念にとらわれない柔軟な発想こそ重要で、あれこれやることをしっかり決めてしまうと、反対に本当のよさがなくなりますね。

任期終了後の就職や起業に対するフォローアップについてですが、これは国の要綱とかもありますけど、そんなに拘束力がなくて、来てやっぱ暮らしてみても気がつくこともあると思うのですね。来て暮らしてみても、3年後には、こういうふうになりたいとか、あと活動しながら起業に向けた活動することもできるというふうに聞いています。

なので、そういう例も実際に十勝管内であります。地域おこし協力隊の活動をしながら、例えば移住の、そういうNPOを立ち上げたりとか、そういったことも可能なので、これからは本当に課題の整理に1年とかかけることなく、力を入れて、本腰を入れて、できないことは専門とする組織のほうの力をかりるということも考えながら、取り組んでほしいと思います。総括して伺います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） ちょっと繰り返しになりますが、足踏みしていたというのは、やはり面談をして、この人だったらこういう仕事いいねと決められるものではないですよ、どちらかといったらね。こういう仕事に意欲的な人を求めますと行って来てもらうわけで、繰り返し面談しながら、この人だったらこういう仕事やってくれるのなら大丈夫だなというところができないということが、一つはやっぱりあったわけで、きのう谷口議員から地域おこし企業人のお話もありましたけれども、その違いは、決定的に私はあるのかなというふうに思うのですよ。やはり、資本金1億以上の大企

業に勤めている人と、経歴というのはあるかもしれませんが、どの程度のスキルを持った方か、どういうことに適した方かなというのがわからない部分があつて、ちょっと足踏みしたということはありましたけれども、やはり一步踏み出すことも大切でありますし、こちらがエントリーをすれば、ある程度のやりとりもできるということでもありますので、そういったことを踏まえた中で、積極的にいきたいというふうには思います。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5 番（内山美穂子） 実際、幕別で募集したら、すごい人気になるよという話を聞いていますので、ぜひその辺のところを前向きに考えていただきたいと思います。質問を終わらせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 以上で、内山美穂子議員の質問を終わります。

この際、14 時 10 分まで休憩いたします。

14：00 休憩

14：10 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

○12 番（中橋友子） 通告に従いまして、介護保険の現状と課題について質問をさせていただきます。

2000 年に始まった介護保険制度は、3 年ごとに事業計画が見直され、2017 年度が第 6 期計画の最終年度となります。2018 年度からは第 7 期計画に入ります。介護保険は制度開始以来、数度の法改正が行われ、その都度利用が狭められ、負担も大きくなるなど高齢者に不安を与えてきました。

町も介護サービス事業者も、体制の構築に力を注いできましたが、特に 2014 年の大幅な改正では、残念ながら「介護を社会で支える」の理念から遠ざかり、「医療より介護へ」「病院・施設より地域在宅へ」と、家族への依存度を強め、全国では介護離職者が毎年 10 万人を超える現状となっています。

新年度からは、要支援サービスを保険給付から外し、町が主体となる総合事業も開始されますが、介護を提供する事業者側も介護報酬の引き下げによる経営難や人材不足に悩まされ、制度の根幹を揺るがしかねない現状にあります。

高齢者を社会全体で支えていく介護保険になるよう、以下の点についてお伺いいたします。

①必要なサービスの提供について。

幕別町の第 1 号被保険者の介護認定者数は、2016 年末で 1,599 人、被保険者全体の 19.5%になります。サービスの利用状況と総合事業の実施内容についてお伺いいたします。

②所得に応じて入所できる施設について。

施設入所待機者の現状はどうか。サービスつきの高齢者住宅は入居料が高く、空き室もあると聞いているが、現状はどうか。所得に応じて入所が可能な施設の拡充が必要であるがどうか。

③介護事業所の人材不足に支援を。

介護サービスの多くは、民間事業によって提供されてきましたが、介護報酬が引き下げられ、経営が厳しい上、人材不足が慢性化しています。町内事業者の現状と支援策を伺います。

④保険料の負担軽減について。

介護保険がスタートするときと比較しますと、保険料は現在 2 倍近くになっています。現状で事業が推移した場合、第 7 期計画において保険料の改定が必要になってくるのかどうか。また、軽減を望む声があり、国の責任において事業が行われるよう求めるべきであると考え伺います。

以上であります。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

「介護保険の現状と課題について」であります。

介護保険制度は、これまで数度にわたる改正が行われ、特に平成 27 年度からは、予防給付である訪問、通所介護を地域支援事業へ段階的に移行することや、特別養護老人ホームの入所を原則要介護 3

以上に限定したほか、一定以上の所得、資産がある利用者の自己負担を引き上げるなど、大きな改革が行われてきたところでもあります。

また、今国会においては、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」が審議されており、介護療養病床の転換による新たな介護保険施設の創設や、現役世代並みの所得のある方の利用者負担を3割とするなど、地域包括ケアシステムの推進と介護保険制度の持続可能性の確保を進める内容となっております。

なお、本町の第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画につきましては、本年2月23日、幕別町介護保険運営等協議会に対し諮問を行ったところでありますが、介護保険制度の理念である高齢者の自立支援や予防、重度化防止の考え方を堅持するとともに、さらなる地域包括ケアシステムの構築に向けて、策定作業を進めているところであります。

ご質問の1点目、「必要なサービスの提供を」についてであります。

初めに、「サービスの利用状況」についてであります。

平成28年12月の利用状況で申し上げますと、介護サービスの実利用者数は全体で1,281人、要介護等認定を受けている方の利用率は78.4%となっており、このうち、要支援1、2の実利用者数は337人、利用率は64.9%、要介護1から5の実利用者数は944人、利用率は84.7%となっております。

また、サービス種別ごとの利用状況では、延べ利用者数は1,543人で、居宅サービス利用者数は975人、地域密着型サービス利用者数は395人、施設サービス利用者数は173人となっており、要介護等認定者に占めるサービス種別ごとの利用割合は、居宅サービスは59.7%、地域密着型サービスは24.2%、施設サービスは10.6%となっております。

次に、「総合事業の実施内容は」についてのご質問であります。谷口議員のご質問の際にもお答えさせていただきましたが、本年4月から、要支援1、2の方が利用されていた訪問介護、通所介護を新しい総合事業に移行することとし、その他の多様なサービスにつきましても、4月に設置する生活支援コーディネーターと連携して、早期にサービスが提供できるよう努めてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「所得に応じて入所できる施設を」についてであります。

初めに、「施設入所待機者の現状は」についてであります。

町内の特別養護老人ホーム1カ所と地域密着型特別養護老人ホーム3カ所の本年2月末現在における全待機者数は102人となっており、特に入所の必要性が高いとされている要介護4と5の方は45人で、そのうち入院や他の施設に入所されている39人の方を除きますと、6人の方が在宅で入所を待機されている状況にあります。

また、町内の介護老人保健施設1カ所の待機者数は、2人となっており、要介護1、2の方それぞれ1人が待機されている状況にあります。

次に、「サービスつき高齢者住宅の現状」についてであります。

町内のサービスつき高齢者住宅2カ所のうち、札内北栄町にあります定員18名の施設につきましては、本年2月末現在で、満室であり、うち町内の方が12人入居されており、また、札内西町にあります定員100名の施設につきましては、84人が入居され、うち町内の方が16人入居されておりますが、介護を必要としない自立されている方を入居対象としている16室が空いている状況であります。

次に、「所得に応じて、入所が可能な施設の拡充が必要である」についてであります。

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設につきましては、利用される方の世帯の課税状況や本人の所得状況により、食事や居住費の負担限度額が設定されますことから、低所得の方には所得に応じた負担の軽減が図られております。

町内施設の状況につきましては、広域型の特別養護老人ホームでは、定員104名のうち、町内の方が76人入所し、うち60人の方が食事や居住費の負担軽減を受け、地域密着型特別養護老人ホーム3カ所では、定員87名の全てが町内の方で、うち72人の方が負担軽減を受けております。

また、介護老人保健施設につきましては、定員150名のうち、町内の方が58人入所し、うち28人

の方が負担軽減を受けております。

本町では、地域密着型特別養護老人ホームを平成 23 年度に 2 カ所、25 年度に 1 カ所を整備したところであり、次期計画における施設整備につきましては、介護サービス参入意向調査や各種実態調査の結果を分析するとともに、十勝管内の整備枠における圏域調整の動向などにも留意しながら、慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

ご質問の 3 点目、「介護事業所の人材不足に支援を」についてであります。

介護保険サービスにつきましては、サービスの種類ごとに定められた事業運営の基準を満たすものとして都道府県や市町村の指定を受けた事業所、施設等が提供することとなり、町内の各事業所では、北海道や本町の条例に規定する人員基準に基づく適正な従業員数が配置され、適切な介護サービスが提供されております。

また、町内事業所の現状につきましては、現時点で、把握し切れておりませんが、「第 2 期十勝定住自立圏共生ビジョン」での取り組みとして、十勝全体で検討を進める上でも、今後は、各事業所の実態把握に努めてまいりたいと考えております。

また、支援等についてありますが、介護職員の処遇改善と人材確保につきましては、谷口議員のご質問の際にもお答えさせていただきましたが、基本的には、国と北海道の役割となっているところであり、町といたしましては、国の支援策の動向を注視してまいりたいと考えております。

ご質問の 4 点目、「保険料の負担軽減を」についてであります。

初めに、「第 7 期計画において保険料の改定が必要になるのか」についてであります。

平成 30 年度からの第 7 期計画における介護保険料につきましては、現計画の推進状況の分析・評価を行い、介護サービスの基盤の整備を初めとして、向こう 3 年間の必要な介護給付に要する費用を勘案して、算定いたしますが、これまでは、第 1 号被保険者の保険料の負担割合が 3 年ごとに引き上げられているほか、介護報酬につきましても見直しが行われており、不確定な要素が多い状況であります。

これらのことを踏まえますと、明確にお答えすることはできませんが、第 7 期計画の策定に当たっては、必要なサービス量を的確に見込みながら、できる限り保険料が抑えられるよう努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、「軽減を望む声があり、国の責任において事業が行われるよう求めるべきである」についてであります。

介護保険制度につきましては、高齢化が進行する中において、介護サービスを安定的に提供する仕組みとして、公費負担を組み入れた「社会保険方式」により、平成 12 年度に創設され、この間、利用者負担や保険料負担のあり方、世代内、世代間の公平性を踏まえた制度の見直しが行われてきたところであります。

本町におきましても、要介護認定者、介護サービス利用者がいずれも増加し、社会全体で高齢者を支えていく仕組みとして定着しておりますが、本年度の介護給付費の総額は、制度創設時の約 6 億 6,000 万円から約 3.2 倍の約 21 億円に膨らむものと見込んでおり、今後、介護保険制度の充実を図る上では、国の財政的支援は欠くことのできないものと考えております。

町といたしましては、これまでも北海道町村会におきまして、介護保険制度を安定的に運営するため、将来にわたり地方負担が過重とならないよう、国庫負担割合を引き上げることや、財政調整として交付されている調整交付金の調整率 5 % を外枠とするよう要請を行っており、今後におきましても継続して要請活動を行ってまいりたいと考えております。

以上で、中橋議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12 番（中橋友子） それでは、再質問をさせていただきます。

この介護保険制度は、2000 年にスタートいたしましたので、ことしでちょうど 17 年。今期、7 期を終えますと丸 20 年ということで、10 年、10 年重ねてここまで来たということですが、制度

自体は 20 年近く経過するわけですから、定着はしてきているというふうに思っています。

ただ、自治体間の格差があったり、先ほども申し上げましたように、たび重なる法制度の改正、それも体制そのものを変えていくような改正であったものですから、運営上は大変な困難を来しているというのが現実であります。

その困難は町にもありますけれども、利用する利用者の皆さんのサービス、あるいはサービスの負担がふえていくこと、あるいは事業所はたび重なる報酬改定などによって運営が困難になるといったようなところで、今日を迎えているのが現状だと思います。

ですから、今までの町の事業、いろいろな形がありますが、この制度はほとんどが町が企画、責任を持つ事業でありながらも、実施するのは民間の事業所ということで、そういった利用者と事業所と町というような関係の中で築いてきた。しかし、矛盾をいっぱい抱えて、ここまで来ているという現実であると思います。

まず、再質問、具体的に入らせていただきます。

一つ目には、サービスの提供が十分されてきたかということでお尋ねをいたしました。

第 6 期計画の中での事業の推進ということですが、これまでお答えの中では、65 歳以上の高齢者は 2016 年末に 1,599 人ということですが、そこで介護保険を申請して認定を受けた方が約 2 割。実際に利用されている方が、1,281 人ということであり、78.4%というお答えであります。

この 78.4%をどう見るかということ、まずお尋ねしたいのですけれども、結局 21.6%の人は、認定だけを受けて利用をしていないということにもなるかと思えます。

希望をされないということであれば、それはご本人の考えでありますから問題はないと思うのですけれども、この間、6 期計画の中では、大きな法の改正がありました。

一つには、施設に入るときには介護 3 以上でなければだめなこと。それから、一定の所得を超えると負担が 1 割から 2 割に上がったこと。また、預金要件、貯金なども反映する、これは、居住費、食事費のほうなのですけれども、そういうことがありました。

したがって、こういう法改正の影響もこの利用の中には、利用を控えるということなのですが、影響があったのかどうか、どのように押さえてらっしゃいますか。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 法改正の中で利用を控えているのかというご質問だと思うのですが、一つは未利用者全体では 352 人ということなのですが、ひとつ全く使っていないという方は、現時点では把握できていないのですが、一つは、というのは介護拒否という方も中にはいらっしゃいまして、認知が進んでいる中でうまくサービスが繋がっていないという方もいらっしゃるの事実であります。

ただ、要支援 1、2 の方につきましては、特に住宅改修を目的に認定を受けて、住宅改修、手すり等をつけながら、在宅で生活をされているといった方がほとんどであります。

また、要介護 1、2 の方についても、そういった方が多く見られております。

また、4 とか 5 とか介護度が高い方については、ほとんど入院という形でありまして、4 と 5 の中でサービスが使われていないという方はいないという状況であります。

また、法改正の中で、2 割負担の方が現在では 107 人いらっしゃいますが、その中ではやはり高額介護というのがありますので、そういった中を適用されながら、限度額 4 万 4,400 円という中でサービスが使われているということになります。

また、食事、居住費の限度額の認定者数につきましては、2 月末現在で 326 人で、これにつきましては昨年から 8 人ほどふえております。ただ、実際に預貯金、資産が多くて対象外となった方は 7 件いらっしゃいます。

以上であります。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12 番（中橋友子） 認識が違ったら言っていただきたいのですが、例えば手すりなどでリフォームされたという方も、この 1,281 人の中に含まれるのではないのでしょうか。

私は、法改正があった問題点とあわせて、その利用していない 21.6%をどのように見てられるのかという質問だったのですけれども、この 21.6 の中にリフォームや何かの人たちも入っているということではないですよね。どうでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 利用されている方の中にも住宅改修されている方もいらっしゃいますし、実際この未利用というのは、12 月分の給付で見た関係でありますので、申請されたとき、過去何年かもあるのですが、その際は住宅改修されておりまして、現在、在宅サービスは使われていないという状況であります。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12 番（中橋友子） わかりました。

計画の中で、幕別町の第 5 期計画の中の利用の状況、位置づけについていうのがありまして、そういう中では、今、お答えいただいた内容がおおむねその計画どおり推移してきているのかなというふうに思います。

ただ、介護総額、これ一番最後に金額が出ていましたけれども、その給付総額そのものはもっともっと大きく、今、町長 1 年 21 億円と言いましたけれども、計画の中では 3 年間で 71 億円でしたから、それを計画から比べたら、やはり利用は少なかったのかなというふうに押さえました。

実際に不自由を来している、使いたくても使えないという状況でなければ、問題はないと思うのですが、再確認いたします。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 今年度の見込みとして 21 億円ということでありまして、その計画との差につきましては、要介護認定者数が当初 3 年間で 100 人ずつ伸びるという計画を組んでおりましたが、これは現実的にいきますと、この 2 カ年で 200 じゃなくて 100 と、おおむね半分の認定者におさまっていると。これは一つの、健康な方がふえたというふうに捉えるべきかどうかなのですが、そういった面で 200 に対して 100 人の伸びという部分が、給付の伸びがちょっと落ちているという状況にあります。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12 番（中橋友子） その落ちている理由が、使いたくても使えなかったというのでなければ問題はないと、ここの確認なのです。

実際に、認定は受けたけれども認定だけ受けて、安心料というのも変ですけどもね、それでいいのだという方もいらっしゃると思うのです。そういう意味も含めて、この利用できていない 21.6%の人たちは、それぞれが思うような介護制度の中で、矛盾を来さないで生活されていらっしゃいますね。その確認です。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 言葉が足らなかったのですが、基本的にはそのサービスを利用される方、家族の意向をもちまして、その方が適切な介護をもとに重度化ならないようなことが基本でありまして、希望されるサービスが使われているという状況にあります。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12 番（中橋友子） わかりました。

施設のほうで利用できない状況については、次の質問で伺いますので、在宅介護については理解をします。

さらに、この項目でお尋ねいたしました総合支援事業について、いよいよ 4 月から始めるわけですが、1 点だけお伺いいたします。

この事業が要支援の 1、2 の方に対して、ことしの 4 月 1 日から幕別町が事業ということで実施されていきます。住民の皆さんに対する周知はどの程度進んでいるのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 住民への周知ということなのですが、一つは住民説明会を行ったのですが、ここはなかなか時間帯のこともありまして、参加者が少なかったということです。

それと、要支援１、２の方につきましては、個別にこういったことで制度が変わりますということ
は通知申し上げたのと同時に、ケアマネジャーを通してこの制度が理解されるよう説明してきたところ
であります。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12 番（中橋友子） 住民の説明会というのは、何カ所で何人されて、丁寧に行われたのかどうか伺い
ます。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 住民説明会ではありますが、１月に札幌地域、幕別本町地域、忠類地域で開催
しておりまして、札幌地域で行った際、雪が降った関係もありまして、参加者６人ほど、幕別地域も少
なかったのが６人ほどなのですが、忠類が１５人ということでありました。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12 番（中橋友子） 介護保険、定着はしてきているものの、制度が変わるたびに、一体自分はどうい
う形で利用できるのかというそういった疑問や不安は、特に高齢者の方に多くあると思います。機会
があれば、さらにこれは取り組んでいく必要があるのではないかと思います。

それと、全部合わせて、６人、６人、１５人ということですから、その説明会、そして住民の方から
も意見をお伺いしたと思うのですが、そういった中で、新しい制度に対する不安であるとか、
あるいは特に私たち心配するのは、ボランティアに委ねていくということで、これまでの専門のヘル
パーさんとは違うということがあって、なかなか依頼しづらいという、利用しづらいという、まだス
タートしていませんからね、そういう不安の声が寄せられています。そういったことはなかったでし
ょうか。どう対処されますか。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） ４月から移行する分につきましては、既存の訪問介護、通所介護ということ
になりますので、これにつきましては今までどおり、問題なく使えるということは丁寧に説明させてい
ただきました。

それと、この総合事業につきましては、多様なサービスが創設できるということもありますので、
その際には、きちんとした中で適正なサービスが行われるよう取り組んでまいりたいということも、質
問があったことに対しては答えたところであります。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12 番（中橋友子） スタートが肝心だと思いますので、今後とも住民の皆さんに理解していただける
手だてをとりながら進めていただきたいというふうに思います。

次に、２番目の所得に応じて入所できる施設についてお尋ねをいたします。

るご答弁をいただきました。

特養ホームの入居者、あるいは老健、そして高齢者サービス住宅などのそれぞれの入居状況がお答
えいただいたところなのですが、住民の皆さんから一番私どもに意見が寄せられるのは、やは
り入所したいときに、入所を必要とするときに、なかなかすぐに入るといった環境にはないというこ
とが一つ。それから、いいですよと言ってもらっても、経済的な負担ができないということで、入所
を見合わせる現状、こういった声が寄せられます。

そこで、今回お尋ねした中では、特養ホームあるいは老健の待機者につきましては、特養ホームと
地域密着型の３カ所で１０２人ということでありました。そのうち、実際には病院に入院されていたり、
他の施設に入っていられる方もいらっしゃるのだということでありますけれ

ども、しかし、入所を待っている状況には変わりはないというふうに思います。

また、この計画のスタートのときの見込みなのですけれども、第6期計画がスタートするときの待機者は87名でありました。要介護3以上ですね。今回は102名ということでありますから、それぞれの家庭でいらっしゃるの少ないと言いつつも、待機者はふえているという現状にあると思います。その辺はどのように認識されているのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 待機者につきましては、待機されながらも入所されていることもありますので、その都度、数字は動いている状況にあります。

議会の都度、待機者については報告申し上げておりますが、前回から見ますと、待機者、若干減っていると。ただこれは、本当にその都度動くということもありますので、前回から見ますと若干減っているということなのですが、これがこのままこの数字を維持できるかどうかというのは、全く今のところはわからない状況であります。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） ここに2015年のビジョンのときに示された資料があるのですが、その時点では待機者は16、施設はいろいろこのときには特養ホーム、グループホーム、16施設あったのですが、87人というふうになっています。ふえているのではないのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 今、議員おっしゃっていただいたのは、要介護3以上ということの87名なのですが、今回答弁で申し上げたのは、要介護1から含めての102人ということであります。

要介護3以上でありますと、83名が要介護3以上の方で待機されているという状況になります。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） そうしますと、このときの資料は、3以下は記入されていないのですが、そういったことも含めて、全体としては、この間にサテライト型も含めまして29床の3カ所ふえるということもありましたので、幾分か解消に向かったのではないかとこのように理解はするところなのですが、しかし、81室ふえて、しかも待機者はそんなに変わっていないということであれば、やはり施設の、ここでも十勝圏と相談して云々ということでもありますけれども、必要性はこの時点でも高いのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 施設につきましては、第7期に向けて、4月にサービス参入意向調査を実施いたします。その中で、次期の施設について示されるものと思っております。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） それで、どういう施設がいいのかということになっていこうかと思います。お答えいただきましたように、特養であるとか、あるいは老健施設であるとか、地域密着型であるとか、これは満室ですね。そして、収入に応じて料金が設定されて入所できる。つまり、所得の高い方も、所得の低い方も入所のできる条件がある。したがって、そこが満室になっている。一方、同じように比較はできないのですが、サービスつきの高齢者住宅、これは最近では新しいところ、西町に建ったものが、100人の定員に對しまして実際は84人、町民の方は16人しか入居されていないという現実であります。

この施設が、実は第6期総合計画をスタートする前に、こういった高齢者サービス住宅の建設の予定の計画が、当時の民生常任委員会、議会に示されて、そのときにこういった施設ができることによって、介護保険料に跳ね返っていきますかという問い合わせに対して、跳ね返っていくと、料金、そのとき第6期のスタートは5,150円だったのですが、一つの施設で30円程度ふえていくんだということでありました。

したがって、こういう施設、皆さんも介護保険料を払って負担をするのだけれども、しかし現実には待機者があっても空いている状況は解消されない。なぜかという、入居料が高いから入れないと

ということなのですよ。これは明らかに矛盾だと思います。

したがって、これからの施設の整備のあり方については、こういう問題が解消できる方向で取り組むべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 町内の100人の施設につきましては現在16人ということなのですが、町外にも有料老人ホームがありまして、今、12月現在でいきますと22名の方、あわせて38名の方が有料老人ホームに入られている状況にあります。

それと、確におっしゃるとおり、このサ高住、有料老人ホームにつきましては、食事、居住費、その他管理費というのがありますので、介護サービス含めると大体15万ぐらいということになりますから、特別養護老人ホームと比較いたしますと、やはり負担が大きいということは間違いないことだと思っています。

ただ、7期計画におきましては、やはり在宅でサービスを受けられない方もいらっしゃいますので、やはりこういった施設も必要と考えておりますし、有料老人ホームにつきましては、社会福祉法人しか設置できないというちょっとつらい面もありますので、7期においてはどこが特別養護老人ホーム、設置していただくところはないかという期待は持って調査をかけたいと思っております。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） 私も期待したいと思います。

でなければ、こういった収入のことは何回も申し上げてきたのですが、現在、国民年金平均受給額というのは1カ月4万9,000円、厚生年金でありまして女性の場合ですと11万円。今、課長お答えいただいたサービスつき高齢者住宅は15万円、もう到底入れないのです。ご家族がいらしたらなおのこと入れないという現実です。

社会福祉法人がやっていて、何らかの支援策がとれば、ああいった施設にも、町の人たちもいろいろな条件が、経済的な条件がありながらも入居できるのだらうと思うのですが、そういうものが一切ない。そうすると、やはり介護保険料に建設の施設運営のためのそういった費用は、町民の皆さん、被保険者の皆さんに負担はいくのだけれども、使えないということは現実です。

特養ホームなどの期待というお答えでありましたから、大いにそこは期待させていただいて、現実に見合った施設が、幕別町の中できちっと確立されるよう求めたいと思います。

お答えいただきます。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（境谷美智子） おっしゃっていただいたとおり、私どもも次期計画に向け、町民の方が安心して入れる施設を検討してまいりたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） もう一点、施設の必要性で言いますと、今は施設に入っていない以外の人たちで待っているのは6人、2人ということですが、こういった施設を待っている人の家庭の状況というのは、やはり悲惨なのですよ。

もちろん、在宅でいろいろなヘルパーですとか、活用させていただいてやるのですが、多くが老老介護であったり、特に認知症の対応であったりすると、本当に家庭の、家族みんなが疲弊していくというような現実があります。

以前は、さらに地域との関係がありまして、地域総合の協力の中でということ、時代もありましたけれども、逆に介護保険制度が確立する中で、事業者とそこご家庭というような形で、分断という言い方はちょっと言い過ぎですが、そういった横の関係が築きづらくなっている面もありまして、そういう点では本当に一刻も早く解決すべきことだというふうに申し上げて、次に行きます。

介護事業所の人材不足の問題について伺います。

人材不足のことにつきましては、実態の調査はされていないということでもあります。この問題は、いろいろな要因が考えられるところではありますが、町内の施設からも、あるいは管内の施設からも一

齊に人材不足、人を雇いたくても雇えない、ヘルパーさんに来ていただきたくても来ていただけないという声がたくさん聞こえてきます。全国的な課題になっています。

なぜそういうふうになっているのか。介護に従事する資格を有する人が少ないのかということであれば、そういうことでもありません。突き詰めていくと、やはり厳しい仕事の労働環境、そしてその割には保障されない賃金形態、これが浮き彫りになってきています。

私も、町内の事業所のことについて、つぶさに調査はできませんでしたが、全国的な労働の実態ですとか、施設の状況が調査されてまとめた、公益財団法人介護労働安定センターというところが、平成 26 年の介護実態について調査を行い、公表しております。

それを見てみますと、本当に驚くべき実態がありまして、まず、人材不足と答えている事業者が、全体の 61%に及んでおります。その理由としては、採用が困難 71%、離職率が高い 16%、経営が成り立たないというようなことがつながっていきます。

なぜ人材が雇えないのか、なぜ採用が困難なのかということに入っていくのですが、明確に答えています。「今の介護報酬では、人材の確保、定着のために十分な賃金は支払えない」こう答えられた事業所 49.8%に上っています。また、「経営が苦しく、労働条件や労働環境、改善をしたくてもできない」という答えも 30%に上っています。

一方、介護そのものに携わる労働者のほうから調査したのも、日本医療労働組合総連合の中で発表されているのですが、やはり条件が厳しいということが浮き彫りになっています。特に施設職員、昼夜 2 交代というのが 9 割。ですから、普通、看護師さんたちも 3 交代というのが、8 時間、8 時間ですから、そうですね、2 交代が 9 割という現状です。そのうち 6 割以上が連続勤務、休暇をとれないでやっていくというような状況にあります。これ、夜勤の日数については、法的な制限はないのですよね。こんな現状も、今回、調査する中でわかりました。

夜勤などをしますと、朝出勤してずっと、夜勤続くのですけれども、仮眠の時間も与えられているのですけれども、介護施設というのは、やはり認知症の方たちの対応が多いですから、きちっと休むということは、ずっとナースコールで呼ばれるというような状況で、こういう現状があるものですから、なかなか資格を持っていたとしても、そこに長く勤めていることができない。離職率というのも出ているのですけれども、勤務 3 年未満で 74%ということでもあります。本当に厳しい条件。これは施設のほうですね。

訪問系もそうなのです。訪問も大体非正規労働者が 82%が時間給なのです。このうち、大体女性が携わっていて、女性が 90%。この人たちの施設も含めての介護労働者の平均賃金というのは、施設も全部入れると平均は 20 万 8,000 円ということが出ているのですけれども、全産業の平均労働賃金というのは、29 万 9,600 円。だから、10 万ぐらい少ないのですよ。

そして、こういう厳しい労働条件の中で仕事をしなくてはならないので、頑張っても頑張っても、熱意はあっても途中でギブアップしてしまう、離職せざるを得ないという現実であります。

きのうも地元の新聞に、希望を持って介護の仕事につくという若い方 3 人紹介されていて、胸打たれるものがあつたのですけれども、ああいうふうに福祉の仕事に従事したいと。従事されても、感謝されることが本当に喜びにつながるというようなことで、希望を持って入っていくのだけれども、現実はこちらのことを、やっぱり私は、幕別町で直接事業を営んでいるわけではありませんけれども、民間でありますから、町長が言われるように、それは国や道のことだと、私もそう思います。だけど、それだけではもう待てないような、だって今でも 6 割不足しているというわけですから。

ですから、声を上げていく中に、こういった介護現場で頑張ってもらっている方たちの声を上げて、待遇改善に持って行くその仕事も、やっぱり町長としてはしっかりと受けとめてやっていく必要があるのではないのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） この要望については、もう何年来、繰り返し繰り返し北海道町村会も、全国町村会も上げていまして、しっかりまず、国がお金を出してください、そして介護報酬も上げてくださ

い、でないと事業所はやっていけないということなのですね。

その辺の待遇改善について、継続して要望してきているわけなのでありますけれども、私も、町内で実態調査がなされていないのではっきりしたことは申し上げられないのですが、聞くところによれば、介護の事業所と医療法人が選択肢としてあった場合に、やはり大きな医療法人のほうに行ってしまうと。しかも正職員で雇ってくれるのだと。そんなことがあって、どうしても身分と賃金と、それをはかったときには、どうしても介護施設ではなくて医療法人のほうに流れていってしまう。結果として、慢性的な人手不足になっているのだということでもあります。これ、まずは、国に対してしっかり継続的に要望していくことが大事であります。

それともう一つは、十勝圏の中の共通した課題でもありますので、ここはやはり一つの町だけが好条件を出して来てくれたとしても、それは自分のところだけがよければいいという話になるわけで、十勝全体の共通の課題でありますので、そこは定住自立圏の中での課題としても上げておりますので、十勝全体の中でしっかり取り組むべきだというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12 番（中橋友子） ぜひ、力を入れて取り組んでいただきたい、このように思います。

十勝的な課題というの、全く私もそのとお리だと思います。

実態調査にも取り組まれるというふうにお答えいただいておりますので、ぜひこのことも早急に手がけていただきたい。

質問は最後に入ります。

こういった現状で進んできた介護保険制度、いよいよことは第6期の最終年度になり、新しい計画に入っていきます。

お答えの中では、既に2月に諮問委員会にかけられたということでもありますから、この1年間で今までの積み残しという言い方も変かもしれませんが、目標の総達成と、それから状況を明確に掌握した上で、第7期に臨んでいくということが一番大事な仕事になってくるというふうに思います。

それで、そういったときに、まだまだここではいろいろな基礎的なものを積み上げて計画に反映させ、さらにそういったものを総合的に見て、介護保険料等が決まっていくということで、これは当然のことだと思います。

私、この間の介護保険、今後、積み立てた総量をどう見ていくかということが、かなめになっていくのだろうなというふうに思って見ておりました。介護保険料は、ご承知のとおりスタートのときには、幕別町 3,033 円でありました。2期目のときに引き下げになりまして、これ 2,950 円。3期からずっと値上げしてきて、今日の 5,150 円になっているのですよね。

当然、先ほど言ったように、施設も整備されてきましたし、いろいろな体制もつくってききましたから、いろいろ議論をしながらも、ここまで来てしまったという現実なのですから、私はここでまず、この3年間の介護を必要とする人をどう見るか。人数ですよ。これは、高齢化率、今 30%を超えまして、申請する人の2割は利用するというので、今、進んできていますけれども、今後どうなるのかということがあります。

まず、利用者そのものは、2025年までは団塊の世代が高齢者になるからということで、ふえていくことになるのだとは思いますが、しかし、幕別町が平成27年に策定いたしました「地方創生人口ビジョン」というのを見ますと、高齢者の数はそんなに多くなっていないのですよね。2025年のピーク時でも8,069人、今の計画の見込みのときも8,000人を超えていますので、これは数字的には大して変わらない。

ですから、確かに若い方が少なくなっているのです、高齢化率は上がります。ピークのときには34.08%、これ2045年ですけどね、なっていますけれども、しかし高齢者の数そのものは微増でいくのだけれども、もう8,000人に近い8,000人でずっと推移していく、さらに下がっていくという状況になろうかと思います。そうしますと、介護の必要とする人数も今とそんなに多くは変わらない。

そして、施設も今のような利用できない施設というのは、これは事業者の関係もありますから、頭

からだめということにはなりません。ただ、町民が必要とする施設にシフトをしていくというようなことを考えていけば、そうそうたくさんふやしていなくても、特養あるいは地域密着型だけを考えると、多くなっていかないのかなというふうに思います。

そんなふうに考えていけば、事業の項目もこれから選定されていくとは思いますが、一番基礎数字になる利用人数は、そんなにふえていかないこと、施設もそんなにそんなに多く必要としていかないことなどなど考えていけば、保険料等についても、あるいは事業費全体についても、そう高くなっていかないのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 一つは、やはり要介護認定者の伸びと利用者の状況によって、大きく給付が変わっていくということがあります。

それと、やはり町長答弁でも申し上げたとおり、第1号被保険者の保険料率、これが平成12年に始めたときは17%になりまして、3年ごとに1%上がりまして、第6期は22%。これは40歳以上の被保険者全体の占める割合が大変重要になりまして、第7期につきましては、今のところ上がるのか維持されるのかは全くわからないと、こういったところも保険料に相当影響が出ると考えております。

人口ビジョンにおける高齢者の伸びは、2025年に8,000ということなのですが、現実的には、今もう8,000を超えているという状況にありまして、この被保険者の数によっても、保険料が変わっていくと。薄まると言いますか、そういうことがありますので、今の段階では保険料はどうなるかというのは、確かに明言はできないということもありますので、そこはご理解いただけたらと考えております。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） 明示は無理だと思っています。

ただ、やはりこういった一つの意見としてありますので、その辺も勘案して保険料の負担を極力下げるという方向でいていただきたい。

と言いますのは、町にだけ求めるのではなくて、私たちも国にも求めていかなくてはならないと思うのですが、今後の介護保険制度の改定の予定というのが軒並みありまして、例えば、今、利用者の2割負担、これは一定の所得、ひとり暮らしですと年金収入で200万円とかあるのですが、これは関係なく全利用者2割負担が予定されています。そして、新年度から要支援の1、2が地域事業になったのですが、今度は要介護の1、2も、つまり4段階ですよ、これを地域支援にしていく。それから、金融資産の保有状況、これもさらに利用料に跳ね返していくということが、既に計画案として、案ですけど出されています。

こうなってくると、本当に保険料は上がるわ、利用料は上がるわ、使いたくても使えないわということが目に見えてくるのですよね。

こんな現状がありますので、保険料の算定については、本当に意を用いていただきたい、そのように思います、どうでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） この場で保険料は上げないとか、下げますとか言えるのであれば、よっぽど楽かというふうに思うのですが、やはり先ほど課長が申し上げましたように、しっかりとやはり精査をした上で出さなければならないわけでありまして、今の段階では希望的な観測は申し上げられませんので、しっかりとまずは数字を精査した上で、見込んだ上で、保険料を算出するというように努めてまいりたい。

それとあと、低所得者対策と言いますか、段階もどうするかというのが一つあるかと思うのですね。なるべく低所得者に負担がかからないような配慮もしなくてはならないなというふうには思っているところであります。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） ぜひ、無理な質問と思いつつも、現状はやはりお伝えしないと、これから計画立てられることでありますから、その思いでお尋ねをしています。

低所得者に対する軽減もしっかりとお示しいただいたように取り組んでいただきたいというふうに思います。

私は、「社会で介護を支える」という理念のもとにスタートしたということで、みんなで高齢者が住みなれたところで安心して過ごせるようになることは理想だと思っています。しかし、今申し上げましたように、法をつくったのは国であり、その仕組み、いろいろな例えば利用料が倍になっていくとかそういうことも国が決めてくるわけですね。ですから、町としての限界はあるのですけれども、この国の決め事が、第1質問で申し上げたように、だんだん介護を遠ざけていくようになっていっている。

今、その結果さらに何が出てきているかといいますと、これは先月の2月21日、新聞報道にあったものなのですが、政府が今、規制改革推進会議というのを設置して会議を進めているのですけれども、ここではもう厚労省に対して介護保険については、保険で介護を受けられるものとそれ以外とを区別して、つまり医療で問題になっているような混合医療、これを混合介護でやりなさいという提案が出されているということですから、もう本当に保険あって介護なしだなというふうに思いますが、そういった現状もありますので、やはり地域全体で介護がしっかりと築かれるためには、国に対して必要な意見を上げていくということに尽きるのではないかと思います。

見解があればお答えください。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは、全国どこの市町村も共通の願いでありますので、そこは本当に各首長が力を合わせて国に対して要望してまいりたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

これで、一般質問を終結いたします。

この際、15時25分まで休憩いたします。

15：11 休憩

15：25 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

「付託省略」

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

日程第3、議案第19号から日程第11、議案第28号までの9議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、議案第19号から日程第11、議案第28号までの9議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

〔議案審議〕

○議長（芳滝 仁） 日程第3、議案第19号、幕別町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第19号、幕別町個人情報保護条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の1ページ、議案説明資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆる「番号法」の一部改正に伴い、独自利用事務の情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携に関する規定が整備されましたことから、所要の改正を行うものであります。

議案説明資料の1ページをごらんください。

以下、条文に沿いまして、ご説明申し上げます。

第2条につきましては、定義について規定したものであります。

第6号の情報提供等記録につきましては、情報提供ネットワークシステムを使用して、マイナンバーが含まれている個人情報、いわゆる「特定個人情報」がどの機関の間で情報の照会や提供をされているかを記録しているものでありますが、番号法の改正により、市町村独自で特定個人情報を利用する事務においても、その情報を利用した記録も定義に含めるものであります。

第15条につきましては、自己に関する保有個人情報の利用停止等請求権の事由について規定したものでありますが、番号法の引用条項の番号が改正されたため、「第28条」を「第27条第1項」に改めるものであります。

2ページをごらんください。

第18条につきましては、情報の開示・訂正請求等に対する決定について規定したものでありますが、情報提供等記録を訂正した場合における通知として、番号法の規定に基づき、総務大臣、情報を照会した者または提供した者、独自利用事務を行う上での情報を照会した者または提供した者についても行うことを規定するとともに、文言の整理を行うものであります。

議案書の1ページをごらんください。

附則についてであります。この条例の施行期日を番号法の改正となる施行期日と同じ平成29年5月30日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○12番（中橋友子） なかなかご説明いただいただけでは中身がわからないものですから、質問させていただきます。

この条例改正によって、具体的にマイナンバーにかかわって幕別町の事務処理がどんなふうに変わっていくのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 総務課長。

○総務課長（武田健吾） 今回の改正は独自利用にかかわる情報提供と記録、これにかかわる改正でございますが、現在、各自治体間の情報提供が平成29年の7月からやりとりができるようになります。

それに際しての独自利用についてであります。本町につきましては、この29年の7月から独自利用を実施するものではありませんので、当面の間は特別この改正に伴う独自利用というのはございません。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） では、いつから利用されるようになるのですか。

○議長（芳滝 仁） 総務課長。

○総務課長（武田健吾） 29年の7月の次がタイミングがありまして、30年の4月からというタイミングがあるのですけれども、それにつきましては、それぞれ独自利用ができる業務になっている原課において、担当課において、現在、検討を進めているところでございます。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） 具体的な担当課と市町村間で情報を交換し合うという事務は、具体的にはどういふことがあるのでしょうか。

例えば、今まではマイナンバーの前は住基ネットでありましたけれども、市町村を超えて個人が活

用する場合はありました。今は全くそれとは違う事務のことなのだろうと思うのです。具体的にどの
中で、どんな仕事を進める上で他町村と情報を交換し合って、平成 30 年からこれを実施に向けるのか
伺います。

○議長（芳滝 仁） 総務課長。

○総務課長（武田健吾） まずは 29 年の 7 月から情報提供できるもの、これはもう番号法の規定によっ
て行われる業務でございますけれども、情報のやりとりがされるのは地方税関係でございます。

例えば、児童手当法による児童手当に係る業務、また住民票に係る業務、例えば児童扶養手当にか
かわる業務ですとか、あと健康保険法にかかわる業務、これは独自利用という規定ではございません
ので、番号法の定めによって情報の照会があれば情報を提供するというのが、これが平成 29 年 7 月
から行われます。

あと、独自利用につきましては、例えばでございますけれども、子供医療ですとか、そういった保
険業務も独自利用できることになっておりますし、また、公営住宅にかかわる業務、これにつきまし
ても、独自利用できることになっておりますので、それぞれそういった担当課のほうで現在検討を進
めているところでございます。以上です。

○議長（芳滝 仁） ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 20 号、職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例及び日程
第 5、議案第 21 号、幕別町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の 2 議件を一括議題
といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 20 号、職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例
及び議案第 21 号、幕別町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、一括し
て提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 2 ページ、議案説明資料の 3 ページをお開きいただきたいと思います。

これら 2 件につきましては、児童福祉法の改正に伴い、養子縁組里親の定義が新たに規定されたこ
とから、所要の改正を行うものであります。

初めに、議案第 20 号、職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例についてで
あります。

議案説明資料の 3 ページをごらんください。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第 8 条については、職員が育児または介護をするために早出遅出勤務の請求をした場合に、当該職
員に対して早出遅出勤務をさせることを規定したものであります。

第 1 項では、育児の対象となる子に関して、「養子縁組を希望する里親」が児童福祉法の規定で「養
子縁組里親」という定義に改められたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

第 2 項は、第 1 項の改正に伴う読みかえ規定の整理を行うものであります。

議案書の 2 ページをごらんください。

附則についてであります。この条例の施行期日を平成 29 年 4 月 1 日からとするものであります。

次に、議案第 21 号、幕別町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてでありま

す。

議案説明資料の 5 ページをお開きください。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第 2 条の 2 については、育児休業の対象となる子の範囲について規定しているものでありますが、児童福祉法の改正に伴い、1 点目としては、「養育里親」の定義となる引用条項の番号について、「第 6 条の 4 第 2 項」を「第 6 条の 4 第 1 号」に改めるものであり、2 点目としては、「養子縁組を希望する里親」が「養子縁組里親」という定義に改められたことに伴う所要の文言整理であります。

議案書の 3 ページをごらんください。

附則についてであります。この条例の施行期日を平成 29 年 4 月 1 日からとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 20 号、職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 21 号、幕別町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 22 号、幕別町嘱託医師等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 22 号、幕別町嘱託医師等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 4 ページ、議案説明資料の 6 ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、今後、町の産業医の担う役割が重要化及び拡大化することに伴い、新たに報酬及び費用弁償を支給すべく所要の改正をするものであります。

町では、ストレスチェック制度が義務化されたことに伴い、今年度において、町職員に対しストレスチェックを実施いたしました。

その結果、ストレスを抱えている職員が見受けられたことから、今後、ストレスチェック実施者及び高ストレス者の面接希望者に対して、産業医が面談等による指導の役割も担っていただくこととなるため、産業医の役割が重要化及び拡大化するものであります。

また、これに合わせて報酬額及び支給期日につきまして、日額、月額及び年額ごとに明確化すべく所要の改正をするものであります。

議案説明資料の 6 ページをごらんください。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第 3 条につきましては、報酬の支給について規定したものであります。

右側の改正後の第 3 条第 1 項につきましては、報酬の支給日について規定するものであり、第 1 号

では日額で報酬を支払う者には、職務従事後に支給し、第2号では月額で報酬を支払う者には、その月末に支給し、第3号では年額で報酬を支払う者には、年3回に分けて、8月、12月、翌年4月の10日までに支給するとするものであります。

第2項につきましては、月途中及び年途中に嘱託医等になる者における報酬の支給について規定するものであり、月額で新たに報酬を支払う者にはその日から、年額で新たに報酬を支払う者にはその月から支給するものであります。

第3項につきましては、月途中または年途中に退職等となる者における報酬の支給について規定するものであり、月額で報酬を支払う者には退職する日まで、年額で報酬を支払う者には退職する月まで支給するものであります。

第4項につきましては、第2項及び第3項における報酬の計算について規定するものであり、月額であれば日割、年額であれば月割とするものであります。

7ページをごらんください。

別表になりますが、医師等の嘱託区分ごとに、報酬額及び費用弁償額を規定しております。

この表の最下段に、産業医として新たに項目を追加し、報酬は月額2万5,100円、費用弁償は町長相当額とし、日当を650円とするものであります。

議案書の4ページをごらんください。

附則についてであります。この条例の施行期日を平成29年4月1日からとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第23号、幕別町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第23号、幕別町税条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の5ページ、議案説明資料の8ページをお開きいただきたいと思います。

現在、電気自動車や燃費性能等のすぐれた軽自動車の新車に係る軽自動車税の税率に関しては、取得した日の属する年度の翌年度分の税率が軽減されるという、いわゆる「グリーン化特例」が講じられているところでありますが、このたび平成28年度税制改正により、この適用期限が1年延長になったことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案説明資料の8ページをごらんください。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

軽自動車税の税率の特例については、条例附則第16条にて規定しているところでありますが、第2項から次のページになりますが、第4項までの条文におきまして、適用期限が1年延長となるように文言整理するものであります。

議案書の5ページをごらんください。

附則についてであります。

第1条につきましては、この条例の施行期日を平成29年4月1日からとするものであります。

第2条につきましては、軽自動車税に関する経過措置について規定するものであり、平成29年度分

の軽自動車税について適用するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第24号、幕別町手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第24号、幕別町手数料条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の6ページ、議案説明資料の10ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、第1点目として戸籍法施行規則の改正により、戸籍謄本等を信書便で送付することが可能となりましたことから、所要の改正を行うものであり、第2点目として、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」、いわゆる「建築物省エネ法」等の改正に伴い、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等に関して所要の改正を行うものであります。

議案説明資料の10ページをごらんください。

初めに、第1点目についてであります。

第3条につきましては、謄本、抄本、証明書等の送付について規定しているものでありますが、戸籍法施行規則の改正に基づき、郵便のほか信書便により戸籍の謄本、抄本、証明書等を請求することができることとなりましたので、所要の改正を行うものであります。

次に、第2点目についてであります。

各種の手数料については、別表の中で、「手数料を徴収する事務」の区分ごとに、「手数料」の「名称」「金額」及び「徴収時期」を定めております。

初めに、番号51の「低炭素建築物新築等計画認定申請手数料」についてであります。

一つ目としては、建築物省エネ法の規定に基づく調査機関が廃止されたことに伴う関係文言の削除、そして住宅以外の建築物についての技術判定を行う判定機関が設けられたことに伴う新たな規定の追加であります。

10ページから14ページにかけての改正内容のとおりとなります。

二つ目としては、13ページの改正条例の上から6行目をごらんいただきたいと思います。、「(2)当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能をモデル建物法」、この後以下括弧書きを17行飛ばして、「で計算して認定を申請する場合」の認定申請手数料について、新たに定めるものでありまして、結果として、このモデル建物法の方法を使って申請する場合は、手続が省力されるので割安となるという内容でございます。

14ページをごらんください。

次に、番号52の「低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料」についてであります。番号51と同様の内容でとなります。

17ページをごらんください。

次に、番号53の「建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料」についてであります。

番号51と同様に、「調査機関」に係る文言の削除及び「判定機関」に係る規定の追加、さらに、建築物のエネルギー消費性能基準等を定める省令の改正に伴う関係条番号の繰り下げをするものであり

ます。

次に、20 ページの番号 54 及び 24 ページの番号 55 については、いずれも番号 53 と同様の内容であります。

議案書の 11 ページをごらんください。

附則についてでありますが、本条例の施行期日を公布の日からとするものであります。

ただし、別表の改正につきましては、平成 29 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 25 号、幕別町ふるさと寄附条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 25 号、幕別町ふるさと寄附条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 12 ページ、議案説明資料の 30 ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、幕別町出身のオリンピック選手の活躍が、町の活性化に大いに貢献していることを踏まえて、今後も優秀なアスリートを育て、スポーツを通じてまちづくりを推進していくことを目的として、ふるさと寄附を用いて実施する事業の項目に「未来のオリンピック選手を育てる事業」を追加するものであります。

議案説明資料の 30 ページをごらんください。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第 2 条につきましては、ふるさと寄附を用いて実施する事業について規定したものであります。

「未来のオリンピック選手を育てる事業」については、第 1 号及び第 2 号と同様に幕別町ならではの特色ある事業でありますことから、第 3 号として追加し、第 4 号以降は号の番号を繰り下げるものであります。

議案書の 12 ページをごらんください。

附則についてでありますが、この条例の施行期日を公布の日からとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 26 号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 26 号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は 13 ページ、議案説明資料は 31 ページをお開きいただきたいと思います。

平成 27 年度及び平成 28 年度における低所得者の介護保険料については、消費税増税分を財源として公費負担を行うことにより、介護保険料の軽減化を図っているところであります。

このたび、国では、消費税率の引上げが平成 31 年 10 月に延期されたことに伴い、平成 29 年度においても現行の第 1 段階の方への介護保険料の軽減を継続して実施することとしたため、本町におきましても同様の取り扱いとなるように所要の改正を行うものであります。

議案説明資料の 31 ページをごらんください。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第 7 条は、介護保険料率について規定したものでありますが、同条第 2 項に規定する第 1 段階の介護保険料の軽減措置を、平成 29 年度も引き続き実施すべく所要の文言整理をするものであります。

議案書の 13 ページをごらんください。

附則についてであります、この条例の施行期日を平成 29 年 4 月 1 日からとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 28 号、幕別町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 28 号、幕別町過疎地域自立促進市町村計画の変更につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

本日、追加でお配りしました議案書の 1 ページをお開きいただきたいと思います。

「過疎地域自立促進市町村計画」、いわゆる「過疎計画」につきましては、過疎地域自立促進特別措置法に基づきまして、過疎地域に指定された市町村が、地域の自立促進を図ることを目的に、必要な事業を実施するために策定する計画であります。

このたび、現行の過疎計画に登載されていない事業の追加及び登載事業のうち一部を、より適正な区分に移行する必要が生じたことから、同法第 6 条第 7 項の規定に基づき、過疎計画を変更するものであります。

議案書の 2 ページをお開きいただきたいと思います。

別紙として、「幕別町過疎地域自立促進市町村計画（変更）」について、表の左側から、「変更箇所」「変更前」「変更後」の内容を記載しているところであります。

初めに、今回、追加する事業についてであります。

「変更箇所」は、「7 教育の振興」についてであります。

表上段の変更後の欄をごらんください。

「（3）計画」に関してであります、自立促進施策区分 6 教育の振興の中の「事業名（1）過疎地域自立促進特別事業」における「事業内容」の一つとして、「修学旅行費支援事業」を追加するものであります。子育て支援策の拡大化を図る新規事業であります。

次に、区分を変更する事業についてであります。

「変更箇所」は、「9 集落の整備」についてであります。

表下段の変更前の欄をごらんください。

「(3) 計画」に関してありますが、「自立促進施策区分 8 集落の整備」の中の「事業名(2) 過疎地域自立促進特別事業」における「事業内容」の一つである「民間賃貸住宅建設促進事業」について、より適正な区分に位置づけるために、3 ページになりますが、変更後の欄の「事業名(3) その他」における「事業内容」の一つとして、そちらに移行するものであります。

この2事業につきましては、過疎対策事業債の対象とするためには、過疎計画への登載が必要となりますことから、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議決に当たりましては、あらかじめ北海道との事前協議が必要とされておりますが、今回、その事前協議に時間を要しましたことから、本日、追加提案とさせていただくものであります。

なお、北海道との事前協議につきましては、3月1日をもって協議を終え、異議がない旨の回答をいただいておりますことをご報告申し上げます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(芳滝 仁) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[休会]

○議長(芳滝 仁) お諮りいたします。

議事の都合により、明3月10日から16日までの7日間は、休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、明3月10日から16日までの7日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長(芳滝 仁) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は3月17日午後2時からであります。

15:57 散会

第 1 回幕別町議会定例会

議事日程

平成29年第 1 回幕別町議会定例会
(平成29年 3 月17日 14時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第 8 条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第 1 会議録署名議員の指名
5 内山美穂子 6 小島智恵 7 若山和幸
(諸般の報告)
- 日程第 2 報告第 1 号 専決処分した事件の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
日程第 3 報告第 2 号 専決処分した事件の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
日程第 4 発議第 1 号 幕別町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例
日程第 5 議案第29号 平成28年度幕別町一般会計補正予算（第11号）
日程第 6 議案第 1 号 平成29年度幕別町一般会計予算
日程第 7 議案第 2 号 平成29年度幕別町国民健康保険特別会計予算
日程第 8 議案第 3 号 平成29年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 9 議案第 4 号 平成29年度幕別町介護保険特別会計予算
日程第10 議案第 5 号 平成29年度幕別町簡易水道特別会計予算
日程第11 議案第 6 号 平成29年度幕別町公共下水道特別会計予算
日程第12 議案第 7 号 平成29年度幕別町個別排水処理特別会計予算
日程第13 議案第 8 号 平成29年度幕別町農業集落排水特別会計予算
日程第14 議案第 9 号 平成29年度幕別町水道事業会計予算
(日程第 6 ～日程第14 平成29年度幕別町各会計予算審査特別委員会報告)
日程第15 陳情第 2 号 「後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の維持・継続を求める意見書」の
提出を求める陳情書
(民生常任委員会報告)
- 日程第15の 2 発議第 2 号 後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の維持・継続を求める意見書
日程第16 議案第27号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第17 常任委員会所管事務調査報告（産業建設常任委員会）
日程第18 閉会中の継続審査の申し出（総務文教常任委員会）
日程第19 閉会中の継続調査の申し出
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

会議録

平成29年第1回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成29年3月17日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 3月17日 14時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)

議長 芳滝 仁

副議長 藤原 孟

- | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 板垣良輔 | 2 荒 貴賀 | 3 高橋健雄 | 4 小田新紀 | 5 内山美穂子 |
| 6 小島智恵 | 7 若山和幸 | 8 小川純文 | 9 岡本眞利子 | 10 東口隆弘 |
| 11 野原恵子 | 12 中橋友子 | 13 藤谷謹至 | 14 田口廣之 | 15 谷口和弥 |
| 16 千葉幹雄 | 18 乾 邦廣 | | | |

- 6 欠席議員

17 寺林俊幸

- 7 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 飯田晴義

教 育 長 田村修一

代表監査委員 八重柏新治

住民福祉部長 境谷美智子

建設部長 須田明彦

札内支所長 坂井康悦

会計管理者 原田雅則

糠内出張所長 阿部麗子

地域振興課長 小野晴正

副 町 長 川瀬俊彦

農業委員会会長 谷内雅貴

企画総務部長 菅野勇次

経 済 部 長 田井啓一

教 育 部 長 山岸伸雄

忠類総合支所長 伊藤博明

政策推進課長 山端広和

総 務 課 長 武田健吾

こども課長 杉崎峰之

- 8 職務のため出席した議会事務局職員

局長 細澤正典 課長 澤部紀博 係長 佐々木慎司

- 9 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

- 10 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

- 5 内山美穂子 6 小島智恵 7 若山和幸

議事の経過

(平成29年3月17日 14:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（芳滝 仁） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（芳滝 仁） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（芳滝 仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、5番内山議員、6番小島議員、7番若山議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（芳滝 仁） 次に、事務局から諸般の報告をいたさせます。

議会事務局長。

○事務局長（野坂正美） 17番寺林議員から本日欠席する旨の連絡を受けておりますので、ご報告いたします。

○議長（芳滝 仁） これで、諸般の報告を終わります。

[議案審議]

○議長（芳滝 仁） 日程第2、報告第1号、専決処分した事件の報告について及び日程第3、報告第2号、専決処分した事件の報告についての2議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 報告第1号及び報告第2号、専決処分した2件の事件の報告につきまして、一括してご説明させていただきます。

本2件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分を行いましたことから報告するものであります。

本日追加でお配りしました議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

専決処分第2号であります。議会の委任による専決処分事項の指定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解について、平成29年3月9日付で専決処分を行ったものであります。

理由につきましては、平成29年1月19日午前7時34分ころ、幕別町字明倫144番地先、町道美川明倫線において、スクールバス運行業務（美川線）の受託者が運行する美川線スクールバスが、走行中に運転を誤り路外逸脱し、同乗する児童及び生徒に損害を与える事故が発生したことから、これに対する損害額を相手方に賠償し、和解するものであります。

損害賠償額につきましては、8万8,453円とするものであります。

なお、5人の児童生徒のうち1人は医療機関での受診内容が異なるため、当該事件に係る和解等の手続を二つの案件に分けることとし、4人分を報告第1号、1人分を報告第2号としたものであります。

2ページになりますが、損害賠償及び和解の相手方につきましては、児童及び生徒4人の法定代理人である町内在住の男性であります。

損害賠償及び和解の内容につきましては、損害賠償として相手方に支払う額は治療費及び慰謝料とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申し立てを行わないものとするものであります。

続きまして、議案書の３ページをお開きいただきたいと思います。

専決処分第３号であります、議会の委任による専決処分事項の指定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解について、平成 29 年 3 月 9 日付で専決処分を行ったものであります。

理由につきましては、先ほどの専決処分第２号で説明いたしましたことと同様であります。

損害賠償額につきましては、8 万 5,223 円とするものであります。

４ページになりますが、損害賠償及び和解の相手方につきましては、生徒の法定代理人である町内在住の男性であります。

損害賠償及び和解の内容につきましては、損害賠償として相手方に支払う額は治療費、慰謝料及び通院費等とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申し立てを行わないものとするものであります。

なお、２件とも全国自治協会自動車損害共済に加入しておりますことから、損害賠償額につきましては、全額保険給付されるものであります。

また、児童及び生徒並びに運転者ともに特にけが等はなく、大事には至らず、運行業務に関しましても故意または重大な過失はないと認めるところでありますが、受託者及び教育委員会担当部署に対しましては、今後このような事故が起きないように、安全運転に留意し、事故防止に努めるよう指導したところであります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 報告が終わりましたので、２議件について一括して質疑を許します。

藤谷議員。

○13 番（藤谷謹至） 事故が起こったということは認識してございましたけれども、詳しい状況、路面の状況とかその辺がわかりましたら、もう少し詳しく説明していただきたいのですけれども。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（山岸伸雄） 1 月 19 日の状況でございますが、雪が降っておりまして、そのスクールバスが右側、町道のほうに入る際、路面が雪のために路肩の部分が大変すごい見えにくい状況であったということで、そのために運転者がその路肩の見誤りをし、バスが左側のほうの路肩から逸脱したというような状況でございました。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13 番（藤谷謹至） はい、状況はわかりました。

最近、アイスバーンになって、ブラックアイスバーンとか、そういう状況に朝とか夜とかなる状況があります。普通に走っていてもこれは滑る状況があるのですけれども、スクールバスの運行について、チェーン装着とか、そのような規定はどのようになっているのでしょうか。その辺をお聞きます。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（山岸伸雄） 運行業者においては、この当日、事故があった際にはアイスバーンの状態ではなかったということで、特段チェーンを装着しないで走行していた、この件でございます。

しかしながら、その後、路面状況が悪い日が多くなりましたことから、私どももいたしましても、この事故を教訓に、より安全な運行を行っていただくべく、運行業者に対しては適時路面の状況に応じてチェーンを装着し運行していただくようお願いしたところでございます。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○17 番（藤谷謹至） はい、わかりました。ただ、これはけが人がなかったから本当に幸いのことだったのですけれども、やはりスクールバスの運行には十分注意して教育委員会としては管理していただきますようによろしくお願いいたします。

○議長（芳滝 仁） ほかに質疑はございませんか。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） それでは、ほかに質疑がないようですので、以上で報告第 1 号及び報告第 2 号を

終わります。

[付託省略]

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

日程第4、発議第1号及び日程第5、議案第29号の2議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、日程第4、発議第1号及び日程第5、議案第29号の2議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（芳滝 仁） 日程第4、発議第1号、幕別町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

田口廣之議員。

○14番（田口廣之） 提出者の寺林議員がインフルエンザで出席することができないため、私から提案理由の説明を申し上げます。

発議第1号、幕別町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例であります。

議案をごらんください。

発議第1号

平成29年3月8日

幕別町議会議長芳滝仁様

提出者、幕別町議会議員寺林俊幸

賛成者、幕別町議会議員田口廣之

賛成者、幕別町議会議員千葉幹雄

幕別町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由を申し上げます。

幕別町議会では、平成26年3月に制定した幕別町議会基本条例が施行後1年を経過し、条例の目的が達成されているかどうかの検証を平成27年6月から行いました。

その際、議員定数については別に検討が必要であるとして、平成28年3月から議会運営委員会において議員定数のあり方について調査・検討を行ってまいりました。

これまでの約1年間、議員定数の削減を行った他市町議会との意見交換会の実施や、議会報告会あるいは町民の方々とともに議会のあり方を考える議会改革フォーラムを開催するなど、町民の意見も伺ってまいりました。

これまでの調査・研究や議会運営委員会などの議論の過程においては、議員定数を削減することのメリット、デメリットの確認や議員定数を考える上では、幕別町が忠類村と合併した町であること、市街地が三極化している状況にあること、議会においては委員会中心主義で議会を運営していることなどを考慮した上で望ましい定数を考えるべきとの意見が出されました。

しかしながら、議会運営委員会では、現状の20人を維持する意見と1人減員し19人とする二つの意見が出され、委員会として見解を統一することがかなわず、1月13日をもって議論を終結することになりました。

私たちは、近隣町村が議員定数を減員していることも考慮した上で、議会として多様な住民の意見

を反映し、十分な議論を行い得る最低限の人数にすべきであるとの考えに至りました。

それは具体的には、委員会の数はこれまでの総務、民生、産業建設の三つの常任委員会を維持し、それぞれの委員会を構成する委員の数は、討議できる最低限必要な6人とし、それにどの委員会にも属さない議長を加えると全部で19人となります。

厳しい地方財政の現状を考え、議会みずからが身を引き締める思いを込め、本町議会の議員定数20人を19人とするため、幕別町議会の議員定数を定める条例について所要の改正を行おうとするものがあります。

改正の内容をご説明いたします。

発議説明資料1ページの新旧対照表をごらんください。

本則中「20人」を「19人」に改めるものであります。

議案にお戻りください。

附則についてであります。この条例は、公布の日以降初めてその期日が告示される一般選挙から施行するものであります。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

発議第1号、幕別町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例に対する討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許します。

野原恵子議員。

○11番（野原恵子） 発議第1号、幕別町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例に対し、反対の討論を行います。

幕別町議会は、平成28年3月より議会基本条例の検証の一環として、第17条に規定する議員定数について、1年間にわたって総合的な観点から討論を重ねてまいりました。

そもそも各市町村の議員の定数は、地方自治法により自治体の人口規模で定められ、その後、法定上限数に改定された後、平成23年の地方自治法改正で法定上限数も撤廃され、自治体がみずからの責任で決めることとされています。

撤廃に当たっての理由は、地域主権の確立のためには地方機能の充実強化を図ることが必要であり、議会組織の自由度を高め、地方公共団体の裁量と責任を拡大するとされています。つまり、地方議会の役割である民意の反映、基本政策の立案、執行部の行政に対する批判、監視という機能を充実強化させるために、それぞれの議会が責任を持って十分な定数を確保すべきというのが改定の理由であります。

この視点に立つなら、今日の地方自治制度のもと、二元代表制の役割を執行機関と対等に果たしていくべき議会は、定数は基本的にはより多く、少なくとも現状は維持すべきであり、安易な削減は多様な民意の反映ができず、議会制度そのものの根幹を揺るがし、地域主権の弱体化を招くことになります。

このことは、議会運営委員会の1年間の取り組みの中でも明確に示されました。一連の取り組みで出された意見は、削減はメリットよりもデメリットが多いという意見が共通しており、具体的には、平成27年に定数を削減した音更町、芽室町との懇談では大きな変化はないとしながらも、議論の停滞や議員の多忙化など切実な意見が出されました。

議会報告会4会場の意見でも、「議員の数は多いほうが町民の声が届く。執行者に対してもよりチェック機能が働く」と意見が出され、幕別会場からは「定数問題は他町が減らしたからではなく、我が町は諸課題が山積みなので、これ以上の減数ありきの議論は望みません」、このような意見でした。

山梨大学法学部教授の江藤俊昭先生を招いての議会改革フォーラムでは、パネラーから「議員の数

が減ることは、それだけ自分たちの考えを伝えてもらう人の数が減ることで残念に思う」と削減に反対の意見が出されました。また、江藤先生は、「行政の改革は効率性を重視するが、それに対して議会改革は地域民主主義の実現である。住民自治をどのようにつくり出すかということから出発しなければならない。定数を考える場合も、住民自治を充実させる条件として、現在の議員のためだけではなく、将来の議会、議員にわたる責任を実感すべきである」と定数削減を検証しています。

これらの検証の結果を受けとめ、総合的な判断に立つなら、議会議員の定数は現状を維持すべきという結論になるのが当然のことです。

提案説明では、近隣町村が議員定数を減員していることを考慮したとありますが、幕別町は唯一十勝で平成に合併した町であり、市街地の三極化、忠類―幕別間の距離は 40 キロも離れ、音更町よりも面積の広い町です。この特殊性を考えるなら、他町に並んで減員することにはなりません。総務文教、民生、産業経済の常任委員会の人数を最低 6 人とする根拠も乏しく、過去には 8 人、9 人と籍を置き、活発な議論が交わされてきた経過もあります。

新しい幕別町をつくる会から提出された削減の要望書では、財政難と議員の資質の向上が趣旨とされておりますが、一般会計に占める議会費の割合は平成 27 年度で 0.6%であり、10 年前より 0.2%減少しています。

また、議員の質の向上も、多数で知恵を出し、活発な議論を聞かせることこそ必要であり、減員が資質の向上につながる保証はありません。議会には議員の数だけ政策があると言われております。地方議会全体に議員提案の議案が少ないという批判がありますが、一人でも多くの議員と論戦を交わし、政策を立案し、議員提案をしていくことこそ町民の負託に応えることにつながります。

真の議会改革、住民自治の確立こそ推進すべきであり、町民から信頼の寄せられる議会を今後とも築いていくために、定数は現状を維持すべきことを申し上げ、反対討論といたします。

○議長（芳滝 仁） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

谷口和弥議員。

○15 番（谷口和弥） 発議第 1 号、幕別町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論を行います。

提案説明にありました幕別町議会では、平成 28 年 3 月からほぼ 1 年間をかけて議員定数のあり方について真摯に議論し、検討を重ねてまいりました。この間、8 月には 4 会場で開催した議会報告会や、10 月 1 日に山梨学院大学法学部江藤俊昭教授をお招きして開催した議会改革フォーラムにおいて、参加いただいた方々からご意見をいただきました。

また、昨年 12 月には、町民の方からの議員定数について削減に向けた検討の要請書も提出されているところであります。

そもそも市町村議会の議員の定数は、従来、実際の人口規模により法律で定められていました。その後、法定上限数に改正され、今日ではそれも撤廃され、それぞれの自治体がみずからの責任で決めることとされているところであります。その点では、各自治体には議員定数を規定するに当たり、説明責任が求められていると言えます。現在の地方自治制度のもと、執行機関と対等の関係にある議会は、多様な民意を反映させ、政策立案や監視機能を効果的に発揮することが求められており、こういった観点からは議員定数は多い方が望ましいといえ、安易な削減は議会の弱体化につながるおそれがあると思います。

しかしながら、近隣の町では議員定数の削減が行われており、それを意識した意見も寄せられているところです。そこで我々は、本町が合併した町であることなどの事情から、現在の総務文教、民生、産業建設の三つの常任委員会体制を維持し、1 委員会当たりの人数は活発な議論を行い得る最低限の人数である 6 人で構成し、それに議長を加えた 19 人としても、議会運営上、大きな支障を来すことなく運営できる人数であると判断したものであります。このように定数を減員することは、大変厳しい決断であります。しかし議会みずからが定数を削減する決断をすることにより、これまで以上に町民や町職員との信頼を深めることにつながるものと考えます。

定数削減による議会の弱体化を招くことがあってはなりません。削減した議員にかかわる役割は、多くの町民に議会に関心を持っていただき、さまざまな場面で議会に参加していただくことで、補完することが必要であると考えます。

議員一人一人が不斷の努力によって資質の向上に努めるとともに、地域民主主義の確立のための議会改革、議会活性化の歩みを進めることによって町民の負託に応え、信頼される議会にしていくことの決意を込めて、本案に対する私の賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（芳滝 仁） ほかに討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

お諮りいたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

異議がありますので、電子表決システムにより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

なお、会議規則第 82 条第 2 項の規定により、表決確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタンまたは反対のボタンのいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） なしと認め、確定します。

投票総数 18 人です。

賛成が 13 人です。反対 5 人です。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 29 号、平成 28 年度幕別町一般会計補正予算（第 11 号）を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 29 号、平成 28 年度幕別町一般会計補正予算（第 11 号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,237 万 9,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 169 億 1,852 万 1,000 円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、2 ページ、3 ページに記載をしております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

4 ページをお開きいただきたいと思います。

「第 2 表 繰越明許費補正」であります。

追加であります。6 款農林業費、1 項農業費産地パワーアップ事業（生産支援）補助金 5,766 万 2,000 円を繰り越すものであります。

産地パワーアップ事業につきましては、農業の国際競争力の強化を緊急に実施するものとして、平成 27 年度に創設された国の補助事業であります。

このたび、本町におきまして、忠類地域のコントラクター事業組織が長芋の収益力強化に取り組むために農業機械をリース導入することとなりましたことから、その経費等の一部を支援するものでありますが、年度内に事業が完了できないことから、翌年度へ繰り越すものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

6 ページになります。

3 款民生費、2 項児童福祉費、3 目施設型・地域型保育施設費 471 万 7,000 円の追加であります。
国の基準により算定される保育に要する費用、いわゆる公定価格の改定が本年 3 月に行われ、平成 28 年 4 月から遡及適用されることに伴い、所要の費用を追加するものであります。

6 款農林業費、1 項農業費、2 目農業振興費 5,766 万 2,000 円の追加であります。

繰越明許費補正でご説明いたしました補助事業であります、北海道の間接補助事業であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

5 ページになります。

1 款町税、2 項 1 目固定資産税 394 万 5,000 円の追加であります。現年課税分の追加であります。

15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費負担金 51 万 5,000 円の追加、あわせまして 16 款道支出金、1 項道負担金、1 目民生費負担金 25 万 7,000 円の追加であります。

いずれも、札内南保育園の運営に係る国・北海道の負担金であります。

次に、2 項道補助金、4 目農林業費補助金 5,766 万 2,000 円の追加であります。

産地パワーアップ事業に係る道補助金であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○12 番（中橋友子） 6 ページ、歳出、施設型・地域型保育施設費で、公定価格が変更したことによって平成 28 年度の当初から遡及して 471 万円、南保育所に委託料として払われるということでありましたけれども、理解ができなくてお尋ねすることを最初に申し上げたいと思います。

幕別町には、指定管理でさらに青葉保育所がございますね。今決まって遡及していくということであれば、同じ条件にあるのではないかというふうに思います。何らかの形で最終的にゆとりがあるか何か理由がなければ、ここに当然青葉保育所も出てくるのではないかというふうに疑問を持つものですから、お答えをいただきたいと思います。

○議長（芳滝 仁） こども課長。

○こども課長（杉崎峰之） 札内南保育園の委託料と札内青葉保育所の委託料についてでございますが、まず要因として 1 番考えられることは、今回、南保育園につきましては、最初の予想の人員といいましょうか、人員に対して予想を上回る入所の結果があったため、公定価格の上昇分について、今までの予算で対応できなかったということが大きい要因で、主にその分につきましてのみ込みなかったといえますか、ということでございます。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（境谷美智子） ただいま課長が申し上げたとおりなのですが、当初予定の公定価格から上がり分、両方の保育所は上がったのですけれども、現計予算の中で青葉保育所の分については支出することが可能なくらい、委託料全体の中にはこの公定価格にかかわるもの、それから上がらなかった病児保育やいろいろなものを積み上げている中で、あと町内の広域保育の、うちの町からよその保育園に行ったときに払う分とかもずっと積み上げて予算している分の総体の予算の中で、何とか整理が普通はつけば全部よかったのですけれども、まとめて南保育園で、南保育園が大きかったものですから、南保育園の足りない分を補正させていただくという形です。

ですから、同じように青葉も公定価格が上がりましたが、現計予算の中で整理をつけることができたというふうに考えていただいて。青葉と南と両方足して、現計予算より上回った分で南の分が多かったので、南の分が全部足りなかったわけではなくて、南も現計予算でちょっと足りたのですけれども、残り分全部を南保育園で整理させていただいたということです。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12 番（中橋友子） 見えたような、見えたようなですけれども。

つまり一番疑問に思ったのは、その公定価格、つまり積算基準が変わったことから出発した補正だ

ということでありますよね。そうすると、もちろん今のような説明も理解できるのですけれども、青葉保育所も積算の基準があって、そしてその指定管理料というのを幕別町として払いますよね。そのときには価格が上がっていないときの積算で払われていたと思うのです。でも今回、今の時期になって、青葉についても南についても引き上げられるということになるものですから、それで例えば、南のほうだけが不足をして補填をするということになれば、では青葉のほうの最初のその積算の仕方がどうだったのかな。例えば、予定よりも子供が多く入ってゆとりがあったのかなとか、そんなふうに考えたのですけれども、そうではないですね。どうでしょうか。

議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（境谷美智子） 青葉の委託料の中で、当初の見込みの人数から確かに1年間を通して上がり下がりがありますので、それと年齢、例えばゼロ歳児が何人とか、4歳児が何人とか、その上がり下がりでも委託料の総額が上下するのです。それで、相対でいけば、青葉は今回の公定価格の平均のアップ率が1.3%だったのですけれども、何とかぎりぎりなのですから、その他の要因もあります。例えば除雪の加算額を使わないで済んだとか、委託料の中の。そういうところの整理をつけたときに、青葉は本当に一部で済んだのですが、南保育園についてはご承知のとおり、建てていただいているのですけれども、今回最大で136人受け入れていただいた月とかもあって、かなり予想の人数よりもたくさんの子供たちを受け入れていただいて、しかもゼロ歳、1歳の小さい子供もたくさん受け入れていただいた経過もあって、その毎月の整理をした結果が、南保育園で大きく公定価格の上がり方による差額が出たので、今回補正させていただきますということでご了承願います。

○議長（芳滝 仁） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[委員会報告]

○議長（芳滝 仁） 日程第6、議案第1号、平成29年度幕別町一般会計予算から日程第14、議案第9号、平成29年度幕別町水道事業会計予算の9議件を一括議題といたします。

予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

委員長岡本眞利子議員。

○9番（岡本眞利子） 朗読をもって報告いたします。

平成29年3月17日

幕別町議会議長芳滝仁様

予算審査特別委員会委員長岡本眞利子

平成29年度幕別町各会計予算審査特別委員会報告書

平成29年3月2日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成29年3月2日、13日、14日（3日間）

2、審査事件

議案第1号、平成29年度幕別町一般会計予算

議案第2号、平成29年度幕別町国民健康保険特別会計予算

議案第3号、平成29年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算

議案第4号、平成29年度幕別町介護保険特別会計予算

議案第5号、平成29年度幕別町簡易水道特別会計予算

議案第6号、平成29年度幕別町公共下水道特別会計予算

議案第7号、平成29年度幕別町個別排水処理特別会計予算

議案第8号、平成29年度幕別町農業集落排水特別会計予算

議案第9号、平成29年度幕別町水道事業会計予算

3、審査の結果

議案第1号、平成29年度幕別町一般会計予算から議案第9号、平成29年度幕別町水道事業会計予算までの9議件の原案を「可」とすべきものと決しました。

以上であります。

○議長（芳滝 仁） 報告が終わりました。

予算審査特別委員会は、議長を除く全議員により構成されていますので、委員長報告に対する質疑は省略いたします。

これより、議案第1号、平成29年度幕別町一般会計予算についての討論を行います。

討論はありますか。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第1号、平成29年度幕別町一般会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第2号、平成29年度幕別町国民健康保険特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第3号、平成29年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第4号、平成29年度幕別町介護保険特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第5号、平成29年度幕別町簡易水道特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第6号、平成29年度幕別町公共下水道特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第7号、平成29年度幕別町個別排水処理特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第8号、平成29年度幕別町農業集落排水特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第9号、平成29年度幕別町水道事業会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、陳情第2号、後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の維持・継続を求める意見書の提出を求める陳情書を議題といたします。

民生常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長東口隆弘議員。

○10番（東口隆弘） 平成29年3月17日

幕別町議会議長芳滝仁様

民生常任委員会委員長東口隆弘

民生常任委員会報告書

平成 29 年 3 月 2 日、本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告いたします。

記

1、委員会開催日

平成 29 年 3 月 9 日（1 日間）

2、審査事件

陳情第 2 号「後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の維持・継続を求める意見書」の提出を求める陳情書

3、陳情の趣旨

後期高齢者医療制度は、従来の老人保健制度、退職者医療制度を廃止した上で、2008 年度に創設されました。

制度施行に当たっては、被保険者の負担軽減の観点から、世帯所得に応じた保険料の軽減特例措置が設けられ、保険料の均等割については 9 割まで、所得割については 5 割軽減することとし、国の毎年度の予算措置が講じられてきました。2015 年度における特例軽減措置の対象者は、全国で所得割の 5 割軽減で 153 万人、均等割の軽減で 317 万人、8.5 割軽減で 274 万人、被扶養者だった人の 9 割軽減で 171 万人となっています。北海道では、均等割で合わせて 38 万 7,000 人、所得割軽減で 7 万 3,000 人となっています。

こうした状況の中、国においては、2015 年 1 月の社会保障制度改革推進本部が決定した「医療保険制度改革骨子」において、後期高齢者医療制度の軽減特例措置については、段階的に縮小することとされました。

この制度が廃止されれば、加入者の保険料が 10 倍近くになる試算も出されており、甚大な影響が及びます。高齢者の現状は最大の収入源である年金の引き下げや生活必需品の値上がりにより生活環境は悪化しており、廃止によってさらに困難に追い込まれることが懸念されます。

以上の趣旨から、意見書の提出を求めるものです。

陳情項目

後期高齢者医療制度における保険料軽減特例措置の維持・継続を図ること。

4、審査の経過

審査に当たっては、陳情の趣旨等について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果

「採択」すべきものと決した。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第 2 号、後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の維持・継続を求める意見書の提出を求める陳情書についての委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

ここで、追加日程配付のため、暫時休憩いたします。

14：52 休憩

14：54 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[追加日程・付託省略]

○議長（芳滝 仁） ただいま、お手元に配付いたしました追加日程のとおり、意見書案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案を日程に追加し、本会議で審議することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（芳滝 仁） 日程第 15 の 2、発議第 2 号、後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の維持・継続を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案については、さきに採択となりました陳情と同じ内容でありますので、提出者の説明、質疑討論を省略し、ただちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、提出者の説明、質疑討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

発議第 2 号、後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の維持・継続を求める意見書は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

日程第 16、議案第 27 号、公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

飯田町長。

○町長（飯田晴義） 議案第 27 号、公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 14 ページをお開きいただきたいと思います。

本件は、現公平委員会委員であります永田信氏から、本年 3 月 31 日をもちまして辞職する旨の申し出がありましたことから、ご本人の意思を尊重させていただきまして、後任の委員の任命につきまして議会の同意を求めるものであります。

永田委員におかれましては、平成 18 年 10 月から 10 年 6 カ月の長きにわたり公平委員会委員を務めていただき、この間、平成 21 年 10 月からは委員長としての職責を果たしていただき、そのご功勞に對しまして、ここに深く謝意を表するものであります。

後任といたしまして、忠類栄町の山崎和夫氏を新たに選任いたしたく議会の同意を求めるものであります。

任期につきましては、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日までの残任期間となるものであります。

なお、同氏の経歴などにつきましては、議案説明資料の 32 ページに記載をいたしておりますので、

ご参照いただき、選任につき同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 本件は人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたします。

採決は、電子表決システムによる無記名投票で行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、採決は電子表決システムによる無記名投票で行うことに決定いたしました。

無記名投票は、モニターに議員名は表示されず、投票総数、賛成数、反対数のみが表示されます。

これより、表決を行います。

本件は、原案のとおり同意することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

なお、会議規則第 82 条第 2 項の規定により、表決確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタンまたは反対のボタンのいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） なしと認め、確定します。

投票総数 18 人。

賛成 18 人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定されました。

[委員会報告]

○議長（芳滝 仁） 日程第 17、常任委員会所管事務調査報告を議題といたします。

産業建設常任委員長より、所管事務調査報告書が議長宛てに提出され、お手元に配付済みであります。

なお、本件は説明を省略いたしますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

[閉会中の継続審査の申し出]

○議長（芳滝 仁） 日程第 18、閉会中の継続審査の申し出を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長より、ただいま委員会において審査中の事件について、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

総務文教常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、総務文教常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

[閉会中の継続調査の申し出]

日程第 19、閉会中の継続調査の申し出を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長、民生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長から、所管事務調査に係る事件につき、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

[閉議・閉会宣告]

○議長（芳滝 仁） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、平成 29 年度第 1 回幕別町議会定例会を閉会いたします。

15 : 01 閉会